

平成28年3月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成28年 2月24日 開会  
平成28年 3月15日 閉会

飯 島 町 議 会

平成28年3月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年2月24日 午前9時10分開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 7号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 第 8号議案 飯島町一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 第 9号議案 飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 11号議案 平成27年度飯島町一般会計補正予算（第7号）

日程第 8 第 12号議案 平成27年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 9 第 13号議案 平成27年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第10 第 14号議案 平成27年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第11 第 15号議案 平成27年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第12 第 16号議案 平成27年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第13 第 17号議案 平成27年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）

※第11号議案から第17号議案まで一括議題

- ・提案説明、各課長から補足説明、質疑
- ・議案ごと討論、採決

○出席議員（10名）

1番 本多 昇	2番 滝本登喜子
3番 久保島 巖	4番 折山 誠
5番 橋場みどり	6番 堀内克美
8番 浜田 稔	9番 中村明美
11番 竹沢秀幸	12番 松下寿雄

○欠席議員（2名）

7番 三浦寿美子	10番 坂本紀子
----------	----------

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 下平洋一 (欠席)</p>	<table border="0"> <tr><td>副町長</td><td>唐沢 隆</td></tr> <tr><td>総務課長</td><td>宮沢卓美</td></tr> <tr><td>企画政策課長</td><td>鎌倉清治</td></tr> <tr><td>住民税務課長</td><td>大久保富平</td></tr> <tr><td>健康福祉課長</td><td>宮下 寛</td></tr> <tr><td>産業振興課長</td><td>久保田浩克</td></tr> <tr><td>建設水道課長</td><td>田沢義郎</td></tr> <tr><td>会計管理者</td><td>堀内喜美江</td></tr> <tr><td>企画政策課財政係長</td><td>座光寺満輝</td></tr> </table>	副町長	唐沢 隆	総務課長	宮沢卓美	企画政策課長	鎌倉清治	住民税務課長	大久保富平	健康福祉課長	宮下 寛	産業振興課長	久保田浩克	建設水道課長	田沢義郎	会計管理者	堀内喜美江	企画政策課財政係長	座光寺満輝
副町長	唐沢 隆																		
総務課長	宮沢卓美																		
企画政策課長	鎌倉清治																		
住民税務課長	大久保富平																		
健康福祉課長	宮下 寛																		
産業振興課長	久保田浩克																		
建設水道課長	田沢義郎																		
会計管理者	堀内喜美江																		
企画政策課財政係長	座光寺満輝																		
<p>飯島町農業委員会 会長 森本令子</p>	<p>飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)</p>																		
<p>飯島町教育委員会 委員長 下島恭子</p>	<table border="0"> <tr><td>教育長</td><td>山田敏郎</td></tr> <tr><td>教育次長</td><td>小林美恵</td></tr> </table>	教育長	山田敏郎	教育次長	小林美恵														
教育長	山田敏郎																		
教育次長	小林美恵																		
<p>飯島町代表監査委員 橋場正芳</p>	<p>飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	宮下弥紀

## 本会議開会

開 議  
議 長

平成28年2月24日 午前9時10分

おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変ご苦労さまです。これから平成28年3月飯島町議会定例会を開会します。

ここで議長から申し上げます。町当局から、下平町長はインフルエンザ感染により本日の会議への出席は困難な状況にあり、欠席との連絡がありました。

本定例会は、平成28年度各会計予算をはじめ重要な案件の審議が予定されていることに鑑み、急きよ、本定例会の運営に関して議会運営委員会に諮り、当初予定しておりました本日の議事日程を変更し、会議を進行することとしましたので報告します。

併せて、議員各位には会期中の本会議及び委員会審査を通じ、慎重かつ精力的にご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いを申し上げます。

それではこれから本日の会議を開きます。先程触れました本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。開会にあたり副町長からごあいさつをいただきます。

副町長

おはようございます。冒頭、議長さんのごあいさつにもありましたように、下平町長が本会議を欠席させていただいておりますので、下平町長に代わりまして私から、平成28年3月定例議会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成28年2月17日付飯島町告示第7号をもって、平成28年3月飯島町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から厚くお礼申し上げます。また橋場代表監査委員さん、下島教育委員長さん、森本農業委員長さんにおかれましては、ご多忙中のところご臨席賜りまして誠にありがとうございます。

さて、この冬は暖冬傾向の中、暖かく穏やかな天候で推移しておりましてけれども、1月半ば以降に寒波の到来とともに連日にわたり除雪や凍結防止対応に追われてまいりました。関係機関の迅速な対応と町民の皆様のご協力によりまして、日常生活や交通に大きな影響の及ぶことなく対処ができましたことに感謝を申し上げる次第でございます。南信州には「寒明け七節」という言葉がございますが、今後予想される降雪にも引き続き引き締めて対応してまいります。立春、雨水を過ぎまして早いもので2月も数日を残すのみとなりました。気温変動の激しい時期ではありますが日射は一層強さを増してきており、温暖の力は桜の便りも聞かれる季節となってまいりました。先ごろ発表されました本県の桜の開花も例年より早めという予報が出ておりまして、春の到来が待ち遠しいところでございます。

さて、先ごろ内閣府より、昨年10月から12月期のGDP速報値の発表がありました。実質で前期比マイナス0.4%、年率換算でマイナス1.4%、マイナス成長は2四半期ぶりとのことでございます。暖冬による冬物衣料の売り上げ不振、また個人消費が低迷したことが主な要因として挙げられていますけれども、景気回復の足踏み状態、それから景気の停滞感が一層鮮明となってきたことで、その影響が心配されるところでございます。こうした中、日銀は追加の金融緩和施策として異例のマイナス金利を導入しました。加えて消費者物価指数2%上昇の達成時期を平成29年度前半ごろに先送りしました。日銀はマイナス金利政策によって企業投資や家計消費を喚起しようとしています。劇薬となり

得るとも言われるこの施策によって経済や暮らしへの影響が大変心配されるところでございます。これまでの日本経済は当初のアベノミクスの3本の矢の内、その屋台骨であります日銀の量的質的金融緩和による低金利、円安、株価上昇に支えられてきた感はありますけれども、金融緩和と積極財政にはおのずと限界と弊害もあり、当初の3本の矢の戦略が揺らいでいるとの指摘が多く識者から聞かれるところでもあります。また来年4月の消費税10%の引き上げや地方経済・財政への影響が大変心配されるところでございます。

一方、通常国会開会中の国政では、安倍総理は施政方針演説で、今国会を未来へ挑戦する国会と位置付け4つの分野への挑戦を掲げました。1つとして世界経済の新しい成長軌道への挑戦、2つとして地方創生への挑戦、3つとして1億総活躍社会への挑戦、4つとしてよりよい世界への挑戦を掲げ、この4つの分野に逃げることなく果敢に挑戦し続ける姿勢を力強く表明しております。とりわけ、1億総活躍社会への挑戦に関しましては非正規労働者への処遇向上や正規化を後押し、雇用形態で賃金に差をつけない同一労働同一賃金の実現に挑戦するとしたことは、政権としての新たな取り組みであり、注目される施策と思われます。また憲法改正につきましては逃げることなく答えを出していくと、強い口調で表明していることから、今後の成り行きを注視していく必要があります。

さて、今議会には当町の新年度予算を上程いたしますが、この予算は下平町長として編成した最初の通年予算であります。加えて第5次総合計画後期計画及び地方創生総合戦略のスタートの年となる予算でございます。当町は様々な課題に直面しておりますけれども、これらの課題を乗り越え、町民の皆様が生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり、豊かさや幸せ、希望を実感できるまちづくりを積極的に進めてまいります。現在町財政は依然として厳しい状況が続いておりますが、町民の皆様の要望も可能な限り踏まえたうえで、町民の皆様の負託に応えられますように、行政の究極の目標であります「みんなが安心して暮らせる豊かな町」を目指しまして、第5次総合計画後期計画及び地方創生総合戦略の基本路線に沿って3つの重点プロジェクト、それから8つの進むべき方向、それからそれに伴います50の施策に対応した事業を厳選しまして、これを実現する具体策としまして3本の柱を位置付けまして新年度予算を編成したところでございます。民間からの風と行政からの風の2つの新しい風が吹く中で、この風をしっかりと受け止め、風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町へのチャレンジ、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジ、の三本柱を据えましてチャレンジする予算として新年度予算を位置付けたところでございます。これらのチャレンジは、12月議会定例会におきまして下平町長の所信表明の中で申し上げた三本柱でございますが、たまたま安倍総理も所信表明演説の中で4分野への挑戦を掲げておりまして、国政の挑戦に負けないように固い決意を持ち、町民の皆様とともに全身全霊でチャレンジしてまいり所存でございます。

チャレンジする予算の三本柱につきましてその概要を申し上げますが、第一の柱であります「風通しのいい行政のチャレンジ」に関しましては、これまでの子育て支援策の更なる充実に加えまして子育て支援センターの移転新築、ファミリーサポート事業の新設、七久保放課後児童クラブの新設、地域未来塾・土曜塾の新設など、新たな子育て支援事業を思い切って展開することによって、妊娠から思春期までの切れ目のない子育て支援策、これは「飯島版ネウボラ+」といえますけれども、これを展開してまいります。ネウボラとはフィンランドで展開されております妊娠期から就学前までの子育て支援策を言いますけ

れども、飯島ではそれに加えて思春期まで、高校までの切れ目のない子育て支援を展開していくということでございます。第二の柱であります「儲かる飯島町へのチャレンジ」に関しましては、官民共同でマーケティング戦略やブランドづくりを進める「飯島町営業部」を発足してまいります。この組織を中心にアルプスのお花畑や農地付き格安住宅の実現に向けて、事業の研究を進めてまいりますと共に、既存の施設や機関との連携、それから地域資源の活用を図る中で「道の駅田切の里」や「中田切公園水の駅」などの新たな観光振興施策によって活気や賑い、楽しみを取り戻し、元気なまちづくりを目指してまいります。第三の柱であります「田舎暮らしにランキング日本一へのチャレンジ」に関しましては、これまでの定住促進施策や婚活施策を拡充しまして、観光振興策や地域振興策と合わせたダイナミックな展開を図る中で強力に推進してまいりたいと思います。世界一のステージ信州飯島町の魅力を前面に押し出し、都市との交流、対流による移住・定住を促進し、田舎暮らしランキング日本一を目指してまいります。

加えてまして新年度は飯島町発足60周年の節目の年を迎えます。先人の皆様が作り上げた歴史を振り返りながら町の還暦を祝うとともに、町民の皆様が町の魅力を再認識し、町の魅力を外に向けて発信する機会となるような事業や、大勢の町民の皆様が参加することで町全体の一体感が醸成でき、未来に向けて元気の出るような事業を一年を通じて計画し、秋にはとりわけ大きな事業を計画してまいります。大勢の町民の皆様に参加によりまして活気や賑いを作り出し、将来に向けて勢いをつけてまいりたいと思います。ただいま概要を申し上げました三本のチャレンジの細部につきましては、後刻、下平町長より改めて新年度予算提案の中で施政方針として申し上げてまいります。

さて、3月議会定例会にご提案申し上げます議案につきましては、人事案件3件、条例案件7件、新年度予算を含む予算案件14件、その他案件35件の計59案件でございます。本日はそのうち、人事院勧告に関わります条例案件3件、一般会計補正予算を含む予算案件7件、計10案件を提案させていただきます。いずれも重要な案件でありますので、なにとぞ慎重なご審議をいただき、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。議会議案集のごあいさつといたします。よろしくお願ひいたします。

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番 滝本登喜子議員、3番 久保島 巖 議員を指名します。

議 長

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期につきましては議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員会副委員長の報告を求めます。

久保島議会運営副委員長。

議会運営  
副委員長

それでは議会運営委員会から報告いたします。坂本委員長が本日会議を欠席しておりますので副委員長、私から議会運営委員会の報告をいたします。本日2月24日召集されました3月定例会の運営につきまして、去る2月18日午前9時10分より、町側から町長、副町長、総務課長、企画政策課長に出席をいただき、議長、副議長立ち会いのもと議

会運営委員会を開催いたしました。初めに会期について申し上げます。本定例会に提出されました案件は、ただいま副町長からお話がありましたように、人事案件3件、条例案件7件、補正予算案件7件、新年度予算案件7件、公共施設の指定管理者の指定等の一般案件が35件、計59件であります。請願・陳情の受理は5件であります。案件の内容からしまして、会期は本日2月24日から3月15日までの21日間が適当であると決しました。さらに審議方法につきまして申し上げます。第1号議案から第3号議案、第6号議案から第10号議案、及び第21号議案、第26号議案、第31号議案はそれぞれ単独で、第11号議案から第17号議案、第27号議案から第30号議案、及び第32号議案から第59号議案までは一括して上程し、上程日の即決と決しました。第4号議案、第5号議案を単独で、第18号議案から第24号議案は一括して上程し、総括質疑の後、委員会へ付託し、最終日15日に委員長報告の後、採決をするということに決しました。陳情・請願案件のうち3件は文書配布、2件は委員会に付託することといたしました。

以上を2月18日の議会運営委員会で決定したところでございますけれども、昨日、松下議長から町長が本日の会議出席が困難であるという理由から、急きょ審議日程につきまして再調整が指示され、本日午前8時30分から急きょ審議日程について再調整を行いました。出席者は前回出席の者によるものでございます。その結果について報告いたします。本日の会議においては町長が不在であります、しかし業務執行上の理由から申しまして町の要請がありまして、第7号から第9号まで、及び第11号から第17号までの議案につきましては本日上程し、前回決定のとおり即決をするということに決しました。さらにですね人事案件、新年度予算案件、それ以外の議案につきましては2月29日に議案の上程審議のための本会議を開催するという日程に追加することにいたしました。なお会期及びその他の議案の審査方法につきましては変更はございません。なお議案の上程日、日程がですね変更になったために、議案書の提出日に関わる文書訂正につきまして、今回特殊事情であるということから町側の要請もありまして、議案書すべてをですね差し替えることもできませんということで、議員自らご訂正を願うということにいたしました。従いまして29日提出上程に変更になりました議案の上程日をですね、2月24日から2月29日に各自でご訂正をいただきたいというふうに思います。議員各位におかれましては以上ご理解の上ご協力賜りますようお願い申し上げます。

議長 お諮りします。ただいまの副委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月15日までの21日間、案件の審議方法は副委員長の報告のとおりとしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日から3月15日までの21日間とすることに決定しました。また各案件の審議方法は副委員長の報告のとおりとします。

久保島副委員長自席へお戻りください。会期の日程は事務局長から申し上げます。

宮下事務局長。

事務局長 (会期日程説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。最初に請願・陳情等の受理について報告します。本日までに受

理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に、例月出納検査結果について報告します。12月から2月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に、議員から欠席の通告がありましたので報告します。坂本議員からインフルエンザ感染により欠席の通告がありました。三浦議員から一身上の都合による欠席の通告がありました。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。また予算議会でありますので企画政策課財政係長に出席を願うこととしました。

次に、町当局からの報告を求めます。

副町長

それでは3件についてご報告を申し上げます。初めに飯島町土地開発公社の平成28年度事業計画及び予算について申し上げます。飯島町土地開発公社の平成28年度事業計画及び予算につきましては、去る2月12日の理事会において審議をお願いし、ご議決をいただきましたので、その概要を地方自治法の規定によりましてご報告申し上げます。初めに大変長い時間を費やしまして分譲・売却することができました柏木工業団地造成事業でございますが、現在、進出企業による工場建設も進められておりまして、今年秋には工場棟1棟、及び管理棟が完成し操業の運びとなる予定でございます。地元雇用などを期待するところは大きく、第二期の工場棟の建設も早期に着工いただくようお願いしてまいりたいと考えております。さて平成28年度の事業計画では公有土地取得事業としまして、平成27年度から実施しております久根平工業団地から中田切グリーン工業団地排水路までの専用排水路敷設工事に関わります道路舗装復旧費などの経費と、陣馬工場団地の造成工事に関わる経費を計上いたしました。土地の処分計画では久根平工業団地専用排水路、陣馬工業団地及び新田工業団地の売却を進めてまいります。また未販売の分譲宅地につきましても定住促進事業との連携や住宅メーカーへの働きかけ、パンフレットやホームページなどを活用した販売促進に努めてまいります。次に予算概要について申し上げます。主な収入見込みとしましては代行取得用地及び工業団地、住宅分譲地等の売却による土地造成事業収益などにより、収入合計で約252,000,000円を予定しております。これに対し、支出見込みとしましては、土地造成事業原価など事業支出約239,000,000円を予定しており、この結果、単年度収支では約13,000,000円の黒字を見込む予算であります。詳しくはお手元の事業計画及び予算書のとおりでございますので後刻お目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、一般財団法人「まちづくりセンターいいじま」の平成28年度事業執行計画について申し上げます。平成28年度一般財団法人「まちづくりセンターいいじま」の業務執行計画につきましては、去る2月19日開催の理事会におきまして審議、ご決議をいただきましたので、その概要を地方自治法の規定によりご報告申し上げます。平成28年度の一般財団法人「まちづくりセンターいいじま」の事業は設立し第5期目を迎えます。指定管理業務につきましては本郷道の駅「産地形成促進施設指定管理業務」、千人塚公園指定管理業務、与田切公園指定管理業務に飯島町文化館指定管理業務を加えた4事業と、受託事業としまして山岳施設管理業務、道の駅本郷管理業務、観光業務、観光協会事務局業務、信州いいじま桜守事務局業務を、また東京都三鷹市においてアンテナショップ「信

州いいじまマルシェ」の管理運営業務を実施いたします。また収益事業としましてマレットゴルフ、釣り、各種イベントへの参加及びホームページでの情報発信を行います。これらを行う業務執行の概要についてですが、主な収入は指定管理収入、施設利用料収入、委託料収入、マレットゴルフ事業収入、信州いいじまマルシェ販売収入など総額で約65,000,000円となります。また支出につきましては事業費として、先ほど申し上げました指定管理業務を中心とする受託事業支出が56,000,000円、これに一般管理及び収益事業支出など約9,000,000円を加えまして、収入予算と同額65,000,000円となります。事業費総額を前年度と比べますと、約9,000,000円の減額となります。各種管理業務の履行はもとより、今後も更なるサービスの向上を図り、一般財団法人「まちづくりセンターいいじま」の目的達成のため努力をしております。詳しくはお手元の業務執行計画のとおりでございますので後刻お目通しをいただきたいと思っております。

最後に、株式会社エコーシティ駒ケ岳の平成28年度の事業計画及び予算計画について申し上げます。株式会社エコーシティ駒ケ岳の平成28年度の事業計画及び予算計画につきましては、去る2月17日開催の同社の取締役会におきまして承認されておりますので、地方自治法の規定によりその概要をご報告申し上げます。初めに平成27年度の事業実施の状況等につきましてご報告申し上げます。管内全域での加入者数に大きな変動はありませんけれども、先ごろ完成しました宮田村エリアにおいて伝送路高度化事業が実施されたことによりまして、宮田村エリアを中心に個別契約が大きく伸びており、管内全域ではインターネット、ケーブルプラス電話の加入契約がそれぞれ増加しております。本年度の大きな事業であります光化に伴う行政チャンネルのデジタル化工事が完了し、この2月からは加入全世帯が地上デジタル11チャンネルで行政番組をご覧いただけるようになりました。本年度も伝送路高度化事業や行政チャンネルのデジタル化工事など、大規模事業を行ってきたことから本年度末におけます決算はおおよそ20,000,000円の赤字が見込まれております。次に平成28年度の事業計画及び予算計画についてご説明申し上げます。基本方針及び運営方針につきましては平成27年度と同様でございます。主な事業計画としまして、本年度に行いました本局の局舎の耐震診断結果を踏まえまして、局舎の耐震工事が実施される予定でございます。設備関係ではインターネット設備の増強、インターネット上位回線の二重化によります確実に安心な放送通信関係の整備が計画されております。また新規加入者獲得に向けた営業活動に力を注ぐとともに、加入者管理システムの改修を行い利用料の支払いの利便性向上を図ることとしております。さらに次世代サービスとしまして、より高精細なテレビ画像であります4K対応が必要となっており、このための一部設備について予算化し、技術研究を進めることとしております。またテレビ、インターネット、ケーブルプラス電話に続く事業として、携帯端末等に関わります無線環境に関する研究を進めることとしております。なお宮田村エリアでの伝送路設備高度化事業につきましては平成29年度に実施に向けて、1年かけて検討をされる予定でございます。予算計画としましては売上高を667,000,000円余りで見込んでおり、様々な諸経費を差し引いた後の損益は8,000,000円の黒字を見込んでおります。詳しくはお手元の事業計画及び予算計画のとおりでございますので後刻お目通しをいただきたいと思っております。

以上3件につきましてご報告を申し上げます。よろしくお願いたします。

議 長

ただ今、報告のありました3件につきましては、最終日の議会全員協議会において質疑

を受けることとします。

以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4 第7号議案「飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第7号議案「飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由の説明を申し上げます。平成27年度人事院勧告に基づき、国家公務員に関する給与法の一部改正が行われたことに伴いまして、これに準じて常勤特別職及び議会議員の期末手当支給月額を0.05月分引き上げるよう改定するものでございます。実施時期につきましては平成27年4月1日に遡って行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第7号議案「飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第7号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 第8号議案「飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第8号議案「飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由の説明を申し上げます。平成27年度人事院勧告に基づき、国家公務員に関する給与法の一部改正が行われたことに伴いまして、国に準じた改正を行うものでございます。今回の改正は民間給与との格差等に基づく平成27年の給与に関わる改定となっております。平成27年の官民給与の格差を解消するため、給料月額を平均0.4%、期末勤勉手当を0.1月分それぞれ引き上げを行うものでございます。実施期間につきましては給料表、期末勤勉手当とも平成27年4月1日に遡って行うものでございます。また地方公務員法の改正に伴い、等級別基準職務表を条例で定める必要がございますので、規則の中で定めておりました等級別基準職務表を条例で定めるよう改正し、併せて行政不服審査法の改正に伴い必要な整備を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第8号議案「飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」  
を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第8号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 第9号議案「飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に  
関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第9号議案「飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例  
の一部を改正する条例」について提案理由の説明を申し上げます。改正の内容は平成27  
年度人事院勧告に基づき国家公務員に関する給与法の一部改正が行われたことに伴いまし  
て、これに準じて教育長の期末手当支給月数を0.05月分引き上げるよう改正するもの  
でございます。改正内容は先程第7号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一  
部を改正する条例と同様でございますので、内容説明は省略させていただきます。細部に  
つきましては質問により担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご  
議決を賜りますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第9号議案「飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関  
する条例の一部を改正する条例」を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第9号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで議事進行についてお願いをいたします。  
これから提案になります第11号議案から第17号議案までの7議案については、いず  
れも27年度補正予算に係る案件であり、一般会計から各特別会計への繰出金の計上や、  
人件費に関わるもので関連がありますので、先ほどの議会運営委員会副委員長から報告の  
ありましたとおり、一括して提案理由の説明を求め、それぞれの案件ごとに質疑、討論、  
採決を行うこととします。

議 長

日程第 7 第 1 1 号議案 平成 2 7 年度飯島町一般会計補正予算 (第 7 号)

日程第 8 第 1 2 号議案 平成 2 7 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 9 第 1 3 号議案 平成 2 7 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 1 0 第 1 4 号議案 平成 2 7 年度飯島町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 1 1 第 1 5 号議案 平成 2 7 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 1 2 第 1 6 号議案 平成 2 7 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 1 3 第 1 7 号議案 平成 2 7 年度飯島町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

以上第 1 1 号議案から第 1 7 号議案までの 7 議案について提案理由の説明を求めます

副町長

第 1 1 号議案から第 1 7 号議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。まず第 1 1 号議案平成 2 7 年度一般会計の補正予算案 (第 7 号) について申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,247,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4,865,963,000 円とするものであります。今回の補正につきましては急を要する経費及び特別会計と連動する経費について予算措置を行うものです。歳入の内容としましては、国民健康保険の基盤安定のための国県負担金、合わせておよそ 10,000,000 円を計上いたしました。主な歳出の内容としましては、人事院勧告に基づき国に準じて実施する給与等の増額補正を計上いたしました。その他特別会計の繰出金に国民健康保険、介護保険特別会計合わせておよそ 14,000,000 円、除雪に関する経費に 13,000,000 円等を計上いたしました。

続きまして、第 1 2 号議案平成 2 7 年度国民健康保険特別会計の補正予算 (第 3 号) について提案理由を申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から 15,447,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 1,146,891,000 円とするものでございます。保険給付費の決算見込み、共同事業、保健基盤安定負担金の額の確定、及び人件費の変更等による歳入歳出補正をするものでございます。歳入では県支出金、特別調整交付金を 6,367,000 円、一般会計からの繰入金金を 13,843,000 円増額し、療養給付費交付金を 24,244,000 円、共同事業交付金を 11,413,000 円、それぞれ減額し、歳出では総務費を 176,000 円、共同事業拠出金を 1,700,000 円増額し、保険給付費の状況により一般被保険者療養給付費 15,000,000 円、退職被保険者療養費 500,000 円及び一般被保険者高額療養費 8,000,000 円を増額し、退職被保険者療養給付費 20,000,000 円及び退職被保険者高額療養費 3,500,000 円をそれぞれ減額し、歳入歳出差額について予備費を 17,323,000 円減額するものでございます。

続きまして、第 1 3 号議案平成 2 7 年度後期高齢者医療特別会計の補正予算 (第 3 号) について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額に 1,500,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 121,140,000 円とするものであります。今回の補正は後期高齢者保険料の賦課状況により歳入歳出増額補正を行うものです。歳入では後期高齢者保険料普通徴収分を 1,500,000 円増額し、歳出では長野県後期高齢者医療広域連合納付金を 1,500,000 円増額するものでございます。

続きまして、第14号議案平成27年度介護保険特別会計の補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,054,369,000円とするものであります。歳入につきましては地域支援事業における職員人件費に係る国庫金39,000円、県支出金19,000円、一般会計繰入金97,000円の増額補正を行うものです。歳出につきましては総務費の一般管理費の人件費を78,000円増額し、地域支援事業に係る人件費を101,000円増額し、予備費を24,000円減額するものでございます。

続きまして、第15号議案平成27年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては総額404,848,000円は変わらず、歳出内容の補正をするものであります。歳入につきましては変更はございません。歳出につきましては給与改定に伴う人件費を120,000円増額し、予備費で調整を行うものでございます。

続きまして、第16号議案平成27年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、総額は290,383,000円と変わらず、歳出内容の補正を行うものでございます。歳入につきましては変更はございません。歳出につきましては給与改定に伴う人件費を156,000円増額し、予備費で調整を行うものでございます。

続きまして、第17号議案平成27年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては収益的収入に関する補正でございます。収入につきましては変更はありません。支出としまして漏水修理等の増加に伴う修繕費で900,000円、給与改定に伴う人件費を168,000円増額し、支出総額を216,245,000円とするものでございます。

その他細部につきましては第11号議案の一般会計と第12号議案の国民健康保険特別会計につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第13号議案から17号議案の特別会計につきましてはご質問により説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いいたします。

議長 引き続き一般会計について各課長から補足説明を求めます。

企画政策課長 (補足説明)

総務課長 (補足説明)

住民税務課長 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議長 続いて、特別会計について担当課長から補足説明を求めます。

健康福祉課長 (国民健康保険特別会計補足説明)

議長 ここで休憩といたします。再開時刻を10時45分といたします。休憩。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。提案理由の説明がありました。

初めに、第11号議案平成27年度飯島町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

9番

中村議員

それでは質問いたします。13ページ2853健康増進事業の中で伺います。この中でマイナス1,500,000になっております、がん関連及び健康増進法検診・健診の内容におきまして、マイナス要因の詳細をお聞きいたします。

健康福祉課長

検診の肝炎、それから骨量、それからまあがん関連でございますので大腸がん、それから胃がん、そういうものの検診の委託をしておりますけれども、そういうものにつきまして利用者がいなかったというわけではなくて、まああの予定したより少なかったということで、精査をした段階でマイナス1,500,000ということで、検診が少ないというわけではございませんので、そんな向にお考えをいただきたいというふうに思います。で、その分を他の検診のところへまあ振り向けるということはおかしいですが、まあ500,000だけ振り向けて総額でマイナス1,000,000と相殺させていただいたということでございますので、追加のある部分と、それから少なかった部分を精査してマイナス1,000,000の補正をさせていただいたということでございますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

議長

3番

久保島議員

他にありませんか。

2点お伺いいたします。13ページの2811、保健衛生総務費ですね。開業医支援の関係なんです、ここで増えているということで、もう少し詳しくお話をいただけたらなあと。可能性が出てきたのか、それとも何か違う費用等が必要になったのか、その辺をお話いただきたい。それからもう1点、17ページ4322の河川修理の関係なんです、どういった修理になるのか、この辺のお話をいただきたいというふうに思います。以上です。

健康福祉課長

実はあの1月の開業医支援の説明会を実施しましたところ、1名来ていただいた先生がございまして、詳しくは申し上げられませんが、それにつきまして資金関係でございまして、そういうものを改めて精査してお出しすることができればという、そういう感触を得ているものでございますので、そういう関係で委託をやり直し、それからいろいろのものを作って持っていきたいというふうに思っております、まだその完全にこちらへ来ていただけるということではございませんので、誤解のないようによろしく願いをしたいというふうに思います。以上でございます。

建設水道課長

続きまして河川改修事業関係の修理の内容関係ということであります。大井川の河川護岸改修ということでありまして、現状の護岸をコンクリートの重力擁壁で両岸を工事するという内容であります。延長については14.5メートルということでありまして、河川断面は確保し、護岸改修を行うということでございます。

議長

はい他にありませんか。

(なしの声)

議長

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第11号議案平成27年度飯島町一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第11号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、第12号議案平成27年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第12号議案平成27年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長 続いて第13号議案平成27年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について質疑を行います。質疑ありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第13号議案平成27年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第13号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、第14号議案平成27年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第14号議案平成27年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決

- します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。従って第14号議案は原案のとおり可決されました。
- 議 長 続いて、第15号議案平成27年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)
- 議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第15号議案平成27年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。従って第15号議案は原案のとおり可決されました。
- 議 長 次に、第16号議案平成27年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)
- 議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第16号議案平成27年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。従って第16号議案は原案のとおり可決されました。
- 議 長 次に、第17号議案平成27年度飯島町水道事業会計補正予算(第3号)の質疑を行います。質疑はありませんか。
- 6番  
堀内議員 あのとちょっと話を変えて質問をしたいと思いますが、今、北河原地籍で水道の配水管工事がやられておまして、総延長じゃ2キロメートル近いんですかね? 相当の改修が実施されて、仮設でやられておる部分があるんですが、その下流部分に石綿管の部分があって、私の知っておるだけでも去年の暮れから補修やっている間に3回くらいかな、石綿管の部分の破損の修理がやられたところがあったんですが、一番ひどいときは12月31日の夜中ということもありましたが、そんな状況で石綿管の部分がどうも相当老朽化してもしろくなっているんじゃないかなと、そんなように思いますので、この補修の関係につきましてはどうなようなところが補修対象として予算計上されたのかお伺いしたいと思います。

建設水道課長 それではあのお答えをします。その前にそれぞれあの安定供給をしているわけでありま  
すけれども、それぞれ断水等で住民の皆様にはご迷惑をおかけした点につきましてはお詫  
びを申し上げます。この漏水関係でありますけれども、今回あの修繕費としてお願いする  
部分につきましては、減圧弁の修繕を補正をさせていただくということであります。前後  
しますけれども、漏水工事等がやはり今年が多かった関係で、ただいまの減圧弁に係る修  
繕費が不足した分、今回補正ということをお願いを申し上げます。以上です。

議 長 はい堀内克美議員。

6番

堀内議員 その漏水工事が多かった中で、管種でみるとどういうものがあったんだか、その点  
をお伺いしたいと思います。

建設水道課長 主には石綿管の漏水が主な要因であります。ただ一部、VPの継ぎ手という部分もござ  
いますけれども、ただ今申し上げたとおりでございます。

議 長 はい他にありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第17号議案平成27年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）を採決しま  
す。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第17号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じ、これで散会とします。ご苦労様でした。

午前11時00分 散会

平成28年3月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年2月29日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 第 1号議案 | 教育委員会委員の任命について                                    |
| 日程第 2 | 第 2号議案 | 人権擁護委員候補者の推薦について                                  |
| 日程第 3 | 第 3号議案 | 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について                           |
| 日程第 4 | 第 4号議案 | 飯島町行政不服審査条例                                       |
| 日程第 5 | 第 5号議案 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例                        |
| 日程第 6 | 第 6号議案 | 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例                     |
| 日程第 7 | 第10号議案 | 飯島町税条例の一部を改正する条例                                  |
| 日程第 8 | 第18号議案 | 平成28年度飯島町一般会計予算                                   |
| 日程第 9 | 第19号議案 | 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計予算                             |
| 日程第10 | 第20号議案 | 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算                            |
| 日程第11 | 第21号議案 | 平成28年度飯島町介護保険特別会計予算                               |
| 日程第12 | 第22号議案 | 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計予算                            |
| 日程第13 | 第23号議案 | 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算                           |
| 日程第14 | 第24号議案 | 平成28年度飯島町水道事業会計予算                                 |
| 日程第15 | 第25号議案 | 飯島町農業農村活性化施設の設置に関する条例に基づく道の駅田切の里の指定管理者の指定について     |
| 日程第16 | 第26号議案 | 飯島町農業農村活性化施設の設置に関する条例に基づく道の駅花の里いじまの指定管理者の指定について   |
| 日程第17 | 第27号議案 | 飯島町農業農村活性化施設の設置に関する条例に基づく道の駅本郷の指定管理者の指定について       |
| 日程第18 | 第28号議案 | 千人塚公園の指定管理者の指定について                                |
| 日程第19 | 第29号議案 | 飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 第30号議案 | 飯島町文化館の指定管理者の指定について                               |
| 日程第21 | 第31号議案 | 飯島町滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について                  |
| 日程第22 | 第32号議案 | 上ノ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について                     |
| 日程第23 | 第33号議案 | 北町地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について                      |
| 日程第24 | 第34号議案 | 中町地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について                      |
| 日程第25 | 第35号議案 | 豊岡地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について                      |
| 日程第26 | 第36号議案 | 山久地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について                      |
| 日程第27 | 第37号議案 | 石曾根地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について                     |
| 日程第28 | 第38号議案 | 鳥居原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について                     |
| 日程第29 | 第39号議案 | 日曾利地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について                     |
| 日程第30 | 第40号議案 | 飯島町地域交流センター赤坂グリーンヒル集会所の指定管理者の指定に                  |

ついて

- 日程第31 第41号議案 春日平地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 第42号議案 飯島町地域交流センター追引公会所の指定管理者の指定について
- 日程第33 第43号議案 南割地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 第44号議案 南田切地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第35 第45号議案 飯島町天竜川地域伝承施設設置条例に基づく指定管理者の指定について
- 日程第36 第46号議案 北河原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第37 第47号議案 本郷第一地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第38 第48号議案 本郷第五地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第39 第49号議案 本郷第六地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第40 第50号議案 高遠原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第41 第51号議案 飯島町地域交流センター新屋敷地域交流センターの指定管理者の指定に

ついて

- 日程第42 第52号議案 南街道地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第43 第53号議案 北村地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第44 第54号議案 柏木地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第45 第55号議案 荒田地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第46 第56号議案 新田地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第47 第57号議案 針ヶ平地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第48 第58号議案 飯島町道路線の廃止について
- 日程第49 第59号議案 飯島町道路線の変更について

○出席議員（12名）

1番 本多 昇	2番 滝本登喜子
3番 久保島 巖	4番 折山 誠
5番 橋場みどり	6番 堀内克美
7番 三浦寿美子	8番 浜田 稔
9番 中村明美	10番 坂本紀子
11番 竹沢秀幸	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
<p>飯島町長 下平洋一</p>	<p>副町長 唐沢 隆            総務課長 宮沢卓美            企画政策課長 鎌倉清治            住民税務課長 大久保富平            健康福祉課長 宮下 寛            産業振興課長 久保田浩克            建設水道課長 田沢義郎            会計管理者 堀内喜美江            企画政策課財政係長 座光寺満輝</p>
<p>飯島町農業委員会            会長 森本令子</p>	<p>飯島町農業委員会事務局長            (産業振興課長兼)</p>
<p>飯島町教育委員会            委員長 下島恭子</p>	<p>教育長 山田敏郎            教育次長 小林美恵</p>
<p>飯島町代表監査委員            橋場正芳</p>	<p>飯島町監査委員事務局長            (議会事務局長兼)</p>

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	宮下 弥紀

## 本会議再開

開 議 長	平成28年2月29日 午前9時10分 おはようございます。これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1 第1号議案「教育委員会委員の任命について」を議題とします。 事務局長に議案を朗読させます。 宮下事務局長。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	おはようございます。冒頭、過日24日の本会議には私インフルエンザにかかりまして、本会議を欠席いたしました。大勢の方にご迷惑をおかけしまして誠に申し訳ございませんでした。休養十分で体調万全でございますので、本会議にまたよろしくどうぞお願いいたします。また皆様方も是非ご自愛くださいますようご祈念申し上げます。 それでは、第1号議案「教育委員会委員の任命について」提案理由の説明を申し上げます。このことにつきましては、現在、委員としてお勤めをいただいております、遠山 亨さんがこの3月31日をもって任期満了となります。任期満了後の委員として、山積する多くの教育課題に対処していくために、また人格、見識とも最適任と考え、遠山 亨さんを引き続き委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。なお任期につきましては教育委員会制度における中立性、安定性、継続性確保のため、委員の交代の時期が重ならないようにするため、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間といたします。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これより質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 本案は討論を省略し、これから第1号議案「教育委員会委員の任命について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。 本案はこれに同意することに賛成の方はご起立を願います。 [賛成者起立]
議 長	お座りください。起立全員です。よって第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。 ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。 [遠山 亨 氏 入場]
議 長	会議を再開いたします。 ここで、ただいま任命に同意いたしました、遠山 亨さんからごあいさつをいただきます。遠山さんお願いいたします。 [遠山 亨 氏 登壇あいさつ]

遠山 亨 氏 皆さんおはようございます。本郷第五耕地の遠山 亨でございます。就任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。ただいまは飯島町教育委員としてご承認を賜り、引き続きその重責に携わさせていただくことに対しまして、大変身の引き締まる思いでございます。4年前、民間企業に勤め教育に関する特別な知識や経験がない私を、教育委員という重責に任命いただきまして、今思えば教育の専門用語もわからない中で、戸惑いながら何もできないまま、あっという間の4年間であったと正直、町の教育行政にお役に立ったかどうか、今更ながら自問し反省する次第でございます。とはいえ、本日、教育委員として再び再任いただきました限りは、子どもたちに軸足を置いて、町の将来を担う子どもたちを地域全体が一体となって見守り、育て、そして子どもたちも保育園や学校での生活はもちろんですが、地域の一員として地域の活動に関わり、確かな学力、豊かな心、健やかな体を身につけるよう、人と人とは関わり合って育っていくという生きる力が育まれるよう、微力ながら取り組んでいくつもりでおります。結びにあたりまして、高い席からでございますけれども、町会議員の皆様には引き続きご指導ご鞭撻を頂戴して、任期をまっとうしてまいりたいと思っておりますのでどうかよろしくお願いいたします。本日は大変ありがとうございました。

議 長 遠山さんありがとうございました。  
ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。  
[遠山 亨 氏退場]

議 長 会議を再開いたします。  
日程第2 第2号議案「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。  
事務局長に議案を朗読させます。宮下事務局長。

事務局長 (議案朗読)

議 長 本案について提案理由の説明を求めます。  
町 長 第2号議案「人権擁護委員候補者の推薦について」人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。人権擁護委員は法務大臣が任命する任期3年の委員です。現在、吉川雅治氏、米山まつゑ氏、上原 保氏、高坂 彰氏の4名が在任中ですが、米山まつゑ氏が平成28年6月30日で2期目の任期が満了となります。任期満了後の後任の委員候補者として、本島佳代子氏を法務省に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものです。任期は平成28年7月1日から3年間となります。なお法務省の手続きは任命までに3から4カ月程度必要になりますので、今議会でご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
本案は討論を省略し、これより第2号議案「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議 長 お座りください。起立全員です。

よって第2号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

- 議 長 日程第3 第3号議案「飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題と  
いたします。事務局長に議案を朗読させます。宮下事務局長。
- 事務局長 (議案朗読)
- 議 長 本案について提案理由の説明を求めます。
- 町 長 第3号議案「飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意を求めること  
について提案理由の説明を申し上げます。固定資産評価審査委員会委員は当該市町村の住民、  
市町村税の納税義務者がある者、または固定資産の評価について学識経験を持つ者のうち  
から、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任すること。任期は3年とすることが  
地方税法第423条第3項及び第6項に規定されております。現在、岩間耕地、堀越寿一  
氏、本四耕地、片桐邦彦氏、南街道自治会、上原靖一氏の3名が在任中ですが、そのうち  
の本四耕地、片桐邦彦氏が平成28年3月31日に任期満了となります。任期満了後の委  
員として人格、見識とも最適と考え、片桐邦彦氏を引き続き委員として選任いたしたく  
議会の同意を求めるものです。よろしくご審議の上、議員全員のご同意を賜りますようお  
願いいたします。
- 町 長 議長、訂正があるんですけど。
- 議 長 はいどうぞ。
- 町 長 先ほどは申し訳ございませんでした。朗読の中で本四耕地、片桐邦彦氏と申し上げまし  
たが、本一耕地でございますので訂正お願いいたします。申し訳ございませんでした。
- 議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
- (なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 本案は討論を省略し、これから第3号議案「飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任  
について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案は  
これに同意することに賛成の方はご起立を願います。
- [賛成者起立]
- 議 長 お座りください。起立全員です。
- 従って第3号議案は原案のとおり同意することに決定しました。
- 議 長 日程第4 第4号議案「飯島町行政不服審査条例」を議題とします。
- 議 長 本案について提案理由の説明を求めます。
- 町 長 第4号議案「飯島町行政不服審査条例」について提案理由の説明を申し上げます。本条  
例は改正行政不服審査法及び関係法令が平成28年4月一日に施行されるに伴い、行政不  
服審査会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、条例に基づく処  
分に関わる審理手続き及び手数料等について必要な事項を定めるものでございます。細部  
につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決を賜りま  
すようお願いいたします。
- 総務課長 (補足説明)
- 議 長 これから質疑を行います。なお本案は24日の本会議における議会運営委員会の報告に

より、総務産業委員会へ審査を付託することと決定しておりますので、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。

それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番

浜田議員

この条例が施行されますとですね、審査委員は自動的に情報公開審査会の構成員によって構成されると。でこの審査会の委員はすでに存在している組織であると私は認識しているんですけども、ついてはですね、これが審査委員の皆様がすでにどこかの場で公開されているのか、ということと、それからあの具体的なお名前をお尋ねしたいと思います。

議 長

8番

浜田議員

もう1回ちょっと要点をお願いします。

あの情報公開審査会がそのまま兼務するということになるはずですよ。で情報公開審査会はずで存在している組織だというふうに認識しています。ですので、その構成員のメンバーをお知らせいただきたい。

総務課長

情報公開審査会の委員も5名で組織をされておまして、その内訳はですね、ボランティア団体の代表の方が1名入っていると思います。それから行政経験者が2名、元行政職員でございます。2名含まれております。それから文書等の扱いに詳しい方が1名、それから過去に団体職員であった方で、やはり金融関係を扱っていた方が1名、以上5名でございます。

8番

浜田議員

先ほどあの教育委員会や人権擁護委員会についてはお名前のご紹介があったというふうに思うんですけども、この情報審査委員会については町長の直接の委嘱ということなんですけれども、その具体的なお名前を公表するわけにはいかないのでしょうか。

総務課長

公表は構わないと思いますが。

8番

浜田議員

それでは具体的な公開をお願いいたします。

総務課長

それではお名前を申し上げます。先ずあの5人のうちでですね、1人方、林 基司さん、この方はあの元団体職員でございますが元民生委員もされていた方でございます。それからお2人目が北林正子さん、現在自営業でございますがボランティアセンターの運営委員をされている方でございます。それから3人目竹澤綾子さん、この方は元行政職員といえますか地方公務員でございます。4人目が羽生昌弘さん、自営業でございます。それから5人目丸山正敏さん、この方も元地方公務員でございます。

議 長

はい他に。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

第4号議案については総務産業委員会へ審査を付託します。

議 長

日程第5 第5号議案「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第5号議案「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は改正行政不服審査法及び関係法令が平成28年4

月1日に施行されることに伴い、改正が必要となる複数の条例について必要な整備を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いいたします。

総務課長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。なお、本案は第4号議案と同様に総務産業委員会へ審査を付託することに決定しておりますので、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。

それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

第5号議案については総務産業委員会へ審査を付託します。

議長

日程第6 第6号議案「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第6号議案「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」について提案理由の説明を申し上げます。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日に施行されることに伴い、地方公務員法を参照している条項番号について所要の改正を行うものでございます。また学校教育法等の一部改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

総務課長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第6号議案「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って第6号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第7 第10号議案「飯島町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第10号議案「飯島町税条例の一部を改正する条例」について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は改正行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正を行うとともに、町税の減免申請期限を改めるため本条例の一部を改正を行うものでございます。条例の改正点は法律改正に併せ、不服申し立てを審査請求に一本化する

る字句の訂正、及び町税の減免申請期限を「納期限前7日まで」を「納期限まで」に改めるものであります。細部につきましてはご質問により担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第10号議案「飯島町税条例の一部を改正する条例」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第10号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで議事進行についてお願いをいたします。これから提案になります第18号議案から第24号議案までの7議案については、いずれも平成28年度予算に係る案件であります。案件の審議方法につきましては、先日24日の本会議において決定しましたとおり、これを一括議題とし、総括質疑の後、各常任委員会へ審査を付託することといたします。

議 長 日程第 8 第18号議案平成28年度飯島町一般会計予算。

日程第 9 第19号議案平成28年度飯島町国民健康保険特別会計予算。

日程第10 第20号議案平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算。

日程第11 第21号議案平成28年度飯島町介護保険特別会計予算。

日程第12 第22号議案平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計予算。

日程第13 第23号議案平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算。

日程第14 第24号議案平成28年度飯島町水道事業会計予算。

以上第18号議案から第24号議案までの平成28年度予算7議案を一括議題といたします。町長の施政方針並びに本7議案に関わる提案理由の説明を求めます。

町 長 平成28年3月議会定例会を招集し、平成28年度の一般会計予算案をはじめ、特別会計及び事業会計予算を含めた7議案を提出するにあたり、新年度の施策に関する私の所信の一端と、これに基づく予算案の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。関係各議案及び、あらかじめ配布いたしました予算概要書を併せてご覧いただければと思います。先ず初めに、わが国の政治情勢につきまして安倍総理は今国会の施政方針の中で、地方創生の挑戦、一億総活躍への挑戦、よりよい世界への挑戦を掲げ、よりよい未来、よりよい世界を築く国際社会の挑戦に終わりはないとし、未来へ挑戦し続ける姿勢を強く押し出しているところであります。一方、政治とカネの問題、憲法改正、原発問題、経済再生、近隣諸国との外交問題など、様々な課題が山積しており、わが国の政治情勢は混迷の度を極めております。いずれにしても安倍政権には十分な国民議論を重ね、国民本位の政治を進めるとともに、財政の健全化などの課題を確実に乗り越えてほしいと期待するところであります。当町は少子高齢化、長引く景気低

迷による厳しい財政運営など、まだまだ多くの課題を抱えておりますが、私は飯島町に暮らす全ての町民の皆様が安心して日々の生活を営み、幸せと生きがいを感じることできる地域づくり、また、子どもたちが夢や希望を感じられるまちづくりを行うことが使命であると思ひ、日々取り組んでおります。議員各位並びに町民の皆様に格段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます次第であります。

経済情勢と国の予算編成について述べます。わが国の景気はこのところ一部に弱さもみられるが、穏やかな回復基調が続いているとして、先行きについては雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって穏やかな回復に向かうことが期待される。ただしアメリカの金融政策の正常化が進む中、中国をはじめとするアジア新興国の景気が下ブレし、わが国の景気が下押しされるリスクがある。こうした中で金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。としていますが、先日発表された4半期のGDP速報値がマイナス成長であったことや、1月の貿易統計が貿易赤字となったことなど、また世界経済の減速もあり、景気の先行きが心配されるところです。こうした中において、平成28年度の国家予算は平成27年度補正予算での対応と併せて、経済・財政再生計画の初年度にあたることから、デフレ脱却や経済再生への取り組みを加速させるとともに、改革工程表を十分踏まえた上で歳出改革を着実に推進する予算として編成されました。その結果、一般会計予算はおよそ96兆7,000億円、前年度比およそ4,000億円、率にして0.4%の増となり、当初予算としては過去最大となった平成27年度を更に上回る規模となりました。歳入については税収をプラス5.6%と大幅に見込み、一方、公債金を6.6%の減額としています。歳出については社会保障費関係経費が1.4%、およそ4,000億円の増となり、地方交付税交付金等は税収の伸びを反映し、およそ3,000億円1.6%の減となっています。また、歳入に占める新規に発行する国債の割合は35.6%と前年度より2.7ポイント改善されたものの、依然として高い水準となっており、借入金頼みの財政運営に変わりはありません。このような国家財政の状況を考えますと、今後ますます国民や地方自治体の負担が増えることが予想されますので、国の動向に注視しながら地に足をつけたまちづくり、また町民の皆さんが元気になるまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えております。

地方財政について述べます。平成28年度における国の地方財政計画を見てみますと、歳入では地方税の増額を見込んだ分、地方交付税と地方債を減額しており、歳出では地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組むために必要な経費として、重点課題対応分を創設するとともに、引き続き、まち・ひと・しごと創生事業費、公共施設等最適化事業費、社会保障の充実、緊急防災・減災等の緊急課題への対応分を確保しております。結果、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額については、前年の水準と同程度の額が確保された形となっております。また地方税が増収となる中で、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を大幅に抑制することで、昨年度に引き続き一般財源の質が改善されております。これらにより平成28年度の地方財政計画の規模は、総額およそ85兆8,000億円で、前年度と比べるとおよそ500億円、0.6%増となっており、東日本大震災の復旧・復興事業分としておよそ1兆8,000億円、全国防災事業分としておよそ1,000億円が別枠で確保される仕組みとなっております。このうち地方交付税総額を見てみますと、およそ16兆7,000億円で、前年度に比べておよそ500億円、

率にして0.3%の減額となっております。また関連する臨時財政対策債については、前年度に比べ16.3%、およそ7,000億円の減額となっており、この2つを合わせた実質的な交付税総額はおよそ7,500億円の減額となり、地方財政への影響は避けられない状況となっております。次に、長野県の平成28年度当初予算案であります、「信州創生の新展開予算」と位置付け、地方創生のフロントランナーとなるべく、信州創生を新展開する6つの柱に沿った施策と、来年度に加速化させる重点施策について、施策を構築する段階から部局連携を強め、パッケージ化を図り編成されました。その額は国の平成27年度補正予算対応分を含め、総額でおよそ8,800億円となり、前年度を上回る規模の予算となっております。歳入面では県税収入は前年度に比べ4.8%の増、地方消費税の清算金は11.4%の増と見込んでおり、一方、地方交付税は1.5%、県債は5.6%の減額を見込んでおります。歳出面では、人口定着・確かな暮らし実現総合戦略の施策の具体化、社会資本の重点的な整備に取り組むほか、社会保障関係費や県税交付金等が増加しております。

町の財政見通しについて述べます。飯島町の平成26年度決算数値を見てみますと、経常収支比率は人件費や扶助費の増、一般財源収入の減などにより1.6ポイント増加し、77.4%となりました。全基金の残額については前年度より3,100万円ほど減の、およそ18億1,700万円となったところであります。詳細に係る指標である実質公債費比率については、前年度より1.8ポイント減の11.9%でありました。また、将来負担比率については13.2ポイント減の78%となり、健全化判断比率の4つの指標からみても当町は健全なレベルであると判断できます。歳入面を見てみますと、税収入が歳入全体の4分の1程度に留まるなど、依然として自主財源の確保が難しい状況にあります。地方消費税交付金を除く国からの譲与税や各種交付金については、年々減少傾向にあり、地方交付税と臨時財政対策債についても、国の財政事情や方針、景気状況によって変わってまいりますので、自主財源の割合が少ない当町の財政状況は極めて厳しい状況が続くものと判断しております。歳出面でも、社会保障費の自然増などは抑えられない状況にあり、上伊那広域連合への負担金の増や、インフラを含む公共施設の維持補修や長寿化への経費の増などが予測されることから、新たな事務事業に充てる財源確保は今後ますます厳しくなると考えております。このように、当町の行財政運営につきましては、経済情勢は元より、国の地方財政対策による地方交付税や、臨時財政対策債に頼る財政構造であるため、その見通しは不透明な部分も多くありますので、引き続き情報収集と分析を行い、行財政改革を進めるとともに堅実な行財政運営に努めてまいります。

予算編成の考え方とまちづくりの重点施策について述べます。平成28年度予算は私が町長となり初めての予算であります。民間からの風と行政からの風の2つの新しい風が吹く中で、その風をしっかりと受け止め、政策実現に向けた第一歩を踏み出すために、「風通しのいい行政へのチャレンジ」、「儲かる飯島町へのチャレンジ」、「田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジ」を基本に、「第5次総合計画後期計画」や「まち・ひと・しごと創生飯島町総合戦略」、そして行財政改革プランに基づき住民要望等を総合的に判断する中で、各種補助事業を積極的に活用し、創意工夫しながら予算編成を行いました。

風通しのいい行政へのチャレンジについて述べます。当町は今までも他市町村に引けを取らない子育て支援策を実施してきたと考えておりますが、少子高齢化の流れは止まらず、

大きな課題を抱えています。今まで以上に子育て支援を充実するため、さらに思い切った施策を実施することとし、妊娠期から思春期までの切れ目のない子育て支援を展開してまいります。また社会保障関係の経費は自然増的に年々増えてまいります。町民の皆様が健康で元気に暮らしていくことができるまちづくりを進めるため、予防事業や健康増進事業等の充実を図ってまいります。地域医療の確保につきましては、変わらず切実な課題となっております。町民の皆様が安心して暮らすことができるよう、引き続き町内医師の確保に向けた取り組みを進めてまいります。健康づくりや地域医療の充実とともに、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めることは、町の魅力向上につながってまいります。町はこれまでもハード、ソフト両面において防災対策事業に取り組んでいるところですが、今後も道路交通網の整備や消防・防災緊急体制の充実、交通安全や防犯対策を推進するなど安全で安心して暮らすことができるまちづくりのために、更なる諸事業への取り組みを講じてまいります。

儲かる飯島町へのチャレンジについて述べます。現在の飯島町は一時期に比べ元気がないと感じております。活気・賑わい・楽しみを取り戻すため施策を展開してまいります。豊かな町への魅力向上を目指して、まずは「飯島町営業部」を発足してまいります。まちづくりの人材や核となる組織づくりのため、この営業部が中心となり笑顔あふれるオンリーワンのまちづくりを目指してまいります。また元気のあるまちづくりのためには産業振興が重要であります。それぞれの産業へ従事される皆さんの努力に対し支援をするために、諸施策を講じ活力あるまちづくりを進めてまいります。

田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジについて述べます。今年1月に発表された宝島社「田舎暮らしの本」第4回日本「住みたい田舎」ランキングでは、全国総合第10位となったことや、人口の社会増減においては増加の結果が出ているところであり、設置5年を経過した定住促進室を中心として取り組んできた定住促進策の一定の成果だと考えておりますが、さらに人口増に向けた取り組みを進めてまいります。まずは観光面での充実を図り、都市との交流・対流を生み出すとともに、新たな取り組みによる移住・定住策の充実を図り、田舎暮らしランキング日本一を目指してまいります。

このほか特徴的なこととしましては、平成28年度は飯島町発足60周年を迎えます。町が還暦を迎え今までの足跡を礎として、未来へ発展するための新たなステージへの出発となる年とするため、1年を通じて飯島博覧会として60周年記念事業を展開してまいります。具体的には町民の皆様とともに検討してまいります。秋には飯島大博覧会を開催し、活気・賑わい・楽しみを町民の皆様とともに分かち合いたいと思っております。また基本計画に掲げた重点プロジェクトの推進、国県事業の促進に取り組むとともに、国の平成27年度補正予算と平成28年度当初予算との連携による各施策についても対応してまいります。以上が本予算での重点項目への取り組みについての考え方です。

予算規模の概要について述べます。それでは提案いたしました平成28年度の各会計の予算概要について総括的に説明を申し上げます。各会計の予算規模ですが、一般会計は4,780,000,000円で前年度に比べ7.2%の増、国民健康保険特別会計はおよそ1,141,000,000円で1.9%の増、後期高齢者医療特別会計はおよそ126,000,000円で8.9%の増、介護保険特別会計はおよそ1,066,000,000円で2.6%の増、となっております。また公共下水道事業特別会計はおよそ373,000,000円で1.8%の減、農業集落排水

事業特別会計はおよそ 273,000,000 円で 2.4%の増、水道事業会計はおよそ 367,000,000 円で 5.2%減であります。

これら 7 会計の合計予算規模はおよそ 8,126,000,000 円で、前年度に比べ 4.6%の増として編成をいたしました。

一般会計の当初予算は前年度に比べて増額としております。飯島町のこの世界一のステージで「みんなが安心して暮らせる豊かなまち」を目指してチャレンジする予算といたしました。国民健康保険特別会計は平成 27 年の医療費実績を勘案し、保険給付費について増額を見込むとともに、共同事業の拡大もあり増額といたしました。後期高齢者医療特別会計は保険料の増収による負担金の増などにより増額といたしました。介護保険特別会計は平成 27 年度の給付費実績を勘案し増額としております。また平成 29 年度からスタートする総合事業を見越して事業と予算の組み替えを行っております。また年々増える給付費を抑制するため予防事業に力を入れてまいります。公共下水道事業特別会計は引き続き維持管理経費が主な内容となっておりますが、起債の繰上償還の額の変動により減額といたしました。農業集落排水事業特別会計につきましても維持管理経費が主な内容であります。施設の補修等があり微増といたしました。また水道事業会計につきましては、平成 27 年度の民間の排水施設工事に伴う老朽管布設替工事がほぼ終了したこと、また浄水場の設備改良工事が終了したため減額といたしました。

一般会計の歳入の概要について述べます。それでは最初に一般会計の主な歳入について説明を申し上げます。町税は前年度に比べ 5.4%の増額を見込みました。内訳としましては、前年度実績や制度改正などから固定資産税、軽自動車税については増額としたところであり、一方で、個人町民税、法人町民税、たばこ税につきましては減額といたしました。次に地方譲与税と各交付金及び地方交付税につきましては、予算編成時における国などからの情報や前年度までの交付実績などから推計し、それぞれ減額を見込んでおります。中でも、地方消費税交付金につきましては、平成 27 年度の実績や国勢調査人口の減による影響などを勘案し、52,000,000 円、42.3%増の 175,000,000 円を予算計上いたしました。次に、普通交付税にあつては国勢調査人口の減による影響、各種補正等を積算し、総合的に判断したうえで 20,000,000 円、1.3%減の 1,550,000,000 円を予算計上いたしました。一方、特別交付税は地域おこし協力隊の増員分 28,000,000 円、45.1%増の 90,000,000 円を計上いたしました。国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金を活用した道路関係事業や、臨時福祉給付金、社会保障・税番号制度等への取り組みにより、前年度と比べおよそ 18,000,000 円、6.3%増額となりました。県支出金については前年度とほぼ同程度であります。繰入金につきましては各種基金からそれぞれの事業への繰入金を計上いたしました。公共施設等整備基金からは 29,000,000 円の繰り入れを計上し、各種施設の維持補修費に充当いたしました。次に繰越金につきましては前年度と同額を計上いたしました。最後に町債ですが、道路、農道、用水路等の整備のほか、防災拠点施設を併設した子育て支援センターの新築、指定避難所のトイレ改修工事等を計上したため、およそ 130,000,000 円、36%増額といたしました。以上歳入について申し上げましたが、制度改正や景気の動向などにより不確定な要素を含んでおりますので、現時点で得た情報を基に慎重に精査の上、それぞれ予算計上したところであります。

施策の概要について述べます。次に歳出予算の概要について、基本構想に掲げております町の将来像実現のために進むべき方向に沿って説明を申し上げます。

#### 第1「ふれあいときずなを広げるまちづくり」について。

町民の皆様や企業、行政が対等の立場で協力し、自助・共助・公助の実践によるふれあいときずなを広げるまちづくりを推進してまいります。先ず昨年、東京都三鷹市にオープンしましたアンテナショップ「信州いいじまマルシェ」を継続して運営することとし、飯島町産の安全安心な農産物や加工品等の販売を通じて、都市と農村との交流促進、情報発信等を図ることといたしました。ふるさといいじま応援寄付金につきましては、平成27年度においてクレジット決済の導入や、お礼の品としている特産品をリニューアルするなどし、制度を見直してきたところ、大勢の方にご寄付いただきました。平成28年度におきましても特産品の種類や数を増やすなど制度をリニューアルしてまいります。次に、多面的機能支払金を活用した水路等の整備につきましては、地元の組織による実践活動を展開していただいているところではありますが、平成28年度においても引き続き取り組むこととしております。なお自主的活動に対する現物支給や除雪対策などについても例年どおり支援してまいります。都市交流事業としましては、奈良県斑鳩町や三重県鳥羽市と引き続き交流を深めるとともに、新たな交流についても検討してまいります。

#### 第2「誰もが健康と笑顔で暮らせるまちづくり」について。

すべての方がお互いを助け合い、支え合い、健康で安心して生活できるよう健康寿命の向上を目指して、健康・保健・医療・福祉の連携の下に各種事業を推進してまいります。まず、地域医療の充実への取り組みとしまして、引き続き開業医を確保するため様々な施策を実施してまいります。より一層、地域医療体制の安定拡大を図ってまいります。次に母子保健事業において切れ目のない支援を実現するため、それぞれのライフステージに応じた各種支援を継続してまいります。このほか各種事業につきましても、平成27年度まで取り組んできた事業を後退させることのないよう、継続実施するための予算を計上いたしました。さらに国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計におきましても、医療費等の増加に対応する予算措置を行いました。町としましては、町民の皆様の健康と福祉の向上のため、これまで以上に各種健診や保健指導などに力を注いでまいります。

#### 第3「みんなが支えあう福祉のまちづくり」について。

町民みんなが高齢者や障がいをお持ちの方などに関係なく、地域全体でお互いの人格や個性を尊重し、助け合うことのできる福祉のまちづくりを進めてまいります。まず、障がい者総合支援関係につきましては、年々予算額が増額していますが、障がい福祉サービスを受け、地元で自立した生活を営むことは大変重要なことですので、各制度に従い、町の負担する部分について引き続き対応してまいります。また、福祉タクシー券や高齢者活動交付金、在宅で介護をされている方に対する慰労金や障がい福祉金など、町独自の給付事業につきましても平成27年度と同様に給付してまいります。在宅での介護は大変な部分が多々あるかと思いますが、少しでも介護を行っている方の負担軽減につながればと思っております。国の事業ではありますが、臨時福祉給付金につきましても適正に対応してまいります。

#### 第4「人を育むまちづくり」について。

この町の将来を担う子どもたちが確かな学力と豊かな人間性、他人を敬う心などを身に

つけ、生きる力を育む教育を推進するとともに、家庭や地域が一体となって子どもを育てる環境づくりを進めてまいります。また、生涯学習やスポーツ・文化・芸術活動を通じ、心の豊かさを醸成するための支援を行ってまいります。子育て世代への支援策としましては、重点施策として、思い切った支援策を打ってまいります。まず手狭でありました子育て支援センターにつきまして、新設する防災拠点施設と併設する形で移設新築するよう計画をいたしました。また妊娠から思春期までの切れ目のない支援を行うため、「飯島版ネウボラ+（プラス）」を中心とし、保健と福祉、家庭支援の強化に取り組んでまいります。「ネウボラ」とはフィンランドの妊娠から就学前までの切れ目のない家庭支援施策を言いますが、「飯島版ネウボラ+（プラス）」は妊娠期から思春期までの切れ目のない子育て・子育て支援であります。また、子育てを応援してほしい人と応援したい人の双方が、地域の中で育児の相互援助活動を行うことができるよう、ファミリーサポートセンター事業を新たに組み込んでまいります。学童クラブにつきましては、現在、七久保小学校の児童は飯島小学校の体育館まで来ていただき実施をしているところですが、新たに七久保小学校内で開設し実施するよう計画したところであります。1月の臨時議会でご承認いただきました病児・病後児保育につきましても継続して取り組んでまいります。また、第3子以降の子に対する保育料の無料化につきましても継続いたします。子どもの放課後の居場所の1つであります子ども広場につきましても継続してまいります。子ども広場につきましては、多くのボランティアの皆様にお力添えをいただいておりますことに対しまして、深く感謝申し上げます。子育て支援を実施するにあたりましては、子育て世代だけではなく、高齢者の皆さんや企業なども交えた地域全体で子育てを支援する連携体制を築いていくことが大切であると考えております。地域全体で実践する支援体制づくりを進めてまいります。次に学校教育についてであります。所得の格差が教育の格差とならないよう学校教育にも力を注いでまいります。新規事業としまして、中学校において放課後や土曜日の学習の場として、地域未来塾・土曜塾を開設いたします。学びの意欲を一層引き出すよう、学びたい時に学ぶことのできる機会を提供するとともに、併せて家庭学習の支援をしてまいります。小学5年生を対象としまして「夢を持つこと、その夢に向かって努力することの大切さ」を体感してもらうため、スポーツで活躍している選手やOB・OGを夢先生として招く夢の教室事業に取り組んでまいります。その他、個別指導のための教科支援教員や、発達に特性のある児童生徒へのきめ細かな対応を図るため、小・中学校へ特別支援教育支援員、また今年度より位置付けて効果の上がっている学習サポーターの配置につきましても、引き続き対応することとしております

社会的な問題でもある「いじめ」については、8年前より全校で実施してきている学校満足度調査を通じて、子どもの心の内面に触れた調査を今年度も継続して実施することにより「いじめ」防止を図ってまいります。生涯学習に関しては、飯島町に伊那県庁が置かれて平成30年度に150周年を迎えることから、史実に基づき京都から飯島までを歩く伊那県ウォークを企画しているところであり、その準備のための費用を計上しております。また、生涯学習推進計画等で掲げた施策を着実に推進し、地域の皆様が生涯学習を通じて豊かな人生を送ることができ、学んだことが地域づくりに生かされるような社会を作り上げてまいりたいと考えております。その他、各公民館への支援、文化サロンへの取り組み等についても継続することとしております。

第5「地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり」について。

ふたつのアルプスが見える世界一のステージである豊かな自然や、農村環境などの地域資源を生かし、第1次産業と第2次・第3次産業との連携による6次産業化を含めた産業振興を目指し、活気・賑わい・楽しみを取り戻し、誰もが住みたくなる活力に満ちた魅力あるまちづくりを進めてまいります。まず「飯島町営業部」を発足いたします。観光中心とし、ブランド力の強化、ネット通販、世界一のステージ構想など様々な施策を展開してまいります。まもなく完成する「道の駅田切の里」につきましては、7月のオープンに向けて準備が進められているところであります。このオープンに合わせ、買い物弱者対策のひとつであり、地方創生交付金を活用して購入した移動購買車の運用を開始することといたしました。また同じく地方創生交付金を活用して購入した移動店舗車「キッチンカー」についても、イベント時の屋台等として貸し出したり、町の特産物等を調理・販売したりすることで、地域の活性化を図るよう準備を進めているところであります。信州の名水・秘水15選に選ばれた、越百の水が流れる与田切公園を「水の駅」として整備し、利用者の増加と越百の水のブランド化を目指してまいります。併せて、与田切溪谷から千人塚公園の周遊コースを整備し、観光地としての魅力向上を図ってまいります。アルプス花の里事業としましては、道の駅田切の里等と連携した中での新たな催しを検討してまいります。その他の施策につきましては、飯島駅前の観光看板の更新、南アルプスライブカメラの更新とウェブページの公開、まちの駅いっちゃんを中心とした、まちなか活性化への取り組みなど、継続事業と合わせ様々の事業を展開してまいります。次に、商業への支援策といたしまして、新たに町内企業や店舗の特売時の折り込みチラシの発行を支援する、特売広告宣伝支援事業や情報発信のためのホームページ作成を支援する小規模企業情報発信事業を計画いたしました。また町内の小中学生を対象に「これあったらいいな」をテーマとしてアイデアを募集し、実際の開発までを想定した、ものづくりアイデア事業にも取り組んでまいります。町内の商店で買い物や飲食を行うことが、活気あふれるまちづくりにつながってまいりますので、町民の皆様には是非とも町内商店でのご利用にご協力いただきたいと思っております。製造、建設業関係につきましては、各種制度や各種補助制度を継続することで経営支援をしてまいります。次に、農政関係の取り組みであります。新鉄砲ユリの産地としての再興を目指し、地域おこし協力隊制度を活用した「農ボーイ・農ガール」として農業振興に取り組んでまいります。また、農業の担い手を支援するため、集落営農の組織強化及び集落営農・複数個別経営の法人化の取り組みを引き続き進めてまいります。この他、県営事業としてJR水管橋、原井用水路トンネルの改修工事、中央道跨水路橋の耐震設計測量業務を継続するとともに、県営事業として計画している千人塚公園城ヶ池の耐震性向上のための改修工事に向けた概要書の作成を町単独事業として実施してまいります。次に、林業関係につきましては、県企業局の助成を受け、林道横根山線の改良工事を継続して実施いたします。加えて、町の単独事業としまして、林道辰巳ヶ沢入線の改良にも取り組んでまいります。中央アルプスのジオパーク構想への取り組みと、国立公園化につきましては、関係する市町村と連携して進めてまいります。「信州山の日」の取り組みについても継続することとしています。

第6「新たな時代の生活基盤と安全安心のまちづくり」について。

災害に強いまちづくりと快適で活力のあるまちづくりのため、道路・橋梁の整備、住宅、

環境衛生、交通安全から防災に至るまでの生活基盤整備を進めてまいります。まず防災関係についてであります。子育て支援センターと併設する形で、防災拠点施設の新設に取り組んでまいります。万が一の際には、要配慮者のための避難所として活用することとなります。また、文化館、七久保小学校、飯島運動場、柏木運動場のそれぞれの指定避難所につきましてトイレを整備してまいります。さらに指定避難所の照明の改修として、七久保小学校校庭の照明を整備してまいります。これらの防災関係の事業につきましては、有利な起債である緊急防災減災事業債を活用し取り組むこととしております。ソフト事業として防災訓練の実施や災害時対応の見直し等を防災の専門家に委託し、更なる防災減災への取り組みを進めます。このほか、ハザードマップの更新や非常用備蓄品の更新をしてまいります。次に消防関係についてであります。消防団の日頃の活動に対して改めて感謝申し上げますところであり、団員の皆さんにあってはこれからも消防団員としての誇りを持ち、様々な活動に取り組んでいただきたいと思います。建設、土木関係では、平成5年度に全線開通しました広域農道、広域2号線の改良等工事につきまして、今年度県営事業として歩道の整備工事に着手することとしております。なお、中央道を渡る跨道橋及び跨水路橋の長寿命化工事につきましても引き続き実施することとしております。道路・交通に関する取り組みでは、循環バスにつきまして利用者の皆様の貴重なご意見をお聞きする中で、より利用しやすいような運行形態について検討してまいります。また、北街道縦3号線、南田切線の改良工事につきましても継続して取り組んでまいります。その他、道路の維持管理、補修工事については予算を増額して対応してまいります。次に、空き家の関係についてであります。平成25年度に町内の空き家について調査を実施したところですが、法律が施行され特定空き家について詳細な調査を実施することといたしました。

#### 第7「生活を豊かにする快適環境と循環型のまちづくり」について。

自然との共生による快適で心豊かな暮らしのできる循環型社会の実現を目指し、住みたくなるまちづくりを進めてまいります。平成26年度から取り組みを強化しております。結婚による定住促進を目指した出会い・婚活推進事業につきましては、より積極的な活動の展開と利用者の方々が訪問しやすい環境をつくるため、婚活応援ステイハウスの運用を行います。併せて、真剣度の高い婚活事業の開催に際し、参加者の確保と負担軽減を図るため参加費の一部を補助について引き続き行うこととしております。年齢制限のない定住定職応援補助金を新設し、定住に向けた支援を充実いたします。その他、各種交流事業や田舎暮らしリサーチ住宅の運用、無料職業紹介所の充実、住宅建設資金への利子補給、住宅リフォームや空き家提供への補助など、引き続き様々な施策を展開し、出会い・結婚への支援及び定住促進策を推進し、特に人口の社会増を目指した人口増対策を進めてまいります。住宅環境整備の取り組みであります。公共下水道事業・農業集落排水事業ともに維持管理業務が中心となってまいります。下水道施設の有効利用のためにも、つなぎ込み率の向上は重要となってまいりますので、まだ接続されていないご家庭にありましては、住宅リフォーム支援補助金を継続することといたしましたので、ご活用いただき、一日も早く接続していただくようお願い申し上げます。また景観に対する取り組みであります。良好な景観を守り育てるために必要な目標や目指すべき方向を明らかにするため、平成28年度より2カ年をかけて景観計画の策定を進め、景観行政団体への移行

に向けて取り組んでまいります。水道事業は町民の皆様の生活に直結した重要な事業でありますので、引き続き、石綿セメント管更新事業等を計画的に実施し、安全安心な飲料水の供給と健全な経営に努めてまいります。次に、環境衛生への取り組みであります。上伊那広域連合での事業となりますが、新ごみ中間処理施設の建設に着手する運びとなっておりますので、それらの負担金が増額となっているところであります。なお、ごみの減量化への取り組み、太陽熱利用システム設置補助や太陽光発電システム設置補助につきましても継続実施いたします。

第8「みんなで進める健全で開かれた行政経営によるまちづくり」について。

筆の高い行政サービス提供は持続可能なまちづくりのため、簡素で効率的な行政経営の確立と財政の健全化を進めてまいります。財政健全化への取り組みであります。町税等の未収金は平成23年度をピークに徐々に減少しておりますが、引き続き、税の公平性の確保と自主財源の確保に努めてまいります。未納に至る理由は様々ですが、納税の義務を軽視する事案にあつては、徴収対策の強化を図るとともに、県の滞納整理機構への事務移管についても引き続き行ってまいります。公債費関係では、一般会計につきましては交付税措置率の高い緊急防災減災事業につきましても、現在の時限措置において最終年度である平成28年度に活用するべく計画してきたところであり、子育て支援センターと併設する防災拠点施設の建設、指定避難所におけるトイレの改修等のため発行額が多額にはなりますが取り組んでまいります。平成19年度から取り組んでいます起債の繰り上げ償還につきましても、一般会計及び農業集落排水事業特別会計の2会計において実施することといたしました。特別会計を含めた全会計を見通した財政健全化を目指してまいります。人材育成に関しましては、引き続き、国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所への職員を研修派遣することとしております。このほか駒ヶ根市との人事交流も継続してまいります。併せて人事評価制度につきましても、飯島町の独自の考え方をもって、常に見直しや改善を加え実施することとしております。これらを通して職員資質と能力の向上を図ってまいります。その他、一部外部評価も実施しながら行政評価制度も継続し、行政サービス向上と事務事業の効率化等を図ってまいります。次に、国県関連事業についてであります。国道153号伊南バイパスの建設をはじめ、天竜川、与田切川、中田切川に係る治水、砂防、西部奥山に係る治山などの国直轄事業及び県道改良、維持管理、農地整備、河川治山などの県営県単事業につきましても、関係諸機関との連携を図りながら事業促進が図られるよう要請してまいります。

最後になりますが、地域おこし協力隊につきましては地域の皆様にご理解ご協力をいただく中で、平成26年度から各種の活動を進めているところであります。平成28年度におきましては継続して活動している隊員に加え、新たに8人の隊員を迎え、総勢10人で活動をしてもらうこととしております。

以上、新年度の施策に関する所信の一端と新年度予算案の大綱について申し上げます。冒頭でも申し上げましたが、この町に住む全ての人が幸せを感じ、生きがいを持って安心して暮らすことができる豊かな町にしていかなければなりません。現在の行政サービスの水準を如何に維持し、新たな住民要望にどのように対応していくかが最大の課題であり、今まで以上に慎重に見極めていかなければならない状況にある中で、時代の流れを的確につかみ、各種補助事業を積極的に活用することはもちろん、交付税措置のある有利な起債

の活用を原則とした起債事業の実施、また、基金を繰り入れても適切な時期に適切な事業  
を実行することが重要な要素であると考えております。私は、町長として町民の皆様の先  
頭に立ち、トップセールスマンとして飯島町をPRするとともに、「みんなが安心して暮  
らせる豊かなまち」を目指してチャレンジしてまいります。そのためにも、町民の皆様か  
らの大きな期待と信頼に応えるべく、町長以下職員が一丸となって新たな発想と行動力を  
発揮し、町民の皆様との気持ちの融合を図りながら今後の行財政運営にあたってまいりま  
す。町民の皆様とその代表である議員各位の格別なるご理解とご協力を切にお願い申し上  
げ、平成28年度の施政方針と一般会計並びに特別会計の予算概要の説明といたします。  
ご静聴ありがとうございました。

議 長           ここで休憩いたします。再開時刻を11時30分といたします。休憩。

午前11時13分 休憩

午前11時30分 再開

議 長           休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き各課長から補足説明を求めます。なお説明に当たっては主要な事務事業を中心  
に要点を捉えて的確な説明に努めていただくようお願いをいたします。初めに一般会計に  
ついて補足説明を求めます。

企画政策課長           (平成28年度飯島町の予算概要により補足説明)

総務課長               (一般会計補足説明)

企画政策課長           (一般会計補足説明)

住民税務課長           (一般会計補足説明)

健康福祉課長           (一般会計補足説明)

議 長           ここで昼食のため休憩いたします。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午前11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長           休憩を解き会議を再開いたします。一般会計について補足説明を求めます。

産業振興課長           (一般会計補足説明)

建設水道課長           (一般会計補足説明)

教育次長               (一般会計補足説明)

議会事務局長           (一般会計補足説明)

議 長           次に、各特別会計について補足説明を求めます。

健康福祉課長           (国民健康保険特別会計補足説明)

(後期高齢者医療特別会計補足説明)

(介護保険特別会計補足説明)

建設水道課長           (公共下水道事業特別会計補足説明)

(農業集落排水事業特別会計補足説明)

(水道事業会計補足説明)

議 長

以上で平成28年度予算7議案に係る提案説明を終わります。

これから7議案について一括して質疑を行います。なお先に決定のとおり、各常任委員会へ審査を付託することになっておりますので、今日は総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。

それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番

竹沢議員

それではあの総括的な質疑ということで、1つ、財政の見通しに関わる問題で質問したいと思います。本日、下平町長から1時間10分に亘り、長きに亘り、3つのチャレンジの予算に関わる施政方針演説、予算の説明について拝聴いたしました。3つのチャレンジの予算については、町長が掲げている公約に基づく予算というふうを受け止めておるわけでありまして、まあマスコミ等の報道によれば、「子育てパラダイスパワーアップ予算」ということで情報もそのように流れておるようでございます。あの一般会計の予算ざっくり見ますと、4,780,000,000ほどの予算でございまして、この中であの地方債ですね、借金が490,000,000ほどでございまして、これは後ほど申し上げる主要な事業に取り組むもので、いいかと思えますけれども、ざっくりこの28年度の予算を執行しますと、町の借金がですね5,000,000,000にだいたい収まるとこういう見通しになるわけでありまして、それから貯金ですね、基金が現在1,800,000,000ほどありますけれども、28年度末では1,750,000,000くらいとこういう見通しだというふうを受け止めておるわけでありまして、そこで今日提案もあったわけですが、特にですねこの有利な事業債であります緊急防災減災事業債、これを活用しての予算措置がされておるわけでありまして、この中で子育て支援センターを含むところの防災拠点施設建設事業、それから指定避難所等々のトイレですとか夜間照明などの分の事業も展開されるということで、ここであの大幅に伸びておるわけでありまして、このこと自体はあの有利な制度を即取り入れるということで、たまたまですねこの緊急防災減災事業債がですね28年度時限で終わってしまうということで、うまく取り込んだ予算だなどというふうに評価するところですが、さてそこで、次への課題なんですけれども、今年度の予算についてまたこれから議論するところでありまして、この減災防災事業債ですけれども、これがあの一旦なくなってしまうということになると、この財政規模の小さいですね地方自治体では財政運営がこれから厳しくなるということでありまして、この制度をですね是非この継続させていくようなそういう取り組みというのは求められてくると、こういうふう思うわけでありまして、そういう意味で、町長はこの制度について今後どうなさるのかということ。加えて申し上げれば、この管内にそれべしの地元の国会議員の先生もおりますので、こういう方々と共々にですね国に対してこの制度の継続ということについて働きかけをしていく必要があるんじゃないかというふうには私は思うわけでありまして、このことについて町長はどの様にこれから取り組むのかについてお尋ねいたします。

町 長

はいありがとうございます。確かにこの防災減災、この補助金については、非常にわれわれ当町におきまして有利な資金でございまして、これを精一杯使うべく予算編成の段階で各担当者がしっかりこれを使うような計画を立てました。そういうことで、大きなわれわ

れの懸案の事業が進んだと思います。で、この防災減災事業予算なんですけれども、これわれわれも本年度28年度が最後という話は伺っていますけれども、どうしても続けてほしいなあということの中でですね、私が町長に就任しまして、最初の国会議員との表敬訪問の際に、是非これを続けてほしいというお願いをいたしました。で、国会議員の先生からは、うんこれは単年度で終わるべき予算じゃないと私も思うから、あの継続されるんじゃないかなあと、こういういろいろ含みを持たせたご返事でした。まあこれからはですねあの国会議員の先生方に、こういった支援を一層して行ってほしいなあ。先日のAPEC20の中でですね、やはり余力のあるところは財政出動すべきであると、こういう方向性を打ち出しております。今までは日本の財務省を先頭にして緊縮財政を謳った中での予算編成であったんですけれども、今この低迷する世界の経済の中でコップ20、何だったっけなあその、中国で行われましたね、20カ国が集まった会議では、やはり積極財政をして景気を刺激すべきではないかと、こういうご意見が出ておりましたので、その意見に期待をしつつ、来年度も国会議員に積極的にこの件については申請を陳情してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長  
9番  
中村議員

他にありませんか。

2点程質問いたします。先ずあの町税増の要因は固定資産税であります。まあその内容、固定資産税の内容としてはどういふあのものなのかを1つお聞きいたします。またあの個人、法人はいずれも減少していきまして、これは前年から2年連続で減少となっております。その要因が生産人口の減か、または法人の経営の悪化なのか、その辺を町の町民税の実態をどのように捉えて、そして28年度の予算に反映しているのかを伺います。

もう1点は、地域おこし協力隊を8人増員するという点であります。条件項目があつた町はきちっと定めていると思いますが、もしあの、そういう点、重点項目、何に置いているのかをあの教えていただきたいと思つています。あの例えばそれぞれ4カ所ですか、新たに地域おこし協力隊が配置されるわけなんですけれども、例えばそれぞれの事業の専門知識のある人なのか、また年齢的なところを制限しているのか等、もしその辺お聞かせいただければお願いします。

住民税務課長

税の関係でございます。私からお答えをさせていただきます。先ずあの法人税でございますけれども、ここ数年毎年毎年減少をしてございます。事業所の数のまあ減という部分が大きかろうというふうにおつております。それから個人住民税については人口の減少がやはり響いているのかなというところでございます。固定資産税の増でございますけれども、家屋の新築等によるものの増、それから企業の設備投資によるものの増等が大きな要因でございます。あと町長の説明のとおり、たばこ税等についてはやはり健康志向のための減、軽自動車税については若干税制改正をしてございますので、それに伴う増と、そんな内容でございます。以上でございます。

企画政策課長

地域おこし協力隊の関係でありますけれども、あの増員になつた形のそれぞれの事業、細かい部分的なものはまあ総括的に申し上げますと、先ずあの業務ごとそれぞれ希望の業種を選択していただきました。その中から採用的に合う方、要するに意欲的な方、必ずしもその専門的ではない方もおられます。けれどあの意欲のある方という見方をしまして、採用の形になっております。ただあの業務的にやってみないとそれぞれがわかりま

せんので、あの全く素人の方もおられます。ですけれど、意欲のある方を採用する計画でおりますので、あのそれぞれが頑張っているだけではないかなあというように思っております。総括的には以上です。

議 長  
1 番  
本多議員

他にはありませんか。

国保会計でお尋ねします。毎年度、基金繰入金で歳入の調整をしていますけれども、過去にはですね最終的には補正で基金をおとしています。それで要するに収支はとんとんという形になっていますけれども、今回 50,000,000 が基金繰入でいくということは、保険料の収入が減るといってよろしいのでしょうか。

健康福祉課長

おっしゃるとおり保険料収入も減ってまいるといふふうに考えております。それとあの飯島町はですね、平成21年度のリーマンショックのときに税率を上げたっきりでそれから変えておりません。で今まで一般会計の法定内の繰り入れでやってこられて、基金の取り崩しもやらないときもございましたし、できるだけ健全経営をということで30年度まではできるだけこの状態を維持をしていきたいということもございます。30年度になりますと財政基盤は県一本化になるという予定でございますので、まあ基金は町へ残るといふことでございますので、そこら辺まではこのままいきたいということもございまして、こういう予算になっております。保険料の収入減というのはもう、まあ被保険者等の減というのがございまして、そういう格好になってまいります。それからあの本年度のですねあの繰越金がですね、まあ来年度予算 100,000 円しか見込んでございせん。というのは今のところちょっとそういう予定でおりますけれども、まああ若干もう少し出るんじゃないかという予想は持っておりますけれども、そういうことも含めましてですね、こういう基金の繰り入れを 50,000,000 とさせていただいて、一応まあ予算を作成させていただいたということで、まあ見通し的にはですねもう少し良くなるかなというふうには思っております。以上でございます。

議 長  
7 番  
三浦議員

他にありませんか。

今日のあの町長から施政方針もいただきましたが、その中で在宅医療また在宅介護がこれから中心になっていくというふうにあのなっていくわけですけども、飯島町では医療の環境は不十分だというふう認識をしております。でまあそういう中では現実が突き付けられてくるというふうにあの受け止めております。であの心配なのは低所得者の皆さんの命や暮らしに影響が出てくるのではないかとことです。で、今回のこの予算書を見させていただきまして、その部分では少し予算的に不十分かなというような気持ちが出ておまして、まあ現実が突き付けられていくなかではあの支援施策とかそういうことも検討しなければならないというふうには私は思っているわけですけども、その辺の考えについてお聞きをしたいと思います。

町 長

この予算の中で運営してみて、またいろいろとその中で精査し、状況を把握する中で、いろいろ改革ができたらいかなあというふうには思っております。

健康福祉課長

あのまあ28年度予算につきましてもですね、介護・医療連携というものをですね見据えて一応予算編成をしたつもりでございまして、あのまだ具体的にですねそこら辺のところはですね上伊那関係でも出てきておりません。いろいろ会議等がございまして、そこら

辺のところをどうするかということがこれから始まってまいりますので、そういうのを見ながらですねまたご意見等いただければ大変ありがたいなというふうに思われますのでよろしく願いいたします。

議 長  
10番  
坂本議員

はい他に。

飯島町営業部なんですけども、まあこれはまあ町長が今年度新しく行うということで、まあ儲かる飯島町へのチャレンジという中からこの営業部というのが出てきているわけですけれども、トップは町長ということで、まあこの中を見ると一般の方と役場職員で構成されるということになっておりますけれども、もう少し突っ込んだ形をお尋ねしたいんですが、このだいたい何人ぐらいで、これはまあ課とは違った動きをするということだと思っておりますけど、あのまあ担当はまちづくり推進室ということになっておりますが、内容を見ますと農業的な分野、それから観光、それからまあ定住促進的な部分も含めた中でのその政策提案ということだけにのみならず、あの実際にそれを担っていくということなのか、それともある大きなその政策的なものをここで作って、実際動くところは各課のその細かい部分に係に任せるといったことなのか、そこら辺はどの様になるのでしょうか。

町 長

飯島町営業部についてですけれども、ここはですねまあ本部長が町長ということですが、副本部長を民間から、もう一方の副本部長、あるいは呼び方が事務局長になるかもしれませんが、の方が行政の出身者ということの中で、地域おこし協力隊の方を1名、それと事務処理等で1名、時にそんな感じで発足していきたいと思っております。やる内容につきましては、まずは地域住民の皆様からのアイデア、こんなことをやりたい、これを売り出したい、というものをその会議に上げていただきます。でそれが数人集まって、ああそれいいねって大きな輪になったときにプロジェクトチームができるかと思えます。そしてプロジェクトを中心にそれが実行していく方を予想されますけれども、その時に法的な縛りがどうあるのか、資金的援助は行政的な資金援助はどうあるのか、という部分については行政からの担当出向者に出てきていただいて、そこでお話をして検討していくということでございます。まあ具体的なブランドづくり、それとか観光のまあ進め方ですね、いわゆる先ほどより千人塚と与田切、その他飯島町には傘山等里山資源、こういった資源があるんですけれども、これをどのように有機的に結び付けるのか、それはやはり例えばお花畑のプロジェクトもその中に入るんですけれども、そういったものは例え作ったとしても物に過ぎませんから、お花畑という物に過ぎません。で、お客さまが観に来たときに、そこで感動と異空間、それと元気、これを与えられるそういう観光地にしていきたい。これはやはりそこに携わる人間、人との交流がいかにかそこにあるかということだと思えます。そういう物質的な観光資源を整える、これでびっくりさせるという部分も重要なんですけれども、もっともっと重要なのはそういった観光に携わる理念、何をお客様に伝えるかとかこういったところを共有しながら、行政と民間が共有しながらお客さまをお迎えしたいと、そしてその感動によりリピーターが更に増えるような形にしなければならないなというふうに思っております。形をつくっていくと同時にその中へ血の通った魂も入れ込んでいく、そういった部分に飯島町営業部がなっていけばいいなというふうに思っております。以上です。

議 長

他にありませんか。

8番

浜田議員

極めて総括的な質問をさせていただきます。あの新町長による新施政方針が示されて初めての予算ということになるわけですが、まあその一方で予算編成の作業は昨年から続いていたというふうに認識しております。そういう意味です、新町長の査定の下で例えば変更された、あるいは新たに付け加えられた、こういった事務事業が特に特徴的なものがどれであるのか、それからそこで査定の中で組み替えられた予算総額というのはだいたいどの程度であるのか、つまり今回の予算の中で新町長の思想が反映された金額というのはどの程度なのか、ということについて、非常に大ざっぱではありますがご説明をいただきたいと思います。

町長

私が町長になって初めての予算編成にまあ立ち会ったということでしょうか、あの私の3つの柱の事業が総額でいくらになるかという計算はちょっとしておりませんので、これはあの今応えるのはできないんですけれども、あの私がですねマニフェストの中で3つの柱の下にそれぞれ4つずつの具体的な事業を挙げさせてもらいましたけれども、その多くがですね、飯島町が私が町長になる前に検討し計画しておりました第5次総合計画の後期5年の分の部分とダブル部分もありますし、それとか「まち・ひと・しごと地方創生」の戦略会議に基づくものもダブっておりましたので、まあお陰様でと言うよりか、まあありがたいことに、先人たちのそういった積み重ねの事業がちょうど私のマニフェスト、公約等とダブっておりましたので、意外と多くのものが実現できてきたかなというふうに思っております。で、その中で一番、額の多いのはですね、あの子育て支援センターの新築でございます。まあこれは200,000,000ほど掛かるんですけれども、これはあの私もそれを挙げておりましたけれども、予算編成の中というよりも私が登庁して各課の課長さんたちといろいろお話しする中でですね、やはり教育委員会としてもそれはどうしてもそれは過去、経過は過去というよりも長期計画に載っていることなんですけれども、それを早めにやりたいと、こういう熱意と私の思いが一緒になって、そういった子育て支援センターの新築というものが前倒しで実現できたと、いうようなことがまあ特筆すべきことかなあというふうに思っております。あとはあの第1の風通しのいいチャレンジというのは、内なる固めの表現でございます、やはり子育て支援に関わるいろいろな事業を教育委員会を中心に行われますけれども、まず内なる固めを先ず進めていきたいと、で、儲かる飯島町へのチャレンジ、3番目に田舎暮らしランキング日本一、これは準備を整えて次第次第に実現していきたいなというふうに思っております。以上でございます。

議長

はい他には、  
(なしの声)

議長

はいなければこれで必要を終わります。  
議案を付託するに当り各常任会の審査区分について事務局長から申し上げます。  
宮下事務局長。

事務局長

(審査区分説明)

議長

お諮りします。予算7議案の委員会審査区分については、ただいま事務局長説明の審査区分のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って第18号議案から第24号議案までの平成28年度予算7

議案については、ただいまの審査区分により各常任委員会へ審査を付託します。

議 長 次に日程第15 第25号議案「飯島町農業農村活性化施設の設置に関する条例に基づく道の駅田切の里の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第25号議案「飯島町農業農村活性化施設の設置に関する条例に基づく道の駅田切の里の指定管理者の指定について」提案理由の説明を申し上げます。平成26年度繰越事業によります国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を受け、今月竣工を迎えます飯島町地域資源活用交流促進施設道の駅田切の里について、平成28年4月から準備期間を含め施設の管理及び運営を、効果的かつ効率的に行うにあたり、株式会社道の駅田切の里を指定管理者として指定するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。この施設はご承知のとおり、地元の農産物や加工品を中心に扱う販売、加工、レストラン等の機能を持った地域活性化のための拠点となる施設であります。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

産業振興課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第25号議案を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第25号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16 第26号議案「飯島町農業農村活性化施設の設置に関する条例に基づく道の駅花の里いじまの指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第26号議案「飯島町農業農村活性化施設の設置に関する条例に基づく道の駅花の里いじまの指定管理者の指定について」提案理由の説明を申し上げます。道の駅花の里いじまにつきましては、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4年間、道の駅花の里いじま利用組合を指定管理者として施設の管理運営を行っております。道の駅花の里いじまでは条例の設置目的を達成するために、利用者へのサービスの向上、及び施設の効果的かつ効率的な運営を図りながら管理運営を行っており、指定期間満了後、引き続き5年間指定管理者として指定するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。なお28年度からはこの利用組合との協議によりまして、食堂、パン・ジュース加工、米ショップ、売店につきましては、施設の使用許可は町の行政財産使用許可により行うこととなります。ただいま申し上げました施設の使用料は指定管理料とし

	て、従来、利用組合の指定管理会計の収入となっていました。この部分を一旦町の歳入として受けてから利用組合に歳出する方法に変わります。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いいたします。
産業振興課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
8 番	
浜田議員	今4つの施設は一旦別の、直接そちらに支払うという話でしたっけ？ 例えばそのパンのところは今経営していないように見受けられるんですけども、こういったあたりどのように処理にするのでしょうか。
産業振興課長	今、パンの加工施設につきましては店を閉めておる状態でございます。今現在次の利用していただく方を選定中ございまして、公募をこれから差し上げて、入っていただく方と行政財産の使用許可で使っていただくという形を考えております。
議 長	はい他にありませんか。
4 番	
折山議員	ちょっとその行政財産の貸付団体と、それから指定管理者の選定する部分とこう別れてしまうと形態がですね、道の駅全体として盛り上げていこうとか、いろんなイベントをどうしようというのはまた別の話になるのかどうか、ちょっと機能低下が懸念されるんですがその点いかがでしょうか。
産業振興課長	それぞれ行政財産使用許可を出す団体の皆様につきましては、管理組合には入っていただくように考えております。従いましてあのあそこの一帯のいろいろな施設がございしますが、いろいろやっていくには管理組合が全体的なものを見ながらやっていくという形をとらないと、一体性がないというふうに考えておりますので、組合には皆さん入っていただきますが、施設の利用の許可だけ町を通してやるというふうに考えておりますのでよろしくようお願いいたします。
議 長	他にはありませんか。
10 番	
坂本議員	利用組合が団体の指定管理者となるということなんですけれども、現在マネージャーがいるわけで、マネージャーは統括として全体を見ているということだと私は思っていたんですけど、マネージャーの立ち位置はこういう状況の中ではどういうふうな形になってくるのでしょうか。
産業振興課長	マネージャーの業務についてはこれまでと変わらずに、全体を見てやっていただくことが多いかと思えます。ただ先ほど申し上げましたとおり、経営という部分につきまして個々の経営になっておりますので、これまでもマネージャーがそれぞれの経営に対してなかなかあのこう指導というか支援をしていくことが難しかったということもございまして。そういったことで今回このような形を取らせていただきますので、よろしく申し上げます。
議 長	はい他にありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第26号議案を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第26号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで、議事進行についてお諮りします。これから提案になります第27号議案から第30号議案までの4議案については、いずれも公の施設の指定管理者の指定についての議案であり、同一の団体を指定管理者とし、同一の指定期間を設定したいとのもので関連があります。先に決定のとおり、一括して提案理由の説明を求め、それぞれの案件ごと、質疑、討論、採決を行うことといたします。

議長 それでは、日程第17 第27号議案から、日程第20 第30号議案までの4議案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第27号議案から第30号議案まで、4議案一括して提案理由の説明を申し上げます。飯島町農業農村活性化施設道の駅本郷につきましては、利用者のサービスの向上及び施設の効果的かつ効率的な運営を図るために、また千人塚公園につきましても利用者のサービスの向上及び施設の効果的かつ効率的な運営を図りながら適切な管理を行っていくために、与田切公園につきましては、都市公園条例に基づく与田切公園区域と公園条例に基づく与田切公園区域とを合わせまして、これらの条例の設置目的を達成するため、また飯島町文化館につきましては、飯島町文化館の管理を効果的かつ効率的に行っていくために、各施設とも平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間、一般財団法人まちづくりセンターいいじまを指定管理者として指定しようとするものであり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いいたします。

産業振興課長 (補足説明)

議長 提案理由の説明がありました。  
初めに、第27号議案「飯島町農業農村活性化施設の設置に関する条例に基づく道の駅本郷の指定管理者の指定について」の質疑を行います。質疑はありますか。

11番 竹沢議員 私の聞き間違いなら申し訳ないんですけども、4議案そうですが、提案説明の中でこのまちづくりセンターいいじまについて、一般社団法人というふうに説明したように私聞いておりますけれども、議案は一般財団法人と書いてありますが、どちらが正しいのでしょうか。

産業振興課長 大変失礼しました。私の補足説明の中で一般社団法人というふうに申し上げましたが、一般財団法人の間違いでございます。訂正してお詫びいたします。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第27号議案を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第27号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、第28号議案「千人塚公園の指定管理者の指定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

8番  
浜田議員 千人塚に関しましては、例えば紅葉園の町取得等ですね、千人塚に関わる変更があったと思いますけれども、この対象地域は従来どおりなんでしょうか。それからここは例えばバンガローとかこの辺りを含むのかどうかお尋ねをしたいと思います。

産業振興課長 紅葉園とかバンガローにつきましては、今回の指定管理の業務の中にはちょっと考えておりません。別の利用を考えておりますので、今年度まで指定管理をお願いしてきた業務を来年度やっていただくというように考えております。

議長 はい他に。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第28号議案を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第28号議案は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、第29号議案「飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第29号議案を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第29号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、第30号議案「飯島町文化館の指定管理者の指定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから第30号議案を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第30号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第21 第31号議案「飯島町滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第31号議案「飯島町滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について」提案理由の説明を申し上げます。飯島町滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設につきましては、地域介護福祉空間整備事業により飯島町が事業主体となって整備した集会施設でございます。平成21年7月の供用開始から有限会社アグリネーチャーいいじまを指定管理者として指定し、管理運営を行ってまいりましたが、この3月末をもって指定管理期間が満了になることから、地方自治法の規定に基づき、引き続き有限会社アグリネーチャーいいじまを指定管理者として指定を行うものでございます。なお指定期間は平成28年4月1日から5年間でございます。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いいたします。

産業振興課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから第31号議案を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第31号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで、議事進行についてお諮りします。これから提案になります第32号議案から第57号議案までの26議案については、いずれも公の施設の指定管理者の指定についての議案であり、各耕地・自治会を指定管理者とし、同一の指定期間を設定したいとのもので関連があります。先に決定のとおり、これを一括議題とし一括質疑・一括討論・一括採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

- (異議なしの声)
- 議長 異議なしと認めます。従って第32号議案から第57号議案までの26議案を一括議題とすることに決定しました。
- 議長 それでは、日程第22 第32号議案「上ノ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について」から、日程第47 第57号議案「針ヶ平地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について」まで、以上の26議案について、一括して提案理由の説明を求めます。
- 副町長 ただいま一括上程されました第32号議案から第57号議案までの26議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。これらの公共施設につきましては、いずれも国県補助金等により飯島町が事業主体となって整備いたしました集会施設でございます。最寄りの耕地または自治会を指定管理者として指定し、管理運営を行ってまいりましたが、この3月をもって指定管理期間が満了となることから、各集会所の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、引き続き同一の耕地・自治会を指定管理者として指定を行うものであり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。なお指定管理期間はいずれも平成28年4月1日から5年間でございます。細部につきましてはご質問により担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 これから26議案について一括して質疑を行います。質疑はありますか。
- (なしの声)
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- これから26議案について一括して討論を行います。討論はありますか。
- (なしの声)
- 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
- これから第32号議案から第57号議案までの26議案について一括して採決します。お諮りします。本26案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議長 異議なしと認めます。
- 従って第32号議案から第57号議案までの26議案は原案のとおり可決されました。
- 議長 日程第48 第58号議案「飯島町道路線の廃止について」  
日程第49 第59号議案「飯島町道路線の変更について」  
以上、第58号議案及び第59号議案の2議案につきましては、いずれも町道路線の案件でありますので、これを一括議題といたします。
- 本2議案について提案理由の説明を求めます。
- 副町長 第58号議案飯島町道路線の廃止について、第59号議案飯島町道路線の変更について、一括して提案理由の説明を申し上げます。まず廃止につきましてご説明します。廃止をお願いします町道「深山連絡支4号線」は同一地権者の民有地に接する全長15.4メートル、平均幅員2.5メートルの町道であります。当該地権者から町道を廃止しその土地の譲渡、払い下げにつきまして申し出があり、調査したところ本郷区、本郷第4耕地の同意

を得ており、建築基準法上の接道などの支障もないことから廃止のお願いをするものでございます。次に変更につきましては、道路改良工事などにより道路区域が変更となった路線について、道路法第10条第3項の規定により、町道荒田線ほか14路線の道路区域変更をお願いするものでございます。詳細につきましてはご質問により担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑は2議案一括して行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は2議案一括して行います。

討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第58号議案「飯島町道路線の廃止について」、第59号議案「飯島町道路線の変更について」、以上2議案を一括して採決します。お諮りします。本2議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第58号議案及び第59号議案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じ、これで散会とします。ご苦労様でした。

散会時刻 午後 3時05分

平成28年3月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成28年3月7日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者

久保島 巖 議員

折山 誠 議員

滝本登喜子 議員

本多 昇 議員

中村明美 議員

橋場みどり 議員

○出席議員（12名）

1番 本多 昇	2番 滝本登喜子
3番 久保島 巖	4番 折山 誠
5番 橋場みどり	6番 堀内克美
7番 三浦寿美子	8番 浜田 稔
9番 中村明美	10番 坂本紀子
11番 竹沢秀幸	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																
飯島町長 下平洋一	<table border="0"> <tr> <td>副町長</td> <td>唐沢 隆</td> </tr> <tr> <td>総務課長補佐</td> <td>中原直登</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>鎌倉清治</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>大久保富平</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>田沢義郎</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>堀内喜美江</td> </tr> </table>	副町長	唐沢 隆	総務課長補佐	中原直登	企画政策課長	鎌倉清治	住民税務課長	大久保富平	健康福祉課長	宮下 寛	産業振興課長	久保田浩克	建設水道課長	田沢義郎	会計管理者	堀内喜美江
副町長	唐沢 隆																
総務課長補佐	中原直登																
企画政策課長	鎌倉清治																
住民税務課長	大久保富平																
健康福祉課長	宮下 寛																
産業振興課長	久保田浩克																
建設水道課長	田沢義郎																
会計管理者	堀内喜美江																
飯島町教育委員会	<table border="0"> <tr> <td>教育長</td> <td>山田敏郎</td> </tr> <tr> <td>教育次長</td> <td>小林美恵</td> </tr> </table>	教育長	山田敏郎	教育次長	小林美恵												
教育長	山田敏郎																
教育次長	小林美恵																

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	宮下弥紀

## 本会議再開

開 議 長	<p>平成28年3月7日 午前9時10分</p> <p>おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。</p> <p>ここで議長から申し上げます。</p> <p>会議出席職員の変更について、宮沢総務課長の一身上の都合から、本日の会議以降、各会議につきましては総務課長に代わり、総務課中原課長補佐が出席する旨、下平町長から連絡がありましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>日程第1 これから一般質問を行います。</p> <p>通告順に質問を許します。なお一般質問は通告制ですので質問趣旨に則り、明確に質問するようお願いをいたします。</p> <p>それでは、3番 久保島 巖 君。</p>
3番 久保島議員	<p>それでは通告に従いまして一般質問を始めてまいります。今回、私は平成28年度予算における町長の想い、また10人に増えます地域おこし協力隊の件、いいちゃんバスをなんとかうまく運用できないか、以上3点についてご質問をさせていただきます。先ず、平成28年度予算編成にあたってチャレンジする予算と位置付けて、風通しの良い行政へのチャレンジする予算。儲かる飯島町へのチャレンジする予算。それから田舎暮らしランキング日本1へ挑戦する、チャレンジする予算。と、さらにプレス発表では「子育てするなら飯島町」と、子育てパラダイス・パワーアップ予算と、まあいろんなキャッチフレーズが出てきたわけでございます。まあ新規事業もですねかなり数多く盛られまして、今までできなかったことをこの際だから、うんと持ち上げましょうと、いうことにちょっと見えないこともないんですが、住民要望に応えるという姿勢については大変評価すると、歓迎するところでございます。ただですね、いわゆる町債、一般会計におけるものでも昨年対比だけで36%増ということになってまいります。で50億越えてしまいました。まあ50億のところを行ったり来たりしてたんですけれども、ちょっと減ってきたんですけれども、特別会計まで入れると123億、そして債務負担行為も含めますとですね、まあそれが約今のところ21億ぐらいございますので、144ですかね、そのくらいになるんじゃないかなと思います。でこれからですねまだ昭和伊南総合病院の建て替えというようにこともちょっと視野に入れていけないといけないなというふうに思うところでございまして、ちょっと心配だなというところでございます。子育て支援センターの件につきましてはですね、大変以前から話題に載っておりまして、有利な防災減災事業債を使っただけで、まあこの年度最終年度ということもあって載せたんだということでございます。その点もちょっと考慮するとですね痛しかゆしというところもありますけれども、この先を見るとですねこの選択がよかったのかどうかということがまだちょっと今の段階では判断するわけにはいけないなというふうに思います。まあどこかでですね決断しないとダメ、やるぞというふうに言わないといけないわけですよ。まあここは町長の決断ということがポイント</p>

になってくるだろうというふうに思います。もしかするとですね、町長もお話してましたけれども、防災減災事業債も延長になるかもしれない。そうすると28年でなくてもよかったかもしれないということもあるでしょうし、それから地方創生がらみでもっと有利な補助金なり助成金が出てくるかもしれないという中で、来年28年度にやるぞと決めたところ、長期の見通しをどういうふうにつけておられたのか。それからですね、公約実現のためにここはちょっと踏ん張ってやるぞというふうになされたのか、それとも関係職員からですね強気にプッシュされて、町長が「じゃあやるか」というふうになったのか、その辺をちょっとお聞きしたいところだなというふうに思います。下平町長就任3カ月でですねかなりこの大きなものを盛って来たということ、これについては大変評価するところなんです、下平イズムが発揮できたのか、町長の想いが反映できたのか、この辺について先ず最初にお伺いをしたいと思います。

町 長

おはようございます。3月定例会の一般質問今日から始まります。またひとつよろしくどうぞお願いいたします。1番バッターの久保島議員にお答えしてまいりたいと思います。大きく平成28年度予算は下平イズムを反映できたかと、先ずそういうお尋ねでございます。私の公約である「風通しの良い行政へのチャレンジ」「儲かる飯島町へのチャレンジ」「田舎暮らし日本一へのチャレンジ」、この3つのチャレンジを予算編成方針の重点項目と挙げて予算編成を行いました。従来から取り組みをしてきました施策は尊重して継続して、丁寧に進めるようにした上で新たな施策を盛り込んで、政策実現に向けて第一歩を踏み出すことができた予算かなというふうに思っています。あのそれでまあ今回私も就任はまだ3カ月ですよね。今走り始めたばかりで最初の予算ということでございます。もちろんですね、あのこの予算は各課の今までの継続、そして今ある問題、これを解決するための各課から当然予算編成、事業が出てきます。これは今までの課長さんたちの経験の中から、飯島町の歴史の中から積み重なったもので表面に出てきたものをやろうと、もちろんそれも基本計画に基づいたことの中での事業計画、そして予算を組んできた、大筋はそれだと思います。でそこで今回私が新町長として3つのマニフェストを掲げて登場してきたわけなんですけれども、職員の皆さん方にはですね2度、3度に亘って、私の選挙の時に町民の皆様へ申し上げてきたと同じようなことを説明して、こういうつもりで町長になってきたんだと、住民の皆さんのこういう要望を後ろ盾に町長になってきたんだと、こういうお話を当然しました。それであの、その想いをですねやはり課長さんたちが汲んでいただいてですね、汲んでいただいたというのは、この私の3つの想いの具体的な事業を掲げたんですけれども、それは今まで作られた5カ年計画の遡上にも挙がっていたもので、それが順番が後になるか先になるかと、こういうことの中で采配をしていただけたのかなというふうに思っております。ですから今回久保島議員がおっしゃるとおりに、あの多くの私の掲げた具体的な事業が実現できる運びとなっております。で、大きくは子育て支援センター、これはあの箱物でですね2億円というお金が掛かるんですけれども、これもあの5カ年計画の中で大きな中で、いよいよこの子育て支援センターが必要な時期がくるぞとこういう大きな計画がありました。それで私もこの選挙という1つの行政の活性化という住民の意見を取り入れる機会が良い機会があったわけなんですけれども、そういうところで大勢の方と語る会をやる中で、また若い奥さんと膝を交えて接する中で、どうしてもその小さい乳飲み子とちょっと元気になってきた子どもたちが一緒に暮らして、

同じ場所で飛び交っているのはいかなものかなと、こういうご意見を伺ってきておりましたし、そういうのをお話したところですね、この子育て支援センターに限っては、教育委員会もまさにこれはもう手をつけなければならないだろうなという思いが一致しまして、多分計画ではもう少し後かなというふうに思っていたんですけども、じゃあこれやろうよということ。それでたまたまそれは予算付けもあります。ただ思いだけではできません。どういう予算があるのかなと調べたときに防災減災という国からの支援のお金がありまして、これは非常に有利だと。まあ最初は起債に頼るんですけども、その起債もだんだんに国からの支援で帳消しになっていくと。こういう有利な予算だもんですからまあ私もそういうことを教えていただきました。そういう中で今度財政関係の課長さんたちがいろいろ今までの、もちろん先ほど久保島議員が言われたように負債部分もあります。それで償還の順番もあります。そういった中で今これがチャンスだろうとこういう判断の下で、こういう大きな事業をさせていただきました。まあそれにつけても負債もありますけれども、逆に基金というものが皆様方のおかげでですね、この長い飯島町の行政の運営の積み重ねということで、基金もございましたんで、時にそれに使えるお金もあると。まあこういう時に使おうじゃないかということもありましてですね、思い切って今回の目玉となる子育て支援センターという運びになったわけでございます。まあ総じて私がすべて立った予算でははっきり言ってございませぬし、今までの課長さんたちがやらなければならないこと、そして私の思い、これがある程度噛み合わさった部分、私の3つのマニフェストもありますけれども、一番最初、内なる固めとしての風通しの良い行政、風通しの良い行政の中から内なる固めをして進めていきたいんだということで、先ずは子育て、教育、医療、介護、福祉、そしてインフラ整備、まこれをやっぱし継続性のある行政サービスとして内なる固めをしなきゃならないだろうなと、先ずこれ第一に考えておりましたんで、先ず物を売って出るという飯島町が、儲かる飯島町のチャレンジというのは外へ出る、打って出る、それで田舎暮らしランキング日本一というのは外から呼び込む、こういう対外的なことよりも先ずは内なる固めをしたいなということの中で、今回特に子育て支援センター、教育という部分に配慮した予算になったのかなというふうに思います。

久保島議員

かなりですねうまく歯車が噛み合ってますね行ったのかなと。それにつけてもまあ今後の財政についてはですね非常に注視しながらいってほしいなというふうに思います。われわれもですねそういうところは監視していかなければいけない、それはもちろんわれわれの任務でございますので、しっかり視ていきたいというふうに思います。今町長の方からですね2番の目玉は何かという話なんですけど、もう出てしまいましたけれども、まあいいです。今年度ですね先ほどお話ありましたように、その子育て支援センター、それから避難所をですねトイレ、まあグラウンドも含めて各地域のものをやっぱし防災減災使って整備する。それから七久保小のグラウンドの照明、これもまあ防災減災の関係なんですけどやると。B&Gについては財団からですね補助金をもらって大幅な改修を行うと。文化館の舞台の改修、それからこれは目玉であります1つだと思いますが飯島町営業部の発足。それから田切道の駅の関連。そしてまあ農地付き住宅の研究なんかも盛られています。で今年ちょうどですね飯島町発足60周年ということでこちらへの事業もたくさん盛られているということでございまして、まあ予算規模はあの小ちゃくてもですね重要な課題とかが、新しい取り組みとかっていうのも出てまいっております。まああの29日の予算上

程の時にもですね、総括質疑の中で同僚議員からも28年度の目玉事業はなんだよとのお話もございまして、ただいまもお話ございました。一押し事業は子育て支援センターということでございますけれども、その他にも多分目玉の事業あるんだろうというふうに思います。町長どんな思いでですね今年度その事業を押ししているのか。また、内なる固めという話もございましたので、重なるかもしれませんが簡単に結構ですのでお答えいただきたいと思います。

町 長

まああの今回、一押しの目玉の商品は何かということの質問の中では、やはり「子育て支援センターの新築」一語に尽きるかなというふうに思っております。であの儲かる飯島町へのチャレンジをする予算というのもですね、全然手を付けないわけではありませんが、これはあの飯島町営業部というのを立ち上げて、その中で飯島町をいかに売るか、ブランドづくりや観光、そういったものに町民の皆さんと行政が共同で一緒に知恵を出して行動するという場面を作りまして、で現実的なものに持ち込んでいくと、こういうことを準備してまいります。具体的なことについては、それ以降だんだんに具現化して皆様方の目に見えるような形になるのかなというふうに思っております。それで後あの田舎暮らしランキング日本一というのは、今までも定住促進これについては頑張っていたいただいておまして、ご存じのとおり田舎暮らしランキングの中で住みたい町で10位に入るとか、そういう成績も残しております。これはまあありがたいことでどんどんどんどん押し出して売り出していかなきゃならないんですけれども、引き続き都市との交流という切り口の中から定住促進を進めていきたいというふうに思っております。それでおっしゃるとおり、今年のはあの飯島町60周年、町政発足60周年を迎えます。でこれはあの2つの捉え方があるかなというふうに思います。まあ過去の積み重ね、過去に感謝する。今ある飯島町、それと未来へのスタートということかなと思います。大事なのは未来の新しいスタートのきっかけにしたいということです。まあ行政も60年。それは確かに大事なことでね、われわれの飯島町というのは60年の歴史があるんだぞ、しかしこれは骨董品ではございませんので古けりゃ価値が出るというものではございません。やはり行政というのは、私はあの新鮮なものだと思っています。生鮮食料品を扱っているような感じかなと、その都度その都度、腐らないように鮮度をもって行政に臨んでいかなければならないなというふうに思っていますんで、これを60周年を契機に更なるスタートをしていきたいというふうに思っております。あの1年間通じて飯島町のお住まいの皆さんがなるべく多くの方が参加できるような博覧会を年間通じて行いたいし、ある秋、総まとめで大博覧会ということを開催してですね、みんなが参加できる形を作っていきたいと思っています。この具体的なことについてもやはり行政と住民の皆さんと一緒に、こんなことできるんじゃないかなということ意見を伺いながら進めていきたいというふうに思っております。

久保島議員

非常にですね新しい回転が始まるのかなというふうに期待もするところでございます。そこで1の3に入りたいと思いますが、現在、町のキャッチフレーズはですね「ふたつのアルプスの見えるまち」というふうになっております。実は私5年前にですねこのフレーズについては否定的でございました。というのはですね、われわれ町民には「ふたつのアルプスの見えるまち」というのはイメージできるんですよ。で誇りに思っていますし、町民のみなさんもそう思っている、私も思っています。ただども都会、東京を始めですね都会の人たちに皆さんにそれを話すとですね、それがどうしたんだと、何のことだと、だか

らどうなんだと、いうことの答えが返ってきてしまうんですね。でとにかく俺の友達にですね「おいでよ」ということで来てもらったんですね。そしたら「あ、解った」と。来てみて初めて解るんですよ。でこの、来てみて初めて解るのはキャッチフレーズとはいえないんですね。それに飛び付いてこないとキャッチじゃないので、そうするとですね私は5年前に町政の施策がわかるキャッチフレーズにしたらどうですかって前町長にかみつきました。前町長はですね、この類いまれな風景を日本中に知らしめていきたいんだと、そういう思いだということで、まあしょうがないかなということでも折れてしまったんですが、町長もおっしゃっているように、確かにこの世界一のステージなんですけれども、それはいいんですよ。ただでもそれは来ていただいて見ていただいた結果だというふうに私は思っているんですね。で、この地にですね山好きでよく通っている方とか、ビジネスでその来訪されている方は知っているんですよ。良いとこだと。私も会社の取引先のあれからですね、こんな距離感の良いところはないと。安曇野へいってもですね山は遠過ぎる。伊那市へいけば近過ぎる。まあ他所のことは言っちゃあいけないね。飯島のこの距離感っていうのは非常に素晴らしいということを使うんですが、それは天気の良い時だけ。去年の暮れに起工式があった県外から進出してくれる大きな企業の会長さんも、「こりゃあすごい景色だね」と言いました。感嘆の声を上げて。起工式の日初めて景色のことが解ったんですよ。2つのアルプスが解ったんです。で飯島町に進出する決め手じゃあなかったということですよ。28年度の予算の中には、町長プレス発表の時にはこんなことを言っていたんですね。子育てするなら飯島町、先程も私言いました「子育てパラダイスパワーアップ予算」というフレーズも出てまいりました。私はねこれに飛び付いたんですね。思い切って町のキャッチフレーズ変えたらどう、と。「子育てパラダイスいいじま」でいいじゃん。定住促進を進めていく移住促進を進めていく観光客を呼んでくるっていう中で、サブタイトルにはもちろんね、その2つのアルプスが見える町を載せといってもいいですよ。ただでも本当は子育てパラダイスだということをドンと訴えていけばだれでも解る。日本中、世界にはちょっと日本語が通じないかもしれないけれども、解るはずなんですよ。それで自然環境がいいんだ、子育て環境がいいんだっていうことが解るというキャッチフレーズになるんじゃないかなというふうに思っています。田舎暮らしランキング日本一にもつながってくるだろうというふうに思うんですね。で少なくとも町のホームページにはですね、このキャッチフレーズ載せたいなあというふうに思っているんです。ちょうど今改革をしていて、だいたい出来上がったというふうに聞いていますので、是非リニューアルしていくときにはこの「子育てパラダイスいいじま」をですねドンと謳ってもらいたいかなと思っています。また検索場あたりにも引っかかるようにしてもらおうとね、効果があるのかなというふうに思っています。私はあの「ふたつのアルプスが見えるまち」を無くせと言っているわけじゃなくて、その上にですね、上についていうのはなんですけれども、この5年の施策として「子育てパラダイスいいじま」を是非アピールしていきたいというふうに思っているんですが、町長のお考えをお伺いいたします。

町 長

飯島町のキャッチフレーズについて、飯島町は中央アルプスと南アルプスの2つのアルプスを望むことができ、神様が与えてくださった飯島町の財産であります。これは不変のものだと思っております。飯島町は本当に世界一のステージであるなあというふうに思っておるところでございます。「ふたつのアルプスが見えるまち」というキャッチフレーズ

は、まさにその世界一のステージを表現するものであります。また、子育てパラダイスという表現は、平成28年度における予算の1つのキャッチフレーズとして、子育て支援をさらに充実し若者に飯島町をPRする1つの目玉として捉えたところから発想したものでございます。どちらも飯島町にとって大切なポイントでありますので、その取り扱いについてはご意見を賜りましたことを参考にして、PRの戦略の中で検討してまいりたいと思っておりますけれども、やはりおっしゃるとおりに、キャッチフレーズというのは本当に大事なもんだなというふうに思っております。私が記者会見、いや皆様方に議員の皆さんに今回の予算を紹介して、一言といたらまたあの報道の方々もお見えになったときに、その場面ではいろいろしゃべるんだけど、心に残るワンワードっていうのは常に頭の中に置いておかなきゃならないと私は思っているんです。新聞記者、ニュースメディアの方々にもお話ししますが、私の言うことが全部載るわけじゃないんですよ。大事なキーワードがポンと載るわけですから、この記者会見ではどの言葉を生ろうかなということを常に私頭に入れております。でそれを使ってくれば誠にありがたいということで、今回は子育てするなら飯島町、子育てパラダイスパワーアップ予算と、こういうふうにあのお話したんですけれども、それは1つの素材だと思っております。子育てしたいというニーズのおられる方に対して心をつつようなワンワードで訴えたいキャッチフレーズだと思っております。まだまだ飯島町にはいろいろの資源もありますし、文化もありますし、まあお蕎麦だったって、梨やリンゴだったって、お米だっているいろいろあるんですけど、やはりそれぞれ売り出すにはワンワードのキャッチフレーズ、心に残るキャッチフレーズが大事なと思っております。まあそういった大きな中でこのアルプスというものを活かしてワンワードで解るようになるってことは非常に大事なところかなと思っております。「ふたつのアルプスが見えるまち」っていうのは映える町と駒ヶ根とですね、だいぶダブってしまっていてどこに差があるのかなということがあれです。しかし我々が先付けたという自負もあるらしいですな飯島町の。駒ヶ根が変えろよというような感じがあるかもしれません。しかしあのもう一歩上に行く数段上に行くようなキャッチフレーズ、私も常にこう考えていますいろいろの中で。そういったことも今後のまちづくりの中で取り入れていきたいなというふうに思っております。とりあえずはこの「子育てパラダイスいいじま」、こういったものをご意見をいただきました。まあホームページにもその部分にもしっかりと目につくように載せて、そういった方々の心をキャッチするキャッチコピーにしていきたいなというふうに思っております。

久保島議員

はい、是非ですねその辺をアピールしてもらって、子育て世代はですね数多く移住して来られるとよろしいかなというふうに思います。まあ子どもがですねあのいるところ世界っていうのは、やっぱり年寄りも、私もそうですが、楽しいもんでございますので、是非どうもその辺がキーワードになるのかなというふうに思っています。それでは次にまいりたいと思います。

2番目ですが、地域おこし協力隊の件でございます。私がちょっと最初に提案をしたものですから、どうも何回も私がするので担当課長の方はですね、いぶかしく思っているのかどうかというふうに思います。それはまあご勘弁をいただいて、申し訳ございませんがまたもう1回やらさせていただきます。そもそも地域おこし協力隊は総務省が規定いたしました移住・定住促進のひとつの形、一環で、3年間助成金を付けるのでお試して

移住してみたらどうですかというシステムだというふうに思っています。つまり移住・定住の1つの形ということですね。現在2名に加えて8名の新規の採用を計画しているところでございます。3年後の定住を目指して基本づくり・基礎づくり・仕事づくりということをしていかないと、3年経ったらさようならということになりかねない。何度も聞いて申し訳ないんですけども、今度こそ、来年度こそ3年後に自立でき定住できるのかと、そういう対応をされているのかということについてお伺いをしてみたいというふうに思います。それぞれの協力隊員のどんな仕事をしていくのかということについてもちょっと話をいただけたらというふうに思います。現隊員もですね残すところあと1年になってしまったんですね。で、彼らが3年後の後1年後にちゃんと自立できるのかということになると非常に疑問だというふうに思っています。その辺の対応ができていくかどうか。前はですねそのちゃんと意向を聴いているというようなお話もありましたけれども、本人たちに言わせると、どうも十分に聞いてもらっていないということもおっしゃっている。今後ですねこの10名が適正に生かされるかどうか、この辺についてお伺いしたいと思えます。

町 長

地域おこし協力隊制度は都市から地方に生活の拠点を移して、地域おこし協力隊として採用して、農林漁業の応援、住民の生活支援などの各種地域活動の業務に従事しながら、地域への定住を図る取り組みとして理解しております。平成28年度からは現在の隊員に加えて新しい隊員を増員し、10名の地域おこし協力隊を任用することとなります。そこで新しい隊員の採用にあたりましては、まず飯島町営業部、農業へのチャレンジの部分。道の駅田切の里との連携する部分。まちなか活性化の部分。というように具体的なテーマにテーマをもって募集応募をいたしました中で、それぞれのテーマに先ず意欲があること、また活動終了後も町への定住の意思があることを確認させていただいた上で、今回の8名を採用することになりました。また協力隊員の活動の中には活動終了後の自立や起業に向けた活動も併せて行っていただくことも想定しております。町としても移住・定住促進の1つの形としてこの制度を適正に生かしながら、町への定住促進に大きく期待を寄せている任用となっております。私も面接をさせていただきました。それぞれ、この部分で協力したいという項目に沿って志願してきた皆様方でございます。あの例えば農業についてはテッポウユリの産地の再興を願っておるわけなんですけれども、もうその正しいテッポウユリをやってもらいたいんだけど、こういうふうな形。それでそれが将来的に収益性の上がることだなあというようなことも、まああの現場の方々ともお話をしながら、そういう希望を持った中でスタートしていきます。まあもちろん3年の中にね、どういうことがあるかわかりませんが、まずはそのスタートはそういったわれわれのニーズと、隊員になって来られるこの飯島町のシーズというものが合致した中での採用になったかなというふうに思っております。まあご心配いただくことは十分留意しながら進めていきたいと思っております。

久保島議員

現在2人の隊員につきましては、町長面談されて大丈夫、定住に結びつけるというふうにお考えでしょうか。

町 長

あの2人についてお話したことがございます。それであのやっぱこの町で事を起こしてという想いを本人からも聞いております。ですからそんな形になるように、いろいろの斡旋とか紹介とか人のつながりとかそういうことも紹介しておりますので、そのように進

んでいけばいいなというふうに思っております。

久保島議員

はい是非ともですね定住に結びつくようにご尽力をいただきたいというふうに思います。さて2番目の2-2にまいってまいります。今町長からですねお話のございましたように、各場面でございます。細部についてはちょっとお伺いしたいと思いますが、駅前に飯島町営業部を設置するというのに1名。それから、まちなか活性化のまちの駅にも1名ということになっています。この辺の関連性がちょっとよく解らないなと思っております。飯島町営業部はどこに設置されて、業務内容はまちの駅とどういうふうにかこう区別されるのかなというところ。それから過日29日の本会議の折にですね、総括質疑の中で飯島町営業部って何なのという話がありました。で町長は町民からアイデアを吸い上げて、それに賛同した住民プロジェクトが立ち上がる、それに対して行政手続きや資金調達などのお手伝いをしていく、そういうものだというふうにお答えになられた。私はそれを聞いていてですね、あれ、そうしりゃあ、まちづくり推進室とえらい変らねえなというふうに思ったんですね。大変申し訳ないんですけどもその辺の意味がよく解らない。で積極的に外へ打って出ていくんだというふうに私イメージしてましたので、今のところまた内なる固めという話もございましたけれども、今のところ要するに庁舎から出て駅前に設置して、町民が寄り易くするんだよというようなイメージなのかなというふうにもちょっと思っているんですね。で、プレス発表にやっぱりございまして、まじいい元気道場というのがございまして、これも新聞では取り上げられておりまして、認識の共通や人材育成を図り具体的な事業展開につなげる勉強会をしていきたいということなんですけど、これはどこでだれが行うのかなというところなんです。で、営業部の担当は隊員も含めてけっこう人用があるんですが、その方が3年後じゃあどういうふう自立していくのかなというのがちょっと心配なんです。また、まちの駅の協力隊員も1人ということになっていますけれども、今、現状でもまちの駅は1人じゃとても回っていかないんですね。パートさんでもいいので最低2人いる。まあ交代要員もあるし時間も長いもんですから。そうするとその隊員もですねそのずっと勤務していたんでは、自分の自立のための活動できませんので、3年後どうなるかなということも心配をされています。併せて27年度はまあ、まちの駅の補助金があったよ。来年度から無くなってしまうということになると、協力隊員以外の経費等は全部町で負担するということになってまいります。花の里も残っている、田切の里も今回まだあります。いいじまマルシェもちょっと厳しいよと。まちの駅というふうにごんごんごんごんですね町の負担が増えていくのではないかなと心配をしています。まあ私がこういったこれをまとめますとですね、営業はどこに設置して、まちの駅とはどういう関係性があるのか。それから営業部は何をするんです。先ほどもちょっと話がありましたことなのか、それとももう少し積極的に打ち出していくのか、それからそれらの隊員はですねじゃ3年後どういうふう自立していかれるのか。で、まちの駅の運営っていうのは継続的にうまくいくのかどうか、その辺も含めてお答えをいただきたいと思っております。

町長

まず、飯島町営業部の場所は飯島駅周辺の空き店舗等の活用を計画しています。役割は住民の皆様やここに配属する役場職員と一緒に、飯島町を売り込むための様々な施策、アルプスのお花畑構想や農地付き格安住宅の研究など、儲かる飯島町へのチャレンジ、外へ押し出す戦略に取り組んでいきたいと考えています。次に、まちの駅ですけれども、協力隊員には基本的にこのまちの駅に常駐いただくようにしたいと思っております。役割は自

元住民の皆さんや商工会、地域づくり委員会、また、まちなか活性化協議会と協力して、まちなか活性化の実践を業務としていくこととしております。まあどちらかという外へ飛び出すというよりも、あの、まちの中の賑わいのことを区やその商工会の方々と共にやっていきたいという住み分けを考えております。そして、まちの駅への正規職員の配置は今のところ考えていないということでございます。で、ご心配いただいております飯島町営業部につきましてはですね、あのまちづくり全体のトータルデザインをそこで進めていきたいというふうに思っております。それはあの町にも行政の方にもありますあのまちづくり推進室とダブるんじゃないかということなんですけれども、住民の最前線で住民が気安くできて、そこでプロジェクトをその場でこう話合える地元に着目した中で、そういう場所でやっていきたいというふうに思っております。それはあの年中といひますかお店というかその事務所が開いているわけですから、常に来られるような状況の中で戦略を練っていきたくは思いますが、あの「まじい元気道場」というのを今開催してまちづくりの基本理念をみんなで共有していきたいと、それで進め方もそれに沿ってみんなが同じ方向性を向いて、飯島町という1つの観光のステージを作り上げていきたいと思っているんですけれども、やはりその住民の皆様と行政の意識が理念が共有されていなければならないかなというふうに思っています。その部分の勉強会とか具体的に進めていく手法等も元気道場の中でやっていくんですけれども、その具体策を具体的な飯島町の資源がありますよね、先ほど言った観光にしても商業にしても農産物にしても、いろいろの部分で今も立ち上がっているものもあります。さらにそれを外へアピールしてもっと売っていくにはどうかという具体的なことまでそこでやっていきたい。それで飯島町営業部というのは最終的には私一般社団法人として、そこでちょっと利益が生まれていく形にしていきたいというふうに思っています。であの物を作るだけじゃなくて物を売ることが一番あの苦しいことです。大事なことです。なかなかできません。考え方でこんな新製品ができたというのは、いっぱい世の中に新製品出来ているんですけれども、それが売れて残って本当にブランドになったということは数少ない。やっぱりそれは戦略的にやらなきゃいけない。それで売れることもやらなきゃいけない。売る場面については飯島町営業部がインターネット通販の窓口になる。飯島町営業部、例えば商品名を出して申し訳ないんですけれども楽天の市場みたいなところへ飯島町営業部というものを出してですね、そこへ農産物それぞれページが与えられるような形の中でやっていければいいかなとそんなような思いをしております。まあそういうようなことを総合的に戦略から実現するまで飯島町営業部で具体的にやっていきたいなど。専門にそういうふうに考えております。

久保島議員

だいぶ分かってまいりました。ご期待をいたします。私もできることがあれば協力いたします。まあそれはともかくとして、3番目にまいります。3番目ですね、下平町長は町長選の時のリーフレットでですね、定住自立圏構想っていうのを謳っておられました。地域連携ということでだったと思います。定住自立圏構想はですね中心市を中心に設定しての隣接の基礎自治体が連携していくというのはでございます。定住自立圏構想の中心市っていうのは人口50,000人以上ということになっていまして、まあ最低でも40,000ということになっています。そうしますと駒ヶ根はですね32,000ちょっとです。伊那市が69,000余ですからこれはまあ対象になってくる。飯田市が104,000ですね、ということであまこの辺もいいと。それで近隣ということであ

ればですね伊那市、飯田市以外は考えられないんですが、町長はどういうふうに、定住自立圏というのを考えておられたのかなというふうに思ってお伺いしたいと思います。まあ飯田市とはですね実は山の頂上の辺でつながってはいるんですが、まあ道路や田畑ですとかね生活圏でつながっているわけじゃありませんので、伊那市には直接つながっていないということになると、宮田、駒ケ根を巻き込んでこない伊那市とは定住自立圏構想はできないと。伊那市はすでに箕輪と南箕輪村と連携を組んでいます。まあ広域連携ということであればですね上伊那広域もあるし、伊南行政組合もあるわけでございまして、それとは別のもんだなあというふうに私はちょっと感じたもんですから、先ず町長がこう、あの時というか、今もそうでしょうけど定住自立圏をどういうふうに進めていかれるおつもりなのか、まずその点だけ簡単に触れていただきたいと思います。

町長

私がパンフレットの中で定住自立圏構想という文言を入れた覚えがあります。あのそれはですね根底の中では、まあこういう少子高齢化の中で町自体がこう縮小していくという行政の中でね、飯島町独自にあれもこれもすべて飯島町が揃えるっていう時代はもう来ないんだろうなと。それで近隣市町村と連携しながらそういった行政課題に対応しなければならぬ時代であろうということを総称してですね、1つの形として定住自立圏構想という文言を書きました。それは今思えばですねこの4市町村の中での連携、あるいは広くは上伊那広域との連携ということにそういうことに尽きるのかなと思っています。あの伊那市にはもう定住自立圏構想と正式名を打って3市町村でそういうものを立ち上げましたけれども、それにはちょっとまた距離が、距離があるというか間がね、町がいくつも挟まっていますんで、隣接しているという部分ではないんですけども、まず大事にしなきゃいけないのは、まず飯島町はこの近隣4市町村、宮田、駒ケ根、飯島、中川、という関係の中で、お互いに何ができるか、何を望んでいるのか、どういう問題点が一致するのかと、そういうことをよく精査した中で具体的な事業に取り組んでいきたいなというふうに思っております。ということで定住自立圏構想という大きな考え方は、今独自でなかなか行政が進んでいかないんで、お互いに協力しなきゃならない時代ですねということの表現でございましてご理解いただきたいなというふうに思います。

久保島議員

はい安心いたしました。私も町長のおっしゃるとおりだというふうに思います。このまづ伊南4市町村がですねタッグを組んでいけばかなりのことができるんじゃないかなというふうに思っています。実は過日2月19日の伊南行政組合の議会、平成28年度第1回議会ございまして、その中の一般質問でですね駒ケ根市議から、まあこれも定住自立圏構想を活用するというふうな話をされましたが、いいちゃんバスに駒ケ根市民が乗るようなことはできないか。また中川の循環バスに飯島町民や駒ケ根市民が乗車することもできないかという話がございまして、杉本組合長はですね定住自立圏構想においては要件があつてできないけれども、公共交通として伊南4市町村が協力し合う有効な施策だというふうに考えているというふうにお話になりました。まあどんな方法があるのか、どんな連携があるのか、今後考えていきたい検討していきたいと。各市町村のですね担当者を中心に検討していきたいというふうなお話でございました。そこで町長はこの連携をどういうふうに考えておられるのか、そして町としてですねこの検討を早急に始めた方が良くはないかというふうに私は思っているんですね。で、早い時期にこの検討会を立ち上げるなり、4市町村とですね協議会を持つようにした方がよろしいんかというふうに思いますけ

れども、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

町 長

いいちゃんバスの定時路線であります昭和病院線において、町民の皆様から駒ヶ根市内の施設や店舗等が利用できるよう望む声が多いというのは聞いております。利便性向上やバスの有効活用の面からも私もその必要性を感じておるところでございます。具体的には現行の昭和病院線の運航路線を一部変更して、駒ヶ根市内において乗車や下車の取り扱いを行うようにすることが考えられます。駒ヶ根市では定時路線運行の循環バスを廃止してしまったことから、いいちゃんバスの昭和病院線の運航を一部変更することにより、飯島町民は元より駒ヶ根市民にとっても便利性の高い循環バスになると考えておるところでございます。これを実現するためには、まず町内の事業者やタクシー業者の理解がまず必要であると思っています。加えて駒ヶ根市のタクシー業者はじめ市民の理解が必要であり、その上で飯島町と駒ヶ根市との間で運行に関する調整・協議を進めていくことが必要になってくると思っております。一方、先般の伊南行政組合の2月議会定例会におきましては、当町のいいちゃんバス、中川村の巡回バス、この有効活用や伊南地域の交通網確保に向けた取り組みに関しての一般質問がございました。質問に対して組合長の杉本駒ヶ根市長は、市町村を超えての共同運航については市町村間をはじめ様々な調整が必要であったため、これまで実現できなかったとしております。2番目に伊南地域の交通網確保に向けては伊南行政組合の共同業務として取り組む方法と、市町村間で連携協約を結んで取り組む方法の2つがあると。それで適正な方法を今後検討していきたいということで組合長は答弁しております。また伊南地域として公共交通事業に取り組む意義や必要性について、4市町村が共通の理解を深めていくことが大切でありますし、できる限り早い時期に担当レベルで研究に着手したい旨を答弁しております。これらを含めて私としては伊南地域の研究に参加する中で、町の考えを主張しながら調整を進めてまいりたいと思っております。

久保島議員

終わります。

議 長

続いて、4番 折山 誠 君。

4番

折山議員

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。前回12月定例会ではあの町長ご就任直後ということで、私の方もまああの、私これまでずっと町のリーダーである町長に対してのみの質問をずっと続けてまいりました。前回もそうだったんですが、ちょっとまあ3カ月、4カ月経過したということで、若干あの中身の方へ入らせていただきますので、あの町長に代わってあのまあ町長をどんな考え方で補佐をしているのかというお立場の皆さんにお答えをいただいても結構でございますので、よろしく願いいたします。

それでは質問項目1、新年度予算編成にどう臨んだか。これ先程の久保島議員に対するお答えの中でだいぶご答弁されている部分もございます。あの重複で結構でございますのでお答えいただければと思いますが、質問要旨1-1、新年度予算編成手法に民意反映の新しい取り組みはあったか、ということで伺うんですが、町長の公約それからまあ施政方針いろんなことをみますと、お花畑構想ほか町長の掲げた各種の政策の多く、これはあのベースに住民協働が欠かせないものだなあというふうには私は認識しております。そこでこの度の新年度予算編成に新町長なりの手法を取り入れて、あるいはまた工夫をされたのかどうか。もしくは副町長以下職員の従来通りのお手並み拝見ということを決め込んで

おられたのかということで尋ねようと思ったんですが、町長は先程のご答弁の中でですね、選挙公約あるいは選挙を通じた中で多くの会議を重ね、民意を受け止めてきたと、それをまあ編成前に課長の皆さんに伝えて想いを共有する中で予算編成に臨み完成させたと、こういったご答弁がありましたのでそれでよろしいのかどうか。さらに何か工夫された点があればお答えください。

町 長

折山議員の質問にお答えしてまいります。まず最初、新年度予算編成についてその手法について、民意の反映の新しい取り組みはあったのかとこういう質問でございます。まああの先程も述べましたけれども、やはりあの町民の皆様には何回もちょっとお話した方がわかりやすいかなと思いますけれども、まあダブってお話させていただきます。あのやはり私今回こういう形が出来たのはですね、大きくは役場の課長以下職員の皆さんの今までの事業の積み重ね、想い、継続性、というものが十分表れているのかなとそう思うています。まずこれを5カ年計画や地方創生の飯島町の戦略の中へこういったものを汲み取りながら行政に組み入れていくということは大変大事なことかなというふうに思っております。それを私のこの3つの公約、具体的な事業について、これはここへ使えるぞ、これはここへ使えるぞと、いうことを組み込んでいただきまして、私はそれを組み込んだのを見て非常に感謝したと、こういうような状況でございます。先ほどの予算的なものも基金的なものも過去の行政の方々の遺産ということで受け止めておりますので、私が今度28年度新たに新しいものを始めるということではなくて、大きな部分は引き続きの中でこの飯島町の基本的な財政、行政運営というものは成り立っているというふうに理解しております。大きな手法の違いというものは無いと思っております。

折山議員

次の質問要旨1-2、初めて編成に望み積み上がった予算編成を前に今思うことは何でしょうか。質問要旨1-3、新年度予算執行の町民に向けた意気込みを問う、これについて一括してお伺いいたします。あのやっぱり予算編成っていうのは本来あの町民の皆様との合意ができてやれることが一番いいと思うんですが、まあ手続き上とか量的な部分、なかなかそういうわけにいかないのがあの今も、以前もそうだったかなというふうに思うわけですが、努力は必要だと思うわけですね。新年度予算の実質的な審議っていうのは今後委員会審査を経て行っていくわけですが、過日の町長の施政方針から新年度予算は先程も出ました営業部の発足、学童クラブの場所の拡大、道の駅の整備、低迷する商業振興として広告宣伝支援、子育て支援センターの移設新築、こういったような、あの一部継続のものもあるわけですが、あの構想継続のものもあるわけですが、多くはですね町長のまあ新しい発想の中から生まれた、あるいはその体制の中から生まれてきた内容が随所にはめられておるということで、先ほどの久保島議員同様あの受け止め方はその効果に期待をしたいというのが大勢かなという印象を受けております。しかしながら、新町長初体験の予算編成、これはあのちょっと私も想像がつかませんが、限られた財源の中で多様で量的にも住民ニーズというのは大きいわけです。それに応えていかなければならないのが行政トップなんです、そういうまあプレッシャーの中での大変な作業を過ごされた日々であったかというふうに思います。目の前の課題に対してなんとかその要望に応えていきたい、これはトップとして当然だと思うんですが、しかしながら限られた財源の中でこの要望は我慢してくださいと、その予算をもって緊急のこちらの方を対応しなければならないといったような、そういう作業を繰り返してこられたのかなということで、いくら頑張っても

いつの時代の予算でも要望の叶えられなかった町民から見ると、それは不満であるとか諦めの内容を含んだ予算であります。それを経ていま理事者も予算編成に関わった職員も成案に至った安堵感とともにですね、そういったまあ身の疲れもあるでしょうし、心の疲れもある今だというふうに思います。で、これからお尋ねするのはですね、やはりあの新しい年を町民一丸となつていい町づくりのために向かっていくため、そのひとつ機運を盛り上げる、今町長の胸に去来しているワンフリーズが先ほどマスコミ向けでなくて町民向けのワンフリーズがあつたら、是非ここで町民に同じ思いを共有していただく、そのことで住民協働をさらに進める、そういったことで一言ありましたらご発言下さい。

町 長

はい、今あの折山議員がおっしゃられたとおりに、まああの深いところを理解したわけではございませんけれども、あの町民の皆さんのすべてに応えられるという予算ではなくて、今できる限りのことをやったということでございます。今までの継続で、何だまたできんのかという思いもあるでしょう。しかしそれはだんだんという部分になってきてしまうと思います。しかし新しい町をつくっていかねばならないという部分では、あのそういうことをまあ差し置いても協力してまたこっちの観光にということも、お金をそちらの方へ投じなければならぬという痛しかゆしのこともあるんですけども、まあ町がそっちの方も発展しながら余力をつけて、町も整備もしていくよとこういうまあ両方の車輪を動かさなければならぬかなというふうに思っております。そういった思いの中で是非とも町民の皆さんには今後とも益々ご協力をいただかなければならないんですけども、あのありがたいことにワンフリーズちょっと紹介せいとこういうご期待をいただきましたんで申し上げますとするとですね、ここは3つあるんです。申し訳ないふたつひとつじゃない3つありましてね、英語で申し訳ない。チャンス、チェンジ、チャレンジ、この3つのC、もう一度言います。今がチャンス、変わるチェンジ、挑戦しようチャレンジ、この3つを心に刻んで町民の皆様方と新しい飯島町、活力ある飯島町を作っていきたいなというふうに思っております。町民の皆様の総力を挙げてチャレンジしてまいりたいと思っております。

折山議員

はい、ちょっとあのどうも私は横文字が苦手なんだか、今はあんまり心を打たれませんが、いずれにしてもですね、あのみんなが気持ちを1つにしてまちづくりに向かつていかなければならない、今度の新年度予算についてもまあこれから審議になる部分ではありますが、多くはそんなに皆さんの要望でなくてもそのような想いで組み上がってきたもんだということ、町民の皆さんもやっぱりしっかり受け止めるべきかなというふうに思います。

質問事項2、「信州蕎麦のふる里いいじま」づくりを問うという項目へ入らせていただきます。現在、手打ち蕎麦の会や町内店舗、一部農業法人、株式会社が協議会を発足しまして、県や町の支援をいただきながら飯島町を信州そばの故郷として情報発信をし、活動をし、活力あるまちづくりを進めようとする、そういった行動がここのところずいぶん定着をしております。民間が主導する行政との協働であります。この協議会及び構成員個々、これはあの構成員というのは、例えば里の菓工房さんでありますとか、わが蕎麦道場でありますとか、蕎麦の会、こういったような個々の構成員も各種のイベントを開催し、町の内外に飯島ファンをここのところたくさん作ってまいりました。特に手打ち蕎麦の会の活動は活発で、今年度の総会資料を見ますと今年度の総会ですから去年の26年度の実

績が出ております。26年度1年間の実績として町内外で87回の事業を行っております。延べ4,300食を打ち提供しております。これは膨大な量でございます。会発足後のこの3年間で大きなそういった実績を積み上げて参っております。また今後を展望しますと、この7月オープン予定の道の駅田切の里、この運営のやっぱり蕎麦のコーナーございまして、全面協力するという形の中で大きな魅力づくりに関わっている団体でもございます。またあの会員による、ある会員ですが、完全予約制という新たな蕎麦店の開店、これももう直近で具体化をしてございます。こういったようなことを続けながら更なる町の発展、これに結び付いていくのかなというふうに期待できるものでございます。そこで「信州蕎麦のふる里いいじま」をさらに進める基盤づくりとして、行政に是非担っていただきたい役割2点をただいまからご提案申し上げます。そのことに対する町長の考えを伺ってまいりたいと思います。

初めに質問要旨2-1に入ります。行政と民間協働で「信州蕎麦のふる里いいじま」づくりが進んでおります。主要道路や観光拠点へのサイン表示と申しますか表示板設置、看板、こういったものを是非する必要があるのではないかとということについて伺ってまいります。飯島の蕎麦を広めるために有志住民とJAや町の協働による地道な活動、これによりまして全国ネットのテレビ放送や地方新聞に度々このところ取り上げられてまいりました。その結果、「信州蕎麦のふる里いいじま」が割合全国にメジャーなものとなりつつあります。まだ一部マニアの間なんですけど、少なくとも蕎麦通の蕎麦愛好家の間ではメジャーなものとなりつつあります。この27日なんですけど、どうも町を通さずに連絡きたんですが、飯山市からあのやはりあの市職員が同行いたしまして、20名ほどのある特定の地域の住民の皆さんが蕎麦の会の活動でありますとか、関係店舗、これのまあ運営の視察研修に飯島を訪ねて来ていただきます。まああの時間があればね町長表敬訪問していただければ、まあ折り合えばよろしいかと思うんですが、これも町の方でいろんなところで情報発信をしていただいた部分もありまして、あのマスコミメディアばっかじゃなくてですね、そういった効果の表れかなというふうに思うんですが、蕎麦による地域おこしではよくあのこういうことを聞きますよね。なんとか蕎麦の里とか、なんとか蕎麦発祥の地、伊那はあの発祥の地ですよね、それを標榜しております。こういったものをキャッチフレーズとする自治体ですとか地域が全国に結構あるはずで、そういうように思います。しかしながら信州蕎麦の種籾となる玄蕎麦を生産しているのは飯島町なんです。ほぼすべてなんです。としますと「信州蕎麦のふる里」といってこれは飯島町、他のところが言っちゃあいかなよというようなほど個性の感じられる飯島町でのみフレーズとしてこう訴えていけるものではないのかなというふうに私は考えております。そこでより当町の個性を伴う蕎麦のイメージを高め定着させていくために、先ほど申し上げました、ある程度デザイン的に優れた表示板の設置を求めるものでございます。できるだけ町内いたるところに設置できればいいんですが、やっぱり費用対効果こういったものを考える必要がありますので、ちょっと提案いたしますと、県道飯島飯田線から町道広域線、駒ヶ根のいわゆる上街道の両玄関口、境、ここ。それからまたあのその沿線の情報発信拠点である「道の駅花の里いいじま」、上街道ではこの3カ所ぐらい。でまた下の伊南バイパスでございます。国道では中川境とやはりあの駒ヶ根方面からの玄関口となる道の駅田切の里、この辺りでやっぱりそういう表示板。それからあのやはりあのJR飯島駅、七久保駅、こういった2カ

所当たり、JRの駅っていうのも今はやはりここを2つのアルプスが見えるということで、ご承知いただくかどうかわかりませんが、わざわざそれを観るためにJRを乗り継いで駅へ降り立って、例えば近くのおそば屋さんで飯を食いながら次の電車で行くとか、飯島であればそこら辺の食堂でご飯を食べて次に行く、こういった旅をされる方が私も初めて営業していて気がついたんですが結構多いわけでありまして。で、駅は大事なんです。でまあそういったところへ2カ所、合計6カ所ほどを提案をいたします。市町村境にはよくある「ようこそ信州蕎麦のふる里飯島町へ」といったようなフレーズがいいのかな、またあの道の駅などの情報発信拠点は是非ともですね、やっぱりあのいわゆる種籾になるこう玄蕎麦、玄蕎麦の生産地はここですよというやっぱりあのPRの表示があると効果的かな、なんでふる里なんだろうということがご理解いただけるのかなあというふうに思いましてご提案を申し上げます。ご答弁をいただきたいと思います。

町 長

もう飯島町町民ではもう知らない人はいないというぐらいのご活躍をいただいております蕎麦の会の皆様方には、大変感謝しております。飯島町もやはり大きな今地域資源、特産ではなく文化、人材も含めて大きな地域資源になってきておるのかなというふうに思っております。お話をお聞きしますと年87回、4,300食とこういう方々に蕎麦を振る舞われておるということで、折山議員も最初からのチャーターメンバーということで頑張っております。あのまちづくりをこういう形で取り組んでおられるグループいくつもあります。あのやはり住民の皆さんが主動をして自分たちでやるんだというエネルギーが基本にある、行政主導ではなくて住民が俺たちやるぞっていう方々が集まってきたというのは非常に貴重なその立ち上げの仕方でもあるし、今あるまちづくりの組織のまあ模範とすべきそういう団体かなということで私は評価しております。あのこれからも飯島町のまちづくりのためにいろいろやっていく方々がアイデアを持ってスタートするわけでございますけれども、やはりそういった熱意っていうのは、住民の熱意っていうのは継続していただくことが一番世に出るし、売れるポテンシャルを持った地域資源になるのかなというふうに思っております。ですからこの火はまあ消えろって言っても消えないぐらいのエネルギーがありますから、しっかり支援していきたいなというふうに思っております。現在、国道や県道には市町村境に飯島町という看板が設置されていますが、飯島町へ来ていただく方々に向けた町をPRするような看板ではありません。全国的にはカントリーサインと呼ばれるその市町村の特産品や観光地などをイラスト化して市町村名と一緒に表示しているところがあります。道路敷地内ですと国や県の占用許可が必要となることや、看板や柱等の規格も定められておりますとこういうことでございます。道路敷地以外であればそういった規制はありません。どちらの方法にせよ飯島町や飯島町の特徴をアピールすることは大切なことだと思っておりますので、町のイメージアップを目指して、検討してまいりたいと思っております。その文言、キャッチフレーズ、ワンフレーズ、心に残るワンフレーズについてはまた、「うーんこれいいな」というようなことをまた考えていただいて、皆様方熱意のあるところで考えていただいて、そういったものがドンと出ると、それもインターネットやパンフレットに全部それが言葉が出ていくと、こういう形になってさらに拍車をかけていきたいというふうに思っております。引き続きの皆様方のご尽力をお願いしたいところでございます。

折山議員

次がまあちょっと大事な、まああの要望ではなくて求めてまいりたいと思うんですが、

質問要旨2-2、その里づくりの基盤として製粉所を民間で構想しております。行政支援を求める。この要旨に移ってまいります。私もあまり詳しくないんです。蕎麦の食味の良し悪しを決めるのは製粉の良し悪しで決まるといふ人がいます。もちろんそのできている玄蕎麦の良し悪しもあるんですが、まあそれらの過程が大事なんです、どうしても製粉という過程をないがしろにできないといふ人が多いわけなんです。もちろんあの蕎麦打ち技術も大事なんです、その材料となる蕎麦粉の良し悪しは蕎麦の里づくりに大きく影響をしております。何でかと言えば、美味しい蕎麦を提供するのにいい玄蕎麦を使い、いい蕎麦粉を使い、美味しい蕎麦を作る、そういうことをしなければ人は集まってくるし、里にはなりません。またあの地元産の蕎麦と小麦で小麦粉、これを使わなければ、まちづくりにはちょっと積極的なまちづくりとは言えないような気がします。やっぱり地元の物を使う。現在、当町のお蕎麦屋さんの多く、蕎麦の会、蕎麦粉販売店、こういったあのところの皆さんは宮田村と上郷にある製粉所を利用しております。近くではあのこの2軒なんです。で今みんな心配しているんですが、両製粉所とも設備が極めて老朽化しております。それからまたはそれを扱って下さる方が高齢化、あるいはちょっとあの病弱といったようなまあ、いろんなまあご事情がございます。で、ちょっと先行きがちょっと不透明かなといふのをこう肌でなんとなく感じるわけなんです。で、仮にこの2カ所が閉じてしまったとき、これは高遠か諏訪の方までいかなければならないことになるわけです。このことによりまして上伊那の製粉所を必要とする関係者、やっぱり同じような不安を抱いているといふふうに想像ができます。またいくら設備が立派でありまして、良い蕎麦粉を作るという情熱と、その情熱に裏打ちをされた技術がある方がやらなければいい蕎麦粉はできません。幸いに蕎麦の里づくりのために製粉所運営を展望してくださっている町内の会社がございます。社長は現在市場調査など近隣のニーズを推し量りながら、着々と構想を練ってくださっております。是非あのこの機運をですね行政が後押しをしてくださいますと、地元産の蕎麦粉、地元産の小麦粉、地元で製粉したこういった材料でさらに美味しい蕎麦を作って、この里づくりに拍車をかけていくべきと考えます。是非有利な国庫補助事業を探していただく、またその適用、手厚い町の支援、これを求めて町長のお考えを伺ってまいりたいと思います。

町 長

蕎麦に関係する多くの個人、団体等の皆様には、蕎麦を活用して町の活性化に向けた多くの活動をいただき大変感謝を申し上げます。先程申しました。蕎麦は挽きたてが最も美味しいと言われます。今回、製粉所を整備し、より良い品質の蕎麦を使用した美味しい蕎麦を提供したいと、こういう構想かとお察し申し上げます。飯島町は蕎麦の種を採取することを行っており、町の大きな魅力のひとつと捉えておりますので、どの程度の規模を計画されているかは存じませんが、場合によっては国や県の補助制度が活用できればと思っております。構想が具体的にになりましたら町へも一言ご相談いただきたいというふうに思っております。いずれにしてもいかに本物かといふことは、飯島町ですべてできるということが本物の価値、100%本物だといふことが言えるのかなというふうに思っております。そういった設備は必要かなというふうに思っております。それでなおかつですね期待を込めて言えば、蕎麦を美味しく食べられるんだけど、例えばお土産に持って帰れる蕎麦まんじゅう、甘党の好きな人にはですね、お土産にここで作った蕎麦まんじゅうがあるよと、そこら辺の温泉地でやっている小麦粉ばっかのじゃなくてですね、蕎麦がし

っかり入った蕎麦まんじゅう、これをちょっと考えて名産品のひとつにして、お土産ということでサプライズ、観光の中にサプライズ必要なんで、そういったものを合わせた中で観光の幅を広げていきたいなというふうに思っております。またご一案ください。お願いいたします。

折山議員

はい、あのそうですね力を合わせて良い蕎麦の里づくりを進めていければというふうに思います。今のあの蕎麦まんじゅうなんです、あの町内のとある菓子製造会社、ここはあの新蕎麦の時にはその粉を使ったやっぱり菓子を作り、販売しているというようなことで、少しずつやっぱりそっちの方面もあのここで蕎麦の製粉ができればですね進むと思います。併せてそういったところへ発展していければと思います。次の質問項目に入ります。

質問事項3、三鷹台アンテナショップの運営を問う、ということで、これも何回もやっているような気がいたします。アンテナショップの件では計画時と運営後の二度に亘って一般質問で提案し、伺ってまいりました。質問要旨は1つでございます。新年度からのアンテナショップ営業日縮小は、新しく吹き始めた風を遮断することにならないか、ということなんですが、町長には後ほど伺うことといたしまして、初めにこのショップの立ち上げとその後の運営に所管課長として関わってこられた副町長に伺いたいと思います。町にご縁があって三鷹台に開設されたアンテナショップの本来の目的は何だったんでしょうか。

副町長

それではご質問にお答えします。三鷹台のアンテナショップですけれども、アンテナショップの名前のおり飯島町を売り出していくというための施設でございます。ですので、そこで販売する物はもちろんでございますけれども、情報あるいは交流、そういったところを深めていくための施設ということで設立したものであります。当初はまああの飯島町の特産品を販売しながら、飯島町をPRしていきたいというところから始めましたけれども、なかなかそれでは同じあの現地では農産物たくさん生産しておりますし、飯島町の特色ある物をいかに売っていくかというところで研究を重ねてきたところでございます。またあの飯島町の情報発信についてはテレビのモニターを設置しながら、飯島町の四季折々の状況を発信したり、あるいはあの店員の皆さんによるPRを進めてきたところでありますけれども、なかなかその情報発信の部門がきちんとできなかったというところが反省の課題でございます。

折山議員

はい、本来の目的は町を売り出していくための情報発信、情報交流、こういったまあそれを深めていく施設であったというふうにお答えをいただきました。では縮小する理由は何でしょうか伺います。

副町長

アンテナショップそのものを縮小するわけではありません。これはあの営業日数を精査しながら進めていくということでございますので、あの今まではまあ平成26年の10月17日にオープンしたんですけれども、その時は町の職員が赴いて週末の営業ということでやっておりました。であの平成27年の4月からはその結果を受けまして毎日月曜日から土曜日までを営業して進めてきたわけですが、その2つの違いはですね、1つはあの試験営業の時には町の職員が町のいろいろな情報あるいは農産物を販売しながら、町の想いをきちんと住民の皆さんに伝えて営業してきたというところがありますけれども、本格的な営業になりまして、向うであの従業員を雇いまして営業してきたんですけれども、なかなかその想いが伝わらなかったというところがあります。でまあいろいろな研修を重

ねていただいたり指導してきたんですけれども、なかなか思うように飯島町の情報発信や、こちらの意図しているものが伝わらなかったということがありましたので、新年度の予算編成の中ではもう一度原点に戻って飯島町をどの様に売り出していくかというところを検討する中で、営業日数は縮小しますけれども、やはり本来の職員がある程度出向いてきちんと飯島町をPRしていくということ、それから飯島町の持っているポテンシャル、農産物のポテンシャルですけれども、そういったものをきちんと向うの方に訴えながら物売っていききたいということで、営業日数を縮小というかあの精査する中で、対応してもう一度当初の目的を進めていきたいということで日数を縮小したというところでございます。

折山議員

聞いている人はよく分からないと思うんですね。ショップの縮小ではない、営業日の縮小だということなんですけど、ショップって営業していて初期の本来の機能を発揮するんで、営業してないときはそこに無いに等しいってことですよ。無いんですよ。建物はあるかもしれませんがもしもショップが無くなるんですよ。だから機能そのものがもう縮小したということですよ。でその理由は何かと問うたらお金ではないと、職員の思いが伝わらなかったからもう一回営業日を精査して実施する。ちょっとあの私にはなかなか一問一答の理解のできないお答えだったという気がします、ちょっと時間が迫っているんで端的にお答えいただきたいんですが、精査するとかまあそれじゃ副町長なりに考えてこれの所期の目的を達成するために一番大事なことは何だと思えます？ 端的にお答えください。

副町長

先ずあの飯島町を十分に知った者がきちんと飯島町のPRをしていくことだと思います。

折山議員

まあそうですね。あのもうちょっときちつと言うと人が大事だということですよ。その人を大切にしていかなきゃいけない。町がそのいわゆる働いて下さる方を大事にするから、向こうも飯島町が好きになって飯島町のために一生懸命働こう、こういう気持ちになるんでしょう？ と私は思うんです。ところが今店長さんはこちらの方の方だとお聞きするものでいいんですけれど、採用された方は当初大きい目的を持って町内研修を受けて、さあやるぞっていう気持ちになってあそこで頑張られていたということをお聞きしております。また優秀なそういった女性職員がいるんですが、なかなかその女性職員の能力を發揮する環境にはないということもお聞きしております。そういったことを一つ一つ点検・是正をしていかなくて、思いが伝わらないというのはちょっと働いてくださっている方に対してあまりにも失礼ではないかなと。もうちょっと働く人を大事にする、そういう環境でなければ、何をしてもうまくいかないのかなということをお聞きして、是非、年度の途中でも結構ですから、そこで一生懸命飯島町のために働いて下さる方の環境整備に取り組んでいただいて、昨日までは6日勤務でした、この4月からは2日勤務です、パートさんお願いします、一生懸命になる気持ちになるかどうかちょっと分からないんで、まあそういったことのコミュニケーション十分とりながら、進めていきたいと思えます。目先の決算だとかそういうものに囚われて、長期的な展望をもって始まったこの政策を事業を短期の収益主義で無にはしてはならないというふうに感じます。

町長にお聞きします。町長の施政方針要旨10ページ、お手元になれば朗読します。10ページにこうあります。第1「ふれあいときずなを広げるまちづくり」町民の皆様や企業、行政が対等な立場で協力し、自助、共助、公助の実践によるふれあいときずなを広げるまちづくりを推進してまいります。その1つとして、まず昨年、東京都三鷹市にオープンしたアンテナショップ「信州いいじまマルシェ」を継続して運営することとし、飯島

町産の安全・安心な農産物や加工品等の販売を通じて、都市と農村との交流促進、情報発信等を図ることといたしました。この言葉を聞いて町民はどう受け止めるでしょうか。先程の副町長のお答えのように、営業日を精査して2日間に縮小しというようなイメージで取るでしょうか。これ違いますよね。しっかりと前年継続するということは前年と最低でも同じ形態運営のことを言うんですよ。前年度よりも小さくするっていうのは国語的には縮小っていうんですよ。それでこれこういう表記を町長の施政方針として町民に訴えるとすると、私を感じるのちょっと言葉を汚く言えば詐欺じゃないですが、ちょっと誤った表記で町民に誤解を与えることにはなりはしませんか。もし副町長の言うとおりに新年度やっていくのであれば、「これこれこういう理由で営業日を縮小します、機能を縮小します、それについてはご理解をください、こういった手法でもってそれを補てんし、更に効果的な情報発信に努めてまいります。」こういった方針でないと誤ったこれは公表になるかと思しますので、是非そこところは縮小ではなくて町民の期待するとおりに、1年ですよまだ始めて。これからじゃないですか？ 頑張っって収支トントンにし、心と心の交流の中でこちらへも来ていただき、飯島町からも向こうへ行く、これが交流でしょう？ 2年目から交流できればいいじゃないですか。進めましょうよもっと。是非こんな取り組みを求めて町長のご答弁伺います。

町 長

三鷹台のアンテナショップの件でございます。このアンテナショップというのも、これ今このインターネットの活用がいま盛んなころ、実店舗でアンテナショップを持つということがなかなか難しいなあというふうに思っております。町の説明にしても商品の説明にしても皆様方どうでしょうかね、普段買い物するときにブランド名を聞いたりなんかして、それからインターネットで調べて、そこへいくとよく詳しく写真とか説明があつてなるほどなあ、説明力とか表現力とかアピール力っていうのはインターネットというのは非常に誰もができて、大きな効力を発揮して広範囲のそういうファンをつかまえることができるということが片やある。片や一方、実店舗を持つ中でそういうアンテナショップ運営していくということは非常になかなか難しいなあというふうに思うところでございます。最初の試験期間それで本格運営を1年やったということ中で、まあ今も試行錯誤、そういうものが試行錯誤ではないかなというふうに思っています。基本的には飯島町を売っていく、飯島町をよく解っていただくとういうことを大きな使命としてそこにはあるかなという、これはもう同じこと。そういったことで続ける継続するということは私も今は理解しております。それでですねあのその店舗の運営の仕方なんですけれども、1つの方法としてあの意外性のあるとかね、希少価値、希少性を売るという手法もあります。これは限定感のあるもの、希少感のあるもの、日にちを限って売ると、年中無休でずっと売る商売とかそういったお店もあるでしょう。しかし飯島町がですねあの場所へ行ってこれぞって売る時に、最初のオープンやなんかはねこうあのそういうインパクトがあるからお客さんが見えになるかと思いますが、1週間に金・土、飯島町の採れたての野菜が満載してきてそれが全部売り切れてしまうということ、そうすると毎週、金・土、信州から来た野菜をこぞって買いに来るといふ希少性、限定性を売るといふこともひとつかなと。まあそこで魅力をまずそこで発信できることが大事。そうするとそれを求めて、飯島町って何ぞやっていう人が余計興味を持って来ていただくと、こういう手法も1つのやり方としてあると私は思っております。ですから今回いろいろの経験の中で、売る物も途切

れてしまいますし、そういうことで1年中お店を開けているのが困難だということで、まあ従業員の皆さんがどういういきさつで辞めたかっていうのはまたあの今の課長さんにお尋ねいただければ、それぞれの都合の中で、まあその都合の裏にはいろいろのことがあったんだと思いますけれども、お辞めになられたということの中でですね、そういうこともひとつの限定性を売るということも1つの売り方かなあと、あの1つの例で言うと、塩羊羹、岡谷でやっている。午前中しか店を開けないと、1日100本しか作らないと、それに殺到すると、そういったことで1年中、羊羹作って始めた人よりもガッとそれが盛り上がって知名度を上げてくるとこういう手法も手法としてはあるわけでございます。ですからまあいずれの手法を取るかはそれぞれの判断になるかと思えますけれども、飯島町の場合にはこの1年半経験した中で、もう一度今度ふんどしを締め直してその2日間に集中してお話すると。なおかつ交流、三鷹台との交流、やっぱしお店だとするとですねあそこで全国の交流の窓口というわけにはいかないでしょう。ですから三鷹台の方々とういう関係を持つかということなんですけれども、それもやっぱし大事です。物を売ってたり興味を持っていただくと同時に、そういう方々とどういふふうに根まわししてお付き合いができてご縁を結んで飯島町へ来ていただくかと、こういうことをやらなきゃいけない。ちょうどあそこはですねあの日本獣医生命大学校がある場所でございます、飯島町には大変お世話になっております教授、名誉教授の方々はおりましてですね、その地域の中で根付いて企業経営者等々、次世代に向けての戦略等を、ちょうど飯島町営業部みたいなことをやっておられるそうでございます。そういったところへですねやっぱし出向いて、まあやっぱしこれは町長トップセールスいきたいと思えますけれども、そういった関係でご縁をつなぎながら、片方の飯島町を売っていく交流をするということをやりたいなというふうに思っております。

折山議員

ちょっと私が聞いたのは、縮小するっていうのは町長の施政方針とは離れているんじゃないですかということと、先程から町長は言っているじゃないですか。とにかく儲かる飯島町やるために打って出るんだと、打って出るせつかくの拠点を前町長が新しい風として吹かせたんですから、新町長がそれを止めてどうするんですか。是非、勢いを増さしてくださいよ。是非拠点として大事に看下さいよ。で、ご自身でやっぱしノウハウあるんですから、是非現地を訪ね、交流をし、それで私知らなかったんですが職員辞めちゃったんですか？ そういう情報を一切聞いておりません。ただまあ町長のおっしゃるとおり職員が辞職したとするならば、それはあまりにこの1年間の処遇の動きを見ていけば、自分自身を大事にしてくれた町なのかどうか、今度はその方は飯島ファンじゃない、アンチ飯島になるんじゃないでしょうか。是非まあ人の気持ちというものを大事にした施策で進めていただきたいと思えます。

ちょっと議長のお許しをいただきまして、今回5つの項目を用意いたしました、最後の五番目、これちょっと大きなテーマでありまして、投げかけて終わりというわけにはいきません。時間も押してまいりましたのでここでは今回はやらないということでよろしく願いいたします。

それでは次の質問項目、質問事項4、町と町民の町道除雪エリア分けは適正か、このことについて伺ってまいります。質問の前に今年あの降雪が少なかったからでしょうか、二度ほどの降雪時、今までになく除雪車が早く動いてきてくれて、ちょうどタイムリーな時

間帯で通勤通学者、七久保駅へ通うのにずいぶんと助かったのかなということで、これは町のお取り組みであれば大変あの良い取り組みが進んでいるというふうに思いました。またつい先日なんです、私の自治会、未加入者の若いご夫妻がいるんですが、近隣の除雪も行いますから是非町の補助を受けて除雪機を購入したい、結構数十万円の高価なものです。で当自治会は役員の皆さんが、自治会外の人なんです、それを快く引き受けて、その代わりしっかり近隣をかいね、ということで申請事務を町へ行っていただきました。こういったことを続けていくとやはりあの未加入者と自治会、こういったものの関係構築、より信頼関係が深まっていいのかなという思いと同時に、未加入者が自治会に頼んでも数十万円の投資をして除雪をしなければならぬほど、やはりあの地域の除雪っていうのはそれぞれに大きな負担が掛かっているという実態も改めて思い浮かびました。つい大きな声を出したものですから喉が渇いてすいません。

そこで質問要旨4、町の除雪エリアに不満を持つ住民がおります。住民の合意形成が必要ではという質問に入っております。これは住民の声です。この道は町が除雪する、この道は住民が除雪するというエリア分けは毎年その理由とともに住民に公表し、地元合意の形成に努めていますか。所管課長に伺います。端的にお願いします。

建設水道課長

除雪協力につきましては、やはり住民の皆さんの協力がなくはこの飯島町の安全安心な道路交通の確保がすることができません。除雪の範囲につきましてでございますけれども、各耕地・自治会への周知の関係でございます。毎年除雪シーズン前の11月に除雪協力につきまして、全区会・耕地・自治会へ生活道路と通学道路、消火栓回りなどの除雪協力と用水路や竹林等の点検について、町道除雪路線を添えて文書にて依頼してございますのでよろしく申し上げます。

折山議員

はい、時間になったら中断してください。この方の言っているのはこういうことなんです。あの幹線道路って年々新しくできたりして変わっているでしょう。だったら果てしなくできていくこの負担をしていたらそれはもう町も負担できない、タイムリーな除雪にならないじゃないか。なぜなら町内にある除雪機動力は年々増えていくわけではないんだからと、こういったようなことなんです。では是非増えたら減らすことも住民の皆さんに理解をいただかなきゃならない、あの道路が変わって交通量が落ちたとしたんならあのやっぱりその部分は減らしていかなくちゃならない、こういった思いで言っておきまして、是非エリア分けの見直しをお願いします。

議長

時間です。

折山議員

申し訳ありません。ちょっと聞こえませんでしたので。

終わります。

議長

ここで休憩といたします。再開時刻は11時10分といたします。休憩。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

2番 滝本登喜子 さん

2番

滝本議員

では通告に従いまして質問いたします。平成28年度のあの施策の三本柱の内の1つ、儲かる飯島町へのチャレンジについてです。1つ目、女性、お年寄りの知恵を生かしたブランドづくり、特に食についてですけれども、要旨1-1になります。女性や高齢者の加工グループが基になりまして起業独立した例があります。他に2つの加工グループがありますけれども、加工施設での活動であり後継ぎも少ない現状であります。現グループの育成と拡充、また新たなグループ育成をどう進めるか、について質問いたします。皆様の多くがご存じだと思いますけれども、平成7年に道の駅本郷で「ふるさとの味飯島」がオープンいたしました。これは平成5年に営農センターの呼びかけで特産品づくり研究会が発足し、飯島の名産品、特産品を作ろうとお母さんたち16名で活動が始まりました。そして飯島でとれる特色のある食材でいろんな材料の試作を重ねた結果、本郷に道の駅ができるということで、飯島は米どころであり伝統の郷土食、五平餅の店「ふるさとの味飯島」としてお母さんたちが企業したのです。また同じころ漬物グループ「若葉の会」と「味噌加工研究会」が結成され、現在の加工施設での活動が始まり、また平成14年ころだったと思いますけれども、七久保道の駅「花の里いいじま」の開設に伴い、ジャム、ジュース加工のグループ、そしてパン屋「ブレッドいいちゃん」これらも女性のグループが基になり独立いたしました。ですがこれらのグループ発足以来、現加工施設利用グループはありません。今のグループはこれからの飯島町営業部での取り組みにどう関わることができるのか。現グループの独立をどう考えるか。グループ会員の減少に対してどう取り組むか。名産品、特産品加工グループの育成をどう図るか。お考えをお聞きしたいと思います。

町長

それでは引き続き滝本議員のご質問に答えてまいります。女性やお年寄りの知恵を生かしたブランドづくりについてということでございます。ご質問のとおり現在飯島町の農産加工グループにつきましては、1つのグループが法人化して独立しておられます。どの加工グループも、当初は1つの目的を持って集まり活動されてきました。しかし設立から数十年経過し、メンバーの皆さんの高齢化が進み、飯島町の伝統的な農産加工品の味を受け継いでほしい若い世代の方がなかなか入会されないという状況にあります。町でも加工グループの育成支援を目指し、今年度、「いいじま火曜塾」と題した講演会を4回開催してまいりました。来年度もできる限りグループ育成のための支援を行ってまいりたいと思っております。加工グループの皆さんが最初1つの目的、もしかしたら趣味から始まるかもしれませんが、でこういう物ができて売りたいねということの中で、独立起業、企業化したと。起業というものは生業を起すということですね。起業独立した例もあるということでございます。でそれがまああの飯島町の商店も工業も農業も跡継ぎ問題というのがどこでも問題かなというふうに思っていますけれども、基本的にはまずは儲かることかなと。利益が出るのがひとつの励みになるということ、ましてやこれは企業ですから利益が出なければならぬということ。先程もあの久保島議員の時にも申し上げましたけれども、やはりモノづくりは誰でもできるんだと、それを売るということが非常に難しいということでございます。どこでもそうです。それで飯島町営業部の出番になるんですけれども、そういったものづくりをされて企業化されて商品を作ったという方については、やっぱし売る場面も提供していきたいなと、そういったところでお力添えができればいいかなとい

うふうに思っております。

滝本議員

はいあのご理解をいただいているところではありますけれども、現あるグループの独立ということに対しまして、それを独立の支援するということが最短の道では今ないかと考えておりますが、そこら辺の取り組みはいかがでしょうか。

町 長

支援はあの各いろいろの加工施設等がございますので、そこら辺が利用できるようなしていきたいというふうに思っております。で、出来た製品の販売に協力したりですね、宣伝を打つというようなことは今までも行政の産業育成の中でやっておることとっております。引き続きご支援していきたいというふうに思っております。

滝本議員

では2番目の質問にまいります。あの関連になるかと思えますけれども、今ある農産加工施設の有効活用についてお考えをお聞きしたいと思います。現施設の設備の補充改修などで対応し、また新しいメニューも開発し、需要を見込んだ上で新施設の加工施設をつくるということはどうか、ということでございます。今度出来ます田切の里にも加工施設ができるということですが、今ある現施設を補充加工ということでお伺いいたします。であの現施設での2つのグループの利用状況でございますけれども、過去3年間の平均で130日の稼働日となっております。漬物の生産量は年平均で510キロですが、会員の入れ替わりや自家野菜の栽培の減少で年々減少してきておると聞いております。味噌加工では年間自宅分400キロと合わせて1,900キロ、「まめずらあ」というあの豆を加工した商品ですが、これは年間150キロから200キロということでございます。またあの施設の保健所の許可についてですが、漬物と味噌と菓子製造はとっておりませんが、これから生産増を図るためには機械や保管の設備は十分ではありませんので、漬物については本仕上げ前の材料を絞る機械、また流し台など。味噌については保管場所のエアコンなど冷蔵設備の取り付け、改修、あるいは冷蔵コンテナの導入など、また免許に関してですが、他の免許、お惣菜とかお弁当などが取れるような機械や調理道具の補充、調理室の改修を求めたいと思います。これらの施設が整えられれば生産量を増やすことができ、販路の拡大につながれば新施設の建設も見えてくると思っておりますがいかがでしょうか。

町 長

現在、役場西庁舎の農産加工室では、2つの加工グループが許可を取って年間を通じて商品づくりを行っておられます。今後新たな加工グループ等が利用したいというご希望があれば、新たな施設整備が必要となることが考えられます。新たな施設を建設する前に西庁舎の農産加工室の改修等が可能か、また道の駅「花の里いいじま」及び道の駅「田切の里」にも農産加工施設がございますので、造られる予定でございますので、それぞれの施設経営者と協議しながら加工施設の有効活用を検討してまいりたいと思っております。町がこういうことでお手伝いできるのは、ある程度最初立ち上げて商品ができるころでしょうね。でそれが今度拡販拡大となっていく時には、やはりそれぞれの企業化をしているわけがございますから、企業努力というものがそこに出てこなければならぬというふうに思っております。そういった部分まで町がやっていますと町が経営しているような感じになってしまいますので、町としてはそういった方々にできるだけ多く参加していただければ、その施設もこのグループだけ占用ではなくて、多くの方が使えるような加工施設にしていきたいというふうに思っております。いずれにしても今ある加工施設を有効利用することをまずは考えていきたいと思っております。

滝本議員

はい、それらの施設の有効活用をお願いしたいと思いますが、あの先程の話にもありましたように、農産加工の学習会ということで火曜学校が開かれましたね講演会が。それはまた継続されていくということですが、それに関して具体的な実践的な方法のやり方というのもまたグループの方に勉強の機会を与えていただければありがたいと思います。次の質問に入ります。

食のブランドづくり、名産品の開発をどのように進めるかということでございますが、ダブる点もあるかと思いますが、現加工グループでの対応は会員も少ない中、難しいと思われませんが、どうお考えになりますか。

町 長

食のブランドづくり、名産品の開発をどのように進めるかというご趣旨でよろしいでしょうか。

滝本議員

はい。

町 長

お答えします。ブランドづくりとよく言われますけれども、1つのものをブランド化することは大変なことだと身をもって感じております。ブランド化の第一歩はまず売り出す物を作らなければならないと。町で言えば特産品開発それも1つだと思えます。まず物づくりから。物づくりの次はどうしても「売り出す」ことだと思えます。そこではやっぱしネーミングも必要になってくると思えます。販売経路も必要になってくると思えます。販売方法こういったものがミックスして戦略が立てられるというふうに思っております。せっかく作ったものが売れなければ、自分だけブランドだと思っても世間の人認めないわけですから、ブランドにはなり得ないと思っております。この売り出すことが大変であり、最も重要なこととなりますので、このことが行政の中でやっていると限界がありますので、飯島町営業部がその売り出す役割を町民の皆様と戦略を一緒に立ててその役割になっていきたいというふうを考えております。町では特産品開発に補助をする制度がありますので、これも是非ご活用いただきたいと思っております。

滝本議員

では次の要旨にあります2番ですが、観光振興と都市の交流を結び付ける具体策はということでございますが、1つ目として、今ある古民家を改修して民泊、ゲストハウス、農家レストランなどとして、都市と農村の交流を図るという考えはございますか。先程もお話にありましたキャッチフレーズ、ふたつのアルプスが見える飯島町ということですが、自然、風景をバックに古民家などを改修し、そこで農業体験などを行うということは可能でしょうか。まず売り出す拠点を設ける必要があると考えております。お尋ねいたします。

町 長

町も都市との交流により流入人口を増やすことを考えています。その手法にはいろいろあると思えますけれども、議員から提案いただいた手法もその重要な1つではないかと考えています。事例としましては田切地区でIターンして来ていただいた方が建物を取得して蕎麦店を開業したり、取得した蔵を活用して喫茶店を開店させたり、といった事例もすでにご覧いただけます。行政が直接古民家を改修して民宿、ゲストハウス、農家レストランなどを経営することは、直接経営することは難しいと考えておりますけれども、町としましてもリフォーム補助金も含めて定住促進関係の支援を設けておりますので、このような制度を活用していただき、民間主導で取り組んでいただければと思っております。なお平成28年度から都市との交流事業の1つとして、三鷹市の「信州いいじまマルシェ」を基点に都市住民の皆様に来町していただくように交流事業を新たに取り組んでおります。そうい

った方々にも農家レストラン、民宿等が今後観光をしていく上で非常に重要になってくると思います。大手のホテル、旅館が来ればそういった問題は叶いますけれども、やはりこの地に根付いた方々が、古民家で民宿あるいは農家レストランということを開店する情緒というものが大変この景色には合っているのかなあというふうに思います。それにつきましても空き民家の問題もありますけれども、そういった方々が積極的に事業を展開できるように改修等の補助をしていきたいと思っております。

滝本議員

またですけれども、2月に行われた大縁会では、飯島の良いところは自然、山が美しい、水が美味しい、星がきれい、農産物が美味しい、ゴミ出しシステムが良い、季節のイベント特に町中の神社で花火が上がる、などの話が出ました。これらを生かす方法を是非打ち出すことを求めたいと思います。またイベントと重なるとは思いますけれども、農業体験プログラムの作成とか、四季を通じての各種のイベント、それらをどうにかして町の方でも計画を立てていただければと思っておりますがいかがでしょうか。

町長

ただいま滝本議員が挙げられました飯島町の特長、これはまさしく飯島町の売りになる商品かと思っております。これらを中心に観光のメニューとして活かしていけるかと思っております。1泊コース、2泊コース、3泊コース、そういったようなものが体験を含めた中で観光資源として活かされるのではないかと考えています。飯島町は何もないと、しかし何もないけれども、そういった田舎暮らしのいろいろな暮らし方が体験できる面白いものがある、これは都会の方々には受け入れられるものかなというふうに思っております。そういったものが年間いろいろな形で出てきて、四季折々に活かされた観光、しいてはまちづくりができればいいなと思っております。しかしまちづくりの原点は観光客のために町があるわけじゃなくて、移住者のために町があるわけじゃなくて、今住んでいる人たちが楽しいということが根底になればこれは成功しないと思っております。ですから今いろいろの、私はこんなことできるよ、こんなこともできるよ、そういう方々が素材を持ち寄って、まちづくりの全体の1つの歯車、素材となって、これがパズルのように組み合わせられることが大事かなというふうに思っております。

滝本議員

是非これのイベントなど、今まであるイベントなども精査しながら実行していただきたいと思います。2番目の2つ目でございますが、アグリネーチャー、紅葉園の運営・活用をどう考えるかということでございます。上ノ原地籍にありますアグリネーチャーは現在、橘学園と関わっておりますけれども、町や営農センターなどと連携をとり、よりよい運営と有効活用を図ることを求めます。まあ最初ここで建設が始まりました当時は、町や営農センターも関わってきたと思っておりますけれども、あのちょっと年度はわかりませんが、途中から橘学園の運営に代わったと聞いております。あの年間を通してっていうお客様の受け入れ体制っていうのは、まあ夏は橘学園の学生が主に来ておりますけれども、やはり冬となりますと、あれだけ高い高地でするので雪の影響もあり、あまり活用はされていないということで、これらをどういうふうに考えるかということでお聞きいたします。あのアグリネーチャーはまた農地も広くあり、馬の厩舎もあり、また御嶽山に通じる里山ですけれども、西の中央アルプスに抱かれて目の前は南アルプスや町内を一望できる素晴らしい場所でございます。町長のおっしゃる世界一のステージの要素は十分に備えていると思っておりますので、町民の里山としてこの付近一帯を整備してはいかがでしょうかと思います。

町長

アグリネーチャー、紅葉園の運営活用をどう考えるかというご質問でございます。アグ

リネーチャーいいじまは農業体験交流施設として施設整備し、有限会社アグリネーチャーいいじまが経営しております。町は直接経営に関わっておりませんが、都市農村交流を進める中でご協力いただきたい施設の1つと考えております。単なる宿泊施設ではなくて、飯島町の自然を生かした農村ならではのいろいろな体験ができ、地元の安心安全で新鮮な農産物を使った食事がいただける施設として、都市住民を迎えられるような運営をしていただければと願っております。可能な範囲で私どもも支援してまいりたいと考えております。また千人塚の紅葉園につきましては現在施設利用者の応募を行っておるところでございます。いくつかの問い合わせをいただいておりますが、いろいろな提案が今のところございます。千人塚公園は町の重要な観光地のひとつとっておりますので、周辺環境とマッチした企画を提案いただいた方と交渉して進めてまいりたいと思っております。宿泊施設というのが、観光事業を進める上で一番のボトルネックになっております。今でも4～50人の団体さんが来られますと1カ所の宿泊施設で収容しきれないということがございますので、町内の宿泊施設いくつかに分かれてしまうと。下手をすると中川の望岳荘さんにもお手伝いしていただければ全員が収容できないというようなことがございます。そういった場合にはですねやはり観光のこれからのネックになってくると思っておりますけれども、まああの人が入ることによって、そういったもののビジネスチャンスをつかめる方が自然に出てくるかなというふうにつかえております。大きな資本はある程度的人数が入り込まないと設備投資のチャンスにはならないかと思っておりますけれども、しかし農家民泊という形の中で住民の方々がそういうご協力等願えるならば、まずはそういったところも有効活用できるのではというふうに思っております。いま行政というよりもその日本の政治の中でそういった民泊についての規制が非常にやわらくなってきて、お店を開きやすい状況になってきておりますので、そこら辺も研究しながら多くの方々に民泊・民宿、農家レストランのような体制に協力してくれる方を求めて支援してまいりたいというふうに思っております。で、あそこら辺のアグリネーチャー一帯、非常にいい素材がありまして景色もよろしいですし、場所もあります。まあお花畑構想の一環でもそこには挙がってきておりますけれども、そういった形の中でその千人塚もそうです。そういったいろいろのお話があります。今後トータルの観光、循環できる滞在型の観光というものを目指してそういった素材を十分生かしてまいりたいと思っております。

滝本議員

では次の質問に入ります。先程の久保島議員の質問と重複した部分もあると思っておりますけれども、飯島町の駅前に飯島町営業部を設けるということでもございましたけれども、「まちの駅いいちゃん」との関係は先程のことで理解はできましたけれども、今あるその「まちの駅いいちゃん」の中に協力隊員が1名入ることですがね、あのそれについてあのそこで活動していく上で、今あるその「まちの駅いいちゃん」では狭いと思っておりますし、今現在利用している方々、子どもたちとか、また会議などに利用している団体があると思っておりますが、そういう方々に対する対策ということはどうお考えでしょうか。そしてまた、トイレ休憩のためにですねあの大型バスのなどがたまに来ることがあります。駅前のトイレとかご利用のためですけれども、そういう人たちに何とか飯島町のPRということで、あそこら辺一帯をお土産を売るテント村などの設置などということをお考えはいかがでしょうかと思っておりますが、どうお考えでしょうか。

町長

「まちの駅いいちゃん」が昨年オープンしまして、あの多くの方々が利用されているか

と思います。昨日も地元のお酒の試飲会等やられて、そういう人寄りのできる機会を提供できる場所になっておると思います。普段では中学生が来てあそこで宿題をしたり、学年の違う者同士の交流も進んでいるんで、まあ大きな地域のひとつのコミュニティーの場所を形成しているかなというふうに思っております。そこであの今回あそこで協力隊の方々にお手伝い願うんですけども、非常に面白い考え方をお持ちの方でした、私があので面接した上でね。マクロビオティック関係に興味があったりですね、カフェ等も後には開きたいということでございまして、将来に希望を持ってその任に当られるんですけども、そういったこともその中で生かされれば良いなというふうに思っております。あのしかしそれを体制をガチッと掲げてここでやりくださいってもう最初からそこへ初期投資するわけにもいきません。まあそういった方々があそこに滞在してくれることによって飯島町の方々も刺激を受けながら、ああそういうことがあるのねと手法とか知識も得られるかと思えます。そういったことで町全体がレベルアップしていただければいいかなというふうに思っております。それでバスでお立ち寄りでもまあトイレ、残念ながらトイレだけじゃ悲しいんですけども、寄られる方がおられるということはやっぱりチャンスでございます。ビジネスチャンスと捉えた中で、まずあその「いいちゃん」のところでも販売する物も充実してあの棚を埋めていただければいいかなと思っております。まずは今の施設を有効活用し、それが足りなくなると弾けて大きくなるということは非常にありがたいことかと思っております。それを期待しております。

滝本議員

はい、時間も押してまいりましたので次の質問に移ります。3つ目でございますが、風通しのいい行政へのチャレンジということで、子育て支援と地域福祉についてでございます。1つ目、子育て支援事業にある子育て勉強会を祖父母や地域の人々を対象にして開催する講座など、また交流を図りながらお互いの子育てを学び合う座談会などの機会を設けてはどうかということでございますが、教育長にお伺いいたします。

教育長

子育て勉強会につきましては、本年度初めて取り組みを始めたところでありまして、2回実施いたしました。80名を超えるあの多くの皆さんに参加していただきました。この結果を受けてですね来年度はさらにあの回数を増やして実施してまいりたいというふうに思っております。またあの参加者の拡大ということについてでありますけれども、あの参加いただいた方のアンケート調査をいたしました、その結果やっぱり地域や企業の皆さんとのこの連携が必要ではないかなというご意見もいただいておりますので、地域全体で子育てを応援するといいますか、まあそういう意識を高めるために祖父母に限らずですね、多くの方々に参加を呼びかけたいというふうに思っております。ただあの方におきましてはこういう時代の流れでしょうかね、あのかつてはですねやはりあの地域みんなで仕組みを作る以前にですね、子育てを応援するこう気風といいますか、そういう風土があって、それがいつの間にか失われてしまったという非常に残念に思うところあります。あの子育て中の親をですね、あるいはその家庭を孤立させないという意識のもとですね、そんな育て方をしていちゃあだめだよとかね、というようなことがこう気軽に言えた気風がありましたし、まあ私が小さいころといいますか私の近所におつかない方がおられてですね、その家の前を通るときにはやはり緊張した思いがあります。またですね、気軽にですね子育ての用品といいますかそういう用品を交換し合うといいますか、まあそういうことの仕組みを作る以前にですね、そういうこう気風といいますか風土があったのが

いつの間にか失われてしまって、このような学習会をしましょうというのは非常に残念に思っておるところであります。あの町長の子育てパラダイスというのはですね、やはり仕組みや制度をつくるのではなくて、もっともっとですねお互いが自分のこと、自分の子ではないんだけどやっぱり地域の子どもであると、それをみんなで育てるといふそういう意識が盛り上がるのが、一方において子育てパラダイスであり、いろんな人を呼び込むこう基になるのではないかなというふうに、ちょっと議員の質問の答弁を考えながらちょっと思ったところでもありますので、そんな風土を来年以降もですね作り上げていきたいというふうに考えております。

滝本議員　それでは次の質問にまいります。発達支援センターの設置状況はということでございますが、飯島町健やか親子21の計画に、発達支援センターの設置を進めるとありましたが、どうなっているのでしょうか。お聞きいたします。

町長　発達支援センターの設置状況はというご質問でございます。発達支援センター構想につきましては、平成17年4月1日施行の発達障がい者支援法第5条、発達障がいの早期発見等に市町村の役割として、母子保健法及び学校保健安全法に基づく健診・相談等により早期発見に十分留意すること。適切な支援を行うこと。早期に医療・療育を受けることができるよう助言や紹介をすること。必要な保育を行う。等が挙げられております。よってその考え方に基づいて発達支援センターを設置してきております。なお詳細につきましては教育長から申し上げますのでよろしくお願いたします。

教育長　発達支援センターにつきましては教育委員会も関わっているところでもありますので、お答えをしたいと思います。飯島町においてもですね、母子保健等でまあ発達に特性のあります、あるといえますかまあ最近の発達障がいも含めて多様な子どもがいるということでありまして、保護者の支援についても少しずつ取り組み始めていた時期であります。子どもたちが育つ中で3歳以降、保育園、学校と切れ目のない支援を総合的に行うことを目指して、町では飯島町次世代育成支援行動計画の後期計画、平成22年度から26年度でありますけれども、その中に発達障がいの支援として発達支援センターの設置を検討し着手することといたして現在に至っているところでもあります。その具体的な内容につきましては教育委員会関係については教育次長から、その他の関連することにつきましては健康福祉課長から申し上げますのでお願いたします。

教育次長　それでは教育委員会が実施しております事業について申し上げます。平成19年度から保育園児ソーシャルスキルトレーニング教室「たけの子クラブ」、平成20年からは保育園巡回相談、また子どもカルテを県等に先駆けて検討して平成21年度から作成してまいりました。平成27年度からの子ども子育て支援事業計画でも、このことに引き続き取り組んでいくこととしております。発達支援関係につきまして毎年事業を見直しているところでございますけれども、平成28年につきましては各事業につきましても見直しているところでございます。保育園の言葉の相談の拡大などを予定してございます。以上でございます。

健康福祉課長　それではあの健康福祉課関係の発達支援関係の事業について説明をさせていただきますけれども、発達支援センター構想から10年を過ぎております。その前からでございますけれども、乳幼児の検診、育児相談、での支援を従来からやってきておりました。それに加えましてですね、それ以降、遊びの広場、言葉、それから心理関係、行動等の発達の専

門家によりまず個別相談を実施をしてきております。それからまあ施設関係でございますが、施設の利用ということで「つくし園」それから飯田の「ひまわり」それからいろいろ多岐にわたっておりますので医療機関の紹介等も加えまして進めてきたところでございます。またあの平成25年からは子育て支援を含めた「かるがもクラブ」という事業を立ち上げて実施をしてきております。それと25年には保健センターが西庁舎に拡大をいたしましたので、発達支援センターという看板をここに置いてございまして、それに合わせましてまあ健康福祉課関係から教育委員会関係のそれに携わる職員の専門研修、それから相談業務の支援の関係につきまして研修を受けて内容の充実を図ってきております。いずれにいたしましてもですね、あの発達障がい支援の関係つきましては生涯に亘る支援が必要になる場合が多くなってきているというふうに思われますので、引きこもり支援も含めまして、飯島の未来ある子どもたちのためにですね、それぞれの発達・発育に応じた質の良い保健・医療、それから教育、それから福祉の支援というまあ就労まで含めましたという支援が必要になるかなと思いますので、適切な時期にそういう支援が受けられますよう、発達支援センターを中心に各課担当が役割分担をしながら今後も進めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

滝本議員

はい次の質問にまいります。子どもの健康づくりの食育事業についてでございますが、食生活改善協議会で活動しております「早寝・早起き・朝ごはん」の中の、朝ご飯を食べる習慣の小・中学校また青年にまで広げる対策を求めます。平成27年度の教育委員会のアンケートによりますと、朝ご飯を時々、またはほとんど食べない子は全体で約43名となっております。これらの問題は子どもたちだけの問題ではなくて、家庭での役割も大変大きいと思いますけれども、学校や地域での取り組みが何とかならないかと思えます。飯島町版ネオボラ+(プラス)の中での家庭支援として具体的な対策の考えはありますか。

教育長

食育に関わることでありますけれども、あの今お話にありましてように、生活まあ朝ご飯といえますか朝食を摂るということに限らずですね、子どもたちの生活習慣の確立運動のひとつとして、保育園児それから小・中学生に対してですね、これまで生活実態に関わるアンケート調査を毎年実施してまいりましたし、その結果を家庭の方にも通知をして内容を知らせております。学校の取り組みということでありますが、中学校ではあの学校保健委員会を活用して、自らの生活をですね家族とともに生活習慣を見直すというそういう学習に取り組んでおります。来年度の新小学1年生に対してでありますけれども、「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発用の鉛筆とそれから文科省からのパンフレットを贈る予定であります。まあ1年生、低学年のころから「早寝・早起き・朝ごはん」を心掛けていただくと、意識をこう喚起するということはあの引き続いて取り組んでまいりたいというふうに思っております。青年に向けてというご提案でありますけれども、青年になりますとなかなかそれぞれのライフスタイルが形成れている時期でありますので、いろんな意味で、いろんな場面で啓発、あるいはあの生活習慣の見直しを図るよう努めてまいりたいと思っておりますが、まあこれはあの教育委員会のみだけに関わらず、やはり地域の皆さんとそれからあのそれぞれの皆さんで団体で共にですね一緒に取り組んでいただくとということが一番ではないかなというふうに考えております。まあいずれにしましても大事な事項でありますので、教育委員会としましても生活習慣の好ましい生活習慣の確立運動につきましてはこれからも続けていくところであります。

滝本議員

はい、あのアンケートの結果を踏まえて、これからの具体的な対策ということについては是非お考えいただきたいと思います。以上で質問を終わりとします。

議長

ここで昼食のため休憩とします。再開時刻は午後1時30分とします。休憩。

午後11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番 本多 昇 君

1番

本多議員

それでは通告に従いまして、1、発電施設設置手続きに関する規則について、2、平成28年度予算について、3、柏木運動場周辺の整備構想について、4、空き家等の対策について、以上4件の質問をいたします。1番目の質問です。発電施設設置手続きに関する規則について、この規則は飯島町において自然エネルギー基本条例の規定に基づき自然エネルギーを活用し、発電施設及び施設建設に伴う送電等の付帯設備の布設等を行う事業者が順守すべき事項や実施すべき手続きを明らかにするとともに、住民の意思が適切に反映されることを目的に、平成26年2月14日に制定されました。以降、町内において本規則に基づく主に太陽光発電事業が複数開業され施設が建設されました。この質問について課題、実例等を具体的に発言する時間がないので、私の検証結果を資料として提出しましたので参考にしていただきたいと思います。

1-1の規制制定に関わる事後の検証を行ったか、の質問です。施行後27年11月13日規則の一部改正がありました。事業等の着手にかかる許可です。第7条を追加しました。それは1項は、町は事業者から提出された計画書及び同意書の内容を審査し、その事業の実施に問題がないと判断した場合、発電施設等の設置許可書を事業者に対して交付する。2項、事業者は許可書を受領後、事業を着手するものとする。当初より重要で必要だった規則です。25年12月27日、発電施設に関するガイドラインの施行から26年2月14日の地域自然エネルギー基本条例と設置手続きに関する規則は制定施行まで1カ月半のスピードでした。規則に対する想定外の不備は仕方がなかったかと思います。しかし1年と9カ月も経っての追加です。これは規則制定に関わる事後の検証が行われていなかったと考えます。行っているとすれば制定後どのような検証をしたのか町長にお伺いします。

町長

それでは午後の1番バッターということで本多議員の一般質問にお答えしてまいります。飯島町自然エネルギー活用発電施設設置手続きに関する規則がありますが、これは平成26年2月14日より施行しております。また届出制から許可制に規則を改正し、平成27年11月13日から施行しております。この規則は飯島町地域自然エネルギー基本条例の規定に基づき、建設等を行う事業者が順守すべき事項や実施すべき手続きを明らかにするとともに、住民の意思が適切に反映されることを目的としたものでございます。発電施設の容量が10キロワット以上の新設、増設、または大規模な改修を行う場合の太陽光発電施設、水力発電施設等の施設を対象としております。また景観等に著しい影響を及ぼす恐

れがある地域として、建設を行わないよう協力を求める区域を抑止区域として定めております。具体的な内容につきましては担当課長よりお答えいたします。本多議員もいろいろ精査していただきました。また役場側からの具体的な内容をご説明申し上げます。よろしくをお願いします。

住民税務課長

それでは若干手続きについてご説明を申し上げます。あの手続きといたしましては発電施設設置計画書の届出、それから太陽光発電施設の場合には建設する場所から100メートル以内を含む区・耕地・自治会の住民に対しての事業説明、それからその説明に対して地元の同意、それから提出されました計画書、同意書の内容を審査して施設の設置許可書を交付して事業着手になります。今議員言われたとおりでございます。また規則には建設にあたっての基準として土地利用の基準、それから環境基準を定めてございます。建設後将来に亘って善良な管理を約束をしていただくために、飯島町さわやか環境保全条例に基づく環境保全協定を締結をいたします。さらに発電施設廃止後の適正な処理を規程をしております。条例・規則の制定後から事業者からの問い合わせが増加しております。その中でも手続きの仕方が複雑で分かりにくいといった意見もあり、町のホームページで条例・規則及び手続きのフローチャート等を掲載をして、それぞれにご案内をまいりました。しかしながら事業者の皆様が条例・規則を十分理解をしているのかと言われれば、まだ理解が十分であるとは言えないというふうに認識もしております。手続きに不備のある業者も若干見られます。まあこの規則は施設の設置を規制をしたものではございませんので、自然エネルギーを活用した発電施設を推進するためのまあ手続きを規定したものでございます。規則の性格から検証しますと、規則の内容そのものは概ね良いというふうに判断をしておりますが、ただし先ほど議員から指摘されたとおり、規則の周知等についてはまだ課題があるのかなとそんなふう感じているところでございます。以上でございます。

本多議員

あまりまあ検証していなかったように捉えましたが、次の1-2の質問です。規則設置に関する課題はないか、の質問です。私は大きく3つの課題があると考えています。1つに、事業者及び住民の規則の認知度です。ほとんどの住民、事業者がその内容を理解していないのが現実です。それにより規則に則らない自然エネルギー利用が横行するなど、設備の乱立とそれに起因するトラブルが発生します。2つ、第6条、事業説明会及び同意の説明不足です。地域住民に対する説明内容が不足し事業説明会の用をなしていません。災害などの被害が発生した場合に責任区分が不明確になるなど、公共設備や近隣住民財産の損傷と補償などのトラブルが発生します。3として、発電設備の基礎強度の問題です。外観判断によりますが堅牢な基礎を施工していないと思われる自立型太陽光発電設備があります。台風、大雨などにより発電パネルの飛散、雨水氾濫などで周辺設備に被害を与えます。私が考えた課題は3つですが、規則設置に関する課題はないか町長にお伺いします。

住民税務課長

今3点ほど大きなご指摘をいただきました。あの私も確かに、特に規則の認知度等につきましてはおっしゃられるとおりだなというふうな理解もして、できるだけPRもしておるところでございますが、なかなか十分ではないというふうにご指摘をされたとおりであるとも思います。あの特に事業者の皆さんが手続きをしていただく中で、あるいは規則の内容を確かに十分に理解をされていない面があり、事前着手をされた事例もございました。また地元同意をその取り付ける過程におきましても、紛争とまではいきませんが、揉め事が起きた事例もございました。最終的には同意を取り付けていただいて事業着

手をしております。まあしかしながら地元同意の場面で揉め事が起きた場合、円滑に解決する仕組み等が必要であるということも認識をしてございます。平成27年度における太陽光発電施設の申請件数につきましては26件でございます。このうち規則に基づく手続きが完了し事業着手しているものが25件、この25件のうち設置が完了をいたしまして稼働をしている施設が12件ございます。あとの1件は地元同意の調整中でございます。設置に関してでございますが、現在、町に発電施設等の設置計画書を提出していただいて時点で、設備の設置に関する資料も同時に提出をさせていただいております。その内容の確認方法としましては、まず1点目に、経済産業省のガイドラインあるいは一般社団法人太陽光発電協会の10キロワット以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎、架台の設計施工のチェックリストと留意点というそういう資料がございます。それと照合させていただきながら、適正であるかそうでないかという判断を今させていただいて、それで良しということになれば許可ということにしてございます。ただし設置後の管理面におきましては、町外の事業者が設置した施設で草刈りの苦情が3件ございました。それからパネルの角度についての苦情が1件ございました。これらにつきましては設置事業者に連絡をし対応をさせていただいております。まあ課題を整理させていただきますと、先ほど議員からご指摘された部分もそうだというふうに思います。特に地元同意を取り付けるとその手続き上の円滑な説明、十分な住民の皆さんの理解、そういう部分をやはりもう少し強化していく必要があるかなとそんなふうにも考えておるところでございます。またあの一部につきまして、設置の規制についての声もあるということも事実でございます。以上でございます。

本多議員

はいわかりました。それでですね1-3なんですけれども、課題の対策及び規則の修正・追加の提案なんですけれども、私が考えた対策案ではですね、1の問題については、事業者及び住民の規則の認知度については規則の広報掲載、ホームページアップ、説明会開催といった手法では一般の住民の認知度向上は期待できません。一般住民は規則を知らないという前提で規則の順守のため対策を打つ必要があると思います。1つとして、一般住民向けのPRは、太陽光発電を事業開始する方は飯島町が制定した規則に従う、このことに限定して繰り返すことにより規則の存在を認知させる。2つ目、事業主として町へ相談に来た時点で詳細に説明を行い規則を順守させる。3として、区会議員、自治会長、耕地総代など特定の者に対しては詳細の説明会を開催し規則を認知させる。

2つ目の問題としまして、第6条事業説明及び同意の説明不足については、規則に基づき十分な事業説明をすることを必須とする項目を示し、事前に事業者の説明する。1つとして、事業説明会で出された意見だけでなく説明した内容を議事録として作成し提出させる、6条の2項の修正です。2として、事業説明会の最低必須説明項目を書式化する、詳細にですね。3として、発電施設等の設置計画同意書様式第3号に添付する確認書を詳細に書式化すると。

3として、発電設備の基礎強度については法規制から逃れている場合、災害に認定されない程度の強風でパネルが飛散するような手抜き工事が横行するため、専門知識を持つ有識者を通じ、特に風圧に対する基礎と本体強度の条件を規則へ追加、もしくは別段に設定する必要があると思います。これは規則の追加です。

以上対策案を提出させていただきましたが、町長の考えをお聞きます。

住民税務課長 今大きく3点ほどご指摘をいただきました。あの私共もこの規則を制定して以後、この規則の周知の内容あるいは十分な理解をしていただいて地域の皆さんとトラブルがないような、そんな施設ができることを望んで取り組んできております。今、議員3点ほど指摘されておりますその内容については私共も十分検討させていただき、できるだけ地域の皆さんとのトラブルがなく将来に亘って善良な管理ができるような、そんな内容の規則を目指して検討してまいりたいというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

町 長 ただいまあの本多議員さんからはいろいろの状況を調べていただいて、その中から課題を持たれて、そしてそれだけじゃなくて対策案まで導いて、今回このレポートを提出されたということで、そのご苦勞に敬意と感謝を申し上げます。まああの今こういう地域のエネルギーを地産地消という形でブームになって、こういう建設が盛んなんですけれども、やはりそういう状況になってきて、やっぱりルールが必要だろうと、これをしっかりしなきゃいけないと、いろいろの問題が危惧される場面が出てきておると思います。そこら辺はあの本多議員さんと同感でございます。今後それがうまくみんなの認識として理解されて、このエネルギーがうまく活用できたらいいなと思っておりますので、また今後ともいろいろとご指導の程お願いしたいというふうに思います。

本多議員 はい、恵み豊かな自然を有する飯島町、素晴らしい自然景観を失うことなく事業主と地域住民が安心して自然エネルギーの活用ができるよう、町は対策をとっていただきたいと思っております。次の質問に入ります。2番目の質問です。平成28年度予算について、午前中の久保島、折山両議員の28年度予算に関する質問で、私も町長にお尋ねしたかったことの一部を聞くことができました。本日まあ4番目で大変よかったと思っております。私は長期的視点で物事を見た場合、地域おこし協力隊員が10人となる、人数は適正か、活用に問題はないかを質問します。地域おこし協力隊に来年度から8名が加わります。予算書によると飯島町営業部に1名、新鉄砲ユリ産地の再興に3名、道の駅田切の里の施設の管理に3名、元気なまちづくり推進事業に1名が配属されます。すでに2名は出会い婚活推進事業、新エネルギー普及事業にそれぞれ配属され実績を上げています。10名の協力隊になります。地域おこし協力隊に関する予算は40,719,000円です。地域おこし協力隊の活用は町の財政負担がなく良いことだとは思いますが、活動期間は1年以上3年以下になっております。10名は町の正規職員の1割に相当する人数です。財政負担がないからといっても私は多過ぎると感じております。協力隊員は優秀な方々であると思っておりますが、公約した新規事業をすべて地域おこし協力隊に委ねてしまうように感じられます。地域おこし協力隊に頼り過ぎではないのか、今の職員では対応できないから、財政負担がないから活用するのか町長にお伺いします。

町 長 地域おこし協力隊についてのご質問でございます。人数は適正かと、活用に問題はないかというご質問でございます。平成28年度からは現在の隊員に加え、新たな業務に隊員を増員し、全体で10名の地域おこし協力隊員を任用することとなります。隊員の人数は大きく増えることとなりますが、それぞれ地域の課題に即した具体的な業務をもって採用しており、人数においてもそれぞれの業務に対応する適正な任用と考えております。また町が国の支援制度を最大限に活用し、地域の活性化や定住促進を図るという点において、積極的に有効な取り組みと考えております。基本的にこの地域おこし協力隊員の制度というのは、ありがたくて積極的に使うべしというスタンスでおります。と申しますのは、新

たな事業に参加して新しい外からの知識を交えた中で、新しい息吹を吹かせるという部分において、そこに興味のある外から飯島町を見ておった方々に中に入らせていただくという部分では大きなメリットがあるかなと、そこら辺に期待しておるわけでございます。ですから仕事の内容については大きく期待します。その半面やはりまあ補助があるといえども、当初の予算額は大きくなってきます。これに見合う成果を出さなければならないというふうに思っております。これが負担が多くてこれ失敗じゃねえかと言われぬように、この8名の方々共々われわれも一緒にですね、この人材が生かして将来に向かって飯島町の大きなプラスになるような成果を残していきたいというふうに思っております。

本多議員 新規事業が立ち上がった後、この制度がなくなったことも含め、長期的視点で物事を見た場合に職員の適材適所の配置、あるいは職員定数の見直しも含め、地域おこし協力隊に頼らない体制づくりも検討すべきだと思いますけれどもいかがですか。

町長 もちろんあの職員の資質が上がること、まちづくりに職員の力で十分できるよという体制も確かに必要で、今後しっかりとそういった部分の育成、職員教育というものに力を入れてまいります。ちょうど今回、飯島町営業部というものを立ち上げなら「まじいい元気道場」というまちづくりついでの方角性を一致させ、職員も住民の皆様も方角性を一致してこの観光を中心にした町をつくっていくという部分を相互理解しながら、外部の人たちのエネルギー、それで元々町内におる方々の意識付け、こういったものがよく噛み合わさった部分でその方角性を捉えていきたいと思ひます。これを機会に、いま役場の職員の皆さんが人員的にも年代が過渡期になってきておる状況も発生しております。ですからその部分を埋めるという意味においても、いろいろの知識を吸収する中でまちづくりの方角性というものを職員一丸となって取り組む中で、その中で人材を育成していきたいというふうに思っております。

本多議員 前回のですね、人口目標15,000人の一般質問で、町長は目標を与えることが人間にモチベーションを与える指導の方法だと思ひているとそういうお答えがありました。地域おこし協力隊にすべて任せておけば職員のモチベーションは上がりません。今の仕事だけやっていけばいいと、仕事の効率化なんて関係ないと、私は職員が思ひのではないかと思ひますが、そうは町長思ひませんか。

町長 私の1つの意気込みとして15,000を立てました。それは1つの私の到達したいところでございます。今度それを具体的に一步一步階段を踏んでいかなければそこには到達しないと思ひています。今の段階ではやはり人にお助けをいただき、そういう方々のお力を借りて、住民の皆さん、それで職員の皆さんともに一步一步進んでいきたいというふうに思ひしております。長期的に見て3年後、4年後にはりっぱにその部分ができるんじゃないか。決して職員の力を侮ったとか見下したとかそういうことではございません。大勢の知識が集まって、内部だけの職員だけの町民だけの思ひ込みだけでまちづくりをしていくよりも、ある意味、外部からのいろいろの刺激、要素の見方かあると思ひます。そういったものを取り入れながらいくことが戦略的に腰の強いまちづくりになるかなと思ひますので、職員の皆さんを決してないがしろにしているわけではございません。ともに力強い足腰を鍛えていきたいという念願でございます。

本多議員 はいよく気持ちはわかりました。新規事業を今の職員体制で実施することができれば大変素晴らしいことだと私は思ひしております。次の3番目の質問です。柏木運動場周辺の整

備構想について。この質問は飯島FCと飯島町総合型スポーツクラブが27年9月に提出した柏木グラウンド、B&G体育館周辺構想についての提案書により質問します。当然所管の部署、理事者はすでに検討されていると思いますのでお尋ねします。私も26年6月の定住促進についての一般質問において、飯島町の知名度をアップするには施設の充実が大事ということで、柏木運動場の面積を2倍に拡張する提案をしています。この場所は中央アルプスと南アルプスが展望できる景観の素晴らしい場所です。他の地区から来た人たちもこの場所の景観に絶賛しています。

3-1です。町南部防災拠点として施設の設備を質問します。柏木運動場は避難地に、B&G体育館は避難所に指定され、防災施設としては体育館発電施設の設置とヘリポートの完備がされています。与田切川の氾濫で大規模な災害が発生した場合、町が分断されず。七久保、本郷地区の避難場所の重要な拠点となります。そのため防災拠点として機能強化を図る必要があります。5項目が提案されています。1、大型車両の乗り入れができる道路用地の確保。2、ヘリポートと駐車場を分離するための用地の確保。3、体育館の外トイレと手洗い場所の設置。4、非常時に備えて井戸の設置。5、体育館の屋根に太陽光発電の設置。体育館の外トイレは28年度に予算計上されました。整備計画を立てて構想に基づく場所に設置してほしいと思います。5項目について検討結果を町長にお伺いします。

町長

続きまして、町南部防災拠点として施設の整備をとということでございます。柏木運動場に絡んだお話なんですけれども、総合型スポーツクラブの皆様方から柏木運動場周辺の整備に関して、本郷、七久保地域の防災拠点としての機能を備えた施設整備の大変貴重なご提案をいただいたことは承知しております。順次整備が必要なことも私も認識しております。防災拠点施設整備の考え方については詳細を担当課長から説明申し上げますのでよろしくお願いたします。

総務課長補佐

それではあの議員のご指摘のとおり、町では現在、B&G海洋センター体育館を避難施設として制定しております。また柏木運動場を避難地として指定しております。また駐車場はドクターヘリのヘリポートとしても指定しております。災害時には本郷、七久保地区の重要拠点となるのが想定されます。災害時は柏木運動場周辺も大型車両の通行が当然予想される中で、近くには幹線道路も整備されているわけですが、この避難所へのアクセス道路は車同士のすれ違いも難しい狭い道となっております。防災面からも拡張の必要は感じております。ヘリポートについては平成27年1年間で3件の利用がございました。現在のヘリポートは駐車場の一部に表記して設定しておりますが、今のところ大きな問題は起こっておりません。また万が一、ヘリポートに一般の利用者が駐車してあって車の移動が難しい場合においても、運動場への着陸という形をとります。本来はヘリポートと駐車場の完全分離が理想でございますが、柏木運動場等の日中の利用頻度とヘリの年間着陸実績を考えますと、今のところもう少し様子を見ていく必要があると考えられます。その他災害の関係でございますけど、どんな災害におきましても、まず1に水とトイレが非常に重要になってまいります。提案であった一帯を総合的な整備にするにあたっては、防災面で十分な配慮が必要と認識しておりますし、その中で災害時にも対応可能な屋外トイレの整備が優先順位が高く、他に水や電源の確保等も重要な課題と捉えられております。いずれにしましても平時は日ごろから利用している方に使いやすく、また災害時に

は避難の拠点になることを町民や利用者の皆様にご理解いただきながら、体育館、運動場を含めた多目的なスポーツ施設として、整備に併せて使える防災拠点として順次整備していくことが大切と考えております。以上でございます。

本多議員

はいわかりました。では3-2、多目的スポーツ施設として設備拡充を、の質問です。柏木運動場周辺は飯島町の中でももっとも人々の交流が多く、2つのアルプスの絶景は他市町村には見られない魅力的な場所にあります。毎年県内外から柏木運動場に来られる人たちは、ほとんどの人がすばらしいロケーションの中でサッカーをしている環境に驚き、感激され帰っていきます。このような立地条件を利用し飯島町を代表する多目的野外スポーツ施設として施設の改善が計画的に必要です。9項目が提案されています。1、トイレの新設と手洗い場所の新設。2、ふれあい広場整備と広場西側の駐車場用地の確保。3、グラウンド拡幅による用地確保、多目的野外スポーツ施設の設置。4、人工芝の設置。5、太陽光発電によるナイター照明の設置。6、グラウンド東側土捨て場を駐車場に整備。7、プールの利用効率向上と交流施設との位置付け。8、B&G体育館のロビーのレイアウト変更と模様替え。9、柏木周辺の自然体験空間と交流の場としての施設空間の利用。トイレの新設は28年度予算に計上されました。現在のグラウンドのサイズが中途半端なため各種大会等に使用できません。合宿等の要望にも応えられません。グラウンドの拡張からスタートしていただきたいと思います。9項目について検討結果を町長にお伺いします。

町長

今度は柏木運動場周辺を多目的スポーツ施設という捉え方です。先ほどは防災拠点ということで同じ場所ですけれども今度はスポーツ施設としての視点でのご提案をいただきました。有意義なご提案、非常に興味深いご提案をいただいております。細部については教育長の方からご説明させていただきます。

教育長

所管で関わるところでありますのでお答えいたします。柏木運動場の立地条件等を生かした多目的スポーツ交流施設の提案、道の駅などの観光面での利用を見据えたものであります。実現に向けて町民にとっても町にとっても良い方法を研究し、整備計画を作成していきたいというふうに思っております。繰り返しになりますけれども、あの屋外トイレにつきましては28年度予算で計上したところであります。提案で1番目にグラウンドの拡張という要望が、これはあの以前からも出されておまして、それについては承知しております。まあ防災減災事業を活用した形での今回につきましてはトイレ整備を優先させていただきました。これからはあの詳細な場所、設置等についてですね、来年度早々総合型スポーツクラブの皆さんのご意見をお聞きしながら、運動場の利用者が快適に使用でき、かつ災害時にも活用できるよう整備をしていきたいというふうに思っております。ただあの9項目の提案、あれもこれも一気にというわけにはまいりません。優先順位をですねどこにあるのか、緊急性、必要性、それから利用度、直接にはあのクラブの皆さんの要望等を踏まえながらですね、多面的・多角的な視点で検討し、要望について応えていきたいというふうに考えております。

本多議員

はっきりとこれから検討していくということで理解しましたのでよろしく申し上げます。提案と要望については今答えていただきました。柏木運動場とB&Gは町民の利用度が多く、他の市町村からの参加も多く、今後も利用者の増加が見込まれます。景観も素晴らしくスポーツするには最適な場所です。お金がないことは分かっております。あらゆる補助金を精査し、町の知名度のために提案をさらに進め町民の願いに応えていただくことを

要望して次の質問に入ります。

4番目の質問です。空き家等の対策について。空き家対策については25年9月、26年6月、27年6月、3回は質問しております。今回で4回目です。上通り自治会でも問題となっていた特定空き家等に該当する廃屋2軒の内、1軒が相続人の理解により本年2月に解体作業が完了しました。もう1軒は法的手段によらなくてはまったく対応することができません。ようやく28年度予算で特定空き家抽出現地調査ということで1,968,000円が計上されました。これからやっとならざるを得ない状況です。質問です。空き家等の対策が進展しない要因と今後の方針は、の質問です。空き家対策特別措置法が27年5月26日に全面施行されました。法の背景には適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応が必要であるとなっております。この法律により市町村は特定空き家等に対しては徐却・修繕・立木竹の伐採等の措置の助言または指導・勧告・命令が可能となり、さらに要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能となりました。28年度の税制改正では、相続で空き家となった土地・建物売却時の税負担を軽減する、空き家にかかる譲渡所得の特別控除の創設が税制改正大綱に盛り込まれました。国も税制面から対応を考えております。27年4月現在ですが、長野県14の市町村が空き家の適正管理に関する条例を制定しています。箕輪町も4月より条例が制定されます。空き家等の対策が進展しない要因と今後の方針を町長にお尋ねします。

町長

続きまして、空き家対策の問題でございます。ご質問の空き家の対策につきましてですが、平成25年度に国の緊急雇用事業を活用して、空き家の概数の把握を目的に実態調査を実施いたしました。結果につきましては、空き家が191物件でございます。うち21物件が危険建物であるということ把握しております。その後の対応としまして、移住相談としてニーズの高い空き家提供の呼びかけを行っておりますが、所有者が特定できる物件につきましては除去、取り払いですね、や適正管理のお願いをしてきたところであります。しかしながら空き家提供につきましては、見ず知らずの人に貸出はできない、また親せきが集まる機会があるため、などといったそういうご家庭の事情で、また除去や適正管理につきましても、相続や解体費用等の問題でできないケースが出てきております。こういう中で対応にまことに苦慮をしているのが実態でございます。具体的な取り組み等の内容につきましては担当課長から説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

住民税務課長

ただいま議員言われたとおり、空き家対策等の推進に関する特別措置法が制定をされて、それが具体的に施行されております。空き家等の所有者あるいは管理者が空き家の適切な管理について、これは第一義的な責任を有することを前提としておる法律でございます。ただし法第4条におきましては、住民に最も身近な行政主体であり個別の空き家等の状況を把握することが可能な立場にある市町村、この市町村が地域の実情に応じた空き家等に関する対策の実施主体としてこの法律では位置付けられております。あの議員言われたとおりでございます。それを受けまして町といたしましては空き家対策にかかる庁内の連絡会議を昨年の7月の29日に実施をして調整をいたしました。空き家対策計画及び協議会は飯島町では設けないと、それから庁内で横断的な対応の強化を図ります。空き家対策特別措置法で対応し町独自の条例・規則は設けないということを確認をして、組織規則の一

部改正を行っております。関係部署で定期的な情報共有をして対応すること等、実施体制を整えてまいりました。また空き家等の管理についてのチラシ等を隣組回覧や全戸配布によりまして啓発活動も行ってまいりました。ただなかなか思うようにうまく進んでいるのかと言われれば、まだまだというところは認識をさせていただきます。今後の空き家対策といたしましては、庁内の実施体制は整いましたので、来年度におきまして、より正確な空き家の把握をするための実態調査を計画をさせていただきます。この実態調査は建築士等の専門家に依頼をして、町内の空き家の所在の把握、特に特定空き家といわれる危険建物の状況の詳細な把握、空き家等の所有者の意向、これらを調査をするものでございます。でこの調査に基づきまして空き家等に関するデータベースを整備をいたして、空き家等及びその跡地についての活用の促進に努めてまいりたいとそんなふうと考えておるところでございます。

本多議員 初めて聞いたんですけど、いま27年7月29日に条例は作らないということで今初めて聞いたんですけど、これは作らないということを我々議員にも報告ありましたかね。

住民税務課長 特に報告はしてございませんけれども、あの経過については既存のできた法律の中ですべて対応ができるということを、その段階で判断をさせていただきました。ですから新たなものは作らなくて法律の中で全部対応ができるということで、そういうふうにいたしました。

本多議員 そうすると空き家等の適正管理に関する条例を作らないということは、町では国の法律でできるということになるわけですか。

住民税務課長 はいあの法律の中で当然町の職員が立ち入り検査もできますし、あの極端なことは行政代執行もその法律の中で町ですることでもあります。ですから新たに条例を作るのではなくて、その法律の中で対応していくと、それは十分出来得るということで判断をさせていただきました。

本多議員 とにかく今遅れをとっているわけですので、できるだけ早く、早くという言い方はないんですけど、きちんとあの空き家等の対策をしていただきたいと思います。それを要望して終わります。

議 長 9番 中村明美 さん

9番

中村議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。1番、人口増対策に「住んでみたい・住んでよかった・住んでもらってよかった」となるまちづくりを。この項目の中で2件質問いたします。①県が発表の2015年の年間人口増減結果によると、飯島は社会増に比べ自然増が低いことが分かる。未来を展望する中のひとつとして若い世代が好む住宅環境づくりが重要。重点プロジェクトに沿った中で、町内建築業界などと検討を。について具体的に質問をいたします。本年1月30日付長野日報に県が発表した2015年の年間人口増減によると、県人口は1年で10,735人減少で、これは2002年から14年連続、その内自然増減では8,927人減と、2004年以降減少数が最も多い結果。一方、社会増は370人減で2001年から続く転出超過の中で、減少幅が最も少ない結果になったとあります。市町村別では132人増の軽井沢町など2町5村が人口増、社会増は529人増の南佐久郡川上村など18市町村、自然増は人口増の南箕輪村、1人増の宮田村

など4村、また南箕輪村、川上村、東筑摩郡山形村は自然・社会とも増えております。では、上伊那地域の人口増減は伊那市378人減、駒ヶ根市162人減、辰野町247人減、箕輪町99人減、南箕輪村59人増、中川村66人減、宮田村64人減、当町はと言いますと5人減と想像を絶する少ない減少結果でした。社会増では飯島町64人増と、南箕輪村19人増の2町村との結果でした。定住促進の効果が出たのではと感じる次第です。しかしこの結果から見えるのは、当町は社会増減では増えているが、出生率が低いことが見てとれます。イコール若い世代が少ないとも言えます。その要因は今定例会本会議での予算質問でも確認いたしました。製造人口の減少による個人町民税の減収結果となって現れていました。先ず町長に伺います。2015年の人口増減結果の内容を確認し、当町の実態をどのように分析されたか伺います。

町 長

それでは中村議員にお答えしてまいります。人口問題でございます。あの有線テレビでご覧の町民の皆様にもこの人口問題についてですね、自然増減、社会増減とこういう言葉が使われます。あの自然増減というのはお年寄り、いやそうですねお年寄りだけじゃいけませんね、あのお亡くなりになったと、自然にお亡くなりになられたマイナスのことですね。逆に赤ちゃんが産まれれば自然に増えたということです。この2つの要因、減る要因、増える要因というのが死亡なのか出生なのかと、こういうのが自然の人口増減に関わる要因でございます。一方、社会増減という言い方があるんですけども、これはあの社会的な要因すなわち、飯島町へ何かの都合で引っ越しされて転入されて来た場合、これが増になります。それから何かの都合で社会的要因で転出されたら、これが減の要因になります。ということで自然増減が増えたか減ったかと、社会的増減が減ったか増えたかと、こういう今のお話でございますので、ご理解まず予備知識としていただきたいというふうに思います。その中で飯島町は、先ほど中村議員がおっしゃりましたように、自然増減の部分ではですね高齢化のまあ要因が多いと思うんですけども64人のマイナス。産まれる方よりも亡くなった方のほうが多かったと、マイナス64人という結果でございます。それで一方、転入されてきた人が、出ていった人、その差引がプラス64人ということは、飯島町へ入ってきた転入された方が64人多かったということでございます。ですからマイナス64、プラス64ということで数字的には、チャラなんてそんな下世話なことじゃなくて、プラマイゼロということになったわけでございます。あのマイナス5というのはあの職権でというかあの職員が、これはまあ実質登録されているけれどもいない、ということで削除した部分ということらしいので、まあ数字的にはまあプラマイゼロかなというふうに思っております。こういった状況は先程言ったように、自然減、社会減、両方とも減ということが大きな世の中の流れの中で、飯島町は社会増という結果を得ることができました。この結果は「ローマは一日にして成らず」これが数年の短期的な特効薬で増えたというふうに私は思っておりません。長年の飯島町の行政施策の努力というふうに思っております。特に定住促進室というのは一早く、5年前になりますけれども飯島町が設置して、飯島町に移住・定住してほしいという活動を続けてきた結果が、議員と同じように、できたのかなというふうに思っております。併せて飯島町もその子育てパラダイスというまあキャッチフレーズを付けたいぐらいに、子育て支援というものが整っておりますので、そこら辺の評価もあってこういうまあ良い成績、今までにない良い成績、今までにないというのは毎年だいたい120人ぐらいの減があったわけでございます。そ

れが一気にゼロになったということでもまあ喜んでいるわけですが、これが一過性にならないように続いていけばいいなあというふうに思っております。いずれにしても今のこの数字というのは今作ったものじゃなくて、10年前からコツコツと積み重ねた行政の結果であるというふうに捉えております。まだ足りなかった部分はまた次に質問してください。ときこの辺で第1回目の返答といたします。

中村議員

はい、長年の町の努力の結果であるという分析でありました。しかしながらあの若い世代というかですね、あの出生率が低いというところは町として今後の対策に、あの子育て支援対策も入れていくわけですが、やっぱり定住推進にあのあたってもですね、まあ町はIターンとかUターンに向けては重きを置いてきたわけですが、その反面この地域に生まれ育った地元の若い世代に対する定住策が弱かったのではないかと私は個人的に感じます。町の伝統を継承するためにも、地元の若者が住みたくなるような住宅地の開発に重きを置くことも大事ではないでしょうか。そして取り組みの中ではこの地域の若者が好む定住条件とは何なのかを精査していくこと。地元の建築業者との土地等の検討。月々ローンも低額で組めるなど若い世代向け住宅地構想を喫緊課題として検討することを求めます。この若い世代の定住増は言うまでもなく製造人口増、出生率アップ、ひいては町民税増収にも影響が及びます。わが町の未来に明るい希望が持てるような人口増対策でなければなりません。従って実施計画重点プロジェクトの充実した住環境と働く場の確保の内容に沿った取り組みの中で、若い世代向け住宅構想を地元建築業者と今後進めていくことを考えますが、それについての所感を伺います。

町 長

ご質問の中でまあ社会増は嬉しい反面、自然増があるのではないかと。これをもう少しプラスにすればもっと増えるとまあおっしゃるとおりでございます。まあその要因をご指摘いただきました。人口状況を鑑み今後の飯島町の将来を展望するにあたっては、特に若者定住と子育て支援を進めていかなければならないと思っております。ご質問にもありましたけれども、若い世代が住む住宅環境作りにつきまして様々なニーズが考えられますが、現在も民間主導により個別に宅地開発が行われているところですが、町土地開発公社分譲地の斡旋や飯島町住情報ネットワークを含めて、若者に選ばれる住宅環境作りと物件情報の拡充に努めてまいりたいと思います。併せて役場内関係課の連携と町の重点プロジェクトでございます定住促進プロジェクトによる内部検討と並行して、ご提案のありました町内建築業界などとのそういう検討につきましても、建築業者はじめ建設業者、不動産業者などを取りまとめて、お手伝いいただきまして、民間事業者の皆さんの意見交換や連携を今後ともしっかりと図ってまいりたいというふうに思っております。

中村議員

それでは是非あの重きを置いて迅速な対応を求めまして②の質問に移ります。町の行政区である4つの区では少子高齢化社会にあって、未来を展望する中で数々の課題を抱えている。区・耕地・地域づくり委員会の人員確保、区の財産運用、区間の壁などである。これは次世代が住んでよかったとなるためにも喫緊の課題として受け止め、取り組むべきでしょう。大変これはあの難しい課題でありまして、私も悩んだ末の、しかしながらいつかやりたい、いつなの、今でしょうということでも勇気を出して質問をいたします。この質問は、風通しのいい行政へのチャレンジに通じるとの観点から伺います。「飯島は一つ」とよく聞きます。しかし益々その思いから離れていくようではなりません。どうしたらよいのでしょうか。ずっと考えてきた課題のひとつです。言葉では多く発せられるものの、改

善への本気度が感じない。区に任せておくしかないのだとの思いなどでしょうか。また耕地・自治会においては特にIターン者に耕地費等で理解されないことで耕地未加入世帯が増えています。飯島発足60周年の節目の年を機会に区の体制を見直すための検討を開始すべきと考えます。午前中の町長の答弁でも未来を考えるきっかけにしたいというような前向きなご発言もございました。「人と緑かがやくふれあいのまち」とだれもが実感できるものにするために、課題に真正面から向き合い、行動を起こしていくことを強く求める次第です。この質問を行うにあたり、4区の区長さん方に実態、課題など大まかですが伺ってきました。1つは少子高齢社会で未来を展望する中での区の課題では、耕地・自治会から高齢者世帯増や世帯数の減少により役員を出すのに苦慮していること。役員がいらないため公民館事業に参加できないところも出ている。現に耕地・自治会世帯数は格差を見ますと飯島では156世帯、一番多いところと一番少ないところの格差が156世帯、田切は55世帯、本郷は27世帯、七久保は165世帯との格差があります。また地域づくり委員会ではほとんどが当て職に頼るしかなく、そのため任期1年のところが多いため地域づくり事業が進まない。また特定の人たちで行っている事業のようでもあり、地域住民への浸透がしていない。これではこの趣旨である協働のまちづくりとは程遠いこととなります。そして区会に関しては各区の財産などの運用は高齢化が進む中で維持し続けられるかが難しい。区が耕地と町のクッション役になっている。区会は果たして必要なのか。時代と共に町から区・耕地への付託項目が増えているので大変になってきている。例えば太陽光設置の判断を耕地総代に、その時の総代さんは責任の重さに困っているとの、以上が主な課題でした。そして伺う中から各区長さん方は飯島4区が1つになって町が発展することを願っていることが非常に感じ取れました。町はこのような4区での課題、区間の隔たりをどの程度認識しているか伺います。

町長

続きまして、まあ町の行政がコミュニティーの隅々までに行き渡るための組織、いわゆる区・耕地・地域づくり、そういった組織への時代の流れとともにこの少子高齢化とこういう時代もまあこの波を受けているわけなんですけれども、そこでのいろいろの問題が出てきていると、まずはどういう認識でおなのかと、こういうことかと思えます。今議員より少子高齢化社会に関係しますいくつかのご質問をいただきました。はじめに区・耕地・地域づくり委員会の人員確保につきましては、町からのお願いしている役員とまた区・耕地・自治会などでの選出される役員、委員等を含めますと人数的に多くの方々を今まで例年とおりに選出してといただいております。こういう人口減少や仕事の多様化の中、選出には非常に苦勞されているなあというふうに私も耕地において思いますし、いろいろの方々にお話を聞く中でも今そういう問題が出てきているなあということは認識しております。

中村議員

はい、町長も認識しているということがわかりました。区をはじめ町内組織のあり方を、今町長も言われましたが、時代に沿った仕組みに整えていくことが大事ではないかと思えます。町の10年、20年先の将来を見通し、次世代も住んでよかったとなるための責任が私たちにはあると感じます。今後の検討事項を私なりに考えてみました。耕地・自治会役員は世帯数の状況に対応できるよう編成する。例えば2つの耕地から1人にするなど、公民館事業に参加したい人が耕地に関係なく参加できるようにも考えていく。必要か否か内容の精査も必要であると思えます。区の事業等、高齢化時代背景を考える上でどうあるべきかもしっかりと検討をしていただきたいと思います。例えば区独自のイベント事業は

別として、区の負担軽減を図るよう事業会計は町1本にできないか。その理由は道路、水路、山林を耕地・自治会の単独のものとの考えを変え、全町民の生活を支えるものと捉える考えからです。現に町民にとっては町民税を納めているのにその他に各耕地では地元道路整備において道路費を収めるとか、区費内容にも理解できない、二重に払わされていると感じているようです。都会から定住された皆さんはもとより、最近では地元で暮らしてきた人の声もあることからこのように思います。また少子高齢化であること、非農家世帯の増加により区会議員が行っている作業が現体制で安全に自然環境を守っていきけるのかが心配になります。そして地域づくり委員会は町から各地区に、言い方はよくありませんが、丸投げされた感がいたします。会の名称は定着しつつも活動内容は各区の溝を広げているように見えます。それは各区の活性化に取り組むことはよいのですが、その半面、どうしてうちの区だけ〇〇なの、など他の区と自分の区を比べて判断する風潮がさらに高まっていると感じます。

そこで提案ですが、地域づくり委員会を各区から数名が委員となり会を運営し、その会では町の基本構想に向けて各区民の認識度を強化、またそれぞれの課題解決に向けた知恵の交換、知識の交換、教育、文化、環境の改善事業の共有の場としていくようにしてはと思います。会員から各耕地・自治会へ通じ、住民へ協働のまちづくりへの情報や協力、理解を深めていくように図る。この目的は区の壁を外し、4区それぞれの文化・芸術・歴史を尊重し合い、わが町の財産とみんなで誇れる環境づくりを作ることで溝、壁の改善につながるからと考えるわけです。そしてどの区でも千人塚音頭、飯島音頭と孤立の区でそれぞれの区で踊っているわけですけれども、千人塚音頭も飯島音頭なども全飯島の中で踊り合い、本当の意味で「いいねいいじま」となり、全町民がそろって「ふるさとの愛いいねいいじま」までを踊り歩くイベントとなっていったらと望むものであります。私が町の未来を展望する中で検討項目を挙げてみました。この改革は容易でないことはもとより承知しております。しかし町が現状を把握し未来に希望を持てる協働のまちづくりのためにも改革を考えます。その一歩として4区の区長さんと申し上げました内容も含め、課題の洗い出し、意見交換を開始するところから今年度は進めてはと求めますが、ご見解を伺います。

町 長

町の今度は対応策ということに及んできたかと思います。町ではなるべく委員会等の組織について統廃合などの見直しを随時行ってきているところですが、これからも組織のスリム化等見直しを行いながらお願いをしまいたいと考えております。よろしくどうぞお願いをしたいと思います。また区・耕地や自治会の役員選出におきましても、会議等を通じて組織内の見直しなどの検討をお願いをしまいたいとも思いますが、状況から選出不可能な状況が生じた場合には、町にとりあえず相談していただければと思っております。

次に区の財産運用についてであります。4つの区の財産のボリューム、運用、管理方法もそれぞれ違うところと思われませんが、現在も支援団体認可の相談を受けている案件もあります。まずそれぞれの状況をお聞きしていく中でケースバイケース、また統一的なことなどを含み検討をさせていただきたいと思っております。区等の事業の運営はそれぞれの団体沿った活動を進めていただき、町といたしましては深い介入はできないところでもありますが、できる限り支援に努めてまいりたいと思っております。併せて転入者と地元住民の

皆さんがより良い関係を保っていくためにも、転入時においては町、自治組織の特徴や習慣などについて説明をするなど、更には飯島大縁会等による心が通い合う機会の提供と、お互いが飯島町に住んでよかったと思えるような事業に努めてまいりたいと考えております。こういう時代を、こういう時代というのはあれですね、少子高齢化、それと景気が悪いといっても気忙しいお仕事に出ていかなければならないという状況の中で、子育て等する中で、耕地のコミュニティーの組織が運営されていると思います。飯島町としましてこういう区・耕地・自治会、こういう方々のお力添えをいただきながら、行政が本当にうまく回っているというところも確かでございます。しかしながら半面今まで積み重ねてきた組織というものが果たしてこれでいいのかと、まあ10年一昔といたしますけれども、それぞれそれを、組織をつくった時代、また10年、20年過ぎておるわけでございます。果たしてこれが本当に今のまちづくり、コミュニティーの活性化について、本当にどうい方法がいいのかということをやっばし、まあ行政改革も必要ですけれども、町の中のそういったコミュニティーの改革というのも重要なことというふうに思っております。あの各地区でそういう声が出ているということは聞いておりますし、多分区長さん方もそういったことはお耳に入っていることかと思っております。まあ一気にそういうものをね、切ってしまうということもなかなかこれも町の運営としても難しいことでございますので、皆が同意する中でそういう新しい時代に対応した町の姿というものを時折にやっばし考えていく必要があるかなあというふうに思っております。またそういった区長さんや耕地総代さん方のご意見を伺いながら、適当な、適当じゃないですね、ふさわしい対応をしていきたいと思っております。

中村議員

是非第一歩を踏み出していきたいと思っております。そしてあのこの4区のまあ溝とか壁とかそういうものを町民もまあ感じて口から発せられるわけですが、あの区のこととは区でとかそういうふうにあの町側がこうあの一歩退くのではなくして、やはり町が1つになるためにあのどういうことが障害になっているのかということ、あの常にあの耳を傾けるとかあのしていくような努力をしていくことが重要であると思っております。すっきりとした町民に分かりやすい納得のいく4区の組織にすることが下平町長の言う風通しのいい行政の中にこのことも含まれていると思っております。町長の思いは町民現場までの風通しを考えているのか、この風通しのいい行政というふうにチャレンジですよね、風通しのいい行政へのチャレンジという中には、要するにこの町民の組織のところまですっきりとした、血の通った組織といたしますか、そうなることを町長は捉えて、風通しのいい行政ということをおっしゃっているのかその辺をお伺いします。

町長

はいあの私が申し上げましております風通しのいい行政というのは、まずは行政側の風、これがやっばし住民に届くこと。住民からの風、これが行政に届くこと。まあこういう2つの風を言っております。これが風が通っただけじゃだめなんで、それに伴って具体的なまちづくりからどういうふうに進むかということが大事かと思っております。それには具体的ないろいろ観光とか農産物とかブランドづくりとか子育て支援とか、そういったいろいろな要素があります。それもやっばし組織があつて住民に届くことかなというふうに思っております。そういった事業が思いが的確に町民に伝わって、その組織がなくなったから事業がへたってしまつてはだめなんで、事業もしっかり進められるような組織をどういうふうにするか、簡単明瞭、簡潔な組織が一番望まれるとでございますけれども、どうしたふうがいいの

中村議員

かというのがしっかり考えていきたいと思います。ですから今のご質問については、隅々まで風が吹き通ることが私の思う風通しのいい行政ということに間違いはございません。

はいわかりました。それでは2の質問に移ります。子育て支援の充実を図る中で、内面的（心）の向上も図れる取り組みが重要では。当町の子育て支援の充実を評価したい。今後、全町民に支援目的の理解が深まるための取り組みが重要。地域の子育ては家庭・学校・地域がそれぞれ楽しみながら努力をする中で、お互いに感謝の心や社会に貢献しているとの確信が持て、人生の希望へとつながるのではと考えます。現社会において内面的向上が「人と緑輝くふれあいのまち」への大切な点ではないか。について具体的に質問いたします。

町の子育て支援では年々充実が図られており、町の誇れる事業のひとつと言えるでしょう。平成28年度の予算計上で子育て支援センター移設事業は、子育て世代の皆さんが待ちわびていたこと、また移設場所も子育てに適した環境だと感じます。ネウボラについて、昨年12月の一般質問で紹介しましたが、当町は医療連携が課題かなと思っていたのですが、次年度の飯島版ネウボラプラスが実施できることは、子どもを育む世代の思いに迅速に対応されたと高く評価いたします。その他にもファミリーサポートセンター事業、七久保放課後学童クラブ新設、地域未来塾、土曜塾、病時病後時保育など新事業が盛り込まれ、更なる子育て支援環境の充実への予算が考えられています。支援の充実は未来の飯島町、日本の国、ひいては世界の平和を築く人材を育てる上でとても大切な事業と考えます。今後も子どもの成長にとって必要か否かをしっかりと判断し、支援事業の向上を図っていくことが必要でありましょう。そして支援と並行して大切であるのは、心の内面的向上を図っていくことと考えます。それは子育て支援の充実イコール健全な子育てにつながるには限らないからであります。支援主旨を深く見極めることができないと目先の損得で楽な方、得する方へと流されやすくなってしまいう傾向があると思うからです。そうすると自分の目線で物事を判断するようになり、どこかでありましたが、子どもを理由に自分の利益を優先するようになることもあります。従って内面的向上を図ることに重きを置いてほしいのであります。その根幹にあるのは感謝の心であると考えます。まずは自分が支えられている現実に感謝ができる心を持つこと。その心が深いほど恩に報いていくことの大切さを自覚し、夢や希望への勇気がわいてくるのではないのでしょうか。また便利を優先するばかりでなく、苦勞、努力も親子の成長には必要でありましょう。地域住民も支える子育て支援です。みんなの思いや期待に応えられるものとなるためにも、心の質を高めることに努めていくことがこの事業の意義を果たす上で不可欠であると考えます。教育長の内面的向上を図ることへの重要性についてお伺いいたします。

教育長

町長の施政方針演説の中にも触れられてありますように、子育て支援と地域福祉をまあ重要な柱と考えているわけでありまして。これらの子育ての環境整備に終わるだけではなくてですね、今後のまあ地域の関係する多くの皆さんが、やっぱり子育て中の皆さんにも出来る範囲でですね、出来る限りのことをしていただく、すなわち先ほどの議員の質問にも答えたようにですね、地域みんなで地域の子どもを育てるんだという当事者意識を持っていただくことが大事ではないかなというふうにも考えております。そうした背景をですね踏まえて、いま議員はまあ内面的な意識の向上も重要ではないかなというご指摘でありますけれども、あのこういう施策をですね作るとですねその当時は大変よかったと、例え

ばです。9年前に初めて子育て支援センターが東部保育園の一角にできた時にはですね、ああ、あの願いが叶ったと良かったという声は確かに承っておりますが、やはり時代とともにですねその意識がある日まあそれがあって当然が如くのようにですね、住民の皆さんといいますか、それはまあ一部であろうけれども、まああのあって当然というような意識が確かに生じてくることはまあ事実であります。だからといってですね、こういうのを作ったから感謝してほしいという私は上から目線で、その利用者に問うつもりはありません。あの必要な施策を必要に応じてやっていくと、その背景にはですね利用者、あるいは子育て中の皆さんの声を可能な限り反映して作っていくということでもありますので、まああのそれが心の内面というものなのかどうか分かりませんが、つながりませんが、あの困ったときはですねやっぱりお互い様という意識が大事ではないかなというふうに思っております。この時代ですねある言葉に「少欲知足」というのがあります。足るを知るというんでしょうか、あのやはりできる範囲で作って、皆さんの住民のためにまあ貢献していくわけですが、すべてが叶うわけではないというところをお互いに確認し合っていますね、やっていくということが大事ではないかなというふうに思っております。以上です。

中村議員

はい、感謝ということが上から目線という、ちょっと捉え方が私はあの、ちょっと私は認識が違いますが、感謝ということは常に私たちは生きていく上でその心を持ち続けていかなければならない。まあ支援が、支援を受けている側だから感謝、支援をしている側も人のためになっているという、その人のためになっているんだという喜びへの感謝、これが常々頭の中でしょっちゅう思っているというわけではないですけれども、根底の中にこれがあって初めて協働のまちづくりが進んだり、町の発展ができていくのではないかなというふうに私はあの思っている次第であります。町民の中にはですね最近の支援事業にちょっと理解ができないとの声を聞くことがあります。その理由は親の責任が薄れていくのではないかなとの心配からなんです。心の質、これが私は支援が厚くなったりしていくときに、やっぱり心の持ち方、これが心の中に感謝があるかないか、支援する側もされる側も、教育長が先ほど言われましたけれども、まあ支えたり支えられたり、これが世の中の常であります。そういうことへの感謝は皆が持つということが重要だというふうに思って、心の質ということを行っているわけです。この心の持ち方がよくないとこのようなことが懸念されます。例えば先程、教育長が言われておりました支援、補助があって当たり前との認識に立ってしまうことです。他の地域をみると当町よりさらに厚い支援を行っている自治体も多くあるのが現実です。1つが満たされると次その上を上と比べ同じ環境を要求し、満たされないと不満になります。こうなると支援・補助の充実・拡充とはどこまでを言うのか、ということも疑問になってきてしまいます。そういうときにはしっかりと、必要なか否かというその質が、心の質が大事であるというふうに思います。またこんなことも懸念されます。子どもの学力向上への学習環境の充実事業が趣旨を履き違えると、親が子どもの学力に対し学校や塾に頼りきりとなったり、また結果が思わしくないと責任追及しトラブルになりかねません。そうなったらせつかくの支援事業も本末転倒です。従って心のレベルを上げることの重要性が不可欠に他ならないと考える次第です。そして親・家庭の責任を果たすための、親や家庭が責任を果たすための努力、地域の慈しみの心で支援をする努力、教育現場の学力向上と子どもの個性を伸ばすための努

力、をそれをそれぞれの立場の中で楽しみながら支え合える町であってほしいものです。そしてそのような形になってこそ飯島町の子育て支援環境の充実になっていくのではないのでしょうか。このような考え方、もう一度教育長にお伺いいたします。

教育長

あの誤解のないようにあの受け止めていただきたいと思いますが、あの私どもはですね、決してその作ったから感謝してほしいというようなことをですね、求めているつもりは毛頭ありません。ちょっと言葉の行き違いがあったかもしれませんが、私どもは行政はですね、やるべきことをその時の重要度に応じて、あるいは住民のニーズに応じて可能な限り、予算の範囲の限りでやっていくということが大事じゃないかなというふうに思っております。それからですねその上においてですね、やはりそれぞれの立場の皆さんがですね、それぞれの役割があるわけで、それぞれの役割をきちんと果たしていくということでもあります。このことはまあ先程も言いましたように、お互い様の考えではないかなというふうに思っておりますし、あの内面的な向上ということはですね、外から押し付けるものではなくて自らが発信する、内面から生じてくるものというふうに私は考えたいというふうに思っております。以上です。

中村議員

はい、すべてがやはりあのいろいろと建物もそうですけれども、一つ一つの事業の中で、まあ道路もそうですし、そういうところですね、今ある環境に住民がそれぞれ一緒に今暮らしていることに感謝とそして協力し合うということの喜びを感じている飯島住民になるよう、是非あの教育委員会もそのような取り組みをしていくことが重要と考えます。内面的向上を図ることは支援事業すべてにおいても重要と考えます。どうしても福祉や支援・補助というものが弱者にとったり、またそういう人たちにはなくてはならない重要なものであります。しかしその傘の下に甘えてしまって、本来の個人の力が発揮できなくなってしまったら、それはまたその人にとって不幸な生き方になっていくように感じます。町長はこの内面的な向上ということの考え方、そしてこの現社会においてですね正と悪が錯綜しすぎて正しいもの見極めが困難な時代であります。であるからこそ行政が先頭に立ちこの内面的な向上を図り、人と緑輝くふれあいのまちを作り上げていくことを求める次第ですが、町長はどのようにお考えか伺います。

町長

なかなか哲学的な話になってまいりました。やはり人間が生きていく限りは報恩感謝だと思います。恩に報いてそれに感謝すると、これは人間としての基本、世界どこに行ってもこれは通用しなきゃならないし、この精神を持っていなければ人と人との付き合いはできないだろうというふうに思っております。教育長がおっしゃったのはこれに今度は輪をかけて、行政のやったことを謙虚に謙遜してとらえているのかなというふうに思っています。いろいろサービス・環境・福祉、非常に社会そういうことでですね今良くなっております。もちろん住民としては感謝の気持ちがあって受けとってほしいと思います。しかし行政側としては、「おおこれやってやったぞ」ということではなくて、皆様方の税金を使っていい形の中で使いましたという皆様方のおかげですという、これも感謝のひとつの感謝の裏返しだと思うんですね。教育長のおっしゃったのはその謙遜、謙虚さの表れた言葉かなと思ひまして、お二人は同じことを言っているなというふうに思いました。

中村議員

はいあの町長から哲学ということを言われましたけれども、人間あの生きていく上でやはり哲学を持っている人は強いということを私は申し上げておきたいと思います。ですから今の世の中にこういう心の質を上げるということを町も心がけてほしい、そして町民に

もそういうふうにですね伝わっていくような、浸透していくようなそういうお互いに協力し合うまちづくりになっていくためには、基本的にそういう感謝の心と、そしてそれを報いる心ということ、あつて、すべての事業が始まっていくのだということを是非とも事業の中でも取り組みですね、協働のまちづくりを進めていくことを強く要望いたします。再度伺いますが町長いかがでしょうか。

町 長  
中村議員

おっしゃるとおりでございます。

では是非ともそのような取り組みを、力点を置いていただきますよう要望いたしまして質問を終わります。

議 長

ここで休憩といたします。再開時刻を3時25分といたします。休憩。

午後 3時08分 休憩

午後 3時25分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

5番 橋場みどり さん

5番  
橋場議員

それでは今日最後の質問を通告に従いまして質問いたします。1つ、国際化について、それから男女共同参画について、防災についての3つの質問をさせていただきます。最初に国際化についての質問です。飯島町は国際化に乏しいと言われてきております。また近くにJICA、駒ヶ根青年海外協力隊訓練所があるのに、中学生などの留学などが無いのはなぜか。と町民からも言われております。飯島町は地域でも一早く、昭和50年にブラジルのフェラス市と姉妹都市を結んでおり、フェラス市の庁舎落成セレモニーにも平成23年に参加・交流しております。平成26年11月にはブラジル、フェラス市の衛生局長ルイス・ギオモン氏が来町し、より交流を希望されて帰られました。またこれまでの国際協力会のパキスタン、ムルフン村のりんごプロジェクトに関わってきています中で、パキスタン国の事情によりパキスタン国への入国が難しいことから、ムルフン村よりりんご栽培に関するあの道具の必要なものが送ってほしいというような要望があったのですが、道具によってはこれを武器になるとみなされることから、これを送ることができないような状況にもありました。そんな時にですね在日パキスタン大使館からムルフン村への協力をお願いしたり、また身近な東京にある大使館へ町の情報を発信することでより交流を深めていきたいと思う中で、在日パキスタン大使館と関係を築いてきております。その結果、平成26年11月にはパキスタン、アーミル駐日大使の来町が実現し、大使には、飯島町はリトルパキスタンであると、他の町村にはない違った温かさがあったということで喜んでお帰りいただきました。よろこんで帰っていただきまして、その後も交流が続いております。また一番残念でたまらないのは、東京オリンピックに向けてホストタウン構想がございます。その構想へも飯島町は手を挙げておりません。県内では駒ヶ根市、佐久市が1次登録し、上田市、安曇野市、下諏訪町が2次審査に入っています。オリンピック参加国、地域の文化を学び学校を挙げて応援する1校1国運動で、1998年長野大会から始まって以降、日本初の試みが世界に浸透しており、世界的にも高く評価されています。

子どもたちにスポーツを通じて文化交流をし、子どもたちに夢を与えるチャンスであります。ホストタウン2次募集に手を挙げてほしいと思っていますが、手を挙げていただけるのかわかりません。それぞれの地域住民が国際化に向かってのの一向に進んでいるように見えない。なぜこういうチャンスを捉えていくことができないのか、本当に忸怩たる思いです。これまでも一般質問しておりますけれども、そのお答えも「国際化待ったなし」「町も乗り遅れないように交流を進めていく」「身近に駒ヶ根青年海外協力隊訓練所という貴重な機構があるので連携を深めながら進めたい」というお答えがありましたが、未だ連携を深め進めているとは思えません。今まで多くの外国籍住民が住んでいたのが、あつと言う間に減っております。それでも多数の外国籍住民やこの地に家を構えて住んでいる方など200人余りいます。今朝のニュースでも県内にも中国籍、フィリピン籍がまた増えてきているという報道もございました。今後も人口減や労働力の不足から外国籍住民が増えることは予想されますし、外国籍は重要な力となります。町長の心意気の人口15,000人を担う一端でもあります。しかし外国籍の皆さんが住みやすい町と言える町でしょうか。町の企業も海外に進出しておりますし、外国籍住民の存在は地域経済と地域社会の担い手としても大切な存在です。これからの時代、国際化なくしては大きな遅れをとることとなります。駒ヶ根青年海外協力隊訓練所が、これからJICAと言わせていただきますけれども、駒ヶ根にある利点を生かし連帯を深めながら位置付け、教育の中でも一緒に進めていくことが必要ではないかと考えます。国際都市交流は町おこしにとって大きなチャンスと力となります。町長のお考えをお聞きします。

町 長

それでは一般質問初日の最後のご登壇ということで橋場みどり議員にお答えしてまいります。国際問題、橋場議員のライフワークとなりつつある看板テーマかなというふうに思っております。いつもいつも掘り下げたご見解をいただき敬意を表するところでございます。それでは、町としましては外国籍住民の皆さんが安心して生活できる支援や、地域住民が国籍に囚われず互いに文化を共有できる国際交流等に力を入れて取り組んでいきたいと考えております。1つ目の外国籍住民の生活支援では災害の安全確保対策として、災害時避難看板の設置、災害発生の対応マニュアル冊子の配布、また町の情報の提供支援としては町広報紙、町政要覧等の一部で英語表記などを採用してきております。その他、小・中学校に外国語活動支援員としてALTを配置し言語教育支援を行ってまいりました。2つ目の国際交流事業としてはJICAや飯島町国際協力会等と連携して、国際交流事業中学生体験入隊、国際貢献運動等を実施してきております。また国際姉妹都市のブラジルのフェラス市とは交流を続けてきております。今後も引き続き国際化を施策に位置付けながら多文化共生社会の推進に努めてまいりたいと思っております。国際化について町の位置付けという意味での私の考えを申し述べました。

橋場議員

ちょっとよくわからなかったんですが、今までと同じようにしていくということでしょうか。

町 長

ベースはこれまでの事業が基本となると思います。そしてまあそれに加えて時折にまたご意見を伺う中で、新たな対応ができればというふうに思っております。

橋場議員

わかりました。が、スマートインターの開通やリニア中央新幹線の開通を見据え、また東京オリンピック、パラリンピックでの交流の拡大、地方創生事業を活用して進めることによって、この地域に交流人口、定住人口を増やし、地域の活性化を図っていくことにな

りますけれども、メディアの報道からも多国籍観光客が見る街並み、人々の暮らし、治安などこれでいいのか、こんなものかと思っていたことに新たな発見が生まれ、外国籍住民や外国籍の視点から活発なまちづくりにつながっております。来て見たらよかった、住みたくなった、住んだらなおよかった、安心安全な町の地域づくりがより進みます。地域に住む外国籍住民、外国籍観光客の動きやニーズの変化をとらえて誘客に取り組むことは重要な課題です。国際交流が町おこしにとって大きなチャンスなんです、今までと同じようなことをやっていて果たしてこれでいいんでしょうか。トップセールスマンである町長です。セールスマンというのは可能性を見つけたところに即飛んでいってつなげていくというのがセールスマンだと思うんですけども、こういう可能性のある部分に全然取り組んでいないんですけども、トップセールスマンとして町長はどんなふうにかからやっていくんでしょうか。

町 長

ご質問の国際化についてと、こういう大きな捉え方の中でいささか私どもの答えている範疇とですね、橋場議員の質問されている部分がちょっと噛み合わないところが出てきているのかなというふうに思っております。あのたたいまのそういうオリンピックを控えたり、パラリンピックあったり、インバウンド、こういう中においてどういう対応を、具体的な対策を打っていくかということについての、検討については今回ここに用意した答弁の内容ちょっと違ってきております。でまああの人口増を増やすために外国人の排除をするわけではありませんけれども、どこかの大統領みたいに。それはあの大きな流れの中で捉えるべきだと思いますけれども、観光についてはやはり中国のそういったインバウンドの方々が盛んに見えております。しかしこれもいま中国がそういう景気の状態であったりするものですから、私としてはですね、この流れがいつまで続くかなというふうに捉えていないんですよ。即その対応、外国人に対して日本人が来るまでの対応もできないのに、外国籍の対応を積極的にせよということとはちょっとまた順番が違うってというような気がしております。もちろんそれはあの英語表記とかパンフレットとかそういったものの努力はしなきゃいけないと思いますけれども、今までどおりでいいとは思っていませんし、それは一步一步進めて体制を整えていかなければならないなというふうに思っております。決して今までどおり去年のとおりやっていくという私の思いではなくてですね、時折にご意見をいただいたなかで、またJICAと協力しながら、何ができるかということを実施として取り入れていくことが大事かなというふうに思っております。

橋場議員

はい、あの噛み合わないというのはちょっと私も理解できないんですけども、あのちょっと私の言い方が悪ければあれなんですけれども、あの町で位置付けをね、どうするのかなというまだ質問でしたけれども、位置付けをしていただくことによってこれが学校教育にも広がり、また地域の方の国際理解にも広がっていくということで、そここのところで私はお聞きしたんですね。でその中でだんだん広がっていけば、そこからまた観光面にと、または定住にと、広がっていくのではないかとということでお聞きしましたが、まあ今までどおりやっていくということであれば、そこら辺までは広がっていくのはなかなか難しいのかなというふうに捉えました。そういうことでよろしいんでしょうか。

町 長

あの今までどおりやっていくということは、これからは今までどおりのこと以外のことはやらないということではございませんので、今までどおりの力の入れ塩梅とこういふことで、新しい事業も同じように増えていくかなというふうに思っております。どういふ

うに答えていいのちよっと苦慮しておりますけれども、具体的なご提案をいただければですね、またあの橋場議員さんからの国際化という捉え方を町の行政にどういう形で取り入れるべきかと、というようなことのご具体的なご提案もいただく中で、それを加味していくということも大事なというふうに思っておりますので、ご意見もお待ちしておるところでございます。

橋場議員

次の質問にもちよっと絡んでいくんですけども、あの海外協力隊のOB、これはあの職員の中にいるということは町長もご承知じゃないかと思えます。でその職員もいるんですけども、その職員がじゃあ今まで経験してきたことをその場で生かせるような部署があるのか。また部署がなくてもその経験を生かした活動ができているのかというのはまあ本人の資質にもよると思えますけれども、そういう部署をね、作っていただけるのがひとつは必要じゃないかなあというふうに私は感じているので、その位置付けという意味で、どこかそういうところを作っていたらなあということがあります。それと外国籍の方が相談しに行きやすいというようなこともありますので、その辺のところから位置付けをということ。まあつまりどこかにそういう部署を作っていたら一番いいのかなあというふうに思っております。

町長  
議長  
町長

質問をしたいんですけどよろしいでしょうか。

はい、逆質問結構です。

あの具体的にまあお話になってきておるかと思うんですけども、青年海外協力隊を卒業された方が飯島町の方もおられると。そういうことをある適当な場所へ配置をしたらどうかということなんですけれども、できればですね具体的なこういうご提案をいただいて、こんなことを考えておるだけでもどうかと、そういうご意見をいただきたいなというふうに思うんですけどもいかがでしょうかね。

橋場議員

はいわかりました。今あの町の方でもですね企業が海外へも進出しております。そういう中でですね、あの地元の企業でも働き、またその地元企業の彼らのあの技術や能力、特に語学はあのグローバルな展開を図る上では必要なことですよ。大変必要なことです。そういうものを持ったあの協力隊のOBですとかOGっていうのをまあ身近なところからアピールして、身近な協力隊にアピールして、じゃあ町に来ていただくと、でその方たちにそういうところに協力をしていただけたというようなことになれば、町の企業ですとかまたあの町の行政の中でも、もうちよっとこう国際的な発展があるんじゃないかと思えます。駒ヶ根市でもあれですよ、あのネパールのポカラ市に職員を派遣したりしております。ですので、物ですとかあの特産品を外に出すだけではなくて、今はもう能力ですとか、能力の構築とかそういったことで職員、人を、外にあの出したりということをしていますよね。だからそういうことをしてとにかく町にそういう語学が達者な方、特別なとかその企画だとかそれから活動、あのそういったことにあの一からやってくるわけですから協力隊員は。そういう方たちの力をお借りすることができればいいのかなあというふうに思っています。だから身近なもう JICA とそういう変転でもっとアピールをして、こちらに引き込むようなことをされていったらどうかというようなことも考えています。

町長

はい、なるほど腑に落ちました。そういうことは非常に大切かと思えます。あの今私企業訪問をしておる最中でございます。今まで10何社か今回っております。そういう中で

ですね、まあ景気を伺ったりいろいろなお話をしたりする中で、もちろん定住促進のお話をするときどうしても企業の紹介をしなければ片手落ちになるんだと今は、定住をすると同時に仕事も斡旋すると、こういう態勢で臨んでおるとこういうお話をいたします。ですから企業様方からですね、どういう人材が欲しいのかというようなことも話をしております。なるほどねえ、そういうときに飯島町の近くに駒ヶ根に J I C A という組織があって、そこで卒業された来た方々国際知識もあるよと、言葉も堪能であると、こういう方々の情報も合わせることに於いて企業がそれを受けていただけると、こういう機会も得れるかなあ、なるほどと思いました。それで定住促進室の方の窓口でもそういったことや、産業振興課の中でも各企業にそういったご案内、そういったというのは青年海外協力隊を経験された人間の雇用ということも含めてご紹介してまいる機会が持っていきたいというふうに思っております。

橋場議員

そういう意味ではですね、今年 1 人、町出身の訓練生が帰ってまいりますので、是非その報告会もする予定でございますので、そういう報告会には職員の皆さんも是非多数出ていただいて、どんな活動をしてきてどんな成果を上げてきたのかというようなことを是非あのいっしょに勉強していただければと思います。で企業がまあ本当に求めるあの人材のマッチングは本当に難しいと思いますけれども、地域のネットワークや体制を整えて、本当に J I C A と協力、連携しながらやっていただけるということは、地域の国際化にもつながってまいりますので、それから人材育成などにもつながりますので、是非、位置付けていただいてですね、広がるようなふうにしていただきたいと思います。

それから次の質問ですけれども、学校教育にも取り組んでいただけたらということです。私たちはグローバル化が進んでいる中で、すべての人々が分け隔てなく能力を発揮できる社会や、国籍、文化の違いや障がいの有無にかかわらず、あらゆる人々が力を合わせて生活する社会をつくるために力を注いでいます。これからの時代を生きる子どもたちは多くの外国籍と交流が増えていく中で、臆せず積極的にコミュニケーションをとる態度、国際感覚が必要とされます。先ほどより J I C A があることを身近にあるということを言っているわけですが、J I C A では訓練生が志願した思い、それから訓練生が派遣される国の文化、語学、それから日本の国際貢献やボランティアの内容、国際理解教育の一助として先ほど町長の方のお話もございましたけれども、学校交流ですとか体験入隊をしております。体験入隊は途上国のことを学びパソコンのスカイプを通じて任国にいる隊員と話したり、昼食は訓練所の食堂で途上国の食事を隊員とともにして学びます。ボランティアの必要性を参加体験から学び、書き損じはがきの収集や使わなくなったピアノの回収をし、途上国へ送る活動に発展しています。駒ヶ根協力隊を育てる会でも広く世界に目を向け、世界の中の自分を考え、その体験を通して自分の進路を考える機会にしてほしいとの願いを持ち、中学生の体験入隊もしています。J I C A の担当者も機会に恵まれているので是非多くの生徒さんに参加をしていただきたいと、来ていただければ協力はいくらでもしますということをおっしゃっておられます。J I C A と学校の交流をしながら国際理解を教育の場でもっと取り組むべきではないかと思っておりますが、町長と教育長のお考えはいかがでしょうか。

教育長

学校に関わる内容でありますので、私の方から先にお答えをしたいと思っておりますけれども、あの私はこう考えるんですね。国際化というのはそれは目的であると。で国際交

流というのはですね、国際化、つまり国際感覚を育て磨くための手立てであるというふう  
に整理して考えています。すなわち国際化とは何かといいますと、外国へ出て行ってです  
ね日本のことを語れる子どもをつくるということだというふうに思っています。まあその  
ための手段として英語を学んだりですね外国語を学ぶわけですが、交流はあくまでも  
手段であります。で学校の中に国際交流というまあ国際教育といいますか、まあいろ  
ろことはありますが、限られた時間の中で人権教育、それから福祉教育、キャリア教育、  
健康教育、様々な教育活動がありまして、まあその中に国際理解教育も重要な柱として取  
り組んでいるわけでありまして、あのあくまでも私どもが子どもたちに教えるのは  
ですね、あの英語がしゃべれる子どもをつくるのではなくて、例えば外国から来た外国の  
方々にですね、日本の文化、もっと言えば飯島の文化を誇りをもって話せるそういう感覚  
が国際感覚であり、国際化だというふうに私は考えたいというふうに思っています。で、  
その手立てでありますけれども、今あのご指摘のありますように J I C A の職員もですね、  
昨年度は飯島小学校、七久保小学校にもおいでいただいて、任国の活動についての報告を  
していただいたり、その国の話をしていただいたりしたこともありますし、直近の例では  
ですね、駒ヶ根市の観光協会の方のお世話で中国杭州緑城育華小学校、これは私立の小学  
校でありますけれども、おいでいただいてですね受け入れてくれないかというお話があり  
ましたので、国際交流、国際理解につながるということで、1月の末にですね受け入れを  
して学年交流をいたしました。あの現状はですね、あの今申し上げたようにですね、なか  
なか他の限られた時間の中で授業をするわけでありまして、なかなか継続をしていくと  
いうのは難しいわけでありまして、あらゆる教科を通じてですね日本人としてのアイ  
デンティティーを育てる、その延長として国際感覚を身に付けた子どもを育てるという、  
そういうのが肝要ではないかなというふうに考えて進めているところであります。はい以  
上です。

町 長

まあ教育長と私ということでございましたので、答えをいま頭の中で準備しておいま  
したのでご披露申し上げたいと思います。あのまあ学校で国際化を推進しろということなん  
ですけれども、まあ学校教育の中で国際人を作るということかと思えますよね。私ねあの  
教育長さんのお話と通じるところがあるんですけど、日本人の国際化というのは外人  
のお友達があって外国語がしゃべれてということではないと思っています。私、モンゴル  
に20年行ってきまして、それで中国人、ロシア人、モンゴル人、ドイツ人、韓国人、全  
然通訳なくて1つの食卓を囲んで食事会をしたことがあります。どうやってしゃべるんだ  
という感じだったんですけど、それはですねやっぱしなけなしの、私なんか英語なん  
か得意じゃないですよ。でも少ししゃべれるだけのワード英語の単語だけで自分の思いを  
通じる、これはやっぱしね、積極制とかね、日本人であるこのアイデンティティーを、  
この場で俺が何を言いたいかということを使って相手に伝える、こういうことができる  
ことが僕の思う国際化だと思います。日本人は中学、高校生と英語を習う機会があります。  
更にまあ小学生から習わせようということも盛んになっているようです。やっぱし日本語  
というものをしっかり持った中で、日本の歴史というものを持った中でそういうツールを  
使うべきなんですけれども、中学、高校の英語で十分使えるんですよ。生きていけるん  
です。それ以上のことをバラバラバラしゃべらなくても、この単語を組み合わせるだ  
けで十分自分の意思は通じるなというふうに思っております。その熱意、目つき、相手の

橋場議員

目を見てしっかりと握手して話をする、自分の思いを伝える、これが真の国際的な日本人というふうに思っております。国際化というのは逆に言うとグローバル化ということです。これは今TPPにしてもそうですけれども、全面的にグローバルがいいのか、いやそれともナショナリズム、国には国の生き方、文化があつて国境もあるんだと、こういうことも今はそのグローバル化の半面そういった考え方も取り戻す時代になってきております。まずは国際人であるべき前に日本人であるべきと私はこういうふうに思っております。

私も全くそのように思っています。ですので子どもたちにそういう言葉が通じなくても、こちらから一生懸命日本語で、それから知っている単語で伝える。で向うも一生懸命聞いてくれようとする、そういう心と心のぶつかり合いというか、つながりですね、それができた時の感動っていうのは町長もお分かりだと思います。そういうことを子どもたちに感じていただきたいんです。それが国際化だと思います。あの本当に外へ出ると日本のことは何にも知らないわけです。向うで相手に聞かれても日本のことを何ひとつ答えることができない恥ずかしい思いもしてきております。そういうことのためにしっかり日本のことは勉強していただきたい。それと同時にそういう先ほどから午前中も哲学の、ああ先ほどですね中村議員から哲学のお話もございましたけれども、やはり日本の、日本のどうかあの人間の根底にあるのはやはりそういったあの基本的なものは心だとか思いやりだとかそういうことだと思うんです。人種が違って色も違って一生懸命話す、一生懸命聞いてくれるという中でこう解り合った感動というのはとても大きいと思いますので、是非そういうね、感動を子どもたちに与えるようなあの教育をしていただきたいなということを切に願っております。

それでは次の質問に移ります。男女共同参画の取り組みについての質問です。スイスのシンクタンク、世界経済フォーラムが2014年版男女格差報告によると、日本は142カ国中104位でした。下から数えた方が早いような順位です。首位はアイスランド、フィンランドです。町は4項目で1位という発表が報道され、議員も1名増え、これはうれしいことですが、まあ目に見えるところのまあ女性議員が増えたとか、女性幹部の割合が増えていくということは本当にあの歓迎しうれしいことでもありますけれども、目に見えているところだけを増やしてもこれはあのなかなか浸透していつてはいない、浸透しているとは思えないんですね。世界でも低い順位の背景には、3月5日の新聞でも、セクハラ被害3割、マタハラも2割を超すとの報道があったところですが、セクハラ、パワハラ、マタハラ、の3大ハラや、企業、官庁で働く女性幹部の割合が増えないことが背景にあるとされています。町でも男女共同参画プランにより啓発しておりますけれども、その取り組みもなかなか浸透しておりません。女性の幹部登用はなぜ進まないか。なぜ話をしても断られるのか。女性の社会参加はなぜ進まないのか。受けたくても受けられないからです。まだ男は仕事、女は家庭の固定感から役割分担意識が変えられない、その上に介護まで加わっています。長時間勤務、突発的な出勤、男性中心とした労働が根付いているんです。家庭で家事・育児・介護を任せがちな女性には不利な環境です。だから女性は管理職には無理だという価値観が残ってしまっています。では今の若者たちはどう考えているんでしょうか。県の高校生の意識調査によりますと、世の中は男女平等だと思いますか?の問には、1,934人の回答者のうち平成24年は全体で44.6%、平成26年は49.5%が平等だと答えておりました。しかし26年には半数が平等だと答えました。で法律

や制度の上では平等か?という問いには、平成22年には46%、平成26年には37.3%が平等であると答えましたが、22年に比べて下がってきております。だんだん平等ではないと感じてきているわけです。社会全体として平等であるか?の問いには、平成22年は27.8%、平成26年は21.4%が平等であると答えています。社会全体でも平等ではないと思っています。男は仕事、女は家庭という性別により役割を固定する考え方についてあなたはどう思いますか?の問いには、平成22年は25%、平成26年は31.4%が反対しました。26年の県民意識調査では反対、どちらかという反対とした人は55.4%で、女性に比べて男性の方が性別により役割を固定する割合が高くなっているとしています。あなたの理想と考える将来の働き方に近いものを選びなさい、の質問では、仕事と家庭を両立した生活のできる働き方をしたいが、女子49.9%、男子が39%、全体で44.3%、半数が両立した働き方を望んでいます。将来子どもを持った時、子育てをどのように行っていきたいかでは、夫婦ともに育児休業をして子どもを育てる、が男子48.5%、女子が40.5%です。男子の方が多かったことに私は驚きましたし、それだけ男子も一緒に子育てをしたいんだなあということが理解できたと思います。で続いて男女共同参画社会の中で実現したい社会はどれか、の間には、男女ともに仕事と生活の調和がとれている社会にしたいが女子は58.5%、男子は55.1%、全体で56.5%でした。仕事と家庭を両立し夫婦ともに子育てをしたいと若者は思っています。将来若者が望む社会にしていくためには、私は地域社会からもっと啓発を進めるべきだと思っています。家庭・区・耕地・自治会・公民館活動などからです。ここから始まらなければいつまで経っても性別による役割の固定観念は払しょくされないと考えます。ところが、男女共同参画社会づくりの実現に向けて力を入れるべき県の取り組みについて、では、仕事と育児や介護を両立させるための支援策を充実するという施策に69.2%と最も高く、様々な分野でのチャレンジする女性に対する支援を強化するが39.2%、男女の平等と相互の理解や協力について学習を充実するが35.5%でした。女性が社会参加するには女性の支援策の充実はもちろん必要です。職場でも急激に子どもを持っていけば熱が出て帰ってきて欲しいというような電話も入るわけですね。おばあちゃんが具合が悪くなったから来てほしいというような電話も入ると思います。そうしたときの助けるための、回りが助けるための準備というの必要です。しかし地域社会が男女の平等と相互の理解や協力について学習を充実する、ここが今まだまだ浸透していないところなんですけれども、そこが一番低くなっています。アンケートを実施し結果から数字だけ見て実態を知らないような結果に驚きます。若者が仕事と家庭を両立したいと願っています。若者たちが願う生活をするために、今よく浸透させるための啓発はより必要だと思っています。将来のために支え合い社会参加していくには、まず地域社会から理解され、地域社会から社会参加していかなければ「無理無理」という女性の価値観は変わっていかないと考えますし、「町はやる気がないのね」という町民の声もあります。今後どのように取り組みをしていかれますか町長と教育長にお聞きいたします。

町 長

2番目は男女共同参画についてでございます。今後の取り組みなど町長の考えはということでございます。昨年の9月に県の事業を活用して実施させていただきました男女共同参画地域づくり講座では、様々な職業や年代の方から、こうあるべきといった一致した意見が出ることはなく、男性は仕事、女性は家庭といったそういう意識は社会変化の中で

で変わってきており、また意識を変えざるを得ない状況もあるのではという意見もいただいております。こういった中で、来年度、町の懇話会では成人者対象に実施しているアンケート同様の意識調査を、仕事と子育てが中心となる30歳から40歳の世代等へ実施し、世代間による変化を分析し今後の推進や啓発などの参考にしていくことを考えております。その結果については広報でお知らせしていく予定でございます。また来年度も県の事業などを活用した講座や講演会を行い、広く住民の方に参加していただきたいと考えております。なお男女共同参画プランの検証や住民アンケート等も実施し、平成30年度に策定する飯島町男女共同参画プラン「心をつなぐまちづくりパートV」に反映したいと考えております。

教育長

それではですね私の方からは学校教育と社会教育に分けてお答えをしたいと思います。社会教育につきましては今町長が答えたような事業を中心に、これはあの前回にもこのような質問をいただきましたけれども、地味なあの活動であるけれども着実にですね、同じような内容であってもですね、進めていくことが肝要ではないかなというふうに思っておりますので、またご協力をいただきたいというふうに思っております。学校教育はですね、もうすでに男女共同参画の理念に基づいてですね、様々な教育活動が行われておりますし、仕組みもですねもうすでに男女混合名簿を作成しておりますし、とりわけ中学校ではですね、あの私ども中学の時代は男子は技術、女子は家庭というふうに分かれていましたけれども、今はあの女子もノコギリで木を削りますし、カンナを扱いますし、ハンダごてで電子部品を作成しますし、男子もですねミシンも扱いますし、すべてにおいてですねもう男女の区別なくですね、そのような内容でもうすでにこれはもう以前からでありますけれども、そのような教育活動をしているわけでありまして、まあ男女共同参画、ただそれが社会に出たときにどうつながっていくかっていう、その接点が大きな課題ではないかなというふうに思いますけれども、まあ最近のあの若いお父さん、お母さん方を見るとですね、かつてほど男は男の仕事、女は女の仕事という垣根はですね、若い皆さんには薄れてきつつあるのではないかなと、まあ実証的なデータは持ってはおりませんが、私の感覚としてですねそんなように考えております。これはまあ学校教育のひとつの成果かなというふうに思っておりますが、まあこの方向で進めていくことがよいのだろうと私は考えております。

橋場議員

いろいろ取り組みを考えていただいているようでございますので、女性が是非、輝けるまちになるような風を吹かせていただければと思います。次の質問ですけれども防災についての質問です。地球規模での気候変動によるものか台風が頻繁に発生し、局所的な大雨、更には大型化する傾向が見られます。またプレートの移動や過去の地震記録から、日本列島は巨大地震がいつ起きても不思議のない時代を迎えています。町民の生命と財産を守る安全・安心のまちづくりにおいて、地域におけるリスク管理、危機管理が必要な時代となっております。与田切川、中田切川に架かる橋が落下、建物や住宅の崩壊、火災発生、更には活断層の隆起や陥没、道路の寸断、堤防の決壊による水害、これらが同時一斉に発生する可能性もあります。これらの災害に対する対応策はされてきておりますけれども、一旦災害が発生したとき、いつ逃げるのか、耕地・自治会に入っていない方の避難指示、安否確認はどうするのか。平日の昼間に起きたとすれば年寄りだけです。自分が逃げるのに精いっぱいです。要援護者の対応はできません。このようなことはあの同僚議員たちが

何度もあの質問しているわけですが、この例年の訓練、もう毎年参加しているわけですが、これを見ていると災害が発生したときには本当にどうなるのかという、この訓練は大丈夫なのか、この訓練をやっていればいいのか、というような不安が毎回やっぱりあの不安に思うわけですが、町民も本当これは皆さんそういうふうにいると思うんですけれども、この災害が発生したが時の対応策というのは今どこまで出来ているのかお尋ねいたします。

町 長

災害対策はできているが発災時、災害が発生したときにですね、即対応が可能かどうかとこういってご質問でございます。災害時の即対応が可能かどうかは災害の種類や規模、発災の時期などによって大きく変わってくるかと思われまます。大雨などあらかじめ警報や特別警報などで被害が予想される災害は、職員の初期対応が可能となりますが、地震などの突然発生する災害においては参集する職員も同時に被災者となる可能性もありますので、初動の対応が困難な場合も想定されます。そういった場合まで想定して参集した職員が少ない場合でも、初動が取れるような体制を整えていく必要があると考えています。一方、各地区の自主防災会におかれましては、これまでそれぞれが独自に創意工夫をした訓練を実施していただいております。引き続き地域の実情に合った訓練、どの災害にも共通する基本的な訓練や実践的な訓練を重ねていくこと。更には自主防災会の役員が避難できない場合や、避難できた人数が少ない場合も想定しての訓練を重ねることで、発災時の初動対応は可能になると考えています。いずれにしても命が無事であってこそその次の行動に移れるわけでございますので、日ごろから災害への備えを怠らず、発災時にはまずは自ら身を守った上で、次の対応に移っていただきたいと思っております。訓練でできないことは本番でも出来ないとされています。これらを最重要課題と捉え、今後もそれぞれでの立場で実践的な訓練を工夫していく必要があり、町からもその方法で提案していきたいと思っております。細部については明細については課長の方からご説明いたします。

総務課長補佐

即対応できるよう日ごろの訓練が絶対的と考える中で、発災時の職員の対応につきましては、地域防災計画をもとに策定いたしました職員初動マニュアルに従って行動することになっております。このような発災時からの行動を時系列的に記載しており、常日頃からこれらの行動を頭に入れておく必要があります。発災直後から即対応していくには職員研修等を通じて、実際の災害を想定した訓練を繰り返して身に付けることが欠かせません。発災時はまず行わなければならないものとしましては、災害情報の収集と住民への呼びかけ、続きまして災害対策本部の設置、住民の安否確認や道路などのインフラ被害状況の確認、避難所の設営と適切な誘導などが挙げられます。住民の皆様がすぐには行動を起こすには地域のことをよりよく知り、災害の状況に応じて自ら命を守る行動ができるかどうかにかかっております。日ごろからの準備を通じまして自らの命を守る術を習得して、自らの役割を知り、様々な知識や技術を身に付けていくことが極めて重要なポイントとなっております。町民の皆様におかれましては、ハザードマップや防災ガイドブックなどの被害時を想定した心構えをし、災害時には先ず自分を守る自助、また近所隣りとの声を掛け合う近所、また自主防災会組織における平常時と災害時の準備を整えた活動の共助、これらがあって地域防災の力となるわけでございます。防災には限界がありますが、過去の災害から学び適切な対応を講じることで減災は可能になると考えております。事前の整えと災害時の的確な行動によって被害を減らすことを地域でどれだけ進めていくかが、地域防災は

議 長  
橋場議員

地域づくりといわれる由縁と思います。以上でございます。

時間です。

時間がまいりましたのであの省かせていただきますが、身近なところですね、辰野町の特定非営利活動法人。

議 長  
橋場議員

時間です。

すみません。終わります。

議 長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 4時16分 散会

平成28年3月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成28年3月8日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者

竹沢秀幸 議員

堀内克美 議員

浜田 稔 議員

○出席議員（12名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 本多 昇  | 2番 滝本登喜子 |
| 3番 久保島 巖 | 4番 折山 誠  |
| 5番 橋場みどり | 6番 堀内克美  |
| 7番 三浦寿美子 | 8番 浜田 稔  |
| 9番 中村明美  | 10番 坂本紀子 |
| 11番 竹沢秀幸 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																
飯島町長 下平洋一	<table border="0"> <tr> <td>副町長</td> <td>唐沢 隆</td> </tr> <tr> <td>総務課長補佐</td> <td>中原直登</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>鎌倉清治</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>大久保富平</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>田沢義郎</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>堀内喜美江</td> </tr> </table>	副町長	唐沢 隆	総務課長補佐	中原直登	企画政策課長	鎌倉清治	住民税務課長	大久保富平	健康福祉課長	宮下 寛	産業振興課長	久保田浩克	建設水道課長	田沢義郎	会計管理者	堀内喜美江
副町長	唐沢 隆																
総務課長補佐	中原直登																
企画政策課長	鎌倉清治																
住民税務課長	大久保富平																
健康福祉課長	宮下 寛																
産業振興課長	久保田浩克																
建設水道課長	田沢義郎																
会計管理者	堀内喜美江																
飯島町教育委員会	<table border="0"> <tr> <td>教育長</td> <td>山田敏郎</td> </tr> <tr> <td>教育次長</td> <td>小林美恵</td> </tr> </table>	教育長	山田敏郎	教育次長	小林美恵												
教育長	山田敏郎																
教育次長	小林美恵																

○本会議に職務のため出席した者

- |         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 宮下 務 |
| 議会事務局書記 | 宮下弥紀 |

## 本会議再開

開 議 議 長	平成28年3月8日 午前9時10分 おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。なお一般質問は通告制ですので質問趣旨に則り、明確に質問するようお願いをいたします。
11番 竹沢議員	11番 竹沢秀幸 君 おはようございます。通告に基づきまして一般質問を行います。今回は4項目について質問を行ってまいります。さて平成28年度予算案は去る2月29日提案があり、今後各常任委員会において審査が行われるところであり、それとも連動いたすわけでありませぬけれども、国の地方創生加速化交付金と新型交付金、これはあの地方創生推進交付金と申しますけれども、この確保によりますところの施策の実現ということについて伺ってまいりたいと思います。国の27補正予算では地方創生加速化交付金1,000億円につきまして、これは1億総活躍社会実現の緊急対応として加速化交付金を創設をいたしまして予算化しました。この交付率は10分の10であります。飯島町は信州上伊那の地域力向上推進事業として定住促進の事業として、1つは情報発信の事業。2つ目は、お試し住宅など受け入れ態勢の確立。3つ目、働き方の改革としての無料の職業紹介事業などを想定しております。また2つ目の事業として中央アルプスジオパーク構想を活用した観光地域づくり連携事業といたしまして、特産品の開発、それからパンフレット作成、誘導標識の設置、登山道整備などを想定しておると思います。これにつきましては飯島町を含む6市町村の連携事業であるわけであり、この大きく2つの加速化交付金につきまして、まあ本日時点で国からの詳細の内示がないかもしれませんが、町として今後、臨時議会等を召集して補正予算案を提案し、次年度へ繰り越すことも含めまして事業展開するというふうに受け止めておるところであります。そこで本地方創生加速化交付金の活用による事業内容と予算規模、それから今後の議会招集を含めた日程案、それから特にこの飯島町として国が期待する効果として求めているところの目に見える地方創生の実現について、町長はどのようにこれから寄与していこうとしているのかについて先ずお尋ねをいたします。
町 長	おはようございます。2日目の一般質問となります。よろしくどうぞお願いいたします。竹沢議員の一般質問に答えてまいりたいと思います。地方創生加速化交付金事業としては、現在2つの事業を国に要望しています。まず信州上伊那の地域向上力推進事業につきましては、上伊那の市町村の連携による移住・定住対策の事業となっております。上伊那の市町村、県、広域連合と連携した情報発信や就職支援など、これらを行いながら各市町村の特色を生かした移住受け入れ態勢の整備を行ってまいります。飯島町では、お試し移住の推進としてトレーラーハウスを整備し、移住に興味のある方に町での移住体験をしていただ

く事業を計画しています。連携市町村全体の事業費は全部で 90,000,000 円であります。うち飯島町では 20,000,000 円余りの事業となっております。続きまして、中央アルプスジオパーク構想を活用した観光地域づくり連携事業につきましては、町のシンボルであり最大の観光資源である中央アルプスを最大限に有効活用するためのジオパーク化国定公園化の推進と、観光交流人口の増加、観光産業の底上げを図る事業でございます。中央アルプスに関係する上伊那の6市町村と連携した事業となり、具体的には中央アルプスの日本ジオパーク認定に向けた取り組みや、モデルツアーの造成、効果的な情報発信、旅行者や登山愛好家の利便性向上のための環境整備などを考えており、また飯島町ではこれらに併せジオパークに関連した特産品の開発を行う計画でございます。連携市町村全体の事業費は約 60,000,000 円となっております、うち飯島町では 10,000,000 円余りの事業となっております。なお現在国に申請中で、交付決定となった際には補正予算として議会に提案させていただく予定であります。よろしくお願ひします。

竹沢議員

只今答弁いただきました。国からの内示等ありました暁にはですね、早々に議会を招集していただいてご提案いただき、また議会としてもまたその段階で十分審議を尽くしていきたいとこんなふう思うところあります。続いて28年度の国で予算化しているところの、28新型交付金、地方創生推進交付金、予算額1,000億は事業ベースで2,000億の事業がスタートすることになります。国は地方創生の進化のための新型交付金、地方創生推進交付金を創設をしたところあります。これは3つのタイプの事業がございます。まずは先駆的タイプということで、官民共同や地域政策連携など先駆的な取り組みへの支援、これにつきましては計画認定期間が5年で、町の場合事業費は200,000,000円で交付金が100,000,000円とこういうことになるかと思ひます。次に、隘路打開タイプ、これは市町村などが既存事業で隘路を発見し打開するための取り組み支援ということで、計画認定期間が3年で、町の場合事業費50,000,000、交付金が25,000,000ということになるかと思ひます。3つ目の横展開タイプ、先駆的いろいろ事業の横展開で、すそ野を広げていくまあ事業、というような支援ということでありまして、これも計画認定期間が3年で、町の場合事業費50,000,000、交付金25,000,000ということになるかと思ひます。でこれについては、市町村の場合にはですねこの3つのタイプのうち2つのタイプを申請することが出来るということになっております。で、これらの新型交付金なんですけれども、地方財政措置につきましてはソフト事業は5割が普通交付税、で残りの5割は特別交付税、特交で措置されることになっております。それからハード事業につきましては地方債の充当率が90%、交付税措置が30%ということで、ハードの方はちょっと低くなっておるところあります。またこの交付金を受けるためにですね、地方創生の事業につきまして地域再生計画の作成と申請を行いまして、内閣総理大臣の認定を受けることが必要とされておるわけでありまして。また本事業はKPI、これは重要業績評価指標を設定をいたしまして、PTCAサイクルを整備すること。また各事業年度におきまして、外部の有識者や議会の関与などを含めた中での効果の検証を行って、これを公表するというところに合わせて、国へ報告するというふうにされておるところであります。これらにつきましては去る1月14日、内閣府地方創生推進室よりあきらかになっているところございまして、まあ以上が28年度から始まる地方創生の新型交付金ということに合なるわけでありまして。さてそこで、下平町長が目指す3つのマニフェストに基づく3つのチャレンジの政策が動いていく

わけでありませけれども、この国が言う3つのタイプの先導的事業について、町長はですねこれをどのように選択をして、まあ少なくとも3年後を見据えたですね、の施策というものがこの事業の対象になるわけでありませるので、公約を果たしていくという立場において、どのように取り組んでいくのかについてお尋ねをいたします。

町 長

28年の新型交付金、いわゆる地方創生推進交付金という新しい国からの交付金についてのご質問でございます。内容につきましては今、議員がおっしゃられたとおりのものがございます。地方創生は地域における人口増につながるあらゆる取り組みのことであり、地域の活性化、定住促進、子育て支援、産業振興、安全安心なまちづくり等、総合的な取り組みとなります。この地方創生の取り組みにつきましては、国からの支援は先駆性を国が認めるもの、かつ、他の補助金の対象とならないものに限定されており、取り組み全体を支援の対象とはしておらないということしております。このことから現在も町ではあらゆる分野の補助事業や町の単独事業を駆使して、地方創生に取り組んでいるということになります。平成28年度から創設されると言われる地方創生新型交付金につきましては、残念ながらまだ国から正式に示されておりませませんが、現時点の情報では、従来の要件に加え地域再生計画の確定と日程が必要となり、またその補助率も2分の1と従来に比べて低いものとなっております。しかしいずれにしましても地方創生新型交付金につきましては、議員がおっしゃるとおり、今後、国から示される制度の内容を精査した上で有効な活用を積極的に検討してまいります。また3つのチャレンジ施策につきましても、新型は交付金に限らず、あらゆる分野の補助等も視野に入れた中で、町として最も有効な方法で具現化していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

竹沢議員

はい、28新型交付金につきましては取り組んでいただけるという方向だと思うんですが、ちょっと関連してお伺いしたいんですけども、飯島町は地方創生総合戦略を策定いたしました。で、長野県もそうですけれども、県も策定しましたが、その後の動向を踏まえてその総合戦略の見直しを行っております。で、飯島町も確か当初あのこれを決定する時にですね、今後の動向等であの必要があれば町の総合戦略そのものも見直しをするということをお伺っておるわけですけども、そこら辺の見直しについてはいかがでしょうか。

企画政策課長

総合戦略につきましては策定の段階でご報告したときに、あの今議員の方からもお話がありましたように、内容によっては変更もあるという形でございます。またあの県の方の連携の分も含めてありますので、この3月後半になりますけれども戦略の推進会議を開催させていただきまして、その変更内容等ご協議いただく計画でおりますので、またあの変更になった部分については議会の方にも報告をさせていただき予定しておりますのでよろしくお願いたします。

竹沢議員

それでは次の質問に入らせていただきます。もう数日後に東日本大震災から5年を経過するわけでございます。まあここ数日のテレビ、新聞等々でも5年を振り返ってのいろいろの報道もございます。NHKの日曜討論でもこの話題が取り上げられて討論されておるところでございます。まだまだその復興後5年ということで各市町村、国の支援も受けながら復興支援を行っておりますけれども、例えば高台へ移転するという問題についても、また仮設住宅に住んでいる方も、また汚染された放射能の関係が除染されても、外へ5年も離れておると元へ戻れないとか、いろいろ苦渋の生活をしておる現状があるのかなあと思うところあります。国を挙げて早期に復興されることを期待するわけあります。個

人的なことですけれども、宮城県の南三陸町とご縁がございまして、飯島の町クラブなども被災地を支援したりして応援しておるところでございまして、今度3月の20日の日に七久保で御柱の山出しがございまして、そこへ三陸町の方たちを招待して勇気づけようかなというふうに個人的には取り組んでおるところでございまして。さて、宮田村におきましてですね、この放射性物質を含む汚染された廃棄物の処理の問題について、問題になりまして村を挙げて運動が展開され、署名活動も行われ、県に対してこう申請があった場合に、県の方で許可をしないようにということに取り組んでおりますし、また我が町議会でもその陳情に基づく意見書を県知事及び県議会議長に提出したわけでありまして、また10万人の署名ということでわが町も含めて署名運動に取り組んでおるところでございまして、まあ国で示す基準をクリアしておればこれも通ってしまうのかなあという一抹のこの不安もあるわけですけれども、こうした問題そうは言ってもあの下流域にもいろいろ影響もあるわけでありまして、まあ真剣に取り組んでいかなければならない課題だというふうに思うところがあります。まあそこであの町でどうしていくかということについての話ですけれども、飯島町においてまあ放射性物質に汚染された廃棄物などの処理展開が、そういう事業がですね行われぬように規制する、まあそうした取り組みも必要じゃないかということでありまして、宮田村におかれましてはまた駒ヶ根市におかれましては、関係の条例がですねまあ整備されてきておりまして、まあ条例の中身を見ますと完璧にその規制するというわけにはいかない内容になっておりますけれども、事前の届け出義務ですとかそういうところである程度あの具体的に示しておるところであります。そこで飯島町さわやか環境保全条例が現在あるわけですけれども、これの中身を点検していただいて、その中でですね今申し上げた部分がある程度規制ができるような条文の整備、また同規則を含めてですね改正する必要があるんじゃないかなというふうに思います。で宮田村ではあの地下水については別の条例を制定しまして、地下水を保全するという条例を制定したわけですけれども、あのそういう方法によらなくても我が町の「さわやか環境保全条例」がございまして、その中に例えば地下水の保全の問題についても、条文で明記するというような改正手法をとってですねやっていったらどうかということをお考えしております。この趣旨についてはあの十分ご理解いただけたらと思いますし、また町長の指示で今日まで検討しておるんじゃないかというふうに期待をしておるわけでありまして、この課題について今後どのように取り組んでいくのかについてお尋ねいたします。また関連がございまして、まあ先に耕地・自治会をお願いして署名活動を現在展開しておるわけで、3月末集約ということかと思っておりますけれども、中間的にどのくらい今署名が集まっておるかについても、関連いたしますので併せてご答弁をいただきたいと思っております。

町 長

はい、最初に竹沢議員が触れられました東北大震災、まああの長い年月が経ちますけれども、なかなか元の生活にもどらないと、こういう状況につきまして、同じ日本人としてなかなか悲しい思いしております。その中で竹沢議員、個人的な活動といえども、そういった方々を応援しようと、今度の御柱に招いて勇気付けたいと、そういった地道な活動につきまして非常に敬意を払うところでございます。また引き続きそういったご支援をさせていただければ、私としてもありがたいなというふうに思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

かねてより問題になっております放射性物質の廃棄の問題でございます。放射性物質に

汚染されました廃棄物処理業の規制に関するご質問でありますけれども、議員の言われるのは廃棄物に含まれる放射性セシウムが8,000ベクレル以下であり、国でいう廃棄物を安全に処理するための基準以下のもの、いわゆる一般廃棄物といわれるものでございます。こういうことと理解しております。宮田村、駒ケ根市が整備した条例は環境保全条例であります。これは環境保全の基本理念の中に、自然環境と水資源の保全を位置付け、事業活動等に関する事前協議に廃棄物等の処理業を加え、当該事業施設を許可制にするよう整備するものでございます。駒ケ根市におきましても同様の内容であります。更に宮田村におきましては地下水を公共性の高い公水として、公の水として、共同して地下水の保全等に努めることを基本理念とした地下水保全条例を新たに制定しております。そういう近隣のことを参考にしながら、条例の制定等、細部につきましては担当課長より、また先ほど10万人署名をやっておる最中なんですけれども、今の中間報告等を含めまして課長より答弁をさせます。よろしくをお願いします。

住民税務課長

条例の制定に関しましてでございますが、あの条例の制定に関しましては議員もご承知のとおり、自治法上2つの制約がございます。1つは、地方公共団体の事務に関することであることということで条例制定権の範囲を示すものでございます。これは条例の対象は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている地方公共団体の事務でございます。地方公共団体の事務じゃないものは条例を制定することはできないというものでございます。2つ目としまして、法令に違反しないことということで条例制定権の限界でございます。これは法律の接線でありまして、法律と条例が同一対象領域を規制することに関しまして、競合し両者に衝突が起こる場合は法律が優先的に適用されるというものでございます。また一般廃棄物も産業廃棄物も事業者が廃棄物等の処理施設の設置をする場合の許可権限は県でございます。このように廃棄物の処理事業の規制には多くの課題がございます。まあしかしながら豊かで恵まれた自然環境や水関係を守り、将来に亘りましてその恩恵を享受できるように、そして住民の平穏な安心な生活環境を守り、健康で安心して住み続けられる地域づくりを進めることは行政の責務でございます。当町におきましても、今議員ご質問のとおり早急に検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それから10万人署名でございますけれども、昨日現在の集計でございます。農業団体におきましてはJAを通じて署名を取りまとめ、事業所関係につきましては商工会の皆さんにお世話になり署名を取りまとめ、一般には耕地総代・自治会長さんをお願いをして署名を取りまとめてございます。昨日現在の集計でございますが、4,740名、今現在署名が集まってございます。当初2月末ということでございましたけれども、3月末まで期限が延長されましたのでまだ時間があります。できる限り地域の中にまたお願いをして、署名をいただけない方についてはお願いをするようなこともしてございます。現状でございます。よろしくをお願いします。

竹沢議員

条例の関係ですが、あの抽象的なご答弁でよくわかりませんが、具体的に検討していただきたいので中身についてどれだけ検討しておるかわかりませんが、お尋ねしたいと思います。町長の答弁にありましたけれどもその、1つはその我が町のさわやか条例の中でですね、基本理念としてその地下水の保全ということを文言に明記してやるべきところが1つポイントかなあとと思います。それから放射性物質云々のこともありましてですね、あの条

例の中にその届け出義務の業種をですね明確にして、その中に1つとして廃棄物及び放射性物質に汚染されたは廃棄物などの処理事業を行う者、というのを1つの届け出義務の業種としてくっきりとですねさせた中で、条文の中に事前にこの事業を行う場合に事前協議をさせるようなそういう手続きを取るというそういう協議制、こうしたものを文言に入れていく必要があるのかなあと思うんですけども、ここら辺の考え方、条例改正どこに手を加えていこうとしておるのかについてお尋ねします。

町長

はい、こういうものを規制する条例というのは、なかなか素人では及ばない文言の使い方というのがあるのかなというふうに思っております。こういう条例の制定に向けて準備をしていきますけれども、やはり法の専門家、弁護士等にしっかりと相談しながら、こういった条例をつくるべきかなというふうに考えております。そういった中で、今までまあおっしゃられた竹沢議員のような内容もしっかりどの様に入れられるのかと。条例としてそういったものを入りづらくする、そういった条例ができればありがたいというふうに思っております。今後またいろいろとそういった面で情報等いただければありがたいというふうに思っております。

竹沢議員

今の質問の前にあの申し上げた部分の中でですね、地下水の保全是あの町長答弁にありましたけれど、宮田の場合には地下水保全是別に条例を定めてですね制定しておりますが、飯島町としてはその地下水の保全の部分についてはですね、先ほど申し上げたように現条例の中の理念で謳うことも元よりですが、あの宮田におけるような地下水保全の条例みたいなのを、さわやか保全条例の中に組み込んで改正をしていくのか、ということについての考え方と、今縷々これからの取り組みの概要についてはありましたが、あのスピーディーに行くというね取り組みもひとつ必要なわけで、すでに宮田も駒ヶ根もおやりになっているわけだね、まあちょっと飯島町は取り組みが遅いんじゃないかなという率直な感想でありますので、具体的にいつまでにこの条例化を図っていくのかについてお尋ねします。

町長

そういった条例の基本理念というのものも、やっぱり地下水を含めるのかどうなのかということも含めて、やっぱり専門家の知識が必要だと思います。これはですね早急にまあ新年度ということになりますけれども、新年度早急に取り組まなければならない課題と認識しております。

竹沢議員

はい、時期は明確でないけれども、まあ新年度に取り組んでいくということですので、専門家の知恵も拝借してですね、きちんとした条例の改正をいただきたいと思えます。次に3番目の質問に入ります。下平町長は2月29日新年度予算編成を提案するにあたりまして、1時間10分に亘る長時間、施政方針演説をなされました。また報道関係に対しては2月18日予算の記者会見を行ったわけでありまして、まあその中で昨日からも出ておりますけれども、例えば「子育てパラダイスパワーアップ予算」「飯島版ネウボラ+（プラス）」「まじい元気道場」「農ボーイ・農ガール」「トレーラーハウス」「いじま博覧会」などでですね、まあトップセールスマンとして町長の得意なキャッチフレーズやキャッチコピーなどをですね一人歩きさせないように、まあ着実な予算執行をかじ取りをしてもらいたいということで申し上げたいと思えます。

平成28年度の一般会計予算ですけども、まあ先の総括質疑でも申し上げましたが、まあ分かりやすく申し上げますとですね、町の借金と貯金の関係でありますけれども、飯島町の各世帯と比較した場合にですね、町の財政の予算額は4,780,000,000円、累積の借金

が5,000,000,000円、貯金である基金が1,810,000,000円ありまして、1年間の予算額よりも借金の額の方が多いというのが町の台所の実状でありまして、まあこの中で住民要望に応じての事業実施、借金を減らしてですね貯金を増やしていくというまあ財政運営は極めて厳しいというふうに町長思っていると思います。話は違いますが、われわれ議員もあちこち研修に視察に行っておりますけれども、例えばあの赤字再建に陥るような町がございましてですね、そういう町の財政状況、取り組みも勉強してきました。まあその中にはまあ理事者、職員、町民がですね痛みを分かち合って再建に頑張ってきたと、こういう町村もあるわけでありまして、全国にいくつかそういう苦悩を越えてきた町村の生き様といますかね、そういう経験といますか、そういうものもわれわれは学んでいかなきゃいかんのかなというふうに思っております。まあ今回、下平町長初めての予算ということでありまして、細かいことは申し上げませんが、平成28年度が時限であるところの、まあ交付税措置が高い国の緊急防災減災事業債の有効活用などですね、していただいての予算編成がまあ特徴だというふうに思うわけでありまして。まあこれは町長が言う「飯島版のネウボラ+」の子育て支援センターと防災拠点施設の事業ということで評価できるものかなというふうに思うわけでありまして。ただあの今後ですねこうしたあの緊急防災減災事業債のような有利な制度を活用するにもですね、冒頭の説明にもあったかと思っておりますけれども、例えばその実質の公債費比率などですね、こういう比率がですね低くて健全な財政運営をしていかないと、こうした事業債もですね貰えないということで、どこかのお隣の市じゃあこういうのを手を挙げて貰えないというのが財政をきちんとしていないと、ということになるわけでありまして。でそこであの先程申し上げたとおり、町長がトップセールスマンとして町の中へ向けて、また外へ向けてもそうだと思いますが、3つのまあチャレンジ予算をですね、この議会で議決がされた場合に具体的に執行していくわけでありまして、キャッチフレーズやキャッチコピーが一人歩きしないように是非かじ取りをお願いしたいなあと思っております。で施政方針演説の中で町長も言っておりますけれども、国の動向を注視しながら地に足を着けたまちづくり、そしてみんなが安心して暮らせる豊かな町を目指してのチャレンジ予算のかじ取りをしていくということかと思っております。あのいくつかの例を挙げてキャッチフレーズなりキャッチコピーのことも触れましたけれど、そこら辺の細かいね、部分の自分の想いですが、そういうものを含めて、少し町長のこれからやっていこうとしておる取り組みの姿勢を、より具体的に説明していただけますか。

町 長

まあ台所事情の厳しい中で事業をやっていかなければならないと、まあ公約を達成していかなければならないということでございます。あの借金をどんどん減らしていくことに重点をおけばおくほど、やらなければならない事業が今度は逆に少なくなるということの中で、借金を返しながら事業も行っていくと、こういう両刃の剣を歩いているような、剣が峰を歩いているような行政運営なのかなというふうに思っております。まあこういった状況はしばらく飯島町では続いておまして、その中でもやはり子育て支援等、各地域に比べると引けを取らない飯島町というものが出来上がってきておまして、この住みたい田舎暮らしのランキングで全国で10位に入ると、こういうような地域の皆さん日本国内の中から評価をいただいているということもあります。まあそういう厳しい剣が峰の行政運営というものがしばらく続くのかなあと思っております。まあそれにそれを助

けていただくのが国の交付金、補助金というものです。まあこれを有効に使いながら目的を達成していきたいなということでございます。そういうことですね、いくつかのキャッチフレーズが出ております。まああのこういったキャッチフレーズが一人歩きしないようにということです。もちろんそのとおりでございます。私どもはその内容が大事でありまして、きちとした成果が出ることを最大の目標としております。まあその表現としてキャッチフレーズ、耳に聞き慣れやすいそういうキャッチフレーズを使っているわけなんですけれども、まあそれはそれとして、事業を売る、町を売るという部分ではまあ必要な部分かなというふうに思いますので、そのように捉えていただければありがたいと思っています。まあ一番今回力を入れましたのは、やはり子育て支援の関係でございます。これはあの「子育てパラダイスいいじま」というまあキャッチフレーズをしっかりと使わせていただく中でですね、子どもが0歳から就学するまで、いやそうじゃない、0じゃなくて婚活の部分から飯島町が支援しております移住・定住、そういったものを考えますとですね、赤ちゃんが育って産まれるまでから、そこからまた0歳から高校生が受験する予防注射、ここまでまあいろいろな角度の支援があるわけでございます。こういったものをなかなか町民の皆さんが一見して分かるようなものがちょっと無いのかなと、いろいろの支援があるんです。これをちょっと一表にした今ものを作って教育委員会の方で作っております。こういう「木」を作ってですねこちら側が子どもの支援、こちら側が親の支援、それでこの幹が生えておりまして、その地下の部分ではあの婚活の支援というようなことから、ずうっとこんな感じで飯島町が支援してますよ、外から来た人がきちっと見えるような形、やっぱしそういうお金を使っておりますので、そういう税金がこのように使われて有意義に使われているっていうことをアピールすることも大事なかなというふうに思っております。事業を進める一方で、よく分かる内容を町民の皆さんに知らせていくことが大事なかなというふうに思っております。まあいくつか具体的にあの事業を一つひとつ捉えて言えばまあお時間もなくなるんですけども、まあ皆様によく分かる事業の内容を説明をしながら、堅実な飯島町の財政運営・事業運営というものを行っていきたいと思っております。よろしくどうぞお願いします。

竹沢議員

それじゃあの堅実なカジ取りを求めるものであります。最後の質問に入ります。ゼロ予算で「風通しのいい行政へのチャレンジ」のまあ取り組みとして5S運動を提案します。役場総合案内開設もですねまあ定着してきて、あいさつも励行されてきているということで評価するところでもありますけれども、あの町民の率直の声をちょっと紹介します。あのもう総合案内所はいらないんじゃないかなっていう声ですとか、役場へですね来る人の中で、どこへ行ったらいいかわからないという人が幾人いるんだろうかっていう、そういうあの単純なあの声もあります。それからこれはあの、これも率直な声かもしれません。今の町長は以前の長野県知事に似ているんじゃないかとそういうあの率直な声もでございます。まあこれらについて町長どう受け止めておるかとはともかくとしまして、まあ総体としてあのあいさつも励行されてきたので、次のチャレンジとしてね提案をしていきたいと思っております。まああのこの時期にこうした問題を懸案しなきゃいけないというのをの背景も若干ご理解いただけるんじゃないかと思っております。5Sはまあ民間企業でもやっています。まあ3S運動にプラス2つ付けたのですけど、整理、整頓、清潔、清掃、しつけ、などです。あの役場の中では人材育成の一環としてまあ「ほう、れん、そう」ですと

かまあいような形の中でね、取り組みをしておると思いますけれども、あの現状の取り組みについてはまた副町長からお答えしていただければと思います。であの「しつけ」5Sの中の「しつけ」というところについてあの是非取り組んでほしいということで、これは上からじゃなくてまあ横断的にやってほしいなと思うわけでありまして、町民のですねあのこれはごくわずかな少数意見の町民の声ですけれど、先日私のところへ来ていろいろお話ありました。であの例えばですけど、日々まあ職員はですね役場や他の公共施設へ通勤して働いておるんですけども、あの施設は自分の家だと思って働いてほしいということです。でその施設に不具合があるかどうかを仕事に日々点検して、もし例えばトイレのドアなんか、ある施設の障がい者のトイレのドアは重いそうなんですけども、重かったら例えば油を差して回してみるとかですね、不具合があったら業者に点検してもらって直すとか、まあそういうことも必要じゃないかと。それからですね、窓口へ高額医療費の申請にきたそうなんですけれど、書類の書式、これは点検してみて、高齢者が見たときに細かい字でよく読めないと、そうしたらそれじゃ、その時にその何か言い訳したそうでありまして、これは要するに一定の定めがあってやむを得ないことだと言ったらしいんですけど、そうじゃなくて、ちょっと書きにくくてごめんなさいと、今後例えば様式を大きくするとかね、字を大きくするとか、そういうのをちょっと考えてみますね、とかね、そういうアンサーがあってもいいんじゃないかということでございました。あのこれ1つの事例ですけど、その町民の方がおっしゃっていたのはあのまあ行政のことについてですね悲観的なご意見を持っておる方なんで無理もないかもしれませんが、要は願うところはあの日々役場の職員の方が行政サービスをして努力していらっしゃるの分かるんですけども、いろいろの仕事を通じてですね、あの町民の皆さんが、役場の職員にお世話になってよかったなというふうになってほしいというふうにおっしゃっておりました。あの町長、副町長以下まあ職員教育しっかりおやりになっていると思いますけれども、あの5Sは単なる手法でありますので、そのこと自体はどうかのほうがいいですけれども、あの町長の二の腕として働くですね職員に対して、町民の皆さんに本当に喜んでいただけるような、そういう職員教育を是非やっていただきたいなと思うわけで提案したわけでありまして、見解をいただいて質問を終わりたいと思います。

町 長

私はこの行政の運営というのは、ひとつのまあ豪華とは言わなくても、お客さんが乗っている客船をある目的地に向かって運行している仕事かなあと。まあ私はまあ船長ということになるでしょうね。そして役場の職員はその中のやっぱスタッフであるというふうに思っています。お客様の中にはいろいろのご要望が当然あるでしょう。でスタッフはそれにしっかりと応えて快適な船旅を目的地まで共に行かなければならないと、いうことだと思っています。まあ船ですから機関の部分、これは建設水道関係があるでしょうね。それで住民税務とか商工、まあいわゆるサービス関係ですね、サービスの行届いた豪華客船ということになると思います。やはりそういったあのサービスを前提とするには、まずは人間同士そこに同じ船に乗っているわけですから、お家でも同じ顔を合わせていてもやっぱあいさつから始まるということは大事なことだと思っています。あのカウンター越しに半信半疑で飯島町に来られる方に対して、まず「おはようございます」というふうに声をかけるということは、人間の最初の垣根を取り払うことでもありますし、その方のご要望を聞いてちゃんと丁寧に応えるということではですね、やっぱこれはご家庭でも子

どもにでも「おはようございます」「おやすみなさい」こういうあいさつで始まってあいさつで終わるといことは大事なことであると。これをやっぱし乗組員とお客さまが中でいろいろのいざこざが無いように、ひとつの心をひとつまとめて目的地へ行くという部分で、まずそこら辺が基盤になるのかなというふうに思っております。まあ総合案内はいらないといふうにおっしゃられましたけれどもですね、もちろん役場の中でどこへ行けば何があるって知っている方もおられますでしょう。その人はまあ当然あのどんだんだん迎えられるよ。しかしそのときにやっぱしおはようございますということ、もちろん、おばあちゃんたちが来たときには、その心持ちを慮ったそういうサービスというのが必要であろうし、雨が降ってきたら気をつけて帰ってねと、こういうところから町民からの風が吹き、行政からも吹き、その風が同じ方向を向いた中で、ひとつのまちづくりということが融合できる、民間の知恵と行政の知恵が融合した中で新しいまちづくりが出来ていくという、まず私はそれが基本だと思っております。決して田中康夫という人間を私はどういう人間だったかわかりませんが、その方の別に真似をしているわけではなくてですね、私は今までの人生を歩んできた中で、やっぱし行政と住民はこうあるべきという1つの理念、哲学を持った中で一つひとつの行動、そして職員の皆さんにもそういうお話をしております。まあそこら辺をご理解いただければありがたいというふうに思っております。5S運動も当然必要でございます。整理・整頓という基本的な日本の文化、職場の清潔さを保つ部分において、それをやっぱしあの心持ちに現れますから、ごあいさつするときに、机の中がバラバラでぐちゃぐちゃでそんな対応ができるとは思えません。そういったことも基本的には大事だと思いますので、5S運動にもしっかり取り組んで今後いきたいと思っております。そして十分な行き届いたサービスが住民の皆さんに届けられるように頑張りたいと思っております。

議長  
6番  
堀内議員

次に、6番 堀内克美 君

それでは通告に基づきまして一般質問を行います。今回は営農センターが30周年を迎え、また地域複合営農への道の改定を行ったことを踏まえまして、営農センターを預かる者として、農政問題を中心として、2点についてをお伺いをしていきたいと思っております。まず1点目として農業農村づくりについてをお伺いをいたします。先日は営農センター30周年記念式典を開催いたしましたところ、下平町長はじめ多くの皆様にご出席をいただき無事終えることができました。30年の営農センターの活動を振り返り、改めて地域複合営農への道を基本として元気なまちづくりを目指した農業農村づくりにスタートが切れたこと、このことを参加者の皆さんと確認できて感謝を申し上げておるところでございます。またこの飯島モデルの集落営農方式は全国のモデルの1つとして注目を集めておりますが、このことは今まで30年間町が農業を町の基幹産業として位置付けられて農業農村づくりを進めてきたこと、このことが証明されている、そんなふうに思います。また営農センターは農業振興はもちろんとして、地区営農組合や担い手法人などを通じたそれぞれの地区の地域づくりへの取り組み、コスモス祭り、生き物調査などの町の情報発信や都市との交流などに農業者が自ら取り組み、まちづくりの一端を担ってきたからこそであるというふうに考えます。農業が衰退すれば町は存在価値を失いかねない、そんなふうに私は、

そのくらいに農業は大事なものだというふうに思っております。そこで下平町長にはこれからは農業を町の基幹産業として位置付けた農業農村づくり、これに取り組んでいかれるかその点についてをお伺いしたいと思います。

町 長

それでは堀内議員の一般質問に答えてまいります。先日は営農センター30周年、誠にありがとうございました。発足以来多くの方々が飯島町の農業について先進的な取り組みをしております。これも全国から評価を得る事業になってきておりまして、今まさに農業の転換期を迎える中においても耐えられる足腰の強い地盤を今作ってきておられるのかなというふうに思っております。まあそういった方々のご尽力に対しまして、今改めて敬意と感謝を申し上げる次第でございます。また引き続き堀内議員も今そのトップに立っておられる方でございますので、よろしくご尽力のほどお願いしたいと思います。

それでは、2つのアルプスに抱かれた天竜川、与田切川、中田切川等、多くの清流により与えられた豊かな自然や田園の恵みは、私たちのかけがえのない財産であり誇りでございます。この自然が多くの生命を宿し、遠い昔から今日まで私たちを潤し、活力を与え続けてきていただきました。この豊かな自然を守り将来へ引き継いでいくためには、農業の役割は極めて重要と考えております。またわが国の農業農村は農業者の減少と高齢化、農業所得の減少等により極めて厳しい状況にあり、食糧自給率の向上と農村の維持保全を図りつつ、農業を再生することが大きな課題となっております。このような中で当町は地域複合営農の考え方の中で、町、JA、農業委員会、農業センター、地区営農組合や各法人、各農業経営者、農地水環境保全管理協定運営委員会、等々、この方々の連携の下、農業振興及び農業農村の持つ多面的機能の保全・継承に地域ぐるみ、組織ぐるみで取り組んでいかなければならないと思っておりますし、そのようになっておると思っております。このように考えるとき農業はまさに町の基幹産業であると私も認識しております。

堀内議員

はい、まあそれぞれ今までも確認をいただきながら、そのことを基本として農業農村づくりを進めてきておりますので、今後もそんな考えで是非取り組みをお願いしたいと思います。続きまして飯島町の営農センターの取り扱いについてをお伺いしたいと思います。ちょっと過去を振り返らせていただきますが、営農センターは昭和61年9月18日付の規則第15号、飯島町営農センターの設置及び運営に関する規則、これによりまして長期的かつ総合的な農業農村の振興を図るための組織として飯島町営農センターを設置する。まあそういうことで設置をされておまして、町の機関となっております。平成20年まではその体制で続いてきたところですが、まあ23年間営農センターは町の機関として続いてきたところですが、20年度において営農センター規則が一部、一時廃止された時期がありました。21年度1年間は任意組織ということにまあ、言ってみればまあ格下げと言っていていかどうか知りませんが、そんなような状況になりました。またその次の年に営農センターの持つ公共性につきまして私も特にお願いをいたしましたし、再認識をいただきまして平成22年度から再び町の組織として復活をしまして現在に至っております。ただこのとき任意団体となったために町の一般会計予算から除外をされまして、以後は現在まで営農センター予算は町の会計では持たれておりません。農業者の互助組織である、構成員は同じですが、飯島町農業再生協議会、ここへの補助金が運営費としての補助金が1,000,000円が交付されているだけであります。27年度にはまあ地域複合計画の計画費について上乘せいただいておりますが、通年はそんなふうになっております。この組織は営

農センターより、飯島町農業再生協議会のことですが、営農センターよりも古くて昭和48年頃、米の転作の互助組織として発足して、それから幾度も名称が変わりまして、現在は国の方で各町村の組織についてこの農業再生協議会というのが統一された名前でそれぞれの町村で運営されているものと思っております。まこの組織は農業者の負担を主体として運営されております。それで事業内容については農業振興事業としては地区営農組合支援や転作作物の支援、あるいは特産品の支援などに農業者の皆さんの負担の中からそれぞれ支援をしております。またそれ以外には町の有害鳥獣防止対策事業、農村活性化対策としてのコスモス祭、東京クラブ生協などとの生きもの調査、あるいは三鷹のいいじまマルシェ、米俵マラソン、それらにつきましても支援を申し上げておりますし、飯島手打ちそばの会の設立の際にはご支援を申し上げて、まあ農業関連ではありますが、直接農業生産に関わらないまちづくりに関する事業にも関わってきております。それから平成30年に予想されます国の生産調整廃止、自主的な生産調整移行、こうなるときにはこの再生協議会の農家負担というのが非常に厳しくなってくるのかなと、大幅な見直しに迫られるのかな、こんなふうに思っております。また方向を変えてみますと、営農センター委員は町長委嘱の委員であり、営農センター活動は町で責任を持っていただくのが筋だというふうに私は考えます。すぐには申し上げませんが、平成30年度のまあ米の生産調整の廃止という厳しい状況を見据えた中で、営農センター予算については町の一般会計に計上していただいて、営農センターの事業と町の農業振興を一緒に進めていただく、まあ再生協議会事業につきましてもわれわれ独自でそれぞれ運営していく、そんなような二本立にしていきたいというふうに考えております。そこで営農センターの予算を町の一般会計に計上していただくということで、そういう考えが町長にないかお伺いをいたします。

町長

営農センターの事業の中でいろいろご腐心いただいておりますということをまあお伺いいたしました。あの町としての予算組みのことでございます。現在、営農センターの予算は町として設けていない状況です。おっしゃるとおりでございます。農業再生協議会に対してこれにつきましては町から年1,000,000円の負担金を支出いたしております。農業再生協議会は営農センターと組織構成を同じとしているという認識の中から、予算的にも一本化されております。営農センターの必要経費についてもこれらの会計から支出されていることですので、現行どおりの事務処理でお願いしたいと考えております。現行の処理によるメリットもあるかと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

堀内議員

ちょっと認識が違うんじゃないかなと私は思いますが、組織構成が一体ということではないんです。例えば年の初めの総会、農業再生協議会の総会とこれは議長を立てて総会をやります。それから営農センター委員会の総会は会長が議長で運営する。2つの組織は一緒じゃないんですよ。たまたま町の方のその平成21年度に町の機関から外したときに予算を外した都合で、そういうことで町からは補助金で再生協対応と。それが現状ですので、それともう一つあの先程も話をしましたが、町長委嘱の委員会で費用弁償を他所から出ている委員ってありますかね。たぶんないんじゃないかな、そういう意味では町長には任命責任がありますし、当然運営費は必要ではないかなとそういうふうに思っておりますので再度ご答弁をお願いします。

町長

認識が違うんじゃないかということで、やっぱりあの思いの違うところが役場と現場の委員会の方々と違うのかなと、やはりそこら辺はまたあの意見を交わしながらいろいろ精

堀内議員

査しながら、お互いが納得いくことにしていかなければならないと思います。まあそういった意見交換の場所を持ちたいと思っております。

はいあの、内容についてはご理解をいただけたと思います。まあこれからそれぞれ検討をというお話ですので、期待をして次の質問に入りたいと思います。続きまして、農業農村づくりの課題について何点かをお伺いをいたします。まず第1点としては、まあ一番の問題ですが農業者の担い手問題です。農業者の高齢者対策とも併せてなるものと思います。まず2つのことについてその中でお聞きしたいと思うんですが、まず1つは、現在の農業者の高齢化に伴います農業後継者、現在、農業をやられている方の後継者の定着、これについての町の支援をお願いしていきたいというふうに思います。Iターンなどの皆さんにはまあ国の制度も含めて、農業団体の制度もありますし多くの支援策が用意されております。ただ、地域で農業後継者になる方、あるいはUターンで帰られてくる方、この皆さんにはどうもその皆さんに比べて支援策が少ないのかなとそんなふうに感じております。特にその地元で農業に、あるいはあの企業に働いていて自分の家へ入って親の仕事を継ぐという方もおるんですが、同じ農業用作物をやるとなかなかいろいろの支援がもらえないという、そんなようなところもありまして、厳しいところがあります。それで町としてその国との、例えばIターンで来る皆さんとの差を町としてカバーした支援が考えられないか、そんなように思います。ですので、そんなことで農業を飯島町の現在の住民の人でやってみたいと、継いでいきたいという人に、ついで支援を1つとしてお答えをいただきたいと思っております。

またもう1つとしましては、まあ都市との交流、まあこれは町長が推進している事業の1つですが、都市との交流からの後継者確保、これもまあ有効な手段というふうに思っています。町の予算を見ますと平成28年度には地域おこし協力隊としてまあ新鉄砲ユリの後継者づくりを計画されておりますが、問題はそれが来る皆さんが今までに飯島町をどのぐらい知っておるか、これがそのどうも定住というものについては、やっぱりそこらのところが非常に最後には、いざ定住というときには最後に支障になってくるということ、それぞれのいろいろの立場からの皆さんからも聞いております。そこでまあこの交流、これにつきまして農業体験交流、まあ農作業、田植えとか稲刈りとかりんご狩りとか、そんな農業体験を通じてまず交流をすると、交流人口を増やした中でその体験の中から地域を理解する、その中で、飯島へ行ってじゃあ農業をやってみよう、まあそんなような人を探し出すというのも、確かに遠回りかもしれませんが、定着率ということを考えると数段上がるんじゃないかなと、まあそんなふうにいろいろの皆さんの話からそんなふう聞いています。またこれ北信のある町の事例ですが、地域のまあ耕地や自治会が都会から若者を招いて、集会所に泊まってもらって、その来た若者と一杯飲みながら地域のみなさんと懇親会をすると、その席を通じて若者の意見をお聞きして、それを地域に取り入れたり、その人たちを呼び込もうと、そんな取り組みをしているところがあると、そんな話もあります。当然、町は定住促進は早くから取り組みを重視しておりまして、他所からも視察に見えられるようなところでございます。ただ農業体験交流というのがちょっと飯島は少ないのかな、そんなふう考えておりますので、まあ営農センターでも当然やらにゃあいけないと思いますが、町も一体となった取り組みをもう少し進めたらどうかと、そんなふうに思いますのでお願いしたいと思っておりますし、下平町長には「いーら」の理事長として豊

町 長

富なご経験をお持ちでございますので、都市との交流からの担い手づくりについて、それから先ほどの地元の後継者の支援、この2つについてをお伺いをしたいと思います。

農業従事者の高齢化につきましては深刻な問題と捉えております。後継者対策としては新規就農者の確保や法人等の担い手組織の育成などが必要不可欠となっております。町営農センターでも積極的に取り組んでいただいておりますが、町の立場でもしっかりと対応してまいりたいと思っております。こういう基本的なスタンスでございます。その中で定住促進をするにおいても、飯島町や田舎という環境の中で、都会からのニーズに応えるシーズ、必要に対するネタがそろっているのかなと思っております。都会の方々はあのコンクリートの中でもう辟易として人間回帰、本来の人間の姿に戻りたい、こういうニーズや、それから田園回帰ですね、そこで田舎で畑仕事、土に触りたいんだと、こういう大きなニーズがあるということはもう今では明確になっておるところでございます。ですからそういった都市からの移住希望者の方々にどういうシーズ、ネタ、種を提供するかということは1つのわれわれの課題だというふうに思っております。その中において小さな農業から体験してみると、こういうこと。それでまあそれが慣れてくれば少し大きめの農地をもっていくと。こういうふうに段階的に進んでいくことが確かに、今、議員さんがおっしゃられるような段階としては必要なことかなというふうに思っております。それでこの農業資源というのを観光に使う、体験観光に使うということなんですけれども、今一番観光でもネックになっているのは宿泊場所がないと、こういうところでございます。昨日もご質問の中でありましたけれども、農家民泊をしたいんだけど、公民館、空き家等を有効利用したいんだけどなかなかそういう状況にはなっていないだとかいうことでございます。今あのご提案いただきました公会所を使って泊って、そこで地元の人たちと、また農家のプロの方々と触れて交流を深めたらどうかと、ああなるほどねえと、やはり今いっぱいあちこちに新しい公会所も出来ましたし、そういったところを利用すればいいのかな、で、民宿の許可っていうのが今日本政府ではそれを緩やかに、民宿として提供できる法律に改正しているということを知っておりますので、そういった公会所、集会所といったものが利用できるかどうか、よく精査した中でですね、それを活用できれば飯島町にいっぱいある。何百人来ても大丈夫だ、空いている時間をそれに使えばいいなあというふうに思っております。まあこんなことも考えながらまちづくりに農業を生かしていきたいと思っております。なおもっと政策的に明細につきましては担当課長よりご説明申し上げますのでお聴き取り下さい。

産業振興課長

それではあの具体的な政策というか、につきまして私の方からご説明申し上げたいと思います。自分の農業経営を引き継いでくれる後継者、こういった方々への確保対策ですが、国の政策では、親の今まで行ってきた経営には別に新たな品目に取り組みない限り補助金が貰えないというような制度になっています。営農センターや町では新規就農者に対して、こういった国の支援をできるだけ貰えるような経営となるようなふうに話をしまして、指導しておるところでございます。またあの町の農業再生協議会では平成27年度からこれまで新規の農業者の認定農業者のみとしていました就農支援金 100,000 円、この要件を緩和いたしまして、規模にかかわらず親の農業を継いだ場合には本人の申請により支援を行っておるところでございます。資金的には十分な支援ではないかもしれませんが、技術的指導などで新しく就農される方に支援をしてみたいというふうに思っ

ております。また都市との交流事業の中で新規就農者を確保する点につきましては、今後検討してまいりたいと思っておりますけれども、その1つの策として平成28年度から地域おこし協力隊制度を活用しまして、3大都市圏から町に移住していただき、町の農業振興に努めていただくこととしております。具体的には全国屈指の産地でありました「新テッポウユリ」この生産者が現在5名ということで激減しております。早急に対策が必要ということで栽培技術の継承、また産地復活に向けた後継者として採用いたしましたところがございます。協力隊に対しましては現在、テッポウユリを生産している生産者の方々が里親として協力いただくこと、またJA花卉担当者、関係団体による全面的なサポートを行う予定でおります。地域の皆様との交流も積極的に行っていただき、担い手として活躍していただくことを期待しております。また3年後には自分で畑を確保していただきまして、「新テッポウユリ」を生産を自ら行って所得を確保し定住してもらおうということを期待しているところがございます。以上です。

堀内議員

まああのそれぞれの後継者対策は考えておるんですが、私は町の取り組みをお聞きしておりますので農業再生の取り組みは私も十分承知して私もやっておりますので、お答えは町の取り組みをお答えをいただきたいと思っております。まあ町長も新しい取り組みを検討しようというお考えのようですので、とにかく担い手対策は農業がだめになるか存続できるか一番大事な問題ですので、先ず農業対策のトップとして取り組んでいただきたい、まあそんなふうにして次の質問に移らせていただきます。

次に、50年に及ぶ国による米の生産調整が平成30年度には廃止される、まだ決定にはなっていないんですが、まあ概ね決定と一緒かな、と思っておりますが、廃止されようとしております。米は飯島町農業の基幹作物であります。地域複合営農と担い手法人によります土地利用型農業の柱ともなっております。もし廃止され、米価の引き下げが進めば農業への意欲が減退して農地の荒廃化が危惧をされます。また農業者組織であります農業再生協議会、これも米価が下がれば皆さんからいただく負担金をどうしたらいいかっていう問題にもなってくるということを考えると、まあ存続の危機にも陥るのかな、そんなふうにしております。まあ今から対策が必要だと思っておりますのでお伺いしたいと思っておりますが、国の生産調整が廃止になった場合、現在の米の出荷体系から見ると農業団体だけでは調整が非常に難しいのではないかなと、というのは系統出荷以外にも相当の出荷をしているところが見うけられますのでそう考えております。そこで県や市町村などが農業団体と連携して米の過剰生産を抑える、そういう対策をとる必要を感じます。まあ米を栽培して飼料米だとかホールクロープだとか、いろいろの方法がありますので、それで米の栽培ができてある程度所得が保証されるということになればいいんですが、ちょっとそこらんところは厳しいというように私はみていますので、是非そんなことでこの生産調整に生産者だけでなく町も行政機関が、国はやむを得んとして、行政機関が積極的に取り組んでこの危機を乗り越えていきたい、まあそんなふうに乗りますので、この取り組みについてのお考えをお伺いしたいと思います。

町長

国による生産調整の廃止が飯島町に与える影響は、また飯島町としての対策は、とこういって質問でございます。生産調整制度は米の自給調整、米価安定などの観点からも重要な施策であったと思っております。当町の実産調整への取り組みは、農業再生協議会による町ぐるみの取り組みによって国からの目標数量をオーバーすることなく達成してまいりました。

今後は農家自らが考え、生産、販路確保を行っていかねばなりません。町としても意欲ある生産者の皆さんへはできる限り支援してまいりたいと考えております。ということなんですけれども、今、堀内議員さんがおっしゃったとおり、飯島町の農業が米が70%、80%ということであるということです。でそれがまあ系統へ主に流れていると、でTPPやこの減反制度なくなって農業改革が行われていく中で、米価の値下げ、価格低迷ということはまあ避けて通れないのかなあという、こういう状況になっております。まあそういった中でいかに生産性を高めるか、あるいは付加価値のあるものを作るか、ということになってくるのだらうと思います。で付加価値のある農作物については、もちろん専門家の方々が研究されておりますので、それぞれの思いがあるかと思えます。そこであの行政として何ができるかということなんですけれども、まあそういったことにまあ支援することも当然ですけれども、飯島町で採れたものが飯島町の皆さんが食べていただくと。先ず。それが消費が確保されている、見えているということが大事かなと。今まで系統にしても生協に販売しているにしても、必ずこの部分は売れるんだと、こういう形をいかに作っていくかだと思っています。ですからこの9,800人の胃袋、この胃袋がですねどれだけ飯島町の農産物で満たせることができるか、ということも、もうそろそろ考えなければいけないんじゃないかなと。これは米だけに限ることはないと思います。やっぱりいろいろの野菜を作らなきゃいけないし、あるいは畜産の方にも手を広げた中でいかなければならないと思います。飯島町が食糧を自給自足できる確率がどれだけ上がるんだと、こういったことがひとつの地域の文化になるのかなというふうに思っておるわけでございます。まあ多くの農業者の方々にご理解をいただく中で、そういったことを考えて達成していく、まずはお米から地産地消をやっつけようよと、こういう動きもあるようでございます。私も大賛成でございます。それを広げて先ずは飯島町。頼りになる消費者は飯島町の町民であると、こういう形が大事かな。あとは余ったものを売るということも大事。で、輸出できるじゃないかと、こういうこともTPPの補完の中で政府が言われますけれども、なかなか難しいことかなあというふうに思っております。それに取り組む人は十分取り組んでいただきたいと思えますけれども、全員がそういうわけではございませんので、まずはこの地域が何らかの組織、でまあ野菜やなんか作ったりすると人手が足りなくなるんですけれども、あのリタイアした人たちに草刈りやそういった農作業をお手伝いしていただくというようなことも組織、全体の組織の中で考えて、それでそこに払われる賃金ですけれども、それは農作物、米何キロというようなこのチケットといいますか、地域通貨という言葉にも置き換えられるんですけれども、そういったものを貰って報酬は飯島町の農産物で貰うと、こんなような循環ができれば自給自足の理想的な町ができるのかなというふうに考えております。だんだんにそういった形ができるように、いろいろの方々の心構え、組織づくりを進めていただければありがたいなあという私の思いでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げます。よろしくどうぞお願いいたします。

産業振興課長

先ほどあの議員の説明にもありましたけれども、平成30年度に生産調整が廃止された場合につきまして、国から今支払われております経営所得安定対策等の交付金の内、米に関わります直接支払い交付金が廃止されるという見込みでございます。稲作農家にとっては大変厳しい状況だというふうに認識しております。国には新たな施策をお願いしたいと思っております。町としましては生産調整廃止の対策としまして、地域複合営農

の道パートⅣの第2期計画において、環境共生栽培の米の生産、この取り組みを定めたと  
ころでございます。農薬、化学肥料を県の示した基準以下にして生産されたものは、一般  
的な栽培方法で作られた農産物より高い値段で販売していきたいというような取り組みに  
なっております。パートⅣにはその他いくつかの振興政策を掲げておりますが、この計画  
に沿った取り組みを積極的に行っていただく経営者等につきましては、町としても支援を  
してまいりたいというように考えております。最大の問題は販路、販売方法かなというふ  
うに思っておりますので、この点を真剣に検討しまして農家の所得確保に努めてまいりた  
いというように思っております。

堀内議員            なにか質問する前に全部答弁いただいたような感じがしておりますが、肝心のその米の  
生産調整と一緒に取り組んでもらえるのか、そここのところを今お答えいただいたのかね？  
もう一度お願いします。

産業振興課長        生産調整につきましては町も真剣に取り組んでいかなければならないと認識しておりま  
す。

堀内議員            はいそれでは真剣にということは、農家と一体に取り組んでいただくというふうに理  
解しましたので、そういうことの上で次へ進めさせていただきます。今それぞれ町長ある  
いは課長からも触れられておりますが、まあ環境共生栽培、それから地産地消この問題、  
農家所得の向上この問題、いろいろと項目別に用意をしましたが、一括してお伺いをした  
いと思います。環境共生栽培への取り組みのことについては、平成19年に飯島町1,0  
00ヘクタール自然共生栽培農場基本計画、これを中心に取り組んできました。平成22  
～3年ごろだったと思いますが、自然共生というもので商標登録をしようとしたところ  
、すでにそういう商標登録がありまして、もう使えないということになりまして、それ  
から後、今年までいろいろと検討はしてきましたがなかなか方向がでないというようなこ  
とで来ました。またあの自然共生栽培部会というのが営農センターの中にもありまして、  
その皆さんともいろいろとお話をしながら、最終的にこの環境共生でいこうということで、  
それぞれの了解を得た中で、現在は取り組みの申請を進めております。それでまあこの取  
り組みもまあいくらお金がいりますので、是非ご支援をお願いしたいと思うんですが、  
28年度の町の予算では商店の特売広告に対する支援策が計上されておりました、なか  
なか細かいところまで目が届く予算計上だなとまあそういうふうに思っていました。是非あ  
の環境共生の登録経費も300,000か400,000くらいは掛かるというふうに聞いていますので、  
ご支援をお願いしたいと思いますし、以後はこの販売促進、販売方法、それからこの袋、  
包装に使うネーミング、北信のある村では「村長の太鼓判」として結構ニュースとして聞  
いたこともありますので、例えば「町長の太鼓判」とか、そんなようなネーミングのこ  
とも含めてご支援をいただきたいと思います。また地産地消につきましては、われわれあ  
の米の生産者は自分たちで食べているんで、みんなも食べていると思いましたが、消費者の  
皆さんは買って食べていただいている。そうすると飯島の物が飯島の消費者の皆さんに届  
いていないということにやっと気がつきました。そんなことで今年から環境共生の米をカ  
ントリーのサイロ1本確保して、その米をまず生産して地元の皆さんに食べていただこう  
と、で、2～3年はそういう形の下で地元の皆さんに食べてもらって、評判を聞いて、そ  
れを商品にしていこう、まあそんな取り組みを始めようということで取り組みを開始しま  
した。まあこれにつきましては当然あの生産コストがレス50といいまして化学肥料、農

薬を半分にするという栽培方法で、まあこれは県の基準に適した栽培方法を取り入れておるんですが、どうしてもコストが上がるということです、まあ農協の方の話だとサイロ1本で1,500,000~1,600,000は最低でも生産者の皆さんにお返しする体制ができればいいなあというようなことを言われておりますので、そのくらいは、それ以上はコストが掛かるのかなとそんなように思います。あの米の町ですので是非あの米を町の特産化をしていくと、そういうためにこの取り組みから販売の方は是非飯島町営業部の方をお願いして、系統以外を使って、まあブランド等もちょっと厳しいかなと思いますので、系統とも連携はとりながら是非その販売の方法を進めてまいりたいと思いますので、それらに対する支援をお願いしたいと思います。

それから併せてもう1つ、まあ農業を継続して行うには安定した農業収入、農業所得の確保が大事ではないかと思えます。ちょっと時間もだんだん押しておりますので、多くは申し上げませんが、まあ直売所等をいろいろ建設して、それらの機会の多くすることに取り組んでいただいておりますので、それらも含めて、6次産業化含めてのことを手短にお答えをいただけたらと思えますのでよろしく願います。

町 長

環境共生米ということで登録商標を申請しているということでございます。やはり差別化するには、やっぱり安全安心、どこよりも安全安心ということは先ず第一義、食料品の場合には第一義だと思います。多少高くても安全安心をとると、こういう時代になってきているかと思えます。その方向性は間違っていないのではないかなというふうに思っております。ただやはりその売り方だと思います。飯島町営業部のお話もありましたけれども、インターネットで当然ああいう場所はですね非常に農家の顔ぶれの写真も撮りますし、細々な写真を撮っていただけますので、非常に説明力がありますし説得力があります。で多くの方々が見ます。そういった部分では市場を広げる部分と説明する部分というのは非常にあの、飯島町営業部の中から通じてネット通販をやればよい機会になるかなというふうに思っております。ただしその時に飯島町って米の島って書きますから、これは一番その名前からも飯の島ですから米ですよ。米を炊けば飯になるんですけども、ところがですねあの以外と米の食べ方ってずさんじゃないかなと僕思ってるの。60キロ1表ぼーんと持ってきて全部精米してあるんですよ。私ネットで買う場合にはですね、玄米で買っているんですよ。それで1キロ、3キロ、5キロ全部真空包装になっている。できるだけ小さいもの1キロぐらいのものを真空解けばそれ1発で終わりですから、それを精米機にかける。精米機なんて今15,000から20,000ぐらいのもんですよ。そうすると食べるごとに精米するんですね。酒も蕎麦も同じ、挽きたてが美味いということだと。米もそう。やっぱり飯島町の飯の島に住んでいる人だったら米の食べ方、一番美味しい食べ方の推奨。こういうふうに私は食べているぞということはやっぱりやらなきゃいけないのじゃないかなあというふうに思っています。これも文化だと思います。ですから玄米で真空包装で売る、これはやっぱり今の米を売るについては一番必要な部分かなと思います。もちろんネーミングも皆様方いろいろ考えていただいてですね、ワンワードでこの内容がよく分かると、あのあるじゃないですか「ミヤマシジミ米」とか「フナッコ米」とか、それぞれああフナが育っているんだからさぞ無農薬なんだろうなあ、まあ規定では三ツ星になるですからね、50%という一ツ星ですかね、そういったことも町民の方々に分かっていただいて、そういう企画も町長が認めていくと、こういうことで信用度と認知度を深めてい

堀内議員

きたいとこういう計画でございますので、私どももそれに協力してまいりたいと思っております。

それではそんなことで取り組みをお願いして、次に農村環境の維持保全についてをお伺いします。平成25年度の国の農政改革の中で、多面的支払い農地支払制度と、そうですね、がスタートをいたしました。平成27年度から飯島町の協議会では町内のほとんどの耕地・自治会と地区営農組合が連携しまして、道路の路肩の草刈り、用水路の草刈り等、維持管理事業を町民共同事業としてスタートをしております。これが町民が一体となって農村環境対策に取り組むことへの良いスタートが切れたものと私は思っております。この取り組みの定着は飯島町の環境保全対策を左右する重要な取り組みではないかと思っております。まあ現在耕地対象ですが、耕地未加入者も含めて町民ごぞって参加してやってもらえるように、是非、町長の方からの、町の方からの宣伝が必要ではないかと思っております。恵まれた環境をバックボーンに新産業創出ということでございますので、地域の環境をきれいにして土台固めが大事だと思います。耕地未加入者への皆さんへの、わが町の農村環境は皆で守るんだという取り組みのPRを町の方にはお願いをしたいと思います。

それからすいませんが他の項目と併せて、時間がありませんのでもう1つだけどうしても言っておきたいので質問させていただきます。千人塚高原の開発についてお伺いします。名称につきましてあえて千人塚高原と私は言いました。地域のイメージがそんな雰囲気醸し出していると思って考えております。町の予算構想はありますが、私の構想は現在の千人塚公園から日向沢までの里山地帯一帯の開発をしたらどうかと。南東に傾斜した勾配が非常に緩くて、立ち木を適度に残した形で自然のままに開発すれば、林間リゾートとしてはいいんじゃないか、最適ではないかなとこんなふうに思いました。過去にはリゾートホテル計画もありましたが、まあ20年くらい前ですか、そんなこともあった地域ですのでそんなふうに思っております。10数年後にはリニア新幹線の開通が見込まれ、飯田駅からこの地点までは30分圏内、東京からは90分圏内にあると思っておりますので、リゾートとしてのアクセスは最適だというふうに思います。それから千人塚高原は南アルプスの景観が、町長も言われるように、これ以上にもない景色でありまして、どこにもない最高の景観であります。また背後に迫る中央アルプスも迫力のあるものです。開発には町が中心となって民間活用で考えたらいかがでしょうか。以上について2点お伺いをして質問を終わります。

町長

はい、まずは第1点目からお答え申し上げます。町民ごぞっての農村環境保全とこういうことでございます。10年後には販売農家数は現在の半分以下、農家の平均年齢も70歳を超えると予想され、飯島町が進めてきた集落営農でも農業農村環境を維持することが困難になってまいります。農家が減少する中で農業農村をどのように維持していくかにつきましては、今後、町、営農センター、農地水環境保全管理協定運営委員会などの連携による検討も必要だと思っております。また非農家で会社を定年退職された方たち、この力をお借りしまして草刈りや農作業等を実施する作業グループを作るなど、地域全体で農業農村を守り発展させていく地域づくり体制の構築も検討してまいりたいと思っております。

続きまして2点目でございます。リニア時代を控えて千人塚をリゾート地にとこういうお話でございます。千人塚の再開発につきましては、町として検討していかなければならない重要課題の1つと捉えております。多くの方に素晴らしい景観だと評価をいただく一

方で、その魅力を生かしきれていないのが実情だと思っております。紅葉園を取得し新たな取り組みも始まりつつありますので、平成28年度中に予定しております観光基本計画の策定作業の中で、再開発ビジョンについても検討してまいりたいと考えております。また千人塚公園周辺の活用も併せて検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長

ここで休憩といたします。再開時刻は11時10分といたします。休憩。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

8番 浜田 稔 君

8番

浜田議員

それでは通告に沿って一般質問を行います。今回の一般質問は大規模太陽光パネルの建設にどう向き合うか。こういうタイトルでございます。まあタイトルで概ね質問者の立場は明らかになっているかと思えますけれども、本当であればですね、どう立ち向かうかというタイトルにしようかと思ったぐらいのことです。まず最初にあの、先日から本多議員、それから中村議員も触れられましたけれども、太陽光パネルの問題がですね地域住民にとって必ずしも歓迎される状況ではないというような流れも見え隠れしてまして、これに対して町それから住民はどのように向き合っていくといいのか、こういったことを今回の討論の主題にしたいというふうに思っているわけでありまして。それに先だって、やはりまず認識を共通にする必要があるだろうというふうに考えておりますので、特に町はすでに自然エネルギー条例を制定しておりますけれども、まあその以降の設置状況、太陽光パネルのですね。それから出力や事業所の状況など、あるいは地元同意に関わってどんなあの問題が生じているのか。こういった全般的な状況をご報告いただいて、その後の議論の出発点にさせていただきたいと思っておりますので、このあたりについて概括的な認識を町長からお願いしたいと思います。

町 長

それでは最後の一般質問となりました浜田議員の質問にお答えしてまいります。町の地域自然エネルギー基本条例制定後の設置状況はということでございます。設置状況についてのご質問でございますけれども、平成26年2月14日に条例を施行した後の状況といたしましては、発電施設の容量が10キロワット未満の家庭用太陽光発電補助の対象となる設備の件数は107件、出力合計では539.16キロワットとなっております。発電施設の容量が10キロワット以上の飯島町自然エネルギー活用発電施設設置手続きに関する規則に該当する施設は、平成28年2月現在で52件、出力合計は、3,953.04キロワットとなっております。状況、もっと具体的な内容につきましては担当課長から説明いたします。

住民税務課長

それでは今の52件、条例施行後の52件の発電事業者の中身についてご説明を申し上げます。町内事業者が32件、全体の61.6%でございます。伊南地域の事業者、町外でございますが、18件の15.4%、それから県内事業者6件11.5%、それから県

外の事業者が6件11.5%で52件となっております。地元同意につきましては、条例制定後の施設についてはすべての施設につきまして同意書の提出がございます。このうち平成27年度におきましては、26件が地元の同意がとれてございます。現在、同意書をとるための手続き中のものが1件でございます。この同意に係る付帯条件といたしましては、電気事業法で定めのない50キロワット以下の案件につきましても安全管理上フェンスの設置をしてもらったもの、あるいは隣接地に密着しないように必要な距離、2mから3mでございますが、をとって設置をしたもの、それから降雪時の雪かきを協力することという条件を付けたもの、またフェンスについて景観上、木目調のフェンスを設置するものとしたもの、地元への還元のため協力金を支払うということにしたもの、草刈りや見回りを定期的実施をするもの、事業の廃止時には元の土地の形状に戻すと、といった内容でございます。地域によっては地元と事業者で覚書や契約を交わしている事例もございます。また町におきましては規則に定めのあるとおり、飯島町さわやか環境保全条例に基づいて規程をしております環境保全協定を締結をして、環境保全につきまして指導をしているところでございます。実態でございます。

浜田議員

私の質問がですね条例制定後というふうに限定したので少なく見えるのかなというふうに思いましたけれども、あのちょっと追加で2つほどお尋ねしたいんですけども、もっとトータルの設置数ですね、それ以前からのものも含めて、もし数字があったらそれについてもご報告いただきたい。それから今キロワットでご説明されて、多分聞いている方はどのくらいの規模なのかということもあろうかと思しますので、例えば家庭何件分というふうな表現が可能であればですね、そういったあたりもご説明いただきたい。それから今あの協定については、そこそこ住民の方の意向を汲んでいただいているというふうにも聞こえましたけれども、一方で私の方では必ずしもそうでないようなあの話も伝わってきますんですけども、その辺は円満に行っているという認識いいのかどうかですね、この辺りちょっと追加でというか補足でお願いしたいと思っておりますけれども。

住民税務課長

それではあの先ず太陽光施設の町全体の設置状況についてお話をしたいと思います。太陽光発電すべて網羅をしているというわけではございませんが、こちらの方で把握できる限りの内容において把握をした数字でございます。先ずあの10キロワット未満の家庭用の屋根に載って余剰を売電するものでございますけれども、件数で383件でございます。それから10キロワット以上が104件でございます。この104件のうち町内が84件、町外の事業者の皆さんが20件でございます。全部合わせますと件数では487件が今設置をされている状況でございます。この設置の規模でございますけれども、10キロワット未満の合計が1,418.68キロワット、それから10キロワット以上の合計が6,946.64キロワット、合計しますと8,365.32キロワットでございます。これを分かりやすく説明をということでございますので、年間の発電量に換算をいたしますと9,200,000キロワットアワーという数字でございます。で今現在、町内の家庭用の電力の消費量の総合計を推計をしますと、これはあの環境保全計画より引っ張ってきた数字でございますが、20,700,000キロワットアワーということでございます。割り返しますと、飯島町に設置をしてありますすべての太陽光パネルから発電をされる発電量に対して、家庭用の消費電力量の44.4%を賄っているというのが実態でございます。10キロワット未満の家庭用のものだけでみますと、1,560,000キロワット

という数字でございまして、これを20,700,000キロワットで換算をしますと7.5%、家庭用の太陽光発電では全家庭で7.5%を賄っているというのが実態でございます。この数字につきましても経済産業省で出している1件当りのワット数、あるいは地元の中部電力で出している事業所のワット数、かなり開きがございまして、ので一応今の数字は環境保全基本計画の中の数字で基礎数字とさしていただいたということでございまして、よろしく申し上げます。

浜田議員

実はあの経済産業省が2カ月おきぐらいにデータを公表してございまして、私どもが手に入るのは昨年10月の時点のまあ市町村別の電力データです。今報告いただいたものとですね、私自身が調べたものとの比較をしてみますと、まあそんなに大きな開きはないかなというふうに考えました。昨年10月飯島町の太陽光発電はですね総量で7,160キロワット、これは計算のやり方によりますけれども、1家庭当たり4キロワットだというふうに考えますとですね、1,800世帯分51%ということで、まあ数字的にもほぼ変わらないのかなということですので、ちょっと手元の方の私の方の数字でもって今後の話を進めさせていただいてもですね、そう大きな誤差はないんじゃないかなというふうに思います。でそういうことで、現在の飯島町のソーラーパネルの状況をざっとまとめてみますとですね、今課長の方からのお話と私の数字ほぼ似たような結果になりますけれども、現在の町の家庭用の電力の半分はほぼソーラーパネルで賄われているだろうと。しかもその多くはですねいわゆる大規模発電、で家庭用はその4分の1を賄っているにすぎないと、こんな姿が見えてくるんじゃないかなというふうに思います。でも既にこれは町がこれ以前に掲げていた新エネルギービジョンや何かの目標をはるかに越えているんじゃないかとこんなふうな気がいたします。それとですね、今の報告にはないんですけども、建設、まあまだ着手していないけれども認定といいますか、経済産業省に認定を申請して認定が得られているメガソーラーといいますか太陽光パネルの総量がですね、14,000キロワットですね、14メガワット、さっきのが7,000でしたから現在飯島町に建設されているパネルの約2倍がですね、まあ実際に着手されるかどうかは別にして経産省の認定を受けている。つまり全体を合わせるとですね、今後現在のパネルの3倍の計画が動いている、これが飯島町の現状ではないかと思えます。そうしますと総量で21メガワット、全家庭に必要な電力の1.5倍がですね発電されると。これが可能性のある飯島町の姿だろうというふうに思います。面積換算しますとですね、だいたい1メガワットで1.5ヘクタールですかね、そういう面積換算でしますと27ヘクタール、水田、あの基盤整備のされた水田面積30アールで換算しますとですね、飯島町の大きな田んぼの90枚分、これだけの面積を太陽光パネルが埋め尽くすと、こんなことになるんじゃないかと思えます。ただ一方、家庭用の方は頭打ちになってございまして、多分その全体の6分の1ばかりということで、大規模のパネルだけがひたすら増え続けるということになろうかと思えます。で家庭用の電力の1.5倍の電力というのは、じゃあ町全体としてどう見えるかということなんですが、飯島町の電力消費構造というのは非常に単純でですね、産業用が2、それから業務用、つまりあの商店ですとか役場ですとかまあこういったところが1、それから家庭用が1、2対1対1の比率になっています。ですので、現在申請まで行われている全ソーラーパネルがですね、稼働すると2対1対1に対して1.5はですねソーラーパネルで発電されると、つまり3分の1以上が太陽光で供給されるとこういう姿が、実現する

かどうかは別にしてですね、一応、経産省の認定は受けているとこんなふうに私の方は見えましたけれども、この認識でよろしいかどうか、もう一度担当課長から見解を伺いたいと思います。

住民税務課長

経済産業省の方から形式認定を受けているものについては、公表してございますので今議員を言われるとおりの数字だというふうに思っております。ただあの経済産業省の方も若干変わりました、形式認定後、着工までの期間があまり開くとそれを取り消すというふうに制度が変わってございます。それともう1つは、実際私どものところへどういう照会があるかということでございます。先ほどの数字以降紹介があるものについては条例や規則に関して問い合わせがあったものが10件でございます。その10件のうち窓口までおいでいただいて条例等細かく説明を聞かれた方が4件、あと電話での問い合わせが6件ということでございます。この電話での問い合わせについては町内の方が2件、町外の方が4件、来町された方はすべて町外の方でございます。で、窓口で手続きを踏んでいただかないとその先には進めない仕組みになってございますので、先ほどの総計の14,000キロワットの方がすべてくるのかなという事はわかりませんが、いずれにしても実態は今のところ10件ということでございます。よろしくをお願いします。

浜田議員

課長は比較的楽観的なのかなというふうにあの理解しましたけれども、あの今あの町側の認識も含めてですね、だいたいどんな状況かということは、もう一度まとめますと、今後はひたすら太陽光パネルが増え続けてですね、先程申しましたように水田90枚、多く見ればですね、そのぐらいの町を埋め尽くすような面積に至るのではないかと。これは宅地面積に換算しますと町の宅地面積3. 数平方キロですけれども、その8%約1割近い、宅地にばかり建つわけではないけれども、宅地に換算するとそのぐらいの面積だということになります。それから自然エネルギーの活用自身は歓迎すべきことかもしれませんが、エネルギーバランスとしてですね元々の計画をはるかに超えて、もっぱら大規模ソーラーにですね一局集中していると。これがいいことなのかということもそろそろ考えるべき時期にあるのではないかとというふうに私は考えます。他に太陽熱ですとか、バイオマスですとか、あるいは水力ですとか、活用できるエネルギーはたくさんあるはずなんですけれども、ひたすらメガソーラーに向かっての開発が進んでいると。それと同時に、まあ先程あのそれぞれ同意を得られたというふうにお話がありましたけれども、私の耳に飛び込んでくるのは必ずしもそういう話ばかりではなくてですね、地元住民の中に町民の間にですね、わだかまりが生じるような事例もいくつか耳にしております。それからもう1つは、こういう形でメガソーラーだけが増えますとですね、実は飯島には変電所がございませんので、非常に出力の大きい変電所のメガソーラーの傍に建てた家庭用の電力がですね売れなくなる可能性も当然出てくると考えられます。要するに電圧は高い方から低い方に流れるわけですから、傍にもっと大きな発電施設ができて消費地が遠くにあった場合にはですね、発電はしているけれども売れないというケースが起きます。これは実際あの業者が説明しないものですから発電しているはずなのにそれだけの収入が得られないということで訴訟問題に発展したケースもあるというふうに耳にしておりますけれども、そういったことがですね先程のように3倍の規模にもし拡大するような場合にはですね、頻発するのではないかと私を懸念いたします。そんなわけで質問項目の中に入れておりましたけれども、この姿がですね町長が目指しておられる「田舎暮らし日本一」にとっ

てですね、プラスというふうを受け止められているのか、マイナスというふうを受け止められているのか、まあそのあたりの感触をひとまずお伺いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

町 長

今、太陽光パネルがこのままでいくと、という推測の中からのご質問で、まあこのわれわれの財産と鼻高々に謳って自慢している農地がですね、空から見ると海苔を張り付けたような、緑の大地じゃなくて真っ黒な大地になることを想像すればですね、これはもうはなはだ、こういう町には住みたいと思う人は中々いないんじゃないかなあ、やっぱし自然は自然として残して確保していかなければならないなあというふうに思っております。まあ国の施策がですね、今は太陽光パネルという1つのこれをビジネスと考えたときに、非常に有利な方向で今提案されていますから、こういう急速な状況になってきているのかなあと思います。これも国もこのままで放っておいていいのかという部分も、私も思いますけれども、今想定の中でこの3倍という数値を聞いて、成った暁の空間を想像したときに、はなはだそういうことでは困るなあというふうに思っております。

浜田議員

今私も、「みどり輝く」ではなくて「パネル輝く黒いまち」というのはいかがなものかなというふうに思っておりますけれども、あの次の質問で条例の運用で明らかになった課題の対策をとというのを掲げました。まあただ昨日、本多議員の方から事後検証と一般質問でですね、基本的な課題については非常に深い指摘がなされたというふうに思っていますので、少し違った角度から議論してみたいと思います。で、全く独立の3つの出来事をちよっとご紹介したいと思います。

1つは町内の出来事です。これはあの中村議員も一般質問の中で触れられましたけれども、あのソーラーパネルの建設にあたっては条例でですね地元の合意をつくる、で最終的には自治会長、耕地総代等がですね判断をするというふうなことでですね、これは非常にまあ重荷になっているとこんなお話がありました。まあなぜ重荷になっているか容易に想像がつくわけですけれども、設置に反対、賛成、あるいは条件についてですね、やっぱり役員の方が板挟みになるような事例が生じているのではないかと。それからあのそうは言ってもその土地を管理する人がいないのでそれを理解しなければいけないというご意見と、一方でそんなものが自宅の近くに建てられたんでは困ると。まあ景観的にも困るでしょうし、将来的にはですね地価の下落を招くこともあるかもしれないわけですけれども、まあそんなことでわだかまりが生じている。それからこれの重荷はもう勘弁してほしいんですね町で決めてほしいと、まあこんな意見も私は耳にいたしました。つまりソーラーパネルの建設がですね、本来の自然エネルギーの活用とは違うところである種の歪みを生んでいるのではないかということが町の中の議論から垣間見えてきます。これが1つ目の事例です。

2つ目、実はあの長野県の職員による政策研究というのがございまして、2年前にスタートして1年前に集結してですね、1年前の1月に研究報告書がまとめられています。でこのタイトルはですね「自然エネルギーの推進と景観保全等のあり方について」こういう報告書で20数ページの報告書であります。でまあ比較的北信の方に近い職員の皆さんがですね、ワークショップを持ちながらいろんな調査をしたんですけれども、実はこのタイトル、つまり「自然エネルギーの推進と景観保全等のあり方」というタイトルから容易に想像できるように、手放して自然エネルギーの開発を研究するというのではなくて、むしろ

る逆の中身でありました。でこの研究の目的ということで3つ挙げられています。1つは、景観等に配慮した自然エネルギーの普及を図るという目的に対してですね、地域との摩擦が生じる事例があると。で地域の合意づくりが今後必要ではないかと。で具体的には地域社会との関係、環境破壊の防止、ルール明確化、こういったことが課題だろうということをお県の方でもまとめている。しかもですね今時期を申し上げましたけれども、当町で問題になるより前、要するに2年前にこのワーキンググループを立ち上げてですね、県としてもこれは単に放置できない問題だという認識を持っていたということがこの政策研究から伺い知れるということでもあります。まあその結果、県が非常に強い方針を出したかどうかということは別ですけどもね。少なくともまじめに研究した職員の間からの報告はこういう形になっているということで、あの県のホームページからとれますので是非ご研究いただきたいというふうに思います。ちなみにその中で県内先進事例の紹介が3件ありました。先進的にこういう問題に取り組んでいるというところでですね、1つが佐久市、2つ目が上伊那郡飯島町、3つ目が飯田市ということで、この辺何が書いてあるか後でご紹介いたしますけれども、いずれにしても県のレベルでもですね、このメガソーラー一辺倒の開発に対しては課題視がされていたということが2つ目であります。

3つ目、先ほどあの町内の話をしました。今県の話をしてきました。で全国でこのメガソーラーについてですねどういう情報が飛び交っているかということをお、まあネットでちょっと見てみたんですけども、大変興味深いページがいくつか見つかっています。で1つご紹介しますとですね、1つは、「メガソーラーをお探しの方相談に合わせて調査します」と。例えば予算 20,000,000 円、利回り 12%、地域は何処がよろしいですか、関東甲信越ですか、九州ですか、該当物件を紹介いたしますと。で表に出せない物件もあるので是非お訪ねください。まあこんな内容のホームページが、あのとってもきれいなお姉さんのここにこした顔と一緒にですね貼ってありますね。それからもう1つは例えばこんなことですね、副収入が欲しい、安定投資したい、節税目的で投資したい方ですね、例えば 43 円の物件、要するに早い時期に認定をとったパネル、それから 39 円の物件、これもすでに今よりはるかに高いですね。こういう物件などの物件を多数手していますのでご紹介いたします。こんなホームページなんです。これを見てどう思われるかということですよ。つまりここにはですね、地球環境や温暖化やまあこういうものに立ち向かって自然を守ろうという認識のかけらもない。もはやメガソーラーはですね投資と利殖の対象に成り下がったと。まあこんなことがこの全国規模の広告から伺えるのではないかと。で飯島町の中でその地域地域で頭の痛い問題を引き起こしているメガソーラーというのはですね、結局のところこういう全国レベルでも、そこに住んでいる人たちの環境もあるいはその暮らし方もですね、地域の景観も何にも興味を持たない人たちの間で売り買いされ転売される、そういうビジネスの中でこの飯島の町の中でもいろんな悩みが持ち上がっているんだと。これが現在のメガソーラーの現実の姿じゃないかというふうに私はつくづく思ったわけがあります。で、もちろんそういうことを引き起こすもう1つの一方の原因がありまして、まあ先ほど農業問題議論されましたけれども、手の入れられなくなった農地があり、あるいはもう地主さんが不在になって息子さんが東京や都市圏に出ていかれて、あるいはその先で転売されてしまった等々ですね、有効活用できない土地が広がりつつあるということがもう一方の条件になっているだろうと。そこに利殖、転売、様々な目的の資本が転がり

込んできて、町のいたるところで様々な問題を引き起こしつつあると。ただ飯島町で比較的まともだと思うのは、先ほど課長の方のお話で、まあそうは言っても町内が8割だとか6割だということに食い止められているのはですね、まあそれでも県の先進事例として取り上げられた一定の規制がある結果ではないかというふうには思っていますけれども、それもいつまで持つのかなということは非常に心配されるわけでありまして。で、もう一度繰り返しますけれども、飯島町でも無視できない面積、無視できない規模が近い将来見通せると。それからエネルギーバランスもやはり考え直すべきじゃないかと、本当の意味でエネルギーの自給自足を考えた場合にはですね、ソーラーエネルギーというのは必ずしも安定なものではありません。昼間しかできませんし蓄積できるわけでもない。ということでもっと太陽熱ですとか小水力ですとか、あるいは逆にエネルギーを使わない節エネルギーですとか、それから今あの自由化の話がありますけれども、スマートグリッドと云ってですね必要とところに必要な電力を機敏に切り替えながらエネルギーのバランスを図ることでエネルギーの無駄を省くとかですね、そういう地域トータルのエネルギーのあり方というのを設計に取りかかるべき時期にあるんじゃないかということをお私はずっとこの3つの事例を見て感じたわけでありまして。で、そういう中なんですけれども、現実ですすねそれぞれの地域にメガソーラーが計画が立ち上がった時にですね、地域の方からの話として耳に入るのはですね、町の立ち位置がはっきり分からんということなんです。これは自然エネルギーだからいいことなんだという言い方もされるし、それから町としてどうしたいのかというその明確なスタンスも見えてこないということでありまして。で私としてはですね、もはや飯島としてはですねここに頼る必要はないんじゃないか。とりわけ大規模の開発、特に町外者のビジネスに対してはですね、もっと明確な規制をかけるべき時期に至ったんじゃないか、まあこんなふうには思っております。というのは町外の方ですすね町に何の資産も落としていかないわけですね。要するにむしろ地域に降ってくる様々なエネルギー、それから地域の電力線や交通網や様々なインフラを利用してそこにパネルを建てている。で利用するだけ利用してですね上りはみんな他所にもって行ってしまふ。一番典型的な例は風力発電の青森、秋田の例です。あそこはあの風力のメッカですね。津軽海峡を抜ける風で。でここでは風力発電機がたくさん林立しているんですが、その9割は東京資本だと言われています。つまり地元には迷惑料が若干落ちるだけで、そこで発電されたエネルギーは大半東京の方に持っていかれてしまう。飯島も下手をすればそうなるんじゃないかということをお私はずっと危惧しているわけなんですけれども、先ほど町長の見解は一度伺いましたけれども、今私もう少しあからさまな実態について申し上げました。ですので今の町の条例をさらに強化する形ですすね、特に町外者を中心とする大規模開発について、もっと強い規制をかけるべきではないかというふうに思いますが、見解はいかがででしょうか。

町 長

この地域の環境保全に関わる大きな問題かと捉えております。バックグラウンドは最近の宮田の最終処分場、あれと同じようなバックグラウンドがあるのかなというふうに解釈します。あの宮田の場合もですね農地がいわゆる抵当に入っていてそれを処分しなければならぬと、こういうやむにやまれぬ事情があつて、で業者に渡つたと、こういうことから最終処分場の場所が設定されたと、こういう背景がございます。で一方、このソーラーパネルにつきましてもですね、まあ町外業者といえどもその土地を提供するのは町内の農

業者であると、そういうそれぞれの事情の中でやむを得ずそういう事業が参入してくるといいう環境が出来あがっているのかなというふうに思っております。それであのこの環境というのは飯島町住民が力を合わせて、先ほどの最終処分場と同じく、環境は自分たちで守らなきゃならないというのが鉄則だというふうに思っております。それで許可についても耕地・区の方々がご腐心しながらハンコを押す、決断するという場面がせばまれていて、大変な負担をかけているのかなともお察し申し上げます。まあ飯島としてはですねこの環境を、先ほど申し上げましたとおりに、世界に誇るステージであると、こういう環境を維持していくためにも一定のルールを確保していかなければならない時代であると思っております。それにつきましても、町民の皆様方の意識の高揚、で各地区の区長さんたちのお考え、住民の皆様、そういった方々の意見を集約した中でですね、時代に沿った、太陽光がスタートした時代からだいぶ時代が流れてきております。やっぱし時代に沿った条例、規則に変わっていかなければならないのかなと思っております。その中で先ほどご提案のありました町内、町外というふうに分けた中でですね、そういった規制ができることが法制上可能であればですね、皆さんのご同意を得てそういった形になっていくのが望ましいかな。いずれにしても町民がみんな考えて取り組む問題だというふうに思っております。町もそういった環境ができればそういった場所を提供していきたいと思っております。

浜田議員

まあ大変力強い認識が表明されたというふうに思っております。であの先ほど後回しにすると申し上げましたその県の調査のですね、県内先進事例の報告について一部分を読み上げたいと思います。佐久市においては佐久市自然環境保全条例の中で500平方メートル以上の太陽光発電設備の設置に際してはですね、地元説明会の実施や市への開発計画の提出などを規定しており、これに違反した場合の際の罰則規定も盛り込まれていると。対して上伊那郡飯島町においては、飯島町の自然エネルギーは飯島町民の資源であるとの認識の下、飯島町地域自然エネルギー基本条例を定めているが、これはあくまでも協力を求めるにとどまり、罰則規定は盛り込まれていないと。いうことですね、まず最低佐久市の真似はしてもいいんじゃないか。何らかの罰則規定を盛り込んでもいいんじゃないかと。これが1つです。それからもう1つ、提案にありますけれども、町はニュートラルな立場であると言うんではなくてですね、むしろ規制すべきだという立場を明確に表明すべき段階ではないかと。これはあのやはり地域で様々な板挟みに遭っている皆さんに対してですね、ひとつの表明になるんじゃないかと思っております。で私あの一般質問の通告の中にも入れてましたけれども、地域の合意形成にアドバイザー制度というのを考えたかどうか。昨日日本多議員の方からもですね、もっと周知徹底をすべきであるという話がありましたけれども、この厚い文書を読め読めと言ってもですね必ずしも簡単ではないんで、その全体のやり方について頭に入っている職員、あるいは知識経験者をですね、その議論が起こっているところに派遣して、町の立場も含めてですね強い指導を行って合意形成に協力してはどうか。これはまだ非常に抽象的な提案ですけども、むしろ積極的に関与してはどうかということをご提案したいと思います。

それともう1つは、これは私自身もまだ具体的が策があるわけではもちろんありませんけれども、その一方で不在地主や手の入らなくなった農地に対してですね、まあラインガルテンの構想もあるかもしれませんけれども、やはり町として、あるいはその営農センターもふさわしいのかもしれませんが、地域として積極的な施策を打っていかないと

と、先程の町長のお話のように宮田と同じような構図を解消することはできないだろうと、こんなふうに思う次第であります。ということで私としてはですね、以上の3つの提案を具体的に検討していただきたい。あるいはいただきたいというだけではなくて町民挙げて検討すべき段階ではないかというふうに考えますけれども、改めて町長の見解をお伺いしたいと思います。

町 長

先ほどの廃棄物に関わる問題からのお話がありまして、飯島町の条例を見直しましょうと、こういうお話がありました。私はその時に新年度よりまあ専門家、法律家、弁護士等を交えた中で早急に検討するというふうにお話いたしました。この問題も同様、ひとつの環境を守るという意味において共通点があるかと思えます。一緒にですねそういう法的な専門家、プロとまた各地区でどんなことが行われているのかということをお話の中で勉強会を開き、また議員の皆様とご一緒にですね、飯島町の条例・規則というものができていったらいいかなというふうに思っておりますので、また今後ともひとつ共々研究していきたいと思っております。

浜田議員

先ほどあの、「むら夢楽塾」が開かれまして、松岡先生が講演なさっていて大変印象的なキーワードがありました。世界中のあの経済を混乱させている新自由主義ですね、非常に単純な言葉でその特徴を表現されていました。「金だけ、今だけ、自分だけ」まあこれ以上の表現はないかなと思えますけれども、少なくともその自然エネルギーがですね、こういう動機で突き動かされるようなことがあってはならないというふうに思います。で特に地域に眠るエネルギーは地域のものだという、まあ町のエネルギーの条例の中でも高らかに謳われていると思えますし、それが町外者ですね利潤獲得の手段にされてはいけないということも、飯島町に講義に来られた様々な研究者の方も繰り返し口にされているところです。是非先程の町長のご答弁をですね、積極的に推進されることを求めて私の質問を終わりたいと思います。

議 長

ここで昼食のため休憩とします。再開時刻は午後1時30分とします。休憩。

午後11時52分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。

ここで議長から申し上げます。これから提案となります第60号議案について、また、今会期中に提案が予定されております第61号議案について、昨日開催の議会運営委員会において、議案の審議方法等が協議されておりますので、議会運営委員長からの報告を求めます。

坂本議会運営委員長。

議会運営  
委員長

それでは議会運営委員会の報告をいたします。昨日7日の本会議終了後、午後4時30分より、町側から町長、副町長、総務課長補佐、企画政策課長に出席いただき、議長副議長立ち会いのもと議会運営委員会を開催し、町より本定例会に追加提出されます2案件についての審議方法等について審議を行いました。追加提出の案件は補正予算案件1件、

人事案件1件の2件であります。初めに第60号議案となります補正予算案件につきましては、本日上程、総括質疑の後、常任委員会に分割付託し、最終日15日に委員長報告の後採択することとしました。次に第61号議案となります人事案件につきましては、最終日15日に上程し、上程日即決といたしました。議員各位におかれましては以上をご理解の上ご協力を賜りますようお願いを申し上げ委員長報告といたします。

議長 お諮りします。本案の審議方法は、ただいまの委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
本案の審議方法は委員長の報告のとおりとします。  
坂本委員長自席へお戻り下さい。

議長 日程第2 第60号議案平成27年度一般会計補正予算(第8号)を議題とします。  
事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長  
議長 本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第60号議案平成27年度飯島町一般会計補正予算(第8号)について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,973,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,948,936,000円とするものであります。今回の補正につきましては、平成27年度の決算を迎えるにあたり、事業実績等の見通しにより必要な補正を行うものであります。なおこれから3月末にかけて流動的な事務事業もありますので、補正をしなければならないものについては精査の上、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。主な歳入の内容としましては、地方消費税交付金52,000,000円、普通交付税調整額の復活分およそ3,000,000円、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金およそ12,000,000円、平成27年度国の補正予算対応分の情報セキュリティ強化対策費の財源として、国庫補助金およそ6,000,000円、並びに町債3,000,000円、同じく国の補正対応分の地域未来塾事業補助金におよそ3,000,000円を計上いたしました。主な歳出の内容としましては、長野県警察官七久保駐在所及び町消防団第五分団詰所の用地買収費用に10,000,000円、飯島町営業部の立ち上げ費用におよそ7,000,000円、役場の情報セキュリティ強化対策としておよそ32,000,000円、地域未来塾事業におよそ3,000,000円を計上いたしました。その他各種事務事業において決算を見込み、それぞれ計上をいたしました。その他細部につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げますので、よろしくご審議の上、決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

企画政策課長 (補足説明) <総括>

総務課長補佐 (補足説明)

企画政策課長 (補足説明) <所管分>

住民税務課長 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)  
総務課長補佐 (補足説明) <追加>  
議長 これから質疑を行います。  
なお本案は議会運営委員長からの報告のとおり、各常任委員会へ審査を付託することとなっており、総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。  
それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(なしの声)  
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
議案を付託するにあたり、各常任委員会の審査区分について事務局長から申し上げます。  
事務局長 (審査区分説明)  
議長 お諮りします。本案の委員会審査区分については、ただいま事務局長説明の審査区分のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
議長 異議なしと認めます。  
従って、第60号議案はただいまの審査区分により各常任委員会へ審査を付託いたします。  
議長 以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じ、これで散会とします。ご苦労様でした。

午後 2時 8分 散会

平成28年3月飯島町議会定例会議事日程（第5号）

平成28年3月15日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 第61号議案 教育長の任命について
- 日程第 3 第 4号議案 飯島町行政不服審査条例
- 日程第 4 第 5号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 5 第18号議案 平成28年度飯島町一般会計予算
- 日程第 6 第19号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 第20号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 第21号議案 平成28年度飯島町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 第22号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第10 第23号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第11 第24号議案 平成28年度飯島町水道事業会計予算
- 日程第12 第60号議案 平成27年度飯島町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第13 請願・陳情等の処理について
- 日程第14 議会閉会中の委員会継続審査について

平成28年3月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成28年3月15日

- 追加日程第1 発議第1号「憲法改正の国民的論議を保障するため安倍首相に十分な見解表明を求める意見書」について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1番 本多 昇	2番 滝本登喜子
3番 久保島 巖	4番 折山 誠
5番 橋場みどり	6番 堀内克美
7番 三浦寿美子	8番 浜田 稔
9番 中村明美	10番 坂本紀子
11番 竹沢秀幸	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 下平洋一	副町長 唐沢 隆 総務課長補佐 中原直登 企画政策課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 宮下 寛 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 田沢義郎 会計管理者 堀内喜美江 企画政策課財政係長 座光寺満輝
飯島町農業委員会 会長 森本令子	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 委員長 下島恭子	教育長 山田敏郎 教育次長 小林美恵
飯島町代表監査委員 橋場正芳	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	宮下弥紀

## 本会議再開

開 儀  
議 長

平成28年3月15日 午前9時10分

おはようございます。町当局並びに議員各位には大変ご苦勞様です。これから本日の会議を開きます。今定例会も本日をもって最終日となりました。会期中はそれぞれ本会議をはじめ各委員会において提出されました案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。去る2月24日、29日及び3月8日の本会議において各委員会へ付託をしました条例案件2件、新年度予算案件7件、平成27年度補正予算案件1件、また請願・陳情案件2件につきまして、それぞれの委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。

本日はこれらの委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営上諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

なお、座光寺財政係長は一身上の都合により欠席する旨、連絡がありました。

議 長

日程第1 諸般の報告を行います。

議会閉会中に、社会文教委員会及び議会運営委員会が視察研修を実施しておりますので、各委員長より報告をいただきます。

初めに、中村社会文教委員長。

社会文教  
委員長

おはようございます。社会文教委員会の視察研修報告をいたします。本年1月21日から22日にかけて、地域介護、在宅介護、地域医療において、南信地域で先進的取り組みを行っている阿智村、泰阜村を訪問し研修、また満蒙開拓平和記念館の見学を行ってまいりました。阿智村は平成28年1月現在人口6,551人、当町と同じく阿智村が誕生し60年の節目になります。またスタービレッジ制の事業で昨年の春から秋にかけての観光客は63,000人が訪れ、昨年の倍増加しているとの状況です。研修は社会福祉協議会で会長の櫻井久江氏のご参加をいただき実態を伺いました。元、清内路村村長をされていた方で、説明者としては山下社協事務局長が担当してくださいました。社協の介護保険事業では訪問介護事業で第二幸寿苑、えんばな、ひだまり、の3つのデイサービス施設、特別養護老人ホーム阿智荘を運営しています。村内の介護保険事業では小規模でグループホーム、介護保険施設、デイケア、訪問介護ステーション等介護養護施設等もあり、村内介護施設数などは大変充実しています。社会福祉事業所の運営には国の制度改正に敏感に対応できる専門職員が配置されており、黒字経営に取り組んでいます。当町も見習う点と感じてまいりました。介護保険料は県下2番目に高いが、村民からの苦情もなく対象者も村内に施設があることから施設充実を求めており、8割が施設介護を利用し在宅が少ない実態です。課題としてはボランティアの若返りであるとのことでした。続いて、元阿智村村長の岡庭一雄氏から「地域で自治を育む阿智村の実践から」と題して講義をいただきました。

泰阜村では松島村村長から介護保険事業など村内の実態などを伺いました。人口平成27

年度10月時点で1,702人、65歳以上の高齢者率39%で、今後の高齢者人口は減少傾向に向かうとのことでした。介護認定者113人のうち在宅介護が8割です。泰阜村の高齢者福祉に対する考え方は、昭和59年に診療所に着任した青年医師が築いた、老いや死の前に医療には限界を感じたことに始まり、逃げられない事実を受け入れ取り組むことに、老いてもずっと健康という考え方から、老いて障がいを持って安心して生活できる支援策とする。村の調査結果で高齢者は施設より住み慣れた家で最終を迎えたいと望んでいることから、福祉も在宅福祉を基本に。在宅福祉の基本方針は北欧に学び、ノーマライゼーション、障がい者や高齢者が他の人々と等しく生きる社会、福祉環境の整備実現を目指す考え方に立ち、介護する側ではなくされる側の気持ちを尊重、そして介護保険を実施する中で、村独自策として利用料60%を村が肩代わり、上乘せサービスも村が負担しています。村は初めから在宅福祉を推進しようとする考え方や理想があったわけではなく、高齢化が進む中で目の前の課題解決を行ってきただけとのことでした。今後の課題として、これから高齢者の終りの住みかはどこなのか、終末期のあり方、介護の質の問題、高齢者の尊厳を守ることとはどういうことか、介護における人材の問題があるとのことでした。今回の研修視察では介護施策において阿智村は施設介護が8割、片や泰阜村は在宅介護が8割と、真逆の取り組みをしている自治体を知ること、当町の介護支援施策を考えていく上で大変参考になりました。介護福祉での取り組みでは時代の流れを的確に把握できる人材確保と、高齢化が進む福祉を考えていくことの重要性を改めて考え直す機会となりました。以上研修報告といたします。

議長  
議会運営  
委員長

次に、坂本議会運営委員長。

議会運営委員の視察報告をいたします。議会運営委員会は事務の効率化、ペーパーレス化をするためタブレットの導入と活用を2年ほど前から研究してきており、この度、平成28年度に予算計上させていただきました。この先進地である岐阜県関市の市議会を2月8日に視察しました。IT化推進をまとめられた2人の議員の方々からお話を伺いました。導入時にはコンサルタントによるシステム構築は考えておらず、市販されている機器を使って、まずは技術の習熟をしながら少しずつ進められております。平成24年から3年をかけて23名の議員の方たちはタブレットを使い、定例会や臨時会、委員会、議員間交流をしております。実績として平成26年度は定例会4回、臨時会3回で、紙の節約、約88,000枚、金額で307,500円の削減ができております。導入する以前からタブレットを持たれている方もいて、現在8台が個人所有、貸与が15台、事務局使用で8台、費用は約1,270,000円で、その後、Wi-Fi設置と電源工事で約770,000円余りでした。タブレットの破損やセキュリティは貸与者の責任になっています。それでも3分の1の議員の方は個人責任で資料を印刷しているそうです。今後は本会議場を改修し一般質問でタブレット使用も考えていきたいと言われておりました。私たちも職員の方たちとともに協力し、町の経費削減や連絡事項の効率化や、タブレットを使い議員活動の内容を広く住民に公開するシステムづくりに精一杯取り組みたいと思いを強くしました。

翌日9日は名古屋市内にあります中日ビル4階に長野県の観光情報センターが入っていますので、そこを訪ねお話を伺いました。残念ながら飯島町の観光案内の資料は置かれておりませんが、飯島町生産者の商品があり心強く思いました。

この施設研修を参考に、次年度は議員のタブレット使用の技術向上やセキュリティの構築に早急に取り組むたいと思います。また町の経費削減に協力し、様々な議員活動をホームページに素早く公開できるよう努めていきたいと思います。以上報告といたします。

議長 それぞれの委員会におかれましては視察研修大変ご苦労様でした。以上で諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩とします。

[休憩中 全員協議会]

議長 休憩を解き会議を再開します。

議長 日程第2 第61号議案「教育長の任命について」議題とします。  
事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第61号議案「教育長の任命について」提案理由の説明を申し上げます。このことにつきまして、この度、教育長として9年間お勤めいただきました山田敏郎氏が3月31日をもって退任されることとなりました。ここに改めて長年に亘る、町教育行政に対するご尽力に感謝を申し上げたいと思います。本日教育長としてご提案申し上げます赤坂耕地の澤井 淳 氏にはお手元の経歴書にございますとおり、昭和53年4月より県内の各高等学校教諭、長野県教育委員会事務局、高校教育課指導主事を務め、平成22年には長野県田川高等学校校長として、平成24年には長野県教育委員会事務局教学指導課参事兼心の支援室長、平成25年には長野県伊那北高等学校校長としてお勤めいただいております。人格、見識とも最適と考え、この経歴を生かして教育委員会の代表として教育行政の振興に尽力いただけるものと思っております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。なお任期につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間です。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は討論を省略し、これから第61号議案「教育長の任命について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議長 お座りください。起立全員です。

よって第61号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 ここで議事進行についてお諮りします。日程第3及び日程第4に係る条例案件は、いずれも所管の総務産業常任委員会へ審査を付託してあります。そこで本条例案件2件につき

ましては一括して委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、議案ごとに討論・採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

議 長

それでは日程第3 第4号議案「飯島町行政不服審査条例」、  
日程第4 第5号議案「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

所管の委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。

久保島総務産業委員長。

総務産業  
委員長

それでは条例審査の報告を申し上げます。本定例会初日2月24日に付託されました「飯島町行政不服審査条例」及び「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の2件につきまして、3月11日午後3時から総務産業委員会を開催し慎重に審議いたしました。結果、お手元の報告書のとおり決しましたのでご報告いたします。まず「飯島町行政不服審査条例」に関しましての審議では、審査員は情報公開審査委員が兼務することになっている、その委員も公開されていない、公開の必要があるのではないかと。それに対し、町長の付属機関ということで公開はしていなかった。しかし内容は非公開の場面もあるだろうが、委員は公開の妨げはないと思うので近隣の例を見ながら公開の方向で進めていきたい、と答えがありました。討論では、一步前進して、行政に対する不服審査が位置付けられたということに対しては評価する。公正な審査が行われることを希望して賛成するとなりました。また関係条例の整備に関しましては、行政として関係の条例を整えるというものであり、審査の運用を補足するものであるということから適正であり賛成とする。という意見がございました。議員各位におかれましてはご賛同いただきますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

久保島委員長、自席へお戻りください。

最初に、第4号議案「飯島町行政不服審査条例」に対する討論を行います。

討論はありませんか

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第4号議案「飯島町行政不服審査条例」について採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

従って第4号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、第5号議案「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」に対する討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第5号議案「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

従って第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで議事進行についてお諮りします。

日程第5以降に掲げる新年度予算案件及び平成27年度補正予算、並びに請願・陳情案件につきましては、いずれも所管の常任委員会へ審査を付託してあります。

そこで、新年度予算案件につきましては、一括して各委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、議案ごとに討論・採決を行いたいと思います。

また、補正予算案件につきましても各委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、討論・採決を行いたいと思います。

請願・陳情案件につきましては、所管委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。それでは

日程第5 第18号議案「平成28年度飯島町一般会計予算」

日程第6 第19号議案「平成28年度飯島町国民健康保険特別会計予算」

日程第7 第20号議案「平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第8 第21号議案「平成28年度飯島町介護保険特別会計予算」

日程第9 第22号議案「平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計予算」

日程第10 第23号議案「平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算」

日程第11 第24号議案「平成28年度飯島町水道事業会計予算」

以上、第18号議案から第24号議案までの平成28年度予算7議案を一括議題といたします。本案につきましては、それぞれ各常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。

初めに、久保島総務産業委員長。

総務産業  
委員長 それでは平成28年度予算審査報告を申し上げます。2月29日に上程の第18号議案平成28年度飯島町一般会計予算分割付託分、第22号議案平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計予算、第23号議案平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算、第24号議案平成28年度飯島町水道事業会計予算につきまして、3月9日午前9時10

分より3月11日午後5時15分まで3日間、委員全員が出席し、関係各課の課長及び係長のご出席を願い慎重に審査いたしました。結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

総括質疑におきましては、地域おこし協力隊関係の予算で活動費が決められている、隊員の創意や工夫を生かすための意見を取り入れているものか？ それに対しましては、活動費は大枠でとってあるという認識だ、当然隊員の活動に柔軟に対応するように十分配慮する。次に、飯島町営業部の活動内容は企画だけでなく積極的に営業すべきではないか？ 農産物の販路拡大で農家の収入の増も図っていくべきだ。に対しましては、インターネットも使いながら新たな販路拡大も視野に入れていく。次に、千人塚の周遊コースの計画が予算化されている、桜の手立てやその他開発の意向はあるか？ に対しましては、桜は専門家の意見を聞きながら桜に限定せずお花畑構想もある。その中で中央アルプス国定公園化やジオパーク構想もあり、重要なポイントとして今後取り組んでいきたい。次に、道の駅花の里や、本郷の道の駅など助成金が相変わらず出ている、今後の考え方はどうか？ に対しましては、花の里利用組合の難しい話は聞いている。地域一帯の連携があればよいと思って考えている。今回新たな形になるので見直しもしていきたい。助成し続けるということには懸念もあるので自立の方向を望んでいる。次に、まじい元気道場の参加者は職員研修だったが一般の方も数人入っていた、町民を入れるなら広く声をかけ多くの人に参加を募るべきだ、今後の姿勢は？ に対しましては、まちづくりの一環でお試しサンプル的に2月12日に試験的に行った。近場の住民に声をかけ見てもらった。今後は多くの人に声をかけていきたい。次に、滞納整理機構が委託を盛られている、困難者の強行取り立ても問題視されている、町では要保護、準要保護の児童が増えている状況にあり、福祉関係部門との綿密な連携を求めるが？ に対しては、税は公平の原則があるが一方実状もある。不幸な結果にならないようにしたい。現状、庁内の関係部門の税制、福祉、建設、教育などと連携協議会を持っている。現実に執行停止や誓約書の期限延長なども実施してきたところだ。次に、上伊那広域ごみ中間処理施設の負担金について市町村間で不公平感がある。見直しの働きかけはどうか？ に対しましては、公平性がどこにあるか研究し、意見を申し上げるところは申し上げていきたい。次に、移住定住に上伊那広域連携で取り組むとなっているが、市町村間にはバラつきがあり公平性にも問題がある、返って中部伊那ブロックの方が有効と考えるがどうか？ に関しましては、上伊那広域連携は予算を確保するための連携と認識している。市町村に配分されてくるものだ。連携には伊南4市町村もあるが取るか取られるかになってくる。中部伊那4町村については有力なファクターになり重要と考えている。次に、景観計画や下水道事業の経営戦略等にコンサルタントを入れている。丸投げせずに地域の実状や住民感覚を生かしたものが求められる、また環境問題や太陽光パネル、地下水保全、放射能物質などの地域で守るための強い規制が必要だ。に関しましては、放射能物質や地域資源、太陽光パネルには懸念を持っている。法的ガード策を設けなくてはいけないと思っている。それには住民のみならず法律家の専門的な知識が必要だ。各種計画には職員が自分でできる限り作っていくことを求めている。顧問弁護士との契約という話が出てきたが？ それに対しては、展望の中にある。また今後必要性も出てくるだろう、弁護士だけではなく公認会計士の顧問契約も必要になってくるかもしれない。それから次に、移住定住を進めるためには建設補助金の40歳未満、1ターン

優遇を撤廃し広げるべきだ？ に対しましては、窓口を広げる意味でも見直していきたい。ふるさと納税の1ランクアップ事業で1ケタの伸ばせると思うが？ に対しましては、特産品に絞ったお礼の品の見直しや拡充で地域産業にも波及したい。インターネットも有効に使い伸ばしていきたい。

次に討論で出された意見を申し上げます。一般会計に関しましては実施計画に基づき堅実な予算となっている。花の里の委託料には執行段階での慎重な対応を求める。また地域起こし協力隊には適切な活用を要望し賛成とする。新年度において新しい事業を打ち出した中で財政指標は順当なものとなっている。限られた枠の中で工夫が見られ意欲も出されている。よって賛成するものとする。限られた中で夢を追うものが盛り込まれ住民も力を得ていけると感じている。よって賛成とする。たくさんのお金を掛けず、たくさん新しい事業を盛り込んだことは評価する。営業部本部長は町長ということだ、繁忙の中大変だと思うが外に対して営業力発揮に期待し賛成とする。公共下水道事業に関しましては、公共下水道の加入率がほぼ80%となっている。今後加入率が大幅に伸びることは期待できないと思うので現状の中での確かな運営を求める。よって賛成とする。適正な予算と認識するしかし今後ももしかすると農集排との合併など大胆な見直しが必要な事態が起きるかもしれない、それらの検討も経営戦略策定の中でされることを求め賛成とする。水道事業会計では、起債を多く抱えている中での確かな予算と捉える。今後都市計画や移住定住の中でどこに住宅造成をするかなど計画的に進められることを求め賛成とする。

以上質疑でございました。議員各位におかれましてはよろしくご審議をいただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島委員長自席へお戻り下さい。  
次に、中村社会文教委員長。

社会文教  
委員長

それでは社会文教委員会の審査報告をいたします。当委員会に付託されました第18号議案平成28年度飯島町一般会計予算分割付託分、第19号議案平成28年度飯島町国民健康保険特別会計予算、第20号議案平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算、第21号議案平成28年度飯島町介護保険特別会計予算、以上4案件について3月19日9時10分から3月11日午前10時までの間、関係職員の説明を求め慎重に審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり4議案全て全委員の賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたのでここで報告いたします。

審査の内容で出されました主な議案・質疑等を申し上げます。なお質問、町側の答弁等は質問を「問」、答弁を「答」として申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。先ず保健福祉課関係では、保健係「問」食育推進事業の所管が教育委員会から保健医療係になるが、職員の仕事内容が増える中で計画策定など確実に進めていけるのか。住民組織の力の活用も考えていっては？「答」重要な事業の1つと考えている。どれだけのものが出るかだが、しっかりと内容を見直し作り直していく。「問」国保の医療費額についての県順位は？「答」77市町村中49位、だんだん高い方になってきている。「問」基金の取り崩しと平成30年に国保税が県統一時では残金はどうなるか？「答」50,000,000円切り

崩しが必要だが残金も残りそう、県統一時も残金はそのまま町のものとなる。地域福祉係、「問」障害者のショートステイ施設の充実に取り組む考えは、「やすらぎ」で対応できないか？「答」現在「まんてん」で行っている。障害者の生活介護は遅れているのでこれから考えていきたい。「やすらぎ」は地域包括補助事業の関係から今のところできない。高齢者福祉係、「問」介護保険料のランクは？「答」町は中間ぐらいである。「問」特別養護老人福祉施設の待機者状況は？「答」要介護度3以上の人は0、それ以下での待機者は9人。「問」地域支援コーディネーターについて？「答」地域の力を借り人と人とのネットワークを作る。今後の課題であり先進事例も見ながら検討していきたい。教育委員会関係では、先ず子ども室、「問」ファミリーサポートセンター事業委託についての内容は？「答」コーディネーターは社協職員が適切と思われる。サポーターの募集は町広報、保育園などで、協力隊員には約20時間の講習、年1回の会員確認・顔合わせ会・意見交換、更新などを行う。任期は3年の予定。「問」子育て支援センター移設が文化館駐車場であるが、大きなイベントの場合駐車スペースは足りるか？「答」足りないときは役場周辺の駐車場も使うことで補えると思うが、できるだけ狭くならないように西に寄せて建設する予定である。生涯学習係、「問」町に既存品のデータ化はしているか？「答」ペーパーで台帳を作ってみたが不明なものもある。今後データ化を再度検討したい。「問」昨年、文化館にプロジェクターの要望があったが予算化されていない、その理由は？「答」検討の結果現状でもできることがわかったこと。またどうしてもという状況のときは県から借りることもできるため。以上が審査の内容です。

総括質疑では、「問」保健師は正規、臨時・パートタイマーが従事しているが、正規と臨時との職員数がほぼ同じ。待遇面を含め充実した保育環境作りのためには賃金面での格差の改善が必要だが今後どう考えていくのか？「答」正規と臨時との割合は1対1であることは承知している。5年ほど前に処遇待遇改善を行った。今後も状況を見ながら対応していく。「問」28年度予算でトイレの修繕・新設を緊急防災事業で実施することになっているが、当町には公衆用トイレが少ない、この際一般に開放して考えては？中央道のバス停などのように管理委託も含め検討してみてもどうか？「答」今回の改修・新設は運動場のトイレである。公衆用トイレとして使用していたころは窓ガラスを割られたり、落書きされたりしたこともあり、今はところ公衆として使用することは考えていない。ただ管理委託ができるということであれば検討する余地はあると思う。「問」地域福祉総合事業がこれから始まるということで、保育士さんが十分揃っていない中、新規事業をやっていくのに大変でないかと思うがどうか？「答」保健福祉課関係では育休中の保育士が2名のうち、5月に1名、12月に1名復帰することから、復帰後に事業策定に取りかかる予定。また教育委員会の子育て支援でも「ネウボラプラス」を実施するために子育て支援調整官を配置することとした。「問」今の職員体制の中で新規事業が増えてきている。保育士同様、事務職員も正規、臨時、半々だと思う。同じ仕事内容で待遇に差が生じないようにすることや、今後、正規職員の100人体制を見直していく必要があるのではないか？「答」現在は同一労働同一賃金のシステムが入ってきているので今後順次態勢を整えていきたい。経験年数の長い臨時職員から嘱託化していき、人員確保を図っていきたい。「問」新町長が就任されて初めての予算で新しい事業が入っているのは当然のことだと思う。しかし職員体制が変わらない中、予算化した事業を着実に実行していくためには全体

のバランスを副町長が見渡していったほうがいいかどうか? 「答」事業全体のボリュームが増しているのは確かだと思う。ただ職員一人一人も自分で考え、出来ること出来ないことを判断していくことが必要だと思う。しかし全体的にバランスをとれることは大事であるので常に配慮していく。「問」地域未来塾、土曜塾等を実施に当たって先進地を見ると、その塾が子どもたちのたまり場、遊び場になってしまっていて本来の意味をなしていない事例が見られる。この事業では本当に勉強したい子、経済的に塾に行けないが勉強したい子、学校の授業に無い内容等に興味を持っている子、等が本来の目的に沿って勉強等ができるよう進めてもらいたい? 「答」その趣旨に則って進めていく。

賛成討論では、先ず一般会計、昨年より7.2%増の4,700,000,000を超える予算。有利な起債を活用することなどを評価し、職員体制を整備することを期待する。子育て支援センターは住民要望を反映した思い切った判断として評価する。またこの施設は災害も想定していることを含め期待している。次、七久保小学校の学童クラブができることで今後期待したい。次、介護関係事業について在宅介護、医療、総合事業等、国が地方に押しつけた感はあるが、じっくり住民の意見を取り入れて進んでもらいたい。次、子育て支援、病児・病後児保育、買い物弱者支援、水の駅、在宅支援を前面に出した予算として評価する。以上が一般会計での賛成討論。

国保会計では、社会弱者に対して今まで同様、国保料滞納という親切対応してもらうことを条件に賛成とする。保険給付費が全国で34番ということで今後の健全経営に期待し賛成とする。後期高齢者医療保険事業では討論はなし。介護保険事業では制度が変わり、新しい事業が入ってくる。介護される側の立場に立って事業確立をしてもらいたいことをして賛成とする。

以上が主な審査内容の報告です。4議案の議員各位の慎重なご審議をいただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中村委員長自席へお戻り下さい。

以上で平成28年度予算関係7議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これから議案ごとに討論・採決を行います。

議長 最初に第18号議案「平成28年度飯島町一般会計予算」に対する討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長 賛成討論はありませんか。

10番  
坂本議員

賛成の立場で討論いたします。歳入における予算組み立ては、国の動向を的確に捉えた中での予算編成となっており、その努力を認めるものであります。自主財源の少ない当町は年々増える「ふるさと納税」を大切な財源と捉え、まだまだ増やすことができると思われますので研究していただきたい。歳出における事業内容は新町長になり約3カ月と短い間でしたが、後期基本計画に沿った中でマニフェストとうまくすり合わせのできた事業内容となっており認めるものです。定住促進事業が定着し拡大する中で人口増となるようご

期待するものであります。またここ数年、お母さんたちから要望のあった子育て支援センターが、防災拠点施設と併設する中で移転新築できることとなり、要望に応えることができました。しかし第3子以降の保育料の無料化に伴い、保育士が現在ギリギリの状態の勤務体制となっており、人数共々十分理解して今後の改善に努めていただきたいと思います。また飯島町営業部の事業内容やアルプス花の里事業は具体的な内容が固まっておりません。今年のコスモス祭りは現在の場所ではやらないと言われました。20年も続いたイベントであり、町外県外からの来場者が楽しみにしていると聞きました。もう少し小さな規模でよいので開催していただきたいと、いくつか要望意見を述べまして賛成といたします。

議長 はい他に討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第18号議案「平成28年度飯島町一般会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案に対する委員長の報告はそれぞれ可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

議長 お座りください。起立全員です。

従って第18号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、第19号議案「平成28年度飯島町国民健康保険特別会計予算」に対する討論を行います。初めに原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長 他に討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第19号議案「平成28年度飯島町国民健康保険特別会計予算」を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従って第19号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、第20号議案「平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第20号議案「平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従って第20号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、第21号議案「平成28年度飯島町介護保険特別会計予算」に対する討論を行います。討論はありませんか。

7番

三浦議員

介護保険については制度が見直され、国の総合確保推進法によって行政にとっても住民にとっても複雑な内容が求められてきています。独り暮らしや老老世帯も増えている中で、在宅医療、在宅介護が求められていますが、医療、介護を在宅で受ける生活をするには厳しい環境が飯島町にはあります。こういう中で経済的な負担や心配も深刻になると心配をされています。是非今までどおり介護に泣かないよう保険料に対してもまたサービス利用に対しても配慮をお願いしたいと思います。また新たな事業展開もありますので、是非先行的に実施をしている自治体も見ながら、飯島町に合った計画の策定をお願いしたいということをして賛成といたします。

議 長 他にありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第21号議案「平成28年度飯島町介護保険特別会計予算」を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

従って第21号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、第22号議案「平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計予算」に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第22号議案「平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計予算」を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

従って第22号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、第23号議案「平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算」に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第23号議案「平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算」を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり

決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

従って第23号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

次に、第24号議案「平成28年度飯島町水道事業会計予算」に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第24号議案「平成28年度飯島町水道事業会計予算」を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

従って第24号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻を10時30分といたします。休憩。

午前10時16分 休憩

午前10時30分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第12 第60号議案「平成27年度飯島町一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。先ほど申し上げましたとおり、本案につきましては各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長から本案に対する審査報告を求めます。

初めに、久保島総務産業委員長。

総務産業

委員長

それでは平成27年度補正予算第8号について審査結果の報告を申し上げます。過日2月9日本会議におきまして付託されました、平成27年度補正予算第8号につきまして3月11日午前10時45分から総務産業委員会を開催し、慎重に審査いたしました。結果、お手元の報告書のとおり、委員会に本多委員より提出されました修正案を可決することに決しましたのでご報告いたします。内容につきましては、本多委員提出の修正案の2ページをご覧くださいと思います。歳出の項につきまして2款総務費1項総務管理費6目、企画費を39,902,000円を39,420,000円に訂正するものでございます。減額いたしました482,000円は予備費に充当し、予備費の35,795,000円を36,277,000円に改めるものでございます。修正理由でございますけれども、事業コード1165の8節報償費及び9節旅費につきまして、すでに事業着手がされたものであるということから、本補正予算に計上することは不相当であるとしたものでございます。上程の際に細部説明はなく、事前着手という事実はですね新聞報道により判明したということも問題視されているところでございます。

続きまして審査の中で出された主な意見を申し上げます。平成27年度補正予算第8号原案は既に執行された事業予算が計上されている、これは容認するわけにはいかない。よってその部分のみ削除修正をすべきである。また以前に条例が決定する前に関連予算の議決が求められた件もあった。このようなことがまた再び起こってはいけないということで、手続きや原則を無視したやり方には納得できない。予算決定前の事業実施は黙認できない。今後このようなことは決してあってはならないことを申し添えて、原案の一部修正に賛成する。意見は以上でございました。議員各位におかれましてはよろしくご審議いただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

久保島委員長自席へお戻り下さい。

次に、中村社会文教委員長。

社会文教

委員長

それでは社会文教委員会に付託されました第60号議案「平成27年度飯島町一般会計補正予算(第8号)」分割付託分について、3月11日に関係職員の説明を求め慎重に審議を行いました。結果はお手元の報告書のとおり可決すべきものと決定いたしましたのでここに報告いたします。審査の内容で出されました質疑等を申し上げます。待機児童の現状は? 町側からは現在はいない。3カ月前に要望することで対応する。職員が足りない場合は募集を行い整えていく。との内容でした。討論はありませんでした。以上審査内容の報告といたします。全議員の皆様のご賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

中村委員長自席へお戻り下さい。

以上で第60号議案「平成27年度飯島町一般会計補正予算(第8号)」に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第60号議案「平成27年度飯島町一般会計補正予算(第8号)」を採決します。お諮りします。本案に対する総務産業委員長の報告は「修正可決すべきもの」であり、社会文教委員長の報告は「可決すべきもの」であります。よって議事の整理上、先ず初めに総務産業委員長から報告のありました修正案について採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

それでは第60号議案「平成27年度飯島町一般会計補正予算(第8号)」に対する修正案について採決を行います。この採決は起立によって行います。

第60号議案について修正案のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議長 お座りください。起立全員です。

従って第60号議案は修正決議されました。

議長 次に、ただいま修正決議した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除くその他の部分については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第60号議案は修正部分を除くその他の部分については原案のとおり可決されました。

ここで下平町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長 今般の予算執行につきまして不手際がありましたことをお詫び申し上げます。

議長 次に日程第13 請願・陳情等の処理についてを議題とします。本案につきましては、去る2月24日の本会議におきまして総務産業常任委員会へ審査を付託しており、お手元に配布のとおり、委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。先ほど申し上げましたとおり、一括して委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論・採決を行いたいと思います。

これから委員長報告を求めます。

久保島総務産業委員長。

総務産業  
委員長

それでは陳情案件につきましての審査報告を申し上げます。平成28年3月定例会初日に付託されました陳情案件2件につきまして、3月11日午後1時30分から総務産業委員会を開催し、慎重に審査いたしました。お手元の報告書とおりましたのでご報告いたします。まず、飯島町、芦部喜由さんから提出されました27陳情17号「スーパーマーケット誘致の陳情書」につきまして審査報告を申し上げます。同氏に出席をいただき審査をした結果、本陳情は趣旨採択と決しました。審査の過程で出されました意見、主なものについて申し上げます。陳情では具体的店名や場所などが明記されているが、質疑・応答の中で、飯島区中心地にある食糧品店の拡大・充実でもよいということが分かりました。よって陳情の趣旨は十分に理解するものであり、町民の共通の想いであることから飯島地区に中型のスーパーマーケットの出現に対し、町の強力な支援が求められるということから趣旨採択とすることが適当であるとなりました。

次に、平和って何だ・伊那谷代表 角 憲和氏から提出されました28陳情第2号「真つ当な改正議論を保障するため、安倍首相に真摯な姿勢と歪んだ憲法感の是正を求める陳情」につきまして審査報告を申し上げます。審査の中で出されました意見につきまして申し上げます。提出された陳情書は個人攻撃や中傷する内容が混在している。しかし項目の中に適切な部分もあるので、飯島町議会としてこのまま採択するには問題がある。よって本陳情は不採択とし、特に、別にですね当議会として安倍首相に対し健全な憲法論議を進めるよう意見書を提出したらどうかという意見が出されまして、全員一致で賛同いたしました。以上報告を申し上げます。議員各位におかれましてはご理解とご賛同をいただきま

すようお願いを申し上げ委員長報告といたします。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
久保島委員長自席へお戻りください。  
以上で請願・陳情等の処理にかかる委員長報告、及びこれに対する質疑を終わります。  
これから案件ごとに順次、討論・採決を行います。  
初めに、27陳情第17号「スーパーマーケット誘致の陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
27陳情第17号「スーパーマーケット誘致の陳情書」について採決いたします。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。本陳情は委員長報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って27陳情第17号は趣旨採択とすることに決定しました。

議 長 次に、28陳情第2号「真つ当な改正議論を保障するため、安倍首相に真摯な姿勢と歪んだ憲法感の是正を求める陳情」討論を行います。討論はありませんか。

8番  
浜田議員 この陳情を不採択とし、しかしながらこの陳情の中核的な部分については別途意見書を提出すべきということで、この不採択にすべきという点で討論を申し上げます。ここに提出されています文言等はですね、少なくとも一国の首相に対して礼節を弁えたものではないというふうに思いますし、議論のそれぞれの論点もですねかなり主観的なものだというふうに考えられます。そういう意味でこの陳情書は議会として採決するにはふさわしい品格を備えたものではないというふうに私自身は考えます。ただその一方で、とかく陳情等についてはですね、一般住民・市民が提出するという性格上、粗削りなものや何かがあるということはしばしばあることだというふうに考えます。でその表現が不適切であるということを経由して、その中の本質まで葬り去ることは議会としてはふさわしくないだろうと。そういう意味では可能な限り陳情に盛り込まれた中核的な部分については尊重すべきであると、そういったことが必要であるというふうに考えて、先のような冒頭に申し上げたような処理がよろしいのではないかとこのように考えるわけでありまして。そういったことを含めて、この陳情を不採択とすべきだというふうに考えます。以上です。

議 長 他に討論ありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
28陳情第2号「真つ当な改正議論を保障するため、安倍首相に真摯な姿勢と歪んだ憲法感の是正を求める陳情」について採決します。お諮りします。  
本陳情に対する委員長の報告は不採択です。ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決

は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議 長

起立0です。

従って28陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

議 長

日程第14 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題とします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり、議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。

申し出の事件について、議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

従って、本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。

ここで暫時休憩とします。

[追加日程・追加議案配布]

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまお手元へお配りしましたとおり、浜田 稔くんから1件の議案が提出されております。お諮りします。

本案を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って議案1件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議 長

追加日程第1 発議第1号「憲法改正の国民的論議を保障するための意見書」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

宮下事務局長。

事務局長

(議案朗読)

議 長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

8番 浜田 稔くん。

8番

浜田議員

それでは意見書提出についての趣旨説明を行います。安倍首相は任期中に憲法改正をしたいとの意向を表明しました。憲法は国の形を定めるものであり、その改正には国民投票が必須の手続きとなっている以上、十分な国民的論議を保障するために、安倍首相の意図する改正内容が明確に国民に伝えられる必要があるというふうに考えます。当然のことながら、地方議会も憲法の補足法である地方自治法に基づいて運営されている以上、この憲法の形がどのようなものになるかということは、地方議会にとっても必須の要件であるというふうに考えます。よって下記の3点を具体的に説明するよう求めるものであります。

まず第1に、第1次政権以来表明してきた安倍首相の憲法感について。第2、憲法改正の意図と全容、及び自民党改正草案との関係について。第3、政府は主権者である国民に従って統治するという現行憲法の骨格をなす立憲主義への考え方について。このことにつ

いて説明するように求めるものであります。で、これは現憲法を改正する、しないという立場の如何に関わらず、この憲法を議論する以上国民全体、とりわけ飯島町議会にとって重要な項目であるというふうに考えるところであります。よって議員全員の賛同を求めて説明といたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号「憲法改正の国民的論議を保障するための意見書」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。

町長 大変ご苦勞様でございました。それでは議会閉会にあたりましてごあいさつを申し上げます。去る2月24日開会をいたしました3月議会定例会におきましては、平成28年度の各会計予算をはじめ、いずれも平成28年度をスタートするために重要な案件61議案を提案させていただきました。議員各位におかれましては、本会議並びに常任委員会におきまして慎重審議をいただき、連日に亘るご苦勞さまに対して心から敬意と感謝を申し上げます。お陰様をもちまして平成28年度予算並びに提出案件を、一定の評価をいただく中で、いずれも原案どおり全会一致で可決決定を賜りましたことに対し、重ねてお礼を申し上げます。一部修正もありました。今後の町、町政運営にあたりましては、本会議や常任委員会の審議を通じて、また一般質問において広範な行政課題に対しまして賜りました各位の貴重なご意見等を重く受け止めて、町長以下、職員が一丸となって厳しい中にも希望の持てる元気で活力のあるまちづくりのために、専心努力をしてまいる所存でございます。

さて、先週来、真冬に逆戻りした感もありますが、ふきのとうや桜のつぼみの膨らみ具合など、一層春の訪れを感じるようになりました。今週後半からは小・中学校の卒業式と保育園の卒園式も控えております。それぞれ新たな希望を持って元気に羽ばたいてほしいと心から念願をしておるところでございます。議員はじめ町民の皆様方には、平成27年度の町政運営にご協力賜りましたことに心から感謝を申し上げ、来たる平成28年度が災害もなく、飯島町が更なる発展を遂げられますように一層のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

最後になりましたが、本定例会にご出席を賜りました橋場代表監査委員さん、下島教育委員長さん、森本農業委員長さんには、大変お忙しいところを誠にありがとうございます。議会はじめ皆様方には益々ご健勝でご活躍されることを心からご祈念申し上げまして、3月議会定例会閉会のごあいさつとさせていただきます。長期間に亘りまして大変あ

りがとうございました。お世話様になりました。

議 長

以上をもって平成28年3月飯島町議会定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。

午前11時00分 閉会

上記の議事録は、事務局長 宮下 務の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員